

博士学位請求論文

指導教授 今堀太逸教授

日本中・近世の地域社会と寺院の研究 — 京都・近江を中心に —

佛教大学大学院文学研究科日本史学専攻

高橋大樹

目次

序章 1

第一部 中・近世京都の都市社会と寺社

第一章 室町・戦国期における寺院再興と「勸進」——檀那・菩提所——

はじめに 23

第一節 室町・戦国期二尊院の再興と寺僧の活動 25

〈1〉善空の再建活動とその周辺

〈2〉恵教の勸進活動

〈3〉「二尊院勸進帳」と『二尊院縁起絵巻』

第二節 菩提所・法然廟の再興と檀那 35

〈1〉墓所の経営と菩提料所

〈2〉霊宝類伝来と法然廟所の再興

〈3〉『縁起』の成立と寺僧・寺檀関係・門中寺院

おわりに	44
第二章 中世北野社御供所八嶋考 — 西京・宮仕・神子 —	
はじめに	53
第一節 中世後期北野社御供所八嶋屋とその組織	54
〈1〉 八嶋屋の理解と位置	
〈2〉 「八嶋職」と神子	
〈3〉 八嶋屋と宮仕	
〈4〉 北野社における八嶋屋の位置と文書発給	
第二節 中世後期北野社における八嶋屋の機能と西京	63
〈1〉 八嶋屋の御供調進	
〈2〉 八嶋屋への御供貢納と段銭賦課	
おわりに	71
第三章 「西京七保」御供所の近世 — 御供所寺院とその維持・管理 —	
はじめに	79

第一節 「西京七保之封疆」と御供所	80
〈1〉 『北野誌』叙述の検討	
〈2〉 「西京七保」御供所の理解	
第二節 御供所寺院の存在形態	90
〈1〉 第三保長宝寺の維持と運営	
〈2〉 長宝寺の留守居	
〈3〉 長宝寺の造立・修復	
第三節 御供所寺院と保社人	103
〈1〉 大將軍村保と寺院	
〈2〉 「西京七保」御供所の維持と社人	
おわりに	108
第四章 近世京都における融通念佛宗寺院の展開	
――京都里坊北野圓滿寺の創建――	
はじめに	115
第一節 融通念佛寺院圓滿寺の創建	116
〈1〉 圓滿寺の創建と融通念仏の興隆	

〈2〉	圓滿寺普請と「吾宗開発之末寺」	
〈3〉	「北野天神靈廟之側」と圓滿寺移転	
第二節	「里坊」圓滿寺と融通念佛宗の末寺	125
〈1〉	圓滿寺の維持と管理	
〈2〉	洛中における融通念佛宗の展開	
〈3〉	融通念佛宗の末寺と「無本寺之古跡」	
おわりに	— 圓滿寺の変転 —	133
第二部	近世近江における村落社会と寺院	
第五章	近世村落寺院の維持と管理 — 年中行事・生業・生活空間 —	
はじめに	143
第一節	近世知内村の寺院	144
第二節	住持交代と知内村『記録』	149
第三節	寺物運用をめぐる村・寺・檀那	156
〈1〉	田地争論の経緯	

〈2〉 柏舟隠居と跡式争論への展開	
〈3〉 檀中と村と住持	
第四節 大般若経会をめぐる村落と寺院	166
〈1〉 知内村と大般若経会争論	
〈2〉 大般若経会の「故障」と寺院	
〈3〉 村方祈祷をめぐる「記録」と「記憶」	
おわりに	176
第六章 近世知内村の「半檀家」と寺檀関係 — 村・檀那・菩提所 —	
はじめに — 近世近江の「半檀家」 —	187
第一節 近世知内村の寺檀関係と半檀家	189
第二節 知内村「半檀家」争論と信心 — 「片門徒旦那」「半旦那」をめぐる —	195
〈1〉 享保二二年の半檀家争論	
〈2〉 宝暦一三・一四年の半檀家争論	
〈3〉 もう一群の知内村半檀家史料	

第三節	知内村「半檀家」の近代——その解消過程——	207
	おわりに	210
第七章 寺誌を識すということ——明治・大正期知内村と寺院の歴史叙述——		
	はじめに	217
第一節	「寺有記録原稿」の成立	219
〈1〉	寺有記録原稿の起筆	
〈2〉	中川源吾と「中川源太夫私有記録」	
第二節	「寺有記録原稿」の記述内容とその生成過程	223
〈1〉	「寺有記録原稿」の内容とその構成	
〈2〉	「寺有記録原稿」の記述典拠	
第三節	つむがれる寺院と村の歴史——調査者の「記録」と「記憶」のあいだ——	235
〈1〉	安養寺の歴史の描き方と「調査」	
〈2〉	中川源吾による調査活動と安養寺調査箱	
〈3〉	安養寺調査箱と近世・明治期の原文書の移動と所在	

初出一覧	277
参考文献	263
終章	249
おわりに	244

序章 —本論の視角と構成—

はじめに

本論は「日本中・近世の地域社会と寺院の研究—京都・近江を中心に—」と題し、室町戦国期から近世における都鄙それぞれの地域社会と寺院の関わりを明らかにすることを目的とする。具体的には、これまでの文書調査・踏査調査の成果に基づきながら、第一部「中・近世京都の都市社会と寺社」において、「1」王家仏事に深く関与した嵯峨二尊院の中・近世の再興過程、「2」王城鎮守の神である天神を祀る北野社と膝下西京の問題を取り上げる。そして第二部「近世近江における村落社会と寺院」として、近江の村落社会における寺院の位置・機能・諸関係について、近江湖西北部に位置する一村落を取り上げて論じる。

これらの本研究を貫くキーワードは、「地域社会と寺院」「寺院創建・再興」「村落寺院と年中行事」「寺檀関係をめぐる村と檀那」「由緒・寺史編成と史料」などであり、そこから宗派・教団史研究などでは捉えきれない人々の仏教受容・信心と日常生活の有りようを問う。なお、第一部・二部ともに対象事例は異なり、都市（京都）と村落（近江）における仏教信仰や寺院の社会的位置がそれぞれにおいて明瞭となるが、寺院の再興過程や檀越、寺僧・寺院の地域社会で機能と位置などについて考察する視角は共通する。

これまで日本仏教史研究は、宗派・教団、教義・教学、あるいは祖師の思想や生涯などの分析を中心として展開を遂げてきた。また、寺院史（組織や法会などを含む）や朝廷・幕府による宗教政策に関する論点も深化し、多様な仏教史像が構築される一方で、仏教（信仰）がどのように地域社会や人々に受容されていたのかという問題についても、「女性と仏教」研究や宗教社会史研究など、従来の研究動向にとらわれない柔軟な捉えなおしを意図した研究も進展している。

また、近年の日本中・近世の仏教史・宗教史研究では、特に中世後期における政治権力（室町幕府の寺社政策、禅宗と幕府）、寺院組織論（禅律僧、勸進聖、本願も含め）⁽¹⁾などに加え、これまでの都市・村落間、荘園における生活と宗教を見通す視角・研究も深化している。⁽²⁾

そのなかで、地域社会と寺院に関する研究の蓄積も厚く、仏教・宗教と社会の関係に眼を向けた場合、その画期を一五世紀に置くことは、藤井学氏が鎌倉新仏教の本格的定着を見通した提言以降「藤井二〇〇二A」、多くの論者が指摘するところである。近年では、湯浅治久氏が、東国社会における日蓮宗を事例に「戦国仏教」像を素描し「湯浅二〇〇八」、さらに「中世後期の自立的な鄉村や町場を受容の母胎として、それ以前の宗教が本格的に地域社会に根付き」、「やがてそれが近世に引き継がれ、地域民衆に受容され、民衆の信仰として定着する」とし、さらに宗教的教義や宗派（教団）の問題も視野に入れつつ、東国仏教諸派の地域的展開を「結衆」の集団化・出現・動向を踏まえつつ検討している「湯浅二〇一六」。

また、そうした日本中・近世という時代（特に戦国期）の寺院・寺僧と人々との関係―寺檀関係について、本論と関わる見通しを提示しているのが神田千里氏である「神田二〇〇二」。神田氏は、王家・将軍家・庶民の菩提寺との師檀（寺檀）関係が一七世紀初頭に信仰上で形成された諸研究に注目し、それらが「戦国時代に仏教信仰がさかんになったことの帰結として、近世の檀家制度を考えることも十分可能」であるとす。

さらに、地域社会と仏教の相関関係を読みとく湯之上隆氏は、中・近世の寺院と地域社会について、江戸幕府による権力による寺院・民衆統制、本末・末寺体制や寺請制度ではなく、「一六世紀から一七世紀の在地においては、生産力の高まりなどを土台として、有力者により開創・維持される寺院のみならず、有力な檀那をもたない、民衆による、のちの村落寺院にむすびつく堂社の建立が続き、かれらの精神世界の基盤」となったとし、その中で地域寺社が鎮守祭礼や五穀豊穰・病氣平癒の現世利益・来世救済の祈願の場となったという見通しを提示する「湯之上二〇一四」。

このような中・近世の見通しは、かつて竹田聰洲氏が、浄土宗寺院における事例を網羅的に分析し、民間宗教者が

都市部・周辺村落へ展開・定着し、寺庵・寺院を再興して檀那・村人との寺檀関係を取り結んでいく過程を追究した研究視角と通底する〔竹田 一九九三〕。

本論ではさらにその中で、勸進活動が結縁・奉加・供養の回路を通じて、寺社と人々、あるいは寺社と地域社会を繋ぐものであったことに重点を置いて考察を進めていく。

この点に関しても、すでに佐々木孝正氏が次の様に述べている。すなわち、中世の勸進は寺社側からすれば金銭を集める社寺側の経済的行為であるが、一方で庶民側からすれば寄進を媒介とした宗教的欲求の充足・信仰の表出であったとする。そして、それら個々の喜捨が勸進者の手によって大多数の作善となっていくこと背景に「庶民の奉加結縁をその宗教意識の根底において支えるものは、多数作善功德信仰や融通念仏の信仰として表明されてくるところの宗教的な連帯観念」であったと指摘する〔佐々木一九八七〕。また、佐々木氏は様々な勸進奉加史料の中にみられる死者追福の文言に注目し、「勸進への奉加の宗教意識が、死者の追善供養にあったことをよく示している」と述べている。

本論は、これらの視点を踏まえつつ、個別具体的に寺社（組織）と地域社会を繋ぐ施設・年中行事・身分集団に注目して考察を進める。そして、これまでの文書調査・踏査調査の成果に基づきながら、地域宗教史の研究として二部七章の構成とした。

〈1〉 第一部 中・近世京都の都市社会と寺社

中世後期の京都市は、応仁文明の乱や天文法華の乱、あるいは元龜騒乱など度重なる戦乱によって多くの寺社が焼亡・荒廃した。その後の復興は、幕府や朝廷の援助もあり、都市復興とともになされていくが、それまでの荘園経済に依拠していた多くの寺社はその再建資本を喪失し、新たな経済基盤を模索した結果、貴賤衆庶から奉加を募る勸進

活動が活発化していく。「洛中洛外凶屏風」などには、都を跳梁する勸進聖の姿が描かれ、それぞれの寺社は、諸方に縁起を掲げ、あるいは由緒を再編し勸進活動に乗り出した。そして、その周辺には正規ではない偽勸進や乞食紛いの行為も問題化していった。

これまでの中世勸進研究は、東大寺再建についての研究がその嚆矢である。源平合戦により荒廃した東大寺の復興のため、大勸進となった俊乗坊重源は各地に別所を設定し、勸進聖や大工集団等の技術集団を編成して、再建の全面的な請負業として展開させた。中ノ堂一信氏は重源の勸進活動を「中世的勸進」として評価し、以降これが寺社勸進研究の起点となった「中ノ堂二〇一二」。その後、中世勸進研究は、歴史・宗教・美術などあらゆる面で取り上げられたが、中世後期の勸進研究については、近世一山寺院の本願組織の実態研究「吉井一九八四」を繋ぐ点も含めて、下坂守氏が全面請負業としての勸進聖集団が社内内に「本願」として定着していく過程を清水寺を事例に明らかにさせ「下坂二〇〇三」、以後、寺院組織としての本願研究が進展した「豊島編二〇一〇」。

ただ、もちろんこうした中世後期の寺社復興はすべて本願によってなされたわけではない。当然、本願が定着しなかった中小寺社についても、復興をめぐる近世への歴史的変遷を明らかにしていく必要があると考えられる。また、地域社会との関係でいえば、寺社の膝下領の都市住民との関係・関与も説明課題である。寺社の荒廃は、そこに依存・関与する都市住民、特に神人や寄人といった寺社に勤仕した下級宗教者にとって無関心ではなかったはずである。

そこで第一部では、以上の中世後期の地域社会と寺院・集団をめぐる問題を考えるために、寺社再興や当該期の寺社と周辺地域との関与・関係の具体相を明らかにすることを課題とし、その際、寺僧の活動（対幕府・朝廷・檀信徒）、また地域社会を取り巻く恒常的な関係（例えば寺檀関係や年中行事のための御供貢納）などを具体的に分析する。構成と概要は次のとおりである。

第一章 「室町・戦国期における寺院再興と「勸進」——檀那・菩提所——では、中世西山派教団の拠点寺院ともなった法然遺跡寺院である二尊院の室町・戦国期の再興過程を明らかにしながら、「勸進」・寺僧・檀那（外護者）の関

係を踏まえて近世化の具体的様相を検討する。また、考察にあたっては、二尊院を菩提所とし、中世後期研究の基礎史料でもある三条西実隆の日記『実隆公記』のほか、二尊院文書（鎌倉時代後期～明治時代初期）を用いる。特に二尊院文書を用いた分析によって、「門中寺院」とよばれた廬山寺・遣迎院・般舟三昧院・二尊院の王家葬礼仏事に関する文書の輪番管理にも触れつつ、二尊院の復興が単なる寺院の復興に止まらず、王家葬礼仏事寺院としての再興であったことを、僧集団・寺院間結合の点からも明らかにする。

第二章 「中世北野社御供所八嶋考―西京・宮仕・神子―」は、中・近世に北野社内位置した御供所八嶋（屋）と、御供備進をめぐる社内組織（曼殊院門跡・社家等）の諸関係、また膝下西京からの御供貢納についての考察である。検討にあたっては、北野社社家松梅院主による日記『北野社家記録』や、門跡の下で寺務を担当した目代の『目代日記』などを用い、そこに写された八嶋屋の発給文書などから、神子・宮仕をめぐる組織の在り様を明らかにする。

第三章 「西京七保―御供所の近世―御供所寺院とその維持・管理―」では、第二章を踏まえて、中・近世に北野社（の御供所八嶋屋）に御供を貢納していた膝下「西京七保」の各御供所の近世的展開を考察する。「西京七保」と呼ばれた各保の御供所は寺院として、そこに結集する神人（社人）によって維持・運営された。これは、中世から近世にかけて北野社と神人をめぐる由緒の問題とも関わり、どのように御供所の寺院が維持・管理されてきたか、その実態を問う。つまり、由緒と身分編成の問題を含めて、御供貢納が身分を保証・再生産する行為に止まらず、それが歴史化していくことで、近代以降の由緒として機能した点にも注目したい。

なお、考察にあたっては、「西京七保」のうち第三保御供所長宝寺を拠点にしていた神人（社人）本郷家に伝わってきた文書群（六一九点）を用い、近世「西京七保」や神人（社人）組織の変遷や結集の過程を明らかにし、中世「西京七保」、近代「西京七保」の歴史認識を遡及的に考える。

第四章 「近世京都における融通念佛宗寺院の展開―京都里坊北野圓滿寺の創建―」は、近世前期に教団化した大坂平野の融通念佛宗本山大念佛寺の末寺として、元禄年間に京都北野に里坊として創建された圓滿寺の歴史の変遷を追

う。教団として様々な折衝を行う上で創建された圓滿寺は、「吾宗開発之末寺」として、山主（大念佛寺歴代住持）や寺僧が大坂と京都を往来する際の拠点のみならず、京都における融通念佛宗寺院の展開の端緒となる寺院であった。考察には、大念佛寺文書や『日鑑』を基礎史料とし、あわせて伝記史料や地図資料も利用する。とりわけ、日次形式で記される膨大な寺務日誌である大念佛寺『日鑑』は、教団・地域・末寺の動向などが詳細に記されており、これを基礎史料として注目しつつ、その記述方式の変化も考えながら検討を進める。

〈2〉 第二部 近世近江における村落社会と寺院

次に第二部では、近世村落社会における寺院の位置・機能・関係を近江国の一村を事例に論じる。

近江は、菅浦文書（長浜市西浅井町菅浦）や今堀日吉神社文書（東近江市今堀町）、大島奥津島神社文書（近江八幡市北津田町）など、中世惣村文書の分析を中心とした中世村落史研究において、早くから共同体が発達した地域として注目されてきた。また、近世村落文書についても、自治体史編纂によって新たな史料の発見・整理がなされ、近世村落史研究に資するところは大きい。ただし、中世惣村文書研究の進展とは対照的に、近世近江の共有文書の保管・伝承・維持、またそれに関わる村落共同体の有り様に言及する研究は少ない。

その中で注目しておきたいのは、近江の膨大な史料群を渉猟しながら、近世近江の村落社会を研究した原田敏丸氏が、その著書『近世村落の経済と社会』のあとがきに記した次の一文である〔原田一九八三〕。

従来の近世村落に関する研究においては、史料の残存状況の制約もあり、また幕藩体制における村落の役割を明らかにするという問題意識によって、封建的な支配関係の中に位置づけられた村落の研究が多くを占めているが、本書の場合は村落生活の内部構造や内部論理を明らかにしようとする点に主力が注がれている。そのために主として文献的史料に基づく実証的な研究方法をとっているが、村落生活の内部論理を追究するには文献的史

料による研究だけでは限界があるので、この限界を越える手段の一つとして第四部（村落の共同体的民俗儀礼―筆者注）では民俗学的な調査を試みた。今後の農村研究においてはこのような文献史学以外の方法を併用することによってはじめて開かれる境地があるのではなからうかと考えている。（傍線は筆者。以下同にて略）

右の視点は、現在においては自明のことであるかもしれない。しかし、歴史的重層性を持つ祭礼行事・儀礼等が伝えられる近江の村落社会の研究を進める上で、改めて重要な視点である。本論はこの視角を継承しつつ、従来の近世村落や自治・行政と寺院に関する研究、また歴史民俗学的視点を踏まえ、村落と寺院・檀那をめぐる考察を行う。

ところで、近江をフィールドとして考察を進める場合、その中での地域偏差も当然のことながら視野に入れねばならない。特に北国海道とその周辺地域、すなわち湖西地域（滋賀郡・高島郡）の近世村落の生活史や自治の有り様は、なお史料が多く残存しているにも関わらず、自治体史による一部の紹介に止揚している状況である。とりわけ、仏教史や地域寺院史研究との関連でいえば、比叡山や比良山の豊かな宗教文化圏に包摂されながら、その多くの地域社会における寺社（村堂や神宮寺も含む）の関係・実態研究もいまだ進んでいない。³⁾ まずは、近江湖西の近世村落に関する膨大な史料群を見通しつつ、それら寺院や神社（鎮守）を取り巻く地域社会との諸関係を明らかにしていくことが課題である。

本論第二部は、先に述べた原田敏丸氏の視角を重視し、近江湖湖西北部に位置する滋賀県高島市マキノ町知内を取り上げ、より具体的にその宗教誌的モノグラフを描きつつ、地域自治の中での寺院や檀那の位置・関係を明らかにする。以下では、本二部の構成・内容を述べる前に、「1」中・近世知内村の概況、「2」知内村研究と史料について述べておく。

「1」 近江国高嶋郡知内村の概況

近江国高嶋郡知内村は、現在の滋賀県高島市マキノ町知内に比定され、知内川と百瀬川が琵琶湖に注ぐ河口部に位置する地域である（「図1」）。古くは西近江路の輶結駅周辺地域として、また近世には北国海道の海津宿の周辺地域として、京都と若狭など北陸方面を結ぶ交通の要所であった。

知内村の集落域は、上知内と湖岸の下知内（新割・南向）に分かれる（「図2」）。元禄五年（一六九二）の「知内村絵図」⁴によれば、上知内と下知内の南向に「浜居村」とある。本論第五章で触れるように、知内村の安養寺・海蔵院が、近世初期に上知内に移転したとの由緒もあり、上知内の集落が元禄五年までに形成されていたことは間違いない。なお、下知内の新割は、明治二九（一八九六）年の南郷洗堰竣工や知内浜の開発等によって、新たに開削されて開けた集落域である。

次に知内の寺社等についてみておく。現在上知内には、真言宗安養寺、曹洞宗海蔵院、下知内の南向には真宗光傳寺（もとは上知内。大正五年に移転）があり、鎮守として唐崎神社（唐崎大明神）・日吉社（十禅師社）がある。また、南向で知内村の南端、隣接する新保との境には、かつてサンマイと呼ばれた埋墓があり（詣墓は寺院に付設）、近年までは両墓制であった。

さて、次に知内の歴史的展開についてみておく。知内の古代・中世の詳しい状況が明らかではないが、高島郡域にあたる輶結荘（官省符荘↓比叡山法華堂領↓青蓮院門跡領荘園）・嶮熊野荘（妙香院門跡領）・大処荘（妙香院門跡領↓比叡山実相院領）・川上荘（宇治平等院領↓領家職〔六角氏〕・地頭職〔叡山大講堂〕）・開田荘（東大寺僧建立京都某寺領↓叡山実相院領↓大徳寺領）といった比叡山延暦寺の膝下領のいずれかに比定される。

室町期以降は、室町幕府御料所・六角氏御厩領としての海津荘（海津東浜・海津西浜）の中にみられ「マキノ町誌編さん委員会編一九八七」、知内はこの海津荘の西浜に位置したと考えられている。それは、知内に関する史料の初見である熊野社旦那在所を書き上げた享徳三年（一四五四）の「旦那在所注文」（熊野那智大社文書）に「西はま、

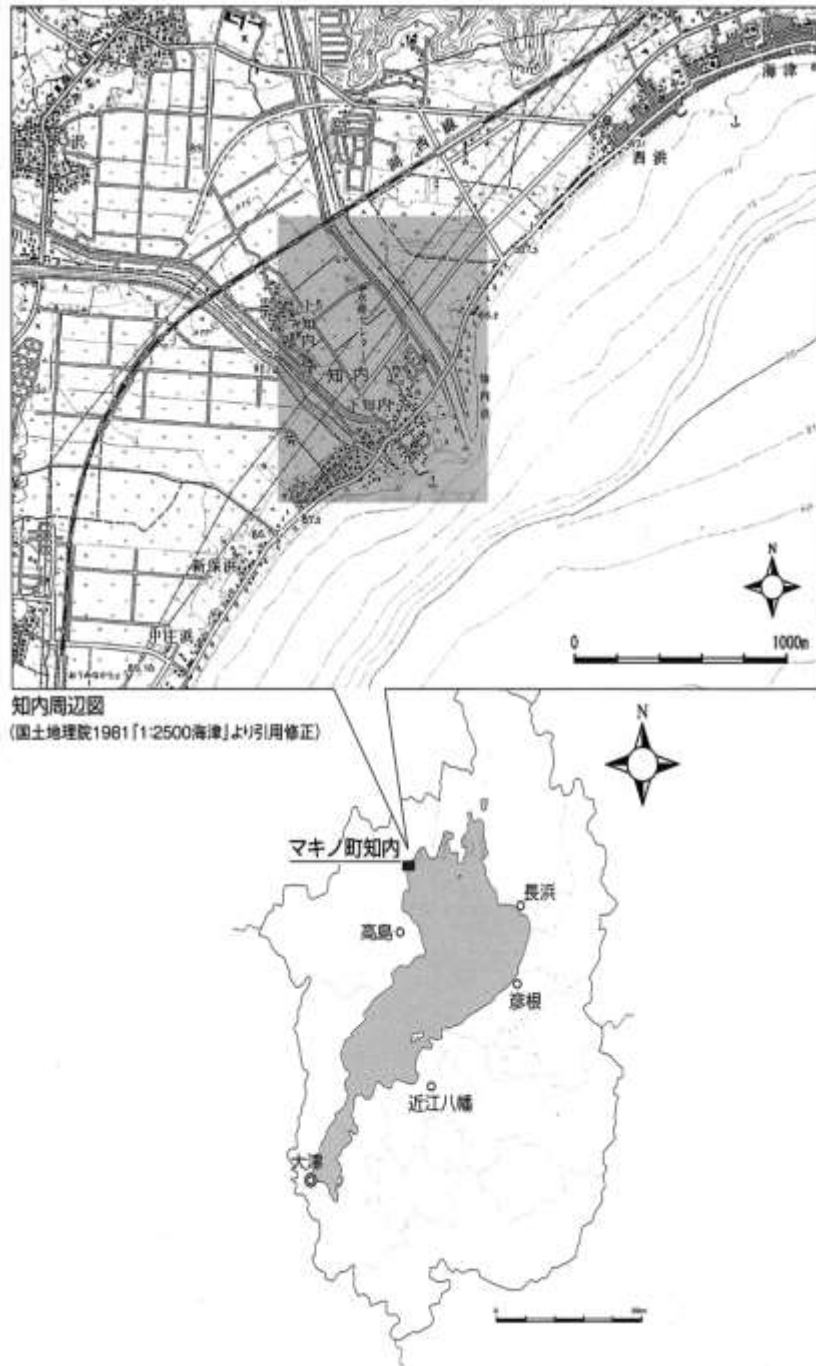
かひてん、まきの、いしは、つし、もりのにし、ひろくち、さわ、しんほう、ちない」とあり、同じく天正八年（一五八〇）の「海津浜在所書立写」（熊野那智大社文書）の「西はま十一村」のうちに「ちない」とあることから確認ができる。すなわち、惣荘としての海津荘西浜の中に知内があったのである。

その後、織豊期の知内村は史料的な問題から明らかにしえないが、唐崎神社境内裏手に「海津城跡」の石標があり、付近に海津城が築城されていたという。その後、天正一〇年（二五八二）に丹羽長秀が高島郡を領して「知内浜城」を修復し、その左方の高木浜に東・西浜の人家・道場を移し（Ⅱ「海津町」）、右方に人家を移した（Ⅱ「知内町」）ともいわれる（『閑窓隨筆』一七三八年成立）。いずれも後世の伝記史料であるので、史実としては不確かである。なお、天正一三年に知内城の廃城で、町場は村に戻ったものとされている「滋賀県教育委員会一九九一」。

次に近世以降の所領関係について整理しておく。知内村は、慶長五年（一六〇〇）から佐久間安政領（元和二年以降信濃飯山藩）となり、寛永一五年（一六三八）には幕府領、慶安四年（一六五一）には徳川綱重領（寛文元年以降甲斐甲府藩）となる。宝永二年（一七〇五）に再び幕府領となり、享保九年（一七二四）以降、幕末・明治期まで大和郡山藩領（柳沢家）となる。明治期以降は、明治二年の町村合併で百瀬村、昭和三〇年（一九五五）の海津村・西庄村・剣熊村の合併によるマキノ町知内、平成一七年に高島市マキノ町という行政変遷をたどる。

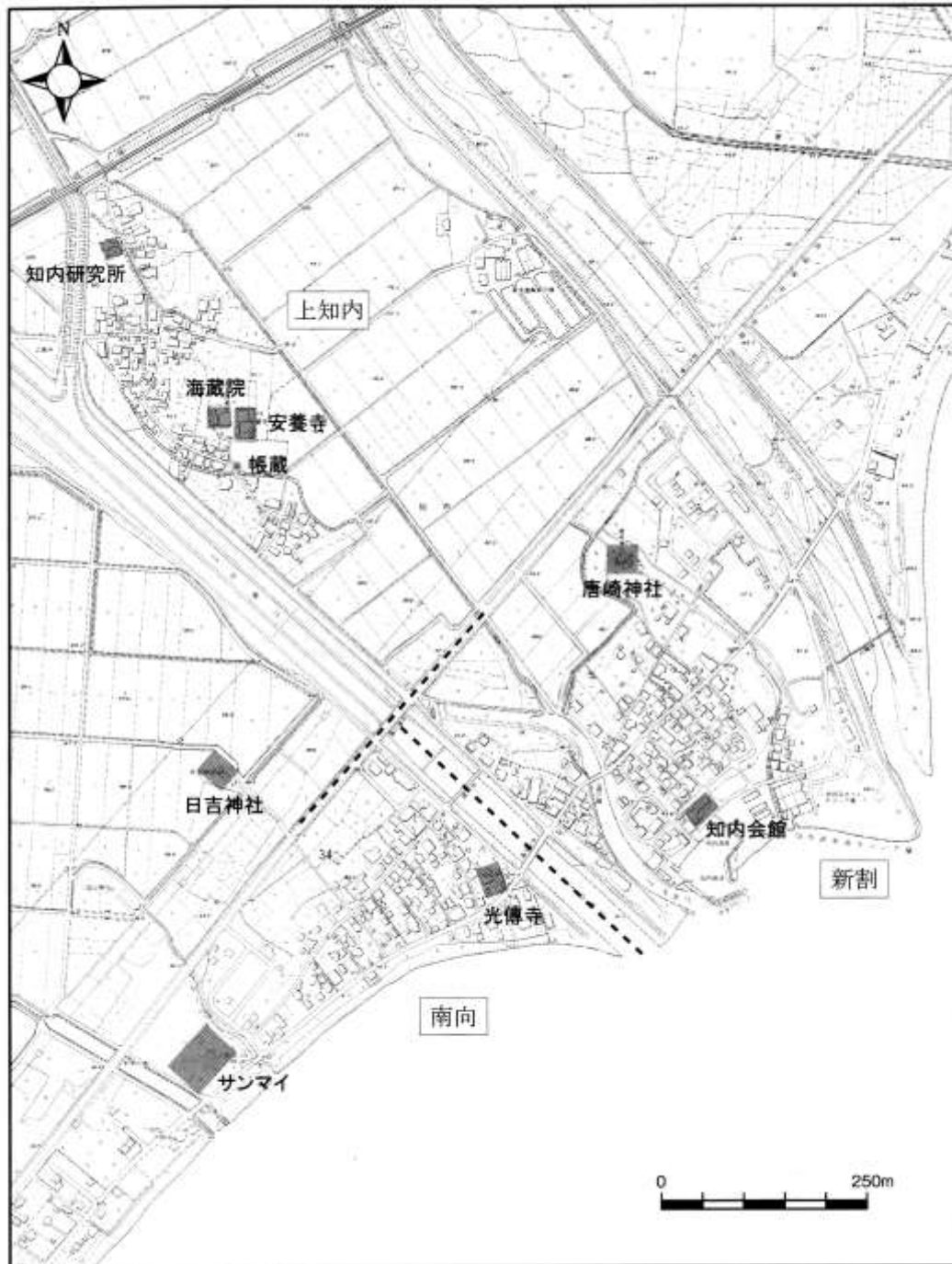
また、近世知内村の村高は、慶長検地帳・寛永石高帳には高九一二石余とあり、慶安高辻帳では田方五二五石余・畑方二八石余・永荒三五八石余とある。また、享保九年の「大和郡山領郷鑑」や同年「知内村明細帳」によれば、高九一二石余、反別五一町余、家数九六（うち本百姓八七・水呑九）・人数四四四、馬二五・牛四、そのほか商人三・魚獵師三・薪問屋一がおり、一八〇石積丸船一があった。なお、人口変遷は、現在まで四五〇〇〜五〇〇〇人で推移している。

[図1]



※「村の日記」研究会編 2010『暮らしと歴史のまなび方—知内「村の日記」からの出発—』より転載

[図2]



滋賀県高島市マキノ町知内集落図 (マキノ町1996「マキノ都市計画図1:2500」より引用加筆)

※「村の日記」研究会編 2010『暮らしと歴史のまなび方—知内「村の日記」からの出発—』より転載

〔2〕 知内村研究史と史料

知内村の研究・調査史については、科学研究費報告書『ローカルな知の伝承と環境保全に関する研究』や「村の日記」研究会編『暮らしと歴史のまなび方』に詳しい〔古川編二〇〇八、「村の日記」研究会編二〇一〇〕。

そこでも詳述されているように、知内村研究は一九六七年に文化人類学者の米山俊直が『日本の村の一〇〇年』で注目し「米山一九六七」、それ以降、環境社会学の対象フィールドとして研究がすすんだ。その成果は、一九八四年に鳥越皓之・嘉田由紀子両氏らによって『増補 水と人の環境史』としてまとめられ「鳥越・嘉田一九八四」、その後、同研究グループの古川彰氏が『村の生活環境史』として後述の知内村『記録』を用いて、生活・災害・国家と村・家・個人の関係などを論じている〔古川二〇〇四〕。

ただし、こうした研究成果が蓄積される一方、歴史的な考察については、『マキノ町誌』以外に、知内・西浜の漁業争論を取り上げた伊藤康宏氏〔伊藤一九八四〕や、知内村の寺檀関係（半檀家）に触れた大桑齊氏の研究を挙げると、明らかにされてきたことは少なく、社会調査論としての知内研究の蓄積は厚い。それらの隙間を埋める作業とともに、社会的調査を踏まえ、総合的な近世村落研究と史料調査研究を行う必要があるためである。

さて、この知内には「帳蔵」（ちようぐら）と呼ばれる文書蔵〔図1、上知内〕があり、その中に多くの区有文書が保管されている。それら区有文書は、慶長六年（一六〇一）の検地帳から現在にいたるまでのおよそ三〇〇〇点を超す膨大な古文書・古記録群であり、村の公文書ともいえるものである。すでに昭和五七（一九八二）年に滋賀県立図書館によって整理・目録化がなされ、環境社会学の調査にも利用された。その後、二〇〇五年からそれら文書を含めた知内総合調査を意図した「村の日記」研究会によって知内研究が進められるとともに、再整理および未整理文書の整理・目録化が進んでいる〔「村の日記」研究会編二〇一〇〕。

ところで、環境社会学にせよ歴史学にせよ、知内村研究は、帳蔵にある「記録」と題された史料研究を重視している。これは、近世においては庄屋、近代以降は区長や書役（書記）が記録してきた延享二年（一七四五）から連綿と書き継がれたもので、いわゆる日次とは異なり、幕府や藩、明治政府や郡役所などからの通達・返答書を写し留め、さらに村内の出来事（主に氏神普請に関わる事項）を中心に記録したものである（以下、これをまとめ知内村『記録』と総称する^⑦）。したがって、毎日の記録ではなく、ある程度記主による情報の取捨選択があったといつてよい。そして、古川彰氏は、その知内村『記録』について次のように評価している〔古川二〇〇四〕。

『記録』は庄屋、戸長、区長など村の代表者が公式な文書とは別に日常の心算として記録してきたもので、そこには村の公的な動きとともに、たとえば大水のときのムラの行動や個人的な感想なども記述されており「村の日記」と呼んでもよい性格をもっている。また、内容はおよそ大正期を境にして村役員などの選出、事件、出来事の記述という性格から、日々の行事なども記す日記風の記述に変ってきている。

また、知内村「記録」を含む文書は帳蔵で保管されてきたが、その体制は、享保九年の大和郡山藩立藩以降、日記奉行による「記録」の提出に伴って確立された可能性が指摘されている〔鎌谷二〇〇八〕。

これら知内区有文書・知内村『記録』は、もちろん知内村の村政・生業・習俗・宗教の情報が蓄積されたものでもあるといえるが、記主を含めた庄屋や区長（時に書役）、そして知内村が、自ら問題や出来事（災害や国家との対峙）に対して過去・現在を調査・記録し、村を維持・運営していくために情報を蓄積し続けた。それを古川氏は改めて次のようにいう〔古川二〇〇八〕。

村自身が培ってきたさまざまな知識の体系こそが、村の永續、村の無事を約束するのであって、茫漠とした国家の官僚を介した政治によって実現されるものでないことを、村が敏感に感じ取っていたからに違いない。そしてその知識の体系の見える形でのインデックスこそが『記録』（知内村『記録』―筆者注）だったのである。（中略）村の調査する力（情報収集力）、情報を継承する力（情報の記述と伝承）、情報と行動を結びつける力（情

報処理と実践)などを併せて、村の情報力と呼ぶとすれば、まさに村の存続を支えているのはこの情報力ではなかったか。

本論では、近世史料論・アーカイブズ学に関する研究も参照しつつ、右の知内村の「村の情報力」の視点に学びながら、寺院や宗教に関する記述・史料の問題を中心に、しかし村の自治・政治や生活史にも目配りしながら検討を進めていく。

具体的には、以下の三章において、さらには近年の近世宗教社会史の動向⁽⁸⁾、従来の知内を対象フィールドとした環境社会学の成果を踏まえつつ、近世知内村において寺院が地域社会に果たした役割や位置、村落寺院・檀那・村の具体的な相互関係、そして近世村落生活と仏教信仰・年中行事の様相を宗教史モノグラフとして考察する。その際、村の自治の上で、あるいは村の行政記録・公文書において、出来事や問題、行事記録がどのように記述されたのかという史料的問題にも注目しつつ分析していく。

構成と概要は次のとおりである。

第五章 「近世村落寺院の維持と管理 — 年中行事・生業・生活空間 —」では、知内村に所在する三つの村落寺院と村の関係について、「1」住持交代と知内村『記録』、「2」住持隠居跡式争論をめぐる檀中・住持・村、「3」大般若経争論における村と寺について、それらがどのように史料上で記述・記録されてきたのかに留意しつつ、いずれも区有文書から見える村の宗教史として考察する。

第六章 「近世知内村の「半檀家」と寺檀関係 — 村・檀那・菩提所 —」では、従来の知内村半檀家に関する研究を批判的に検討・継承し、離檀争論に関する新史料、また幕末・明治期の半檀家関係史料などを分析しながら、知内村半檀家の解消過程について論じ、あわせて、村・家・女性の信心をめぐる有りようも探る。

第七章 「寺誌を識すということ — 明治・大正期知内村と寺院の歴史叙述 —」では、幕末〜大正期にかけて知内村の要職を務め、近代琵琶湖養魚事業に尽力した中川源吾が起草した知内村安養寺史「寺有記録」の記述や編成を分析し、

檀中が菩提寺の歴史叙述する意味、「寺有記録」の編纂活動、それに伴うに知内村区有文書や本寺への文書調査について触れ、そこで集められた史料が、当該期の知内村『記録』や区有文書と相互参照・書写されたことだけでなく、それら原本史料が帳蔵や個人の間を移動し保管されたことについても検討する。

〔史料引用凡例〕

- ① 史料の引用にあたって、旧字・異体字などは常用漢字に改めたが、固有名詞はこの限りではない。
- ② 適宜、読点・返り点・傍線・傍点・記号（番号・アルファベット）等を付し、また強調のため太字で示した箇所がある。
- ③ へは割書きを示し、／はその改行位置を示す。また、虫食いは■、判読不能の文字は□で示し、字数不明の場合は「」で示した。さらにミセケチはとこで示した。

〔註〕

(1) 日本の中・近世のみならず、前近代社会において宗教や信仰の果たした役割は大きい。特に黒田俊雄氏による権門体制論（一九六三年）・顕密体制論（一九七五年）の提唱以降「黒田一九七五」、それまでの鎌倉新仏教研究から、国政の一翼を担った顕密仏教あるいは寺社勢力論の研究が進展した。しかしながら、それとは対照的に中世後期については、経済的基盤も含め寺社勢力の解体・衰退すると評価がなされ研究は停滞する。その後、一九八〇～九〇年代、そして近年によりやく中世後期における宗教史研究が再考され、顕密体制論の中世後期的様相、とりわけ室町幕府と禅宗、宗教政策論、「寺社勢力」論の展開（中世宗教勢力論）が多角的に検証されている。

しかし、中世後期における仏教や宗教が、それまで全く論じられてこなかったわけではない。一九六二年、黒田俊雄氏が権門体制論を発表したほぼ同時期に、圭室諦成氏が『明治大学人文科学研究紀要』に論考「中世後期仏教

の研究―特に戦国期を中心として―を発表し、教団史とは異なり、各宗派個別、あるいは通底する葬祭研究を追究している「圭室一九六三」。後に、この論考を下地に『葬式仏教』を公にされたことを考えれば「圭室一九六三」、「葬式仏教」論の研究史上でも注目される論考であると考ええる。そして、圭室氏はその論考「中世後期仏教の研究」のはしがきにおいて次のように述べている。

中世後期特に戦国期仏教の解明を意図したのは、次に記す欠陥を補うためである。①これまでの日本仏教史の研究において、中世前期・近世前期は、かなり究明されているにもかかわらず、その中間をなす中世後期の研究は、著しく立ちおくられていること、②そのための中世前期の仏教を庶民化の極地とし、法然・親鸞・道元・日蓮の宗教が、そのままの形でその深く庶民層に滲透して現在に至ったと考え、中世後期特に戦国期の仏教を簡単に墮落という道徳的評価だけで片付けていること、③近世仏教研究という立場からすれば、その根幹的問題つまり檀家制・神仏抗争などを、その萌芽的状态において捉えていないこと、などのためである。

この所説でも明らかな通り、圭室氏の問題関心は②で「中世前期の仏教を庶民化の極地」とする旧来の視角を継承しつつも、「中世後期特に戦国期の仏教」を「墮落」ではなく、近世における「檀家制」の根幹的問題として解明課題としていることは注目すべきであろう（この点は、近年岩田重則氏による再評価がある〔岩田二〇一〇〕）。これは、その後、藤井学氏による戦国仏教論「二〇〇四」、あるいは尾藤正英氏が指摘するような「国民的宗教」構想に通底する「尾藤一九九二」、共有の問題意識であったと考えられる。本論では、圭室諦成氏による『葬式仏教』に代表される戦国期仏教論や葬礼研究などを踏まえつつ、①室町・戦国期の寺院再興と寺僧・地域、②近世地域社会における寺院創建・維持・展開や機能の実態解明を課題としてあげたい。

なお、近年の中世後期の仏教史に関する総括的な研究を以下に挙げておく。

大田壮一郎二〇〇七「室町幕府宗教政策論」中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版

安藤 弥二〇〇七「戦国期宗教勢力論」中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版

- 湯浅治久 二〇〇九 『戦国仏教―中世社会と日蓮宗』 中公新書
- 河内将芳 二〇一五 「戦国仏教」論再考―京都と日蓮宗を中心に― 『佛教史学研究』 五八巻一号
- 村上紀夫 二〇一六 「聖」再考―中世から近世へ― 『歴史評論』 (特集日本中世後期の宗教勢力) 七九七号
- 原田正俊 二〇一六 「室町仏教を考える」 (入門講座講演録) 『佛教史学研究』 五八巻二号
- (2) これら研究は膨大にあるが、特に本論に関わる注目すべき研究を次にあげておく。
- 石田善人 一九九六 「都鄙民衆の生活と宗教」 『中世村落と仏教』 思文閣出版 (初出一九七五)
- 苺米一志 二〇〇四 『荘園社会における宗教構造』 校倉書房
- 苺米一志 二〇〇六 「中世前期における地域社会と宗教秩序」 『歴史学研究』 八二〇号
- 湯浅治久 二〇〇五 『中世東国の地域社会史』 (中世史研究叢書⑤) 岩田書院
- 高田陽介 一九九六 「寺請以前の地域菩提寺とその檀家」 勝俣鎮夫編 『中世人の生活世界』 山川出版社
- 窪田涼子 一九九九 「戦国期の在地寺院と地域社会」 『歴史と民俗』 一五号
- (3) たとえば自治体史以外に、財団法人元興寺文化財研究所による『比良山系における山岳宗教の調査報告書』(昭和五四年度自転車振興会補助事業による) がある。「元興寺文化財研究所一九八二」。
- (4) 元禄五年(二六九二) 「知内村絵図」 (知内区有文書一九「絵図」一)。
- (5) 享保九年(一七二三) 「大和郡山領郷鑑」 (滋賀大学経済学部附属史料館紙焼きを確認)、同年「知内村明細帳」(「知内区有文書」三「村政」一)。
- (6) 「村の日記」研究会のメンバーによる知内研究については、次のようなものがある。
- 鎌谷かおる 二〇一六 「近世村落史料調査試論―近江国をフィールドワークする―」 『新しい歴史学のために』 二八九号
- 鎌谷かおる 二〇一一 「日本近世における山野河海の生業と所有―琵琶湖の漁業権を事例に― 大阪歴史学会『ヒストリア』 二二九号

- 鎌谷かおる・郡山 志保・高橋 大樹 二〇〇八 「滋賀県高島市知内区有古文書目録(2)」 『関西学院大学社会学部紀要』一〇六号
- 鎌谷かおる・古川彰 二〇〇六 「知内村漁業関連文書―知内「記録」関連文書(二) 一八六一年」 『関西学院大学社会学部紀要』一〇一号
- 鎌谷かおる・古川彰・伊藤康宏 二〇〇六 「日記萬覚―知内「記録」関連文書一八二〇年」 『関西学院大学社会学部紀要』一〇〇号
- 鎌谷かおる・古川彰 二〇〇八 「滋賀県高島市知内区有古文書目録(1)」 『関西学院大学社会学部紀要』一〇四号
- 郡山 志保 二〇〇九 「触留にみる幕末期の政治的「情報」―郡山藩領近江国飛地を事例として―」 『神女大史学』二六号
- 郡山 志保 二〇一三 「近世所領配置考―近江国を事例として―」 『神女大史学』三〇号
- 高橋大樹 二〇〇七 「近世村落寺院と檀那―近江国高嶋郡知内村を事例として―」 『鷹陵史学会「鷹陵史学」』三三三号
- 高橋大樹・鎌谷かおる・郡山 志保 二〇〇九 「光傳寺文書目録」 『同朋大学仏教文化研究所紀要』二九号
- 高橋大樹 二〇一一 「近世村方祈禱に関する一考察―知内村と大般若経会争論―」 『佛教大学大学院紀要(文学研究科篇)』三九号
- 高橋大樹・柿本雅美 二〇一一 「知内区有文書「成人成人別附留覚帳」」 『佛教大学総合研究所紀要』一八号
- 柿本雅美 二〇〇九 「史料紹介」知内区有文書「烏帽子着帳」 『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』九号
- 柿本雅美 二〇一二 「近代における屋号の生成」 『京都民俗(京都民俗学談話会誌)』二九号
- 柿本雅美 二〇一三 「家の名」としての屋号の成立と変遷―近江の事例を中心に― 『比較日本文化研究』一六号

- 柿本雅美二〇一五「知内区有文書「烏帽子割合帳」」『佛敎大学宗教文化ミュージアム研究紀要』一二号
- 古川彰二〇一一「幸福の単位―昭和戦前・戦中期における家、村、国家―」『関西学院大学社会学部紀要』一四号
- 阿部潔・古川彰二〇一一「社会表象研究の地平―「生きられた文化」への眼差し」『関西学院大学社会学部紀要』一一号
- (7) この二部では、知内区有文書および知内区の寺社文書や個人蔵文書を用いる。知内区有文書・中川功家文書(個人蔵)の文書番号は、かつて滋賀県立図書館が行った付番を示す。なお、主に使用する知内区有文書の知内村『記録』については次の翻刻があり、本論では原本を確認しつつ該当箇所を引用する。
- 古川彰・伊藤康宏一九八八〜一九九三「村の日記―江州知内村『記録』(一)〜(二二)(補)」『中京大学社会学部紀要』二一―一八―
- 古川彰・伊藤康宏・鎌谷かおる二〇〇四〜二〇〇五「村の日記―江州知内村『記録』(二三)〜(二四)」(『関西学院大学社会学部紀要』九七・九八号)
- (8) 戦後の近世仏敎史研究(特に地方・地域との関連における)は、幕府による支配・統制、「近世仏敎墮落論」などの視点で研究が進展し、その再検討を含めて近年は近世宗教社会史研究によって、従来の視点に囚われない柔軟な近世仏敎史像が二〇〇〇年代以降、明らかにされつつある。それら各論者の論考がまとめられた成果としては、たとえば高埜利彦編の『近世の宗教と社会』(吉川弘文館)などがある[高埜他編二〇〇八]。
- また、村落と寺院に焦点を当てた研究としては、澤博勝氏や渡辺尚志氏、朴澤直秀氏による諸研究があり[澤一九九九、渡辺二〇〇七、朴澤二〇〇四B]、さらに本論との関わりでは斎藤悦正氏の研究が注目される。斎藤氏は、村落寺院が村の秩序や仲裁機能、家格上昇に不可欠な側面のみを注目するのではなく、たとえば住持選定の際に村や檀那中の意向が大きく入り込むことを関東農村で論証している[斎藤一九九九・二〇〇〇・二〇〇二・二〇〇五]。

さらに近年では、鈴木直樹氏が近世前・中期の村落内部を土豪と村落寺院の関係から検討し「鈴木二〇一二」、佐藤顕氏は一九世紀における寺檀争論を取り上げ、寺僧や一部の檀家が行っていた住持選定や寺院運営により多くの主体（民衆）が関与することを検討して地方寺院組織について論究する「佐藤二〇一六」。また、夏目琢史氏は井伊谷龍潭寺を事例に地方寺院の有りようを総合的に描き出すなど「夏目二〇一五」、その研究史が深化している。かつて、澤博勝氏はそれまでの村落寺院研究を支配の視点が抜け落ちた「宗教者村抱え論」として批判したが「澤一九九九」、二〇〇〇年代に本末や支配関係を踏まえつつ、村の自治や仏教信仰に関する実態研究が進んだことによつて、近世地域社会と村落寺院をめぐる豊かな歴史像が明らかにされてきたといえよう。

第一部 中・近世京都の都市社会と寺社

第一章 室町・戦国期における寺院再興と「勸進」——檀那・菩提所——

はじめに

「勸願所^一・尊院事、依^二応仁錯乱^一、堂舎令^三退転^一之条、任^三禁裏御奉加之旨^一、於^三諸国^一致^二勸進^一可^レ被^レ專^三造功^一。これは永正二五年（一五一八）四月、室町幕府奉行人が^二尊院に諸国での寺院再建勸進を許可した連署奉書の冒頭である。⁽¹⁾ 室町・戦国期、多くの寺院は、度重なる戦乱によって荒廃していったが、その再興過程において、僧と檀越（檀那）の関係はどのように取り結ばれていったのか。本章は、それらについて、勸進・奉加・供養の相互関係を視点に検討していく。具体的に対象とするのは、嵯峨小倉山^二尊院の再興過程である。

当該期の寺院再建の多くは、それまでの荘園経済に代わる新たな経済基盤の模索によって勸進活動へと移行する。近年の勸進研究の関心は、再建を担った寺外組織である本願の寺内定着過程と、その組織分析に集中している。⁽²⁾ 確かに、それら本願など勸進組織の分析は重要なものである。しかし、「勸進」⁽³⁾ について総合的な理解へとつなげるためには、勸進聖・本願の活動や組織化の具体的事例を比較・検討するのみでは、組織論として深化しても、勸進行為の意味や、結縁によって結ばれる奉加者側の信心の問題、特に中世後期において勸進・奉加が可能となった作善・結縁の在り方や、宗教的基盤の史的説明は、なお重要な課題として残ったままではなからうか。中世勸進研究の逢着点は組織論のみばかりに収斂されるべきではない。

かつて勸進活動の宗教的基盤のあり方について言及した佐々木孝正氏は、勸進活動における奉加者側の「供養」への期待に注目している「佐々木一九八七」。また若干視点は異なるものの、高田陽介氏は、中世後期公家の寺院境内墓地の形成に関して、葬送・墓制・寺院の関係性を「結縁・勸進の拡大促進という寺院側の経済上の動機に基づく一方ではやはり葬礼や追善についての当時の人々の寺院に対する期待に支えられていた」と指摘している「高田一九八

六」。

これらは勸進及び勸進聖の存在形態に迫る問題だけでなく、当該期の宗教者（寺僧・聖）と奉加者（檀越・檀那）の近世的な展開を見通した点において有益な示唆である。また、勸進聖（僧）の活動が都市部・周辺村落へ展開・定着していく過程を、寺檀関係の成立と寺院建立の視点から、特に浄土宗寺院における事例を網羅的に分析した竹田聰洲氏の研究視角「竹田一九九三」を、中世後期社会から捉え直すものともいえる。⁴ さらに近年では、河内将芳氏が戦国期法華寺院の勸進活動を考察する中で、檀那へ恒常的負担と寺檀関係の様相を明らかにし「河内二〇〇九」、村上紀夫氏は中・近世社会における勸進を受け入れる社会や信心について広い見通しを提示している「村上二〇一一」。このように寺院の再興過程において、寺僧が新たな再建資本を確保していくと同時に、檀那（檀越）への勸進・奉加を通じて個人や「家」の仏事・追善供養へ関与していく点も明らかにする必要があると考える。

さて、事例として取り上げる嵯峨小倉山二尊院は、鎌倉期において法然門流であった信空・湛空の活動の拠点として重要な位置を占めていた。かつて田村圓澄氏は、本章でも用いる『二尊院縁起絵巻』（以下『縁起』と略称）と『法然上人絵伝』から、法然没後の門流の動向を検討する中で、湛空の法然遺骨改葬の動きに、鎮西派に対する二尊院の優位性を指摘している「田村一九六二」。ただし、この『縁起』は後に述べるように、戦国期の再建勸進活動において成立するものであり、いわば二尊院再興の指標・帰結として作成されたものである点を加味しておく必要がある。また室町期の二尊院は、三鈷寺末寺・浄土宗西山派本山義の中核寺院として展開した一方⁵で、再興過程における具体的な活動やその展開については不明な点も多い。ただ、以下で論じるように、室町・戦国期の二尊院は、三条西家をはじめとする公家の「家」における仏事・追善供養へ関与し、それに連動する墓所形成が知られる。これは近世的な寺檀関係の前史としても注目されよう。⁶ 二尊院に注目する理由の一つはここにある。

第一節 室町・戦国期二尊院の再興と寺僧の活動

〈1〉 善空の再建活動とその周辺

室町期二尊院の回禄について記した史料に「当山諸末寺記」がある。これは文明一五年（一四八三）二月一五日、三鈷寺・二尊院の兼帯住持であった善空恵篤が、師の仁空実導の定めた寺院内部への規律である「仁空置文」に倣い、三鈷寺やその末寺の由緒・経緯を書き上げた条々である（以下、「善空置文」と略称⁽⁷⁾）。次に少し長文になるが、その「善空置文」の中から二尊院について記された箇所を引用する。

【史料1】

一、二尊院

法然上人開基之古跡也、代々 叡信異_二于他_一、家々帰敬喧_二於世_一、可_レ謂_二無双之法堀_一歟、其住持次第者、法然上人、法蓮、正信以來門葉繼_レ踵、法流無_レ絶、第十世僧令上人之後、先師示鏡和尚伝持以來、為_二西山末寺_一、始而所_レ学_二教院之規式_一也、次者弘導和尚、次者小僧善空、以上三代者西山之住持兼_二帶之_一、但前住_{導和尚者}、稟_二示鏡和尚之附屬_一、先住_二当院_一、後被_レ住_二西山_一也、雖有_二前後本末_一、兼住不_レ能_二左右_一、予又住_二西山_一而兼_レ之上者、後々須守_二此例_一、努力々々、不_レ可_レ令_二別相伝_一、**A**但依_二今度之劇乱_一、応仁二年九月十一日廻禄畢、諸国散在之院領等、或為_二守護_一押_二妨之_一、或為_二代官_一令_レ自_二專之_一、雖_レ然於_二陣中_一預_二公武嚴密之成敗_一、文明三年之秋、**B**先越中国富山柳町之兩所、被_レ還_二補之_一、可_レ致_二寺家再興之沙汰_一云々、然而旧跡之還住尚以難治之間、暫洛城之傍構_二小坊_一、自_二同五年八月月中旬_一、於_二此所_一致_二勤行_一之處也、西山并諸末寺之行事等、又大概修_レ之、然而送_二三四ヶ廻之春秋_一之處、天下漸有_二静謐之聞_一、仍乱中不知行之院領等、重申_二請還補之下知_一、**C**同十二年六月四日、於_二旧跡_一、先造_二營庫院一字_一、同廿四日、普広院忌、恒例作善等、於_二

此新坊沙汰之了、自其以来長日臨時之勤行者、粗雖渡旧規、**D**佛殿・僧房再造者、支度未立、命中之宮構尤為難、同業之門人紹隆勿倦、

この冒頭には、法然遺跡寺院である二尊院が天皇や家々（公家）の崇敬をうけ、伝持・法脈が法然・法蓮・正信より善空に至ったことを記す。また、西山三鈷寺の末寺として教院の規式を修める寺院であったとする⁽⁸⁾。とりわけ示鏡・弘導・善空の三代においては、兼帯住持として二尊院に住して後、三鈷寺に移ることが先例とされた。

続いて寺史は、回録と再興の歴史をもって記される。傍線部**A**には、応仁二年（一四六八）九月一日に回録し、それ以後の善空の再興に関する事蹟が記されている⁽⁹⁾。この時期、諸国散在の寺領は守護・代官によって押領が進み、再建への着手は困難の様相を呈していた。そこで善空は、以下の二点の方法で再建活動を開始する。

第一に、不知行化が進む諸国散在所領の回復と寄進地の集積である。二尊院の根本所領は、足利義教後室瑞春院（三条尹）によって施入された越中国富山柳町であり、文明三年（一四七一）にこの還付交渉を行っている⁽¹⁰⁾。（傍線部**B**・『縁起』）。しかし結局、寺僧らの還住は叶わず旧跡の復興には至っていない。

第二に、退転が続く中での法会の再開である。「善空置文」にも明らかのように、善空は洛城の傍らに小坊を立てて「西山并諸末寺の行事等」を開催した。この時、二尊院の「本寺」である三鈷寺は焼亡で再建の目途は立っておらず⁽¹¹⁾、その点をもみても、西山（三鈷寺）と諸末寺が執り行うべき行事を、二尊院が拠点となって再興・執行した意味は大きい。その後、旧跡に再建した庫裡で普広院御忌と恒例作善を沙汰しているが（傍線部**C**）、前者は瑞春院の越中柳町施入の寄進状⁽¹²⁾（嘉吉三年一〇月二八日付）に記された菩提料所としての追善仏事であり、後者の恒例作善は善空による宮中における女房・公家への圓頓戒授戒を指すと考えられる。ちなみに『御湯殿上日記』等には、善空が宮中において觀無量寿経や梵網経等を講じ、円頓戒を授与していたことが記されている「田辺一九七二」。

これら法会・作善の中で注目されるのが、後土御門院の授戒と、それを契機とした文明一八年（一四八六）の伏見般舟三昧院の開山招請である。これ以降、二尊院を含めた般舟院・遣迎院・廬山寺の四箇寺が「門中」として積極的

に王家追善仏事に参入していく⁽¹³⁾。後に述べるように、この二尊院の再建は単なる一寺院の再興に止まらず、西山全体の再興に繋がると認識され、同時に王家仏事参入への契機ともなったのである。

また、同時期にこの追善仏事や授戒に関わって、如法念仏と往生講が公家衆において盛んに行われている。すでに高橋慎一朗氏が明らかにしたように、如法念仏は「如法念仏衆」の僧衆と「供行衆」の公家衆によって、音楽・行道・高声念仏・小念仏・八句念仏によつて構成されたもので、往生講は西山派および天台宗元応寺の寺僧等を中心として音楽を伴つて行われた講式であつた「高橋二〇一六A・B」。朝廷・公家中において西山派関係の行法が広まつていたことは確かである。

このような善空の二尊院再建活動は、所領の還付・回復、法会の再開、恒例の作善を中心に進展した。しかし、「善空置文」末尾にあるように、仏殿・僧房の再建は「支度未だ立たず」、あるいは「命中の営構もつともし難し」という有様であり（傍線部D）、その後の再建は同業の門人へと託されることとなつた。ただし、管見のかぎり、この前後において再建に関する史料は確認できず、再建活動の継続は十分に果たせていなかったと思われる。したがって、二尊院においても勸進活動による復興が志向されていくようになる。

〈2〉 恵教の勸進活動

さて、善空以降、二尊院の法脈は寿観・宗純と継がれ（「表1」参照）、その下で二尊院の再興も図られるはずであつた。しかし、再建は遅々として進展しなかつた。その背景には寺領回復が進まなかつたことだけでなく、二尊院住持の入寺において混乱が生じたことも指摘できる。善空は明応二年（一四九三）に入滅したが、次代の寿観が二尊院に入寺したのは、二年後の明応四年であつた⁽¹⁴⁾。しかも寿観は、文亀年間には出身の江州西田寺に一時退寺するなど、錯綜を経ながら永正四年（一五〇七）に入滅する⁽¹⁵⁾。次いで入寺した宗純は、堺の光明寺に住し、二尊院・三鈷寺には

[表1] 二尊院住持次第・示寂年次

第2	信空法蓮大和尚	安貞2年	1228)	9月9日
第3	湛空正信大和尚	建長5年	1253)	7月27日
第4	正覚叡空大和尚	徳治2年	1307)	6月17日
第5	理覚尋慶大和尚	徳治3年	1308)	正月1日
第6	理性大和尚	正慶元年	1332)	5月29日
第7	修覚大和尚	康永2年	1343)	6月24日
第8	深恵崇空大和尚	永和4年	1378)	5月24日
第9	法位鏡空大和尚	応永5年	1398)	4月7日
第10	僧令仁意大和尚	応永22年	1415)	正月15日
第11	示鏡辨空大和尚	文安5年	1448)	正月11日
第12	弘導臨空大和尚	寛正2年	1461)	正月15日
第13	圓慈善空大和尚(恵篤)	明応元年	1492)	8月9日
第14	寿観敬空大和尚	永正4年	1507)	2月29日
第15	心地念空大和尚(宗純)	永正13年	1516)	3月9日
第16	広明一空大和尚(恵教)	天文16年	1547)	3月24日
第17	本源見空大和尚(良純)	天正6年	1578)	8月9日
第18	正温登空大和尚	慶長10年	1605)	4月6日

※1: 「嵯峨二尊院略譜」(叡山文庫 無動寺蔵)のうち第2世から第18世までを表にした(開山は法然上人)。なお、本史料の奥書には文化7年(1810)に真超(無動寺谷法曼院)が二尊院の記録を書写した旨が書かれている。

※2: 第17世の良純については、「重受菩薩戒印信血脉(戒光院達空)」(二尊院文書)にて補った。

住していなかったらしい「田辺一九九三」。この宗純は永正一三年(一五二六)に入滅している⁽¹⁶⁾。

このように住持相伝が迷走し、二尊院住持不在が続く状況の中で、実際に再建が本格化するのには、宗純の次に着手した恵教の活動である。

恵教の再建活動は、冒頭でも示したように、永正一五年(一五一八)付の室町幕府奉行人連署奉書によって「勸願所二尊院」の「禁裏奉加旨」および「諸国勸進」が許可されることから確認できる⁽¹⁷⁾。これに並行するように永正一七年(一五二〇)に造営が開始され、仏殿・門・石垣・道場が新造されている⁽¹⁸⁾。その後、享祿二年(一五二九)にも、永正一五年と同じ旨の室町幕府奉行人連署奉書が発給され⁽¹⁹⁾、再建が長期間におよんでいることもわかる。

それまでの善空の活動は、寺領回復策による再建を図っていたが、永正年間以降は、恵教の勸進活動による再建が本格化する。ここでは、恵教の活動と二尊院再興過程における

位置について明らかにしておきたい。まず、後世にまとめられた「三鉢寺廬山寺二尊院歴代」⁽²⁰⁾をみると、恵教について次のように記されている。

【史料2】

第十六惠教上人

天文十六丁未三月廿四日入寂八十歳 勅号広明和尚云々、

当院諸国知行等非分族押領之際、寺家廢絶、僧衆皆退散而、恵教一人留^二此跡^一、励^二勤行之梵造^一、送^二数个年月^一、爰遣^三遥院^{三條殿}堯空御帰依異^二于^他佗^一、仍任^二当寺嘉例軌躅^一、主上御受戒及^二両度^一、然則堯空御存日被^二相談^一、当寺再興之間、或於^二都鄙^一勸^二人民^一、或自身取^二材木^一、遂建^二立梵閣^一、蓄^二僧衆資糧^一、当院中興 又是此時也、

この史料には、恵教の生涯と事績が端的に記されている。諸国散在寺領が押領され、寺家廢絶・衆僧退散という状況の中で、恵教は荒廢した二尊院に一人留まつて勤行の梵造に励み、三条西実隆による帰依や後奈良・後柏原院への受戒に関与しつつ再興を果たし、中興とされた。とりわけ都鄙の人民を勧め（勸進し）、あるいは自ら材木を取って建立したとの記述は、恵教の勸進活動を示す一文である。以下では、これら後世史料の内容を検討するためにも、恵教の勸進活動の実態を同時代史料からみていくことにしよう。

天文年間に成立した『縁起』第一二段には、恵教の出自と二尊院入寺の経緯について次のように⁽²¹⁾記す。

【史料3】

先師勅諭広明和尚。本は長州阿弥陀寺の僧たり。四宗の規矩を学せむがために当院草庵に住せる事久し。仍誦習の功つゝに法位にのぼり給。

室町期の長門赤間関の阿弥陀寺は「善空置文」にもみえる浄土宗西山派の有力寺院で、善空が一時兼帯していたことでも知られる。⁽²²⁾この『縁起』の記述から、恵教は二尊院住持として招請・入寺したわけではなく、「四宗の規矩」を

学ぶため二尊院に住し、誦習の研鑽を積む僧の一人であったことがわかる。あるいはすでに文龜年間に二尊院僧として恵教が確認できることから、⁽²³⁾明応五年（一四九六）に長門阿弥陀寺から三鈷寺に入寺した寿尚⁽²⁴⁾とほぼ同時期に上洛したものと推測される。

また恵教は、文龜・永正年間に『本源抄』や『戒論視聽略抄』などの聖教類を書写・伝領して⁽²⁵⁾おり、二尊院再興が伽藍再建だけではなく、教義・教学の再編も意図されていたことが指摘できる。

ところが、二尊院の再建が本格化し、先の室町幕府連署奉書が発給された永正一五年・享祿二年段階においても、恵教は住持となつてはいない。後述するように、天文初年に住持となった点を考えると、寿観・宗純のもと、あるいは両者入寂後の数年間、住持不在であった状況の中で再建を進めていたと考えられる。すなわち、恵教は当該期の本願・勸進聖に求められたような再建能力を期待されていた可能性がある。したがって、二尊院の再建は、住持主導というよりは、迷走する住持の交代・不在の錯綜する状況の中で、恵教が中心となつて果たしたと考える方が妥当であろう。

ここで、そうした活動を関連付け得るいくつかの関係史料をあげながら、恵教による二尊院再建の具体的な足跡を追ってみよう。

【史料4】

請申 東山無量寿院敷地事

合老所者

右於「敷地之地子」者、毎年「壹貫文之分無懈怠」可「沙汰申」者也、仍為「後日」請文之状如「件、

明応六年丁巳十一月日 賢立（花押）

勸進本願了弥（花押）

【史料5】

請申 東山禅林寺山林之事

合卷所者

右於「山林之地子」者、毎年壹貫文之分無「懈怠」可「沙汰申」者也、仍為「後日」請文之状如「件」、

明応六年丁巳十一月日 賢立(花押)

勸進本願了珎(花押)

【史料4・5】はいずれも宛所を欠くが、二尊院に正文、禅林寺に案文が伝来した経緯から、賢立・勸進本願了珎が二尊院へ出した請文であることは間違いない。⁽²⁶⁾【史料4】より無量寿院敷地地子を、【史料5】より禅林寺山林地子をそれぞれ毎年一貫文ずつ二尊院へ納入していたことがわかる。この納入関係は天正年間まで継続しており、二尊院にとって恒常的財源のひとつになっていたことが予想される。⁽²⁷⁾

ところで、この勸進本願了珎は、『実隆公記』明応七年(一四九八)六月五日条に「永観堂本願主聖了鎮」とみえる禅林寺永観堂本願とおそらく同一人物である。また賢立房は、善空の師である弘導に帰依した山崎専修院賢立房在空という二尊院僧で、禅林寺無量寿院復興に尽力し、中興とされた人物である。⁽²⁸⁾この禅林寺無量寿院復興が二尊院再建と期を同じくして、二尊院僧によって復興されたのは偶然ではあるまい。また、明応七年に禅林寺無量寿院の再興が果たされた時、二尊院長老(寿観)を導師として以下佛陀寺・常楽寺ら「浄土宗」が「都合廿人余」に「圓頓戒」を授け、これを聞いた三条西実隆は「西山仏法繁昌々々」と評している(『実隆公記』明応七年六月四日条)。明応七年は、二尊院にとって善空死後六年が経過し、住持となった寿観の入退寺によって迷走を続ける状態であり、禅林寺無量寿院にとつては在空死没の翌年にあたる。

こうした事情から二尊院では住持(寿観)の下で、「西山」寺院の関係・協同を得つつ、恵教によって禅林寺無量寿院の地子銭を再建財源のひとつとして確保する動きがあったと考えられる。後述するように「二尊院勸進帳」(以下「勸進帳」と略称)⁽²⁹⁾や『縁起』に恵教の勸進活動が記されていることを踏まえれば、恵教が明応段階より二尊院再

建に向けて活動していたことはおそらく間違いないだろう。あるいは、禅林寺無量寿院復興に協力した勸進本願了珠や賢立房在空も、二尊院や惠教の関係で活動していたと想定することも十分に可能である。

さらに、勸進活動が本格化する大永五年についても、『実隆公記』大永五年（一五二五）八月一六日条に「惠教駿河下向勸進聖事書□所望、遣^{〔状〕}宗長了」とあり、惠教が駿河国に下向する勸進聖に関して三条西実隆の書状を所望し、実隆はそれを連歌師宗長に遣わしている。当時、宗長は駿河に在国し、また実隆の親類縁者である正親町三条実望も在国している。駿河国は黄金の産出地であったようで、実望より二尊院へ「黄金五両可^レ令^レ伝^二達^一二尊院^一之由」とある点を考えると（『実隆公記』大永五年四月二四・二七日条）、惠教は自身が管轄する勸進聖の駿河における活動について、実隆・宗長を通じて何らかの差配をおこなっていたとも考えられる。

こうした二尊院を中心とした勸進活動の繋がりは、禅林寺だけではない。例えば近江国敏満寺の場合においても、二尊院が三条西実隆を通じて、再建のための禁裏奉加を取り次いでいることが確認できる。⁽³⁰⁾

またこのほかにも、惠教の再建活動で看過できないものに祠堂銭金融がある。たとえば『実隆公記』大永七年正月一六日条には、「惠教房来、二尊院祠堂物三百疋借^レ之、召寄了」と三条西家へ祠堂銭の貸借が認められる。この時期を境として二尊院の祠堂銭金融は散見されるようになり、惠教の勸進活動を契機として寺院経営の中に組み込まれていったことがわかる。⁽³¹⁾

ただ、付言しておく、善空以来、これら祠堂金融に加えて、幕府や朝廷に寺領の当知行を訴えて続けており、財源確保に関わる活動が全て勸進活動へ移行したと言い切ることはできない。新たな寺院再建資本の確保を模索する中で、寺領再生か勸進活動かという二者択一ではなく、状況に応じた方法を臨機応変に進めていったといえる。

〈3〉 『二尊院勸進帳』と『二尊院縁起絵巻』

さて、ここでは前項で明らかにした恵教の活動を踏まえ、「勸進帳」と『縁起』を比較・検討し、その勸進活動の性格を明らかにしたい。特にこの両史料は、勸進の目的・方法だけでなく、二尊院の「寺史」を考える上でも重要である。

結論からいえば、この「勸進帳」は、恵教の勸進活動に用いられたものであり、これをもとに『縁起』が作成されたと考えられる。例えば、『縁起』第一二の「こゝに応仁の兵火は劫焼にことならず。諸寺諸山其災をまぬかれざれば。伽蘭^藍たちまちに夕の煙とのぼり。衆僧みな風のまへの木葉とちりさりぬ。しかれども二尊の聖容にをきてはつゝがなく靈威いまにいちじるし」とある箇所は、応仁文明の乱後の荒廃状況と二尊院の靈威を強調したもので、ほぼ同文を「勸進帳」に認めることができる。また、このほかにも「勸進帳」から『縁起』への改編・増補を経て縁起全体が再構成されている。

ところで、「勸進帳」の成立年代は、文言中に「先師圓慈和尚いさゝか草茅を結び旧貫によらんことをこひねかふ」とあり、善空の追号である圓慈和尚が記されていることから、善空没後に作成されたことがわかる。さらに、善空以降の勸進活動は、恵教の活動期において本格化することから、永正・大永・享禄期に成立・使用されたものと限定することができる。⁽³²⁾

次に勸進の方法であるが「勸進帳」に、

【史料6】

十方檀那寸鉄尺木をはちに、一紙半文の助をもいたして、すこやかに一院を造営せんことを思ふに、先八万四千本の卒塔婆をすゝめて、すなはち上尊をくはたてん、

とあり、勸進の主眼は、卒塔婆供養を中心とした追善供養に置かれていたといえる。ここで卒塔婆を勧めるという勸



〔図1〕法然上人絵伝 二尊院風景（トレース）

進の方法に注目した場合、想起されるのは「法然上人絵伝」第四二巻における二尊院の風景である「図1」。ここに描かれた卒塔婆が、法然宝塔を中心に建てられていることに注目したい。中世絵画史料に描かれる卒塔婆の意味は、それ自体が象徴的で、その寺院の性格を特徴付けるものであるという「窪田一九九五」。すなわち、二尊院に卒塔婆を描く意味は、法然宝（廟）塔と墓所を擁し、多数の功德と作善に支えられた寺院であることを強調することにあつたとも考えられよう。仮に結縁・供養を果たす二尊院が荒廃したとき、目指される再興の姿は、法然遺跡寺院としての復興であり、同時に先祖や父母の供養を果たすための菩提所（寺）としての復興でもあつたといえる。

では『縁起』においては、再建勸進活動をどのように記しているのだろうか。この『縁起』は、上下二巻の全一四段の詞書によって成り、外題は後奈良院宸筆で、初段・二段を伏見宮貞敦が、以下の段を三条西公条が清書したという。そして成立年代については天文年間とされている。それは、「勸進帳」の文言中に「去永正十八年卯月上旬」や「当院建立已後廿箇年に及しかば」とあり、永正年中より三〇年の経過を考えれば天文年間となることによる。⁽³³⁾

また、この『縁起』の文言には、「先師勅諭広明和尚」「本は長州阿弥陀寺の僧」「先師の余化をうけて小僧上尊の修営をくはだて。寸鐵尺木の助縁をすゝめ。本堂を瓦に葺畢ぬ。剩方丈をつくり庫院をたて定灯を

かゝぐる事」とある。「先師」である広明和尚は惠教の追諡であるので、この「小僧」は惠教没後（天文一六年）の住持を指しているよう。すなわち、住持次第にも明らかなどおり、この「小僧」は良純であり、彼によって本堂上葺・方丈・庫院再建の勸進活動が継続されていたことがわかる。これは天正二年（一五七四）に成立した九条植通の『嗟峨記』にも、「良純論師の比心をつくし侍りて、佛殿方丈房舎に至るまで、きら々しくならべ給ふ」とあることからもうかがえよう。⁽³⁴⁾

このように、二尊院の再建は、幕府の許可を得ることに成功した惠教の活動によって本格化した。その活動は、従来の莊園経済の復興を目指すとともに、禅林寺や勸進聖の差配によって、新たな経済基盤を確保しようとするものであった。こうした「勸進」活動の宗教的基盤は、「勸進帳」に「卒塔婆を勧める」といった父母供養や逆修にわたり、また『縁起』に寺檀関係を想定させるような文言が盛り込まれていたことに注意したい。これについては、二尊院の場合、再建前後から三条西家の墓所経営や月忌法要の固定化がうかがえ、近世的な寺檀関係の前提が想定できる。これについては、節を改めて検討したい。

第二節 菩提所・法然廟の再興と檀那

〈1〉 墓所の経営と菩提料所

「勸進帳」の中にある八万四千の卒塔婆を勧めるという数詞は理念にすぎないが、それを具体化する方法が勸進活動の中で模索された。すなわち、その一つが檀那（檀越）の境内墓所設定であり、追善仏事の参入であった。

そこで重要な位置を占めるのが、三条家・三条西家といった公家衆の檀那の存在である。この檀那への勸進と結縁を二尊院復興と切り離すことはできない。したがって、本節では、二尊院再建勸進活動における三条家・三条西家と

の位置・関係について、葬送・墓制をめぐる寺檀関係の形成を視点に検討を進めていきたい。

ところで、すでに公家の家をめぐる葬礼仏事・寺檀関係に関する研究は、伊藤唯真氏が『師守記』を通じて墓・寺院・寺僧の相互関係を検討し「伊藤一九九五」、それ以降、高橋秀樹氏や後藤みち子氏によって検討されてきた「高橋一九九六、後藤二〇〇二」。特に後藤氏は二尊院と三条西家について妻の役割の分析から忌日仏事の実態について考察している。本章では、特に再建期前後の動向に注目したい。

ただ、二尊院と三条家・三条西家との関係を検討する前に、いま一度確認しておきたいのは、善空の再建活動において還付が志向された散在所領の存在である。実はこれら寺領は、三条家・三条西家を中心とした「檀那」から寄進されたものであった。

『縁起』や「勸進帳」に記された二尊院領である越中国富山柳町は、嘉吉二年（一四四三）に足利義教の後室であった瑞春院（三条尹子）によって、「ぼだいれうしよ」^{〔菩提料所〕}として足利義教・義勝、そして正親町三条公雅の追善供養を目的に寄進されたものである。⁽³⁵⁾ 瑞春院は三条家の出身で、この寄進状とともに添えられた正親町三条実雅の添状⁽³⁶⁾には「勤行等事、任三式目之旨」と明記されている。この「式目」とはおそらく瑞春院寄進状を指すと考えられる。すなわち、ここから追善・勤行を主目的とした寺領施入が確認でき、二尊院領は三条家の追善を主眼とした料所として集積されていた。また三条西家の場合、三条西実隆は文明七年（一四七五）四月一〇日に「先徳烈祖之菩提」を弔うために、微細ではあるが河内国会牧内吉富名を「二尊院善空」へ寄進している事実を見出せる。⁽³⁸⁾

これら三条家・三条西家による菩提料所としての寄進は、『縁起』第一一段に「（三条西公条）称名院・（三条実雅）青蓮華院の塔頭三条家の願所として院内軒をならべ」と記される「願所」（＝菩提料所）として端的に表現されている。

このように、二尊院への「菩提料所」寄進を通じて果たされる期待が『縁起』に記される意味は大きく、当該期の「勸進」活動の中に、忌日仏事や葬礼を積極的に押し進める動きがあったことは確かであろう。

近年、高田陽介氏によって、二尊院が近江敏満寺の火所設置と葬送活動を介して関係していたことが明らかにされ

ているが「高田二〇〇六」、これは当該期の二尊院やその寺僧集団、および葬送活動を考える上で重要な事例である。これに関連して、興味深い二つの事例を見てみよう。

まず宝徳元年（一四四九）八月九日に死去した瑞春院の葬礼である。『康富記』には、「直奉^レ送^二于嵯峨^一二尊院^一（浄土宗云々）^二と瑞春院を直ちに「浄土宗」二尊院へ送り、その三日後には「今暁瑞春院殿於^二嵯峨^一二尊院^一、奉^二火葬^一之^一、浄土宗沙汰也」と火葬の様子を伝え、二尊院において「浄土宗」の沙汰として火葬が行われたとする。ここでいう「浄土宗」とは、二尊院における葬送儀礼と不可分であることに注意を要するが、明応五年七月一六日の甘露寺教秀の葬礼は「二尊教院清衆」が関与し、浄花院への土葬も彼らが沙汰をしていた（『実隆公記』同日条）。また、享祿元年（一五二八）九月二七日、三条西実隆の姉で三時知恩寺に入寺していた聖珍が死去した時、「二尊院山上」に「土葬」されたとあり（『実隆公記』同日条）、すでに山上に形成されていた三条西家の墓所空間に葬られたようである。

この点に関連して実隆自身の墓所選定は、実隆の逆修と関わって見出すことができる。

【史料7】

此日逆修墓令^レ立^レ之、其地去七月点検、地形等構^レ之、予墓（宝字塔北）、孟光墓（宝篋印塔、南）各東向也、此地遠見双莊麗、自愛々々、

この【史料7】は、個人墓から一家墓への移行を示すものとして、すでに後藤氏などによって注目されている『実隆公記』大永六年（一五二六）一月二一日条である。この墓地の選定をめぐっては、遡る四ヶ月前、二尊院に参詣した実隆と恵教との「談合」で定まったものであり（『実隆公記』同年七月三日条）、大永期という再建期に墓所が逆修として積極的に設定された点を看過することはできないだろう。しかも、一区画内に夫婦の墓地が設定された点は、寺僧側からの働きかけであった可能性もある。

他方、年忌仏事の開催も、後藤みち子氏が三条西家を事例に二尊院における年忌仏事、自宅空間における月忌仏事

の在り方を丹念に追っている「後藤二〇〇二」。特に注目したいのは、月忌仏事において、招請される寺僧が文明・明応期では二尊院・廬山寺・泉涌寺など流動的であることに對し、大永期になると恵教が積極的に関与していく様子が『実隆公記』から読み取れることである。

すなわち、年忌法要において二尊院と三条西「家」の寺檀関係は固定されていたが、月忌仏事における寺僧招請は恵教によってその関係が固定化されていったと考えられる。これはおそらく再建活動と無関係ではあるまい。恵教は、二尊院の退転が法然遺跡寺院の荒廃だけでなく、同時に三条西家をはじめとした菩提所（願所）の荒廃であることを強調することにより（「勸進帳」・『縁起』）、寺檀関係の強化を図ったものであると思われる。年忌仏事（寺院）・月忌仏事（自邸）という空間的な違いはあるが、それらを押し進めた寺僧等の活動と、その背景（二尊院においては再建期）を看過することはできないのではなからうか。

中世後期公家の祖先祭祀研究や墓所研究から導かれる、「家」と寺院の恒常的な関係の成立において、寺院再興と寺僧による活動（勸進）という視点からの検討が重要であると考える。

〈2〉 靈宝類伝来と法然廟所の再興

では次に、二尊院の再建が可能となり、同時に菩提所として再興されていく背景について考えてみたい。当該期の史料、特に『実隆公記』には、三条西家と二尊院の関係を示す記事が散見される。それらを読み解いていくと、二尊院は法然遺跡寺院としての性格が大きく、また三条西家をはじめとして宮中・公家衆の信仰を集めていたことがわかる。特に恵教の勸進活動は、それらを積極的に利用していた。

そこで具体的に注目したいのは、二尊院における法然信仰を体现する法然宝塔（廟塔）と「御塔」の存在である。これについては、すでに三田全信氏が後嵯峨院を含む三院供養塔との錯綜状態にあったことを整理されており「三田

一九七一」、「勸進帳」や『縁起』、また先行する「法然上人絵伝」などにも描かれるところである。例えば「勸進帳」では、

【史料8】

北に多宝の塔婆あり、楼門以下庄嚴巍々たり、かたしけなく後嵯峨天皇の御遺骨をおさめ奉つれるによりて、世みなこれを御塔と号、前に法然上人をも彼地の邊に土葬せしめぬるを由ありて他所に改葬し奉れるなん、とあるように、「御塔」は後嵯峨院供養塔を指し、法然の改葬に関する記述に触れている。また、『実隆公記』文龜二年（一五〇二）七月四日条には、

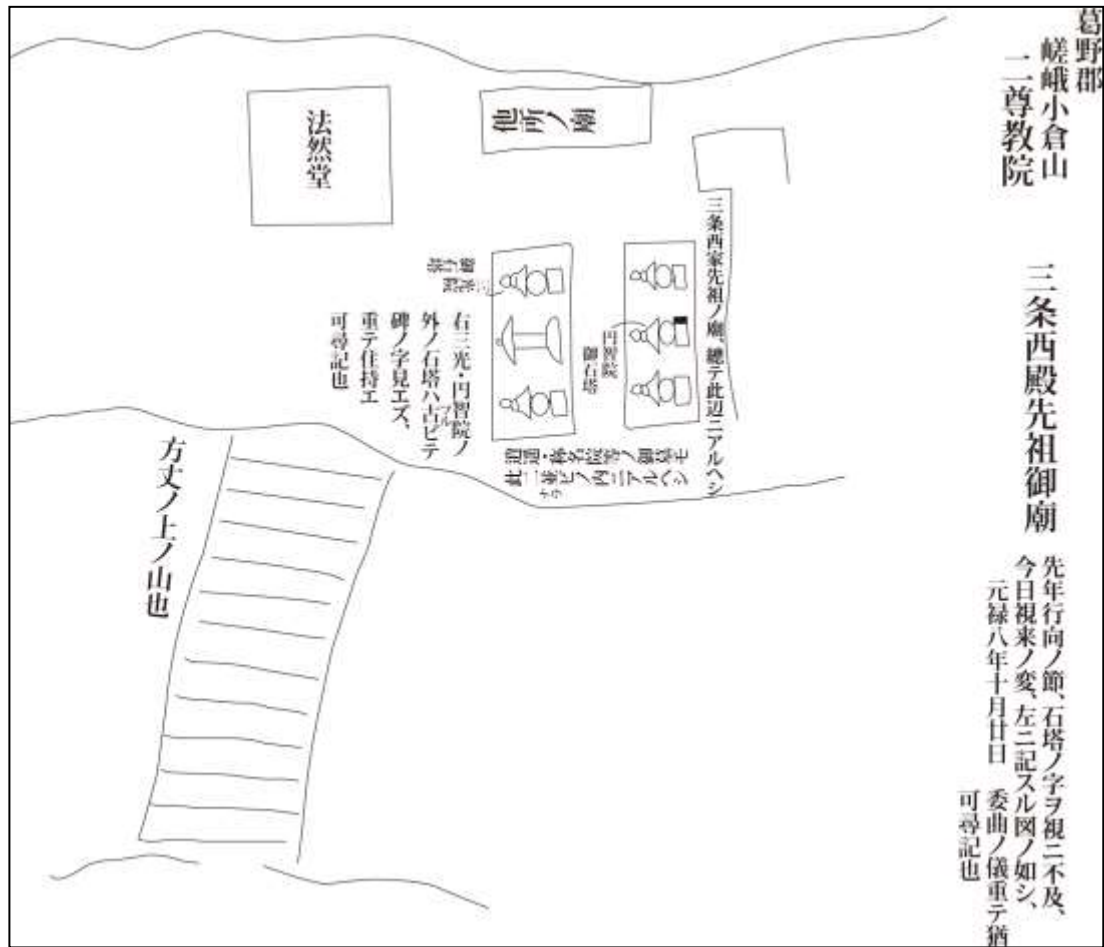
【史料9】

至二尊院、詣墳墓、焼香、異躰不可説之間、不拜御塔、とあり、実隆が二尊院に参詣・墓参した際、父公保の「墳墓」に焼香し、一方で「御塔」は異体であったため拝まなかったという。⁽³⁹⁾

この史料においても、法然宝塔との関係はつまびらかではない。しかし、「法然上人絵伝」に描かれた二尊院の風景において、法然宝塔は際だつ存在である。また、元和期に成立した境内図にも法然廟塔が描かれ、さらに近世後期に成立した『都名所図会』にも「法然上人廟塔」⁽⁴¹⁾があり、三条西家の墓所指図（「図2」）⁽⁴²⁾においても「法然堂」が強調されていることがわかる。

すなわち、二尊院の山上墓所は、法然や後嵯峨院の塔を中心にして拡がる墓所空間であり、「勸進帳」の卒塔婆供養の強調は、こうした「御塔」の周囲に乱立する卒塔婆あるいは墓所空間を象徴的に描き込んだものだといえる。

また、二尊院は法然再葬地である由緒をもつ寺院であったが、二尊院と「祖師」法然を取り結ぶ関係、あるいは信仰が必ずしも当初から盛んであったとはいえない。むしろ当該期の再建において、それら由緒が広く利用され、多くの檀那との寺檀関係が結び結ばれていったと考えられる。事実これ以降、三条家・三条西家以外の公家、豪商、文化



〔図2〕「葛野郡嵯峨小倉山二尊院三条西家御廟指図」トレース

人の墓所が形成され、寺檀関係が取り結ばれて菩提所化が進んでいく。

では、こうした二尊院と法然遺跡寺院、また公家の菩提所寺院として展開していく背景には何があるのか。そこには、同院に伝来する多くの法然関係霊宝の存在が大きいといわねばなるまい。これについて、すでに中野正明氏は、二尊院の霊宝を含め法然関係の霊宝が、宮中において盛んに「開帳」されていたことを指摘している
 「中野二〇〇一」。

たとえば『実隆公記』には「彼寺之霊宝」として、文殊・伝教・慈覚・皇慶等袈裟・同皇慶五鈷・法然上人持蓮花・七ヶ條起請などが列記されている（文明七年六月二七日条）。また別の箇所には「二尊

院靈宝」として、足引之御影・勢至菩薩・浄土五祖像等が記され、そして入江殿の拝見所望があり、禁裏に二尊院神変御舍利（法然上人持蓮花）が恵教によって持参された（大永八年六月二日条）。さらに先に触れたように、二尊院靈宝が圓頓戒授与において持参されたことも確認できる。『御湯殿上日記』天文二年（一五三三）九月二五日には「「圓頓戒」、「靈宝」、「見参」、「えんとんかい、れいほうけんざん」とあり、「勸進帳」にも明記されている二尊院靈宝類が、宮中における縁・勸進の際に利用されたことがわかる。こうした宮中における「祖師」法然信仰の高まりが、結果的に二尊院靈宝を「勸進帳」や『縁起』に盛り込ませる契機ともなった。

このように再建勸進活動によって二尊院は法然遺跡寺院として、また当該期京都にあつて祖師法然信仰を再生成する重要な場としての性格を深めていったが、これを端的に表す事例として二尊院における法然忌の執行が挙げられる。これは祖師法然の忌日供養に関わるものであり、『実隆公記』天文二年（一五三三）正月二六日条には「寿鏡房一榼携来、二尊院祖師忌昨夕結縁、今朝帰云々」と、寿鏡房が実隆に昨夕（二五日）、二尊院祖師忌に結縁したことを述べている。この「二尊院祖師」とは一月二五日を忌日とする法然のことを指す。こうした忌日供養は、再建以前あるいは再建過程において窺うことはできず、むしろ恵教の勸進活動を含め、その帰結点として開催されたのではないだろうか。これは、大永四年（一五二四）に執行されたという知恩院の法然忌と比べても比較的早い時期であり、⁽⁴³⁾二尊院による「法然忌」執行は、法然遺跡寺院としての由緒の主張と、結縁への期待という二つの側面がその背景にあったことを示している。この後に成立する『縁起』の第二段には、法然の二尊院に関わる行状が記され、加えて「今の二尊院是也」と、法然と二尊院を繋ぐ文言が強調される。二尊院の法然遺跡寺院としての主張と由緒が再生産されたといえるだろう。

〈3〉 『縁起』の成立と寺僧・寺檀関係・門中院

恵教の勸進活動は、二尊院墓所と檀那をより強く結びつけた。その背景には法然遺跡寺院としての由緒の主張と、縁起の再編成があったことを指摘できる。ここでは最後に、その恵教の勸進活動の帰結点を、いま少し『縁起』成立の周辺に触れながら、また二尊院を含めた「門中」の動向を踏まえつつ述べておこう。その際、特に留意しておきたいのは、恵教の二尊院における立場である。先にも述べたように、恵教は再建中の永正享祿期において住持になっていない。その住持相伝は、天文元年（一五三二）であると考えられているが「田辺一九九三」、まずはその経緯を次の文書から明らかにしておきたい。

次に示す女房奉書は、近世の写しではあるが、「天文元壬辰年九月三日奉書」との添え書きがあり、また恵教の住持任命、および後土御門院の忌日仏事に関わるもので、さらに当該期の二尊院の再建に関して興味深い点を知ることがができる。

【史料10】

二そん^{〔尊院〕}いん^{〔久〕}ひさしくちうちも候^{〔住持〕}らハぬ、もんと中人もなきゆへ候^{〔門徒〕}か、きこしめしをよひ候^{〔聞食及〕}ハ、ゑけうこうりう^{〔恵教〕}とももの事^{〔粉骨〕}ふんこつ^{〔存知〕}のやうにて候、こと^{〔力〕}のちう地^{〔住持〕}の事^{〔祈禱〕}そんちしていよく御きたうともいたし候^{〔食〕}ハ、しかるへくおほしめし^{〔思食〕}候、この廿八日ハ後つち御かとの院御卅三ねんにていかやうの御法事もあるへく候^{〔如何様〕}ハ、いかにも御事ゆきかたく候、かくのことくの御させんも候^{〔作善〕}ハ、はんしゆゑんの御せうこう^{〔般舟院〕}をやうに、そのまへ二そん院^{〔院〕}ちう地^{〔住持〕}たるへきよしおほせつかハされ候^{〔仰遣〕}ハ、たとひしんしやく申候とも、かたくおほせられせうめうゑんと^{〔称名院殿（三条西公条）〕}のへまいせ候、申あハせられてもんと中にもこのおもむきひろう候^{〔趣〕}やうにと申され候、かしく、^{〔披露〕}そちの大納言とのへ^{〔帥（三条西実隆）〕}

まず、長らく二尊院住持の不在が続いていた中で「ゑけう（恵教）」の粉骨によって「興隆」が果たされたこと、

そして般舟院で行われる後土御門院三十三回忌法事の前に、恵教を住持にするとの沙汰があったこと、さらにそれら興隆と住持任命が「もんと(門徒)中」に披露され確認されたことを記す。先にも述べたように、恵教はその勸進活動中に住持ではなかった。

この後土御門院の三十三回忌仏事の執行は、天文元年九月二十八日であり、この奉書はその直前に出されたものと考えられ、同月一九日には恵教が住持となったことを示すように香衣の勅許が下っている。⁽⁴⁵⁾

また、二尊院を含めた「もんと中」である般舟院・遣迎院・廬山寺など四宗兼学寺院は、王家葬礼仏事に参与する立場として、住持の資格が問われたと判断できる。つまり、三鈷寺より早く二尊院が再建された意味は、単なるいち寺院の再建に留まるものではなく、中世後期京都にあつて王家葬礼仏事に関与する「門中」寺院の再興であつた点としても注目できよう。

この後、恵教は天文四年の豊楽門院葬送・中陰仏事の導師を勤め、三鈷寺・般舟院・廬山寺からも出仕している。また同じく当日の御中陰籠僧交名には、二尊院・三鈷寺・般舟院の諸僧が名を連ね、さらに、翌日の曼荼羅供執行にも「門中」寺院の僧が参集している。⁽⁴⁶⁾

恵教は善空から引き継いだ再建活動を、勸進活動として進展させ、公家を中心にした「檀那」との寺檀関係を強化させ、同時に般舟院を通じて「門中」寺院の王家葬礼仏事へ参与を果たしていった。

恵教の没後、次代良純によって作成された『縁起』は、勸進活動の一環として、朝廷において披講された。それはおそらく、当該期に盛んとなる「法然上人絵伝」の叡覧・進講といった浄土系諸寺院への対抗の表れとも読み取れるが、その披講を三条西公条が仲介したという事実も見逃しがたい。⁽⁴⁷⁾ 公家社会への念仏信仰と、圓頓戒による受戒の勸進に加えて、「祖師」法然への憧憬と由緒、そして王家葬礼仏事への参与寺院としての主張が盛り込まれたと考えられる。

二尊院再興の過程は、「勸進」によって取り結ばれる寺檀・公家社会の諸関係へという外への遠心力、四宗兼学・

「門中」寺院・「祖師」法然の由緒といった内に向く求心力の接合によって可能となったといえるだろう。ところで、室町・戦国期寺院再建という課題に直面した寺僧や聖といった宗教者らは、同時に戦乱・災害を目の当たりにした。恵教ら寺僧にとってもそれは例外ではない。恵教の住持任命を通達する女房奉書が出された五ヶ月前、『実隆公記』享禄五年（一五三二）四月二二日条に次のような記事がある。

【史料11】

良順房来、於_二下京_一恵教房修_二護摩_一云々、本尊等執_レ之、

下京とあるだけで詳しい場所はわからないが、恵教は護摩祈祷を開催した⁽⁴⁸⁾。戦乱・災害の打ち続く不安定な情勢において、また二尊院再建期に洛中下京で開催された法会は、わずかな記事ながら、供養と結縁を果たす「開帳」的性格を持つものであったと考えられる。

この勸進を行う寺僧と奉加者が、供養・結縁を主眼とした「勸進」活動として結び付き、それが恒常的關係として成立したとき、そこに近世的な寺檀關係の前史というべき状況があったのではないだろうか。そうしたなかで寺僧らは、教学や法灯を護持しつつ、新たな由緒を生成しつづけ、近世化を模索していったといえよう。

おわりに

二尊院再建は、すなわち公家菩提所・法然廟の再興であり、その勸進活動の目的は供養を勧め、墓所と追善供養を介した寺院への恒常的な結縁を定着させようとしたことにあった。そこには、二尊院の持つ性格（葬送・追善）と「勸進帳」・『縁起』に見える霊宝類の安置、および寺觀の復興が意図されていた。

では、室町・戦国期の寺院再興と寺檀關係の成立は一体どのような過程で進展するのか。本章ではそれを四宗兼学寺院として、また浄土宗西山派の中核寺院たる嵯峨二尊院の再興過程を事例に検討した。すなわち「勸進」によって

取り結ばれる関係から、菩提所の復興、また「祖師」の由緒寺院としての再興が果たされ、そこには近世社会において成立する寺檀関係の前史が想定されよう。

応仁文明の乱後の寺院再建は、特定の檀那（檀越）による再建が叶わない状況から、その後、複数の檀那（檀越）への働きかけ・結縁による集合的な菩提所として再建・維持されていく一端が看取される。二尊院の場合、この後、三条家・三条西家のほかに、二条家・四条家・鷹司家などの公家、また角倉家・伊藤仁斎家といった豪商・文化人など複数の「家」との寺檀関係が拡大していく。こうした近世初期にかけての公家菩提所としての成立過程は、より詳細な検討を要するが、近世の再建（元文年間）においても、祖廟復興や不断念仏の興行が企図されている点⁽⁴⁹⁾を考えれば、なお「祖師」法然や由緒が寺僧らによって積極的に利用されたと推測できる。

当該期の勸進活動、あるいは「勸進」行為は、聖や本願集団の活発な活動によってその様相を伺うことができるが、逆にその活動を支えた施主側の問題（信心や奉加に関する）、あるいは本願が定着していない中で、再建活動をおこなった二尊院のように、寺僧らの活動そのものにも注視して再考する必要もある。本章では、中世的「勸進」の変質過程の背景⁽⁵⁰⁾に、聖や本願もしくは寺僧の勸進活動を可能にした檀那（檀越）の存在とその関係（奉加・結縁）、かかる供養を介した寺檀関係の前史も想定したい。また、神田千里氏は「家の信心」を視座に、近衛家の法華信仰と「家」の信心形態を分析しているが「神田一九九九」、公家の日記史料を分析する中で、やはり当時の寺僧らの活動にも注意すべきで、彼らが先祖祭祀や葬式仏教を押し進める背景を、かかる社会状況や、寺院の置かれた状況（教義・教学や境内墓所形成）を加味して検討する必要がある。

その上で、当該期二尊院をめぐる問題としては、京都における浄土宗寺院たる知恩院・知恩寺・金戒光明寺など、「祖師」法然の門流寺院との関係、あるいは「門中」寺院の動向も注目する必要があるだろう。その上で、二尊院が東山大仏千僧会に「律宗」として参仕している事実は、当該期の四宗兼学やその展開（本末関係など）を考えるにあたって重要な点である。また、そこには王家葬礼仏事への参与も重要な意味をもつ。いずれの考察も、二尊院文書の

研究とともに進めていく必要がある。

〔註〕

- (1) 「室町幕府奉行人連署奉書」永正一五年四月二八日付（二尊院文書、京都市歴史資料館紙焼および原本を確認。以下、略）。
- (2) 近年の本願研究の進展は、下坂守氏が寺院内への定着化を論じて以降〔下坂二〇〇三〕、河内将芳氏が寺院内社会における本願の位相を位置付け〔河内二〇〇六〕、太田直之氏が本願所の実態分析から中世後期の勸進活動の問題について迫っている〔太田二〇〇八〕。さらに近年、豊島・木場両氏の編による『寺社勸進造営 本願職の研究』が公刊され、本願研究の総括と展望が示された〔豊島編二〇一〇〕。現在の本願研究到達点であるといえよう。
- (3) 本章において括弧付で使用する「勸進」は、宗教者（寺僧・聖など）の勸進行為、檀那（檀越）側奉加行為、そして取り結ばれる結縁の総体を指したものとして使用する。
- (4) 近年、苅米一志氏が明らかにした中世前期の勸進・結縁・供養をめぐる地域結合の視角〔苅米二〇〇六〕は、中世後期社会の問題としても解明すべき課題でもある。この点については、すでに苅米氏報告批判として藺部寿樹氏が指摘しているが、本章もその指摘は重要だと考えている。さらに河内将芳氏は、京都法華寺院の天正四年の洛中勸進を再考する中で、「慈悲」に込める「志」の具体的発露としての「人別一文」の重要性を指摘している〔河内二〇〇九〕。
- (5) 二尊院の歴代住持の来歴については、田辺英夫氏による整理がある〔田辺一九九三〕。その住持の次第は、「二尊院血脉」（明心・天文年間成立）や「二尊院住持次第」・「三鈷寺伝持次第」（元禄期写）からも明らかで、法然・法蓮・信空・湛空・正信・正覚・示鏡・中統・善空・寿観・宗純・惠教・良純の伝持が記されている。
- (6) 公家の「家」と師檀関係については、すでに多くの論究がある。本章と関わる中世後期の公家と「家」の追善仏事については、西田圓我氏〔西田二〇〇〇〕、高橋秀樹氏〔高橋一九九六〕、伊藤唯真氏〔伊藤一九九五〕、後藤みち子

氏「後藤二〇〇二」の研究がある。とりわけ、本章と関わる三条西家の追善仏事については後藤氏の論究があり、本章では「家」の追善仏事の成立を、寺院再建期の問題と寺檀関係成立の視点から再考するものである。なお、本章で用いる「寺檀関係」は、近世史研究におけるそれを意識しつつも、中世後期において、その前提（原初）もしくは萌芽的な意味を含むものとして、寺・僧を供養する施主（檀那）と寺の関係という一般的な意味で使用することを予めお断りしたい。

(7) 「当山諸末寺記」（三鈷寺文書）。本史料については、田辺英夫氏によって「善空置文」として史料紹介されている。「田辺一九九三」。引用にあたっては、水野恭一郎氏（佛教学大学名誉教授）撮影の写真紙焼を確認し校訂した。なお、善空惠篤の事跡や活動については、田辺劉邦氏の研究がある「田辺一九七二」。

(8) 近年の三鈷寺流戒律興行に関する大塚紀弘氏の研究「大塚二〇〇九」を参照されたい。また、室町期以前の二尊院についても、大塚氏が東山御文庫に残る「二尊院仏閣以下事」を分析し、鎌倉・南北朝期の二尊院が精緻に整理されている「大塚二〇一三」。この「二尊院仏閣以下事」の内容が『二尊院縁起』へと引用されている点にも留意されており、本章で考察する「二尊院勸進帳」との関係においても興味深い史料である。

(9) この回禄に関連する史料として、『碧山日録』同年同月一六日条に「七日西峨之乱、天竜・臨川・宝幢及諸房寺、一時灰燼」とあり、嵯峨野諸寺の焼亡の様子を伝える。また、「嵯峨二尊院略譜」（叡山文庫無動寺蔵『京天台四箇寺歴代略譜』）には善空の前代の弘導和尚が「当此時諸堂再興、材木以下瑞春院御施入、」あるいは「諸国知行悉来也」とその事績を記す。

(10) 二尊院の所領は、この他にも河内国会牧田内吉富名・禅林寺聖衆来迎院出雲国淀新庄（後花園院上藤局寄進）・播州御名郡平野庄御方などがあるが、当該期にはすでに寺領回復が困難であったと推察される。

(11) 三鈷寺は、文明一四年四月二六日に仏殿が再建されるが、天文八年に室町幕府が修造のため関東に下向する勸進僧らの過書を発給されており「大山一九九二」、二尊院再興より後に再建が本格化する。

- (12) 「瑞春院寄進状」嘉吉三年一〇月二八日付(二尊院文書)。
- (13) 近世にはこれら四つの寺院を「四箇院」と呼び(「四箇院和融につき実勲書状」二尊院文書)、すでに「後奈良院御拾骨之記」(弘治三年、『群書類従』第二十九輯所収)には「門中」と表現されている。四箇院が二尊院・遣迎院・廬山寺・般舟院を指すことは間違いない。このうち般舟三昧院に関しては、創建の経緯や寺院組織、文禄年間の伏見から洛中への移転問題において、この「門中」の動向が大きく関与している。これに関しては別稿にて検討する。
- (14) 『実隆公記』明応四年三月二二日条「二尊院住持一昨日治定云々、江州西圓寺僧、故弘導和尚弟子、恵呂房資云々、名字寿観、今日称礼、卷数一枝、茶三十袋被_レ持_ニ来_{之一}、未_レ著_ニ香衣_一、著_ニ香袈裟計_一也、対面了、」。
- (15) 『実隆公記』文亀元年一〇月三日条には「二尊院前住寿観西堂自_ニ江州_一上洛入来」とあり、すでにこの段階で住持でなかった。しかし、文亀三年には再び住持となり、入退寺を繰り返していたと考えられる。その後、寿観は永正四年一二月一四日に入滅している(『実隆公記』同日条「抑自_ニ二尊院_一有_ニ使者_一、去十四日参_ニ鉢寺長老入滅_一、十五日葬礼焼香云々、触穢之間歳暮御卷数等可_レ致_ニ斟酌_一歟云々、尤可_レ然、彼長老之事驚入之由報_レ之、」)。
- (16) 「出家仮名記」(『実隆公記』〔続群書類従完成会〕所収、永正一三年四月)に二尊院念空(宗純)について「やよひの九日にハかに入滅のよしきこえし」と記す。
- (17) 「室町幕府奉行人連署奉書」永正一五年四月二八日付(二尊院文書)。
- (18) 『実隆公記』永正一七年六月一三日条「今日二尊院佛殿立柱云々、珍重」。『同』永正一七年七月二日条「詣嵯峨二尊院仏殿新造(四間三間)也、殊勝、恵教大徳懇切也」。『同』大永四年七月三日条「門新造、石垣等美麗、恵教坊修治粉骨、殊勝々々」。
- (19) 「室町幕府奉行人連署奉書」享禄二年一二月二二日(二尊院文書)。
- (20) 「三鉢寺廬山寺二尊院歴代」(鷲尾順敬氏所蔵。東京大学史料編纂所謄写本。内容年代は近世後期)。
- (21) 『二尊院縁起絵巻』(詞書は『続群書類従』卷第七百九十所収。原題は「二尊院縁起」)。なお、近年、この『縁

起』については、構成や描かれ方など美術史的検討があり〔土谷二〇一〇〕、特にその成立において「法然上人絵伝」との関係を想定する点は興味深い。

(22) 田辺氏論文「田辺一九九三」、辻田稔次氏論文「辻田一九八三」を参照。

(23) 文亀三年一〇月一三日に行われた三条西実隆母の三十三回忌供養準備の沙汰に、二尊院住持寿観（三鈷寺住・般舟院兼帯）以下廬山寺・般舟院・山崎専修院僧らが出仕する中で、二尊院僧として恵教の存在が確認できる（『実隆公記』同日条）。

(24) 『実隆公記』明応五年五月二一日条「長門国阿弥陀寺長老（壽尚和尚）来臨、去月八日上洛云々、為三西山参鉢寺住持」為二衆僧一招二寄之、予去年以三書状一此事口入了、称三其礼一入来也、」。

(25) 以上は、天台宗典編纂所『續天台宗全書』圓戒2（菩薩戒疏註釋 戒論義、二〇〇六年、春秋社）所収による。また、恵教筆写のうち特に浄土教系の聖教は、芦浦観音寺舜興によって書写され、のちに近江坂本西教寺正教蔵へ納められている。詳しくは、宇都宮啓吾氏の論考を参照されたい〔宇都宮二〇〇八〕。

(26) いずれも二尊院文書。また禅林寺に残る請文案は、福田行慈他編『京都永観堂禅林寺古文書』（文化書院、一九九二）に第四五文書として収録されている。なお、東京大学史料編纂所データベースや右同書翻刻では発給者を「勸進本願了弥」とするが、本文でも述べているように、「永観堂本願聖了鎮」と同一人物と考えられること、また二尊院文書原本を確認し、字も「弥」ではなく「玠」であると判断し「了玠」とした。

(27) この山林・敷地の地子銭二貫文は、後に本役米二石に替えて納入されていたが、天正一四年に禅林寺に入寺した果空俊式は、それを拒否して、二尊院（本山義）から離脱していったという〔豊田一九九六〕。なお、近年では高岸輝氏が二尊院と禅林寺と「本末」関係を、「融通念仏縁起絵巻」の分析から指摘している〔高岸二〇〇四〕。

(28) 西口順子氏論文参照〔西口一九九六〕。なお、『実隆公記』明応七年（一四九七）六月三日条には「山崎専修院賢立房（諱在空、二尊院僧、八十余歳也、本来西谷門人也、故弘導上人於二八幡一法談之時聴聞、信仰之余帰二彼門流一、

薰修之人也云々、」とあり、続けて般舟院統恵が在空の上人号と祈願所の勅裁を実隆に所望している。

(29) 二尊院文書(東大史料編纂所影写本)および「二尊院勸進帳写」(二尊院文書原本)を確認。

(30) 『実隆公記』明応五年七月六日条「二尊院申請江州敏満寺御奉加事今朝申入之、」。『同』同月一七日条。明応六年七月条。これについては、次節で述べる火所許可の問題を含めて高田陽介氏の指摘がある[高田二〇〇六]。

(31) 中島圭一氏は、三条西家による二尊院・東福寺の祠堂銭借用が永正八年(一五一一)以降に集中している事実を指摘し、かかる関係の背景に菩提寺であるという檀越関係をその理由にあげている[中島二〇一二]。特に二尊院の場合を考えると、やはり再建期であるという点は看過できない。

(32) この他にも『本朝文集』や『続南行雑録』には、同文の大永二年「嵯峨二尊院勸進募縁序」という表題をもつ勸進文が収録されている。これは先に挙げた「勸進帳」と全く異なる内容をもっており、これらを含めた二尊院の縁起群全体の比較検討および史的考察は後日を期したい。

(33) 『群書解題』第七。ただし『二尊教院縁起絵』(宮内庁書陵部)には「当院建立已後卅箇年に及しかば」の「卅」が「廿」となっている。このいずれが正しいのか判断できないが、土谷真紀氏が整理された様に、三条西公条の出家の天文一三年であることからそれ以降の成立と推測される[土谷二〇一〇]。

(34) 『嵯峨記』(『群書類従』巻第四八一)。

(35) 註(12)と同。

(36) 「正親町三条実雅添状」嘉吉三年一〇月二八日付(二尊院文書)。

(37) また、三条家による寺領寄進は、「普広院殿御追善」を目的に三条実雅によって寄進された美濃国世保荘もある

(『後鑑』所収)。これら世保荘・富山郷柳町の寄進について、川本慎自氏はこの二尊院菩提料所を含めた「將軍家菩提所」の検討を行っているが、「二尊院は正親町三条の菩提所であり、二尊院への將軍家菩提料所寄進は正親町三条からの寄進であり、「將軍家以外との関係で理解すべきものといえよう」[川本二〇〇五]と指摘している。

- (38) 「三条西実隆寄進状」(『実隆公記』文明七年四月一〇日条)。
- (39) ここでいう「御塔」は、父公保の墳墓である可能性があるが、その場合、墳墓と御塔の区別が明瞭ではない。私には墳墓に焼香した後に「御塔」を拝みに行ったが「異体」(いつもと形が違う＝荒廃か)によって拝まなかったと理解したい。
- (40) 「元龜^(天)年間二尊院境内絵図」(『社寺境内図資料集成2』国立歴史民俗博物館、二〇〇二年)。
- (41) 国際日本文化研究センターの都名所図会データベースを利用した。
- (42) 「葛野郡嵯峨小倉山二尊院三条西家御廟指図」(本郷外一郎家文書、京都市歴史資料館紙焼)。
- (43) この知恩院法然忌日供養は、古記録では『言継卿記』天文八年(一五三九)が初見であろうか。これそれ以前に『師守記』貞和五年(一三四九)に知恩院の「結縁仏事」が「毎年の仏事」であることから、一七日の法然忌日供養としているが「岸一九七七」、これが「御忌」供養であったかは定かではない。
- (44) 「般舟院道場由来・正親町院御葬式・二尊院御執行旧記之扣」所収(二尊院文書)。なお、引用史料の解説にあたっては下坂守氏のご教示を得た。
- (45) 『御湯殿上日記』天文元年九月一九日条に「二そん院のゑきようかう衣の事。せうよう院より申されて。御れいにまいる。」とある。紫衣は本寺たる三鈷寺に許されたもので、「善空置文」にもあったように末寺たる二尊院は香衣である。
- (46) 『言継卿記』天文四年二月一日・一九日条。この法会後の天文四年三月二六日に「自^二逍遙院^一申、嵯峨二尊院末寺、香衣之事勅許、明後日可^レ參^二御礼^一之由也、」(『後奈良天皇宸記』同日条)と、二尊院末寺への香衣勅許の取次が記される。これはおそらく豊楽門院中陰仏事参仕への関連だと考えられるが、三鈷寺末ではなく、「二尊院末」と記されている事実は注目されよう。
- (47) 『御湯殿上日記』永祿三年三月五日条「せう名院^(称)二そん^(尊院)ゐんのゑんきもちてまいりて、小御所にてよみまいらせ

らるゝ」。また、土谷氏は『縁起』の内容構成について、皇慶阿闍梨の袈裟をめぐる逸話において火葬を描くことについて不明とされるが「土谷二〇一〇」、自身でも述べて推測されているように、伏見院の下賜、土御門院の叡覧の由緒も含めて、王家葬礼事に参与する二尊院の由緒を『縁起』に示し、宮中に弘める意図があったと考えられる。

(48) この条には「又二尊院本尊共久在三文庫」、聊取出可_レ掛之由有_レ命之間、掛_二持仏堂_一了」と二尊院の本尊が三条西家の文庫にあり、それを持仏堂に掛けたともある。これはおそらく戦乱を避けたものと考えられるが、それに遡る『実隆公記』永正七年(一五一〇)七月三日条には「二尊院本尊等先度一乱時納_二置紫宸殿内_一、今日取出遣_レ之」と本尊が紫宸殿に避難していたことがわかる。

(49) 「二尊院不断念仏勸進縁起」(元文五年序、慈門著、大正大学図書館蔵)。

(50) 中世的「勸進」の変質過程とは、寺社再建を担う請負業が、本願などの寺内定着によって恒常的な組織として変質していくとの評価を指す。詳しくは下坂氏論文「下坂二〇〇三」を参照のこと。

第二章 中世北野社御供所八嶋考 —西京・宮仕・神子—

はじめに

「北野宮寺神供所（号「八嶋屋」）竈事、去五日鳴響云々」。永正一二年（一五一五）五月、北野社神供所の竈が鳴響した。これは鳴響に対する祈祷懇丹を命令するために、幕府が松梅院へ発給した奉行人連署奉書の冒頭である。⁽¹⁾この鳴響の原因は不明であるが、北野社神供所（御供所）が「八嶋屋」と呼ばれていたことがわかる。「八嶋」とは「竈神」⁽²⁾を指し、八嶋屋は北野社の仏神事・年中行事において、神仏に捧げる御供調進を行う重要な機能を担っていた。

これまで御供調進の組織・作法に関する研究は、畿内において現代まで伝承されてきた組織や作法の在り方を紹介した、岩井宏實氏・日和祐樹氏の研究をはじめ、多くの蓄積がある「岩井・日和二〇〇七、黒田二〇〇四」。しかし、中世における御供所の組織や機能、またその史的変遷について分析をおこなったものは、管見の限りあまり見いだすことができない。御供調進が様々な仏神事をはじめとする年中行事において重要であることは論を俟たないが、ここで問題としたいのは、中世御供所の組織や機能の実態に加えて、御供貢納を行う膝下地域との関係である。

そこで本章では北野社と西京を結ぶ組織・空間である北野社御供所八嶋屋について、「1」その位置と組織、「2」中世後期における北野社膝下領西京からの御供調進の実態とその関係について明らかにすることにした。特に「2」の考察は、北野社と膝下西京や神人との関係を考える上で欠くことのできない前提である⁽³⁾と考える。

第一節 中世後期北野社御供所八嶋屋とその組織

〈1〉 八嶋屋の理解と位置

これまでの社寺組織研究において御供所の組織や機能を論じた研究は少ないものの、北野社御供所に触れたものとして、まずは細川涼一氏の研究がある。細川氏は西京散所について論究する中で、散所が八嶋屋に附属する「八嶋井」の井替えに関わる点に触れている「細川二〇一三A」。

また、貝英幸氏は、中世末期の西京の地域的特質を考察する中で、西京から北野社へ貢納される御供が八嶋屋に集積される点に言及している。しかし、その具体的様相については不明としている「貝二〇〇三」。

さらに、湯川敏治氏が能登守護畠山義統の北野社日供寄進に関与する商人と八嶋屋との関係について言及し、その中で「八嶋番承仕」、「八嶋とは北野社番承仕で升の管理もおこなっている」と述べている「湯川二〇〇八」。ここで八嶋屋が独自の升を使用していることは、御供を集積する点に関わって『目代日記』等に散見される。

このように、御供所八嶋屋は、仏神事や年中行事など祭祀・儀礼に関わる御供を調進する重要な存在でありながら、その史の実態や位置付けなど、十分に明らかとなっていない。またその存在は、社内における北野社別当曼殊院門跡と社家の対立関係、また宮仕中の存在形態を考える上で欠くことができない。

そこで、まずは八嶋屋の位置を、いくつかの史料から明らかにするとところからはじめたい。現在、八嶋屋にあたる場所・建物は、北野天満宮の東北に位置する「竈社」である。これに関して大正五年（一九一六）の『京都坊目誌』によれば「竈ノ社 本社⁴の東北御供所にあり。竈神を祭る」とあり、御供所の中に「竈ノ社」があるとしている。さらに遡る明治四二年（一九〇九）に北野天満宮によって編纂された『北野誌』には次のよう⁵にある。

【史料1】

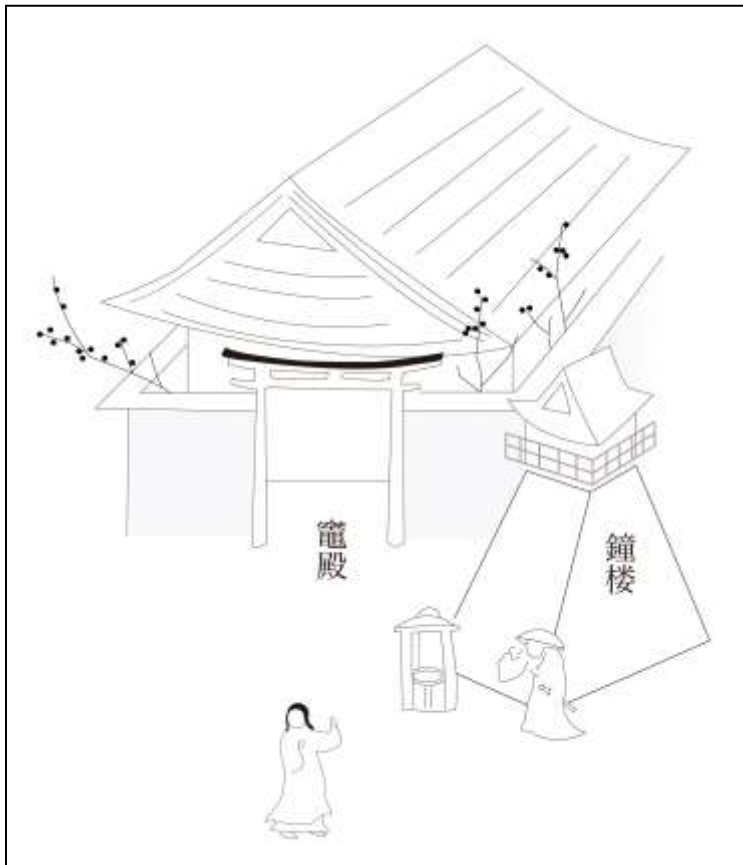
竈社（八島屋御供所内にあり）

檜白木造桁行五尺七寸梁六尺屋根柿葺

祭神竈神、祭日六月十七日、明治十四年六月十七日末社に列せらる

ここでも「八島屋御供所」の内に「竈社」があり、さらに明治一四年に境内末社としての成立を記載する。ここではすでに前近代において北野社の仏神事を支える基盤となった八嶋屋の存在は確認できない。神仏分離・廃仏毀釈⁽⁶⁾によって、八嶋屋は御供調進の機能を喪失し、竈神として祭祀される存在に限定され、ここに近代八嶋屋―竈社が誕生したといえよう。⁽⁷⁾

では一方で、中世における八嶋屋の位置はどうであったのか。これまで中世北野社境内を考察するにあたって注目されてきた、一五世紀に成立したとされる「北野曼荼羅」をみると、その東北に「竈殿」の存在が確認できる⁽⁸⁾。「図1」。これが八嶋屋にあたりと考えられる。また「洛中洛外図屏風」（歴博甲本）にも、八嶋屋と思われる畳部屋と土間（ここに竈か）を備える建物が確認で



〔図1〕「北野曼陀羅」竈殿部分トレース

き、しかもその左上には法体姿で黄衣を着た宮仕の姿が描かれている⁽⁹⁾。「図2」。後に述べるように、この空間こそが御供調進に関わる場であり、宮仕の活動の場であった。こうした御供所八嶋屋の規模は焼亡・修造によって異なるが、現在に至るまでその位置は変わらない⁽¹⁰⁾。

〈2〉 「八嶋職」と神子

さて、北野社における八嶋屋の存在は、北野社別当の下で寺務を担当する目代の日記である『目代日記』や、社家松梅院主の日記である『北野社家日記』の随所に散見される。その中で特に注目したいのが、細川涼一氏も触れているように、八嶋屋を管掌する「八嶋職」に神子（巫女）が補任されていたことである⁽¹¹⁾。すなわち、長享二年（一四八八）「北野社諸職補任」（『目代日記』）に写された文明一八年（一四八六）付の八嶋職補任状⁽¹²⁾には、

【史料2】

一、北野宮寺政所

補任 八嶋職事

護々女

右以^レ人補^レ任彼職^レ之状如^レ件、

文明十八年六月五日

八嶋補任錢百疋にて御免候、此方三十疋沙汰候也、

と、「護々女」の八嶋職補任と補任錢に関する記述がある。北野別当の曼殊院門跡は、政所を通じて北野社の諸職を補任しており、御供所八嶋屋については神子に委ねられていたことがわかる。しかし、「護々女」を含めた北野社神子の具体的職掌を示す史料を見出せない⁽¹³⁾ので詳細は不明である。



[図2] 「洛中洛外図屏風」(歴博甲本) 八嶋屋部分トレース

ところが、すでに中世後期東寺鎮守八幡宮に奉仕する宮仕の存在形態を検討した阿諏訪青美氏によって、祈祷や御供調進を担う神子と宮仕の存在形態や、得分をめぐる関係が明らかとなっている[阿諏訪二〇〇四]。また祇園社の場合、「棚守職」に神子が補任され、管掌していたことが明らかとなっている[脇田一九九九、阿諏訪二〇〇八]。

これらを踏まえて北野社について考えた場合、「護々女」といった神子も御供所八嶋屋において神楽や祓などを職掌としていたと考えられる。これを補足的ではあるが、神子が詰める八嶋屋の宗教空間としての性格からみておこう。

延徳二年(一四九〇)十一月二四日、この日、曼殊院門跡は松梅院へ病中の足利義視のため祈祷沙汰の御教書が出した¹⁴。その御教書の具体的な内容は、『北野社家日記』同年同月二七日程によって明らかとなる。

【史料3】

一、今日為 ^(足利義視) 二大御所様御祈祷^一、当社御千度御奔衆沙汰云々、仍以^三番承仕^一誦経為^二当坊^一可^レ進由被^レ申間、更先規無^三其例^一、誦経事者八嶋屋^二在^レ之間、可被^レ召哉由申者也、為^三後証^一注^レ之者也、

御千度は御奔衆（宮仕中か）によつて執行されたようであるが、次に「誦経」が問題となった。門跡は番承仕を通じて当坊（松梅院）で誦経を執り行うべきことを伝えてきた⁽¹⁵⁾。この伝達された門跡側の指示に対し、松梅院側は先例に無く、誦経を行うのは八嶋屋であると主張している。ここで注目すべきは、誦経を行うのは八嶋屋であるという認識である。「八嶋職」を管掌する神子がどの程度関与したかは不明であるが、八嶋屋は御供調進の場であるだけでなく、誦経や祈祷に関わる存在であった。

また、時期は下るが、『北野社家日記』天正一九年（一五九二）十一月三日条に「今日かしわ御供参也、御白すにてと八嶋のかまにてのつと進上申候也、七ツ時分ニ参也、八嶋のかまとにて上六番め宮仕能閑御へいを取てくるゝ也」と御柏御供の貢納に際し、八嶋屋の竈にて「のつと（＝祝詞）」が進上されている点を見出せる。この時、宮仕は御幣を括り付けるとしか窺えず、この祝詞を進上しているのは神子であった可能性もある。いずれにせよ、史料的に具体性を欠くものの、「八嶋職」に補任された神子は八嶋屋において祓や祈祷行為を行う存在であったと考えられる⁽¹⁶⁾。

〈3〉 八嶋屋と宮仕

ここで神子と同じく八嶋屋を拠点に活動する宮仕の存在に注目する必要がある。これを考えるにあたって、先の八嶋職補任状の次に記された補任料免除の記述（傍線部）に注目しよう。永正七年（一五二〇）の『目代日記』には諸職の本来の補任料が列記されており、八嶋職補任料も文明一八年の支証を引いて一部免除していることが次のように確認できる。

【史料4】

一、八嶋御補任料足参貫文、七百文目代分、

政所表著御代
御件事申、文明十八年六月五日（壹貫文取候、目代分／参百文別而佗事候、）

本来の八嶋補任料は三貫文で、このうち七〇〇文が目代の得分であった。この目代分を除いた二貫三〇〇文の具体的な配分は明らかではないが、『北野社家日記』宝徳元年（一四四九）閏一〇月二六日条に「八嶋補任之時ハ壹貫文宮仕取レ之云々」とあることから、一貫文は宮仕の得分であったことが明らかである。残りは政所の得分であったのだろう。しかし、この補任料は、文明一八年に神子の託言によって一貫文に免除され、目代の取り分も三〇疋（＝三〇〇文）となっていた。こうした補任銭の減少はあるものの、八嶋職は別当曼殊院門跡から政所を通じて補任され、その補任料は別当側と宮仕中が受け取っていたことがわかる。

これまで、この北野社の宮仕については、細川氏が宮仕から補任される沙汰承仕を世襲した十川氏の動向を明らかにした研究「細川二〇一三B」以外に、十分な進展をみていなかった。しかし近年、社家に対する下級神官という位置付けに対し、阿諏訪氏の東寺公人としての宮仕の存在形態に関する論究「阿諏訪二〇〇四」や、野地秀俊氏による宮仕を神人の範疇に含むべきではないかとの指摘がある「野地二〇〇二」。宮仕を単に下級神官としての位置付けのみで評価するのではなく、宮仕の集団性や活動、社家・門跡との関係の中で捉え直す必要がある点を提示した重要な指摘であると考えられる。

ここで中・近世北野社における宮仕の存在と位置付けについて、直ちには明らかにしえないが、宮仕の存在を八嶋屋との関係に引き付けて述べておこう。

『目代日記』にしばしば散見される記事に宮仕の八嶋座への入公（座成）がある。延徳三年（一四九一）九月一〇五日条には「能喜坊子松菊八嶋座、今日同十六日能喜坊ヨリ我ら方へ膳を被レ送候、十疋遣候」と、宮仕能喜の子である松菊が八嶋での座成に際し、目代へ膳を送り、一〇疋を能喜（沙汰承仕）へ遣わしている。また『目代日記』永正六年（一五〇九）一二月七日条では「能遵子入公料足拾五貫文、今日八嶋にて衆中へつまれ候」と宮仕能遵の子が入公するにあたって一五貫文を料足として支払い、八嶋において宮仕「衆中」へ積まれた（入公・座成）

ことがわかる。さらにこれは慶長年間（一五九六～一六一五）にも確認できる⁽¹⁷⁾。

このように八嶋屋が宮仕中の入公・座成の空間であったことが明らかである。その背景には東寺鎮守八幡宮の事例のような詰所としての性格もあつたと考えられ、次に触れるように、宮仕が八嶋屋において西京から貢納される御供を調進していたことにも関係する。つまり、宮仕は八嶋屋において、座成を通じて集団化・結束し、御供調進を介して宮座的な様相を呈していたと考えてよからう。⁽¹⁸⁾

〈4〉 北野社における八嶋屋の位置と文書発給

ところで、北野社の組織は主に松梅院や宝成院といった社家、北野社別当たる曼殊院門跡、そして宮仕中によって構成されていたが「小泉一九八七、鍋田一九九九、佐々木二〇〇七」、そのなかで御供所八嶋屋はどの様な位置にあつたのだろうか。

先に八嶋屋と「八嶋職」に触れたが、社家や門跡との具体的折衝には、「八嶋代」や「八嶋奉行」として公文承仕が担っていた。公文承仕は、宮仕から補任される職であつたが、『目代日記』長享二年（一四八八）正月一四日条には、公文承仕であつた成孝が「八嶋代」として「諸神御供」を政所へ参らせていたことが見出せる。また細川氏も述べるように、宮仕から補任される沙汰承仕も御供に関する沙汰をおこなっており、御供調進が宮仕によって担われていたことがわかる「細川二〇一三B」。

しかし、御供調進に関わる曼殊院門跡や社家との折衝は、沙汰承仕や八嶋代たる公文承仕を介するほかに、「御供所八嶋屋」という組織体としてうかがえる。それを文書発給の具体的様相からみておきたい。

八嶋屋が発給する文書の内容は、御供調進に関わるものがほとんどで、その多くは『目代日記』に「八嶋ヨリ注進」として写し留められたものである。以下にいくつかを例示する。

『目代日記』明応八年（一四九九）七月二一日条には「西京ヨリ御供不参候」とした上で、八嶋屋からの訴えを記している。

【史料5】

一、去月十一日廿一日の御くしまいり候ハす候、御たいくわんの御かたへこのよしおほせ事候てまいり候やうに御申候ハ、めてたく候へく候、これよりもこのよし申候ハんすれとも、まつくちうしん申候へく候、又いせん〔以前〕の御みしん〔未進〕とも御さうしも下きやうなく候ほとに、いまにまいり候ハんす候、これをも御申〔届〕と、け候てしかるへく候、かしく、

明応八七月廿一日 八嶋

西京から貢納される公事である御供は、しばしば未進状態に陥っていたが、八嶋屋はそれを目代を通じて門跡へ訴えている。さらに『目代日記』永正二年（一五〇五）一月二八日条には、

【史料6】

一、永正二十一月廿八日、八嶋ヨリ御門跡さまへはちもつかしこまつて申あけ事、

右しさ〔子細〕いハたふ月晦日御かうまつり御よね一と御神供まいり候所まきれなき候事、もしこのおもむき〔趣〕に〔偽〕いつわり申事あらハ、たうし〔社〕や十六まん〔罰〕の御はつをあつふかくかふるへきものなり、よつてはちもん〔罰文〕の状如〔レ〕件、

永正二年十一月廿八日 八嶋屋

もく〔目代殿〕たいとのへまいる

と門跡に対して、「御こうまつり」の御米と神供を調進することを誓った起請文を進上している。この「こうまつり」が「甲祭」を指すのであれば、これは現在の瑞饋祭の際に見られる甲御供の奉饌の原初形態とも考えられるが定かではない。

また、このとき訴えが門跡に及んでいるのは、御供を貢納する西京が門跡領であったことに加えて、先に述べたように、八嶋職が門跡から補任される点に関係していると考えられる。

しかし、こうした八嶋屋の御供不参の訴えや起請文進上が、慶長年間にはやや様子が異なる。特に次に掲げる文書は、八嶋屋としての花押を据えている点も含めて特に興味深い⁽²⁰⁾。

【史料7】

言上、

已上、

当社正月三ヶ日御供雑事料、西京方社納仕候へ共、数年不_二相納_一候之間、年々分被_二仰付_一候而可_レ被_レ下候、若_二不_二相究_一候は、伊賀守様へ被_二仰上_一、急度相済候様_二奉_レ頼候、猶口上_二可_二申上_一候、如_レ件、

慶長拾五年霜月十日

御供所

八嶋（花押）

松梅院

御奉行中

これは慶長一五年（一六一〇）に、御供所八嶋から松梅院に宛てて出された言上状である。西京から御供雑事料を納められるべきところ、数年も納められていない窮状を訴えている。しかも貢納が状況改善されなかった場合には、板倉勝重へと訴える用意があった。この時、西京の領有状況は門跡領でありながら実質的に松梅院が掌握していたようであり、したがって御供雑事料不参を「八嶋屋」として松梅院へ訴えたのであろう。

以上のように、北野社御供所八嶋屋は、八嶋職（神子）、八嶋代（公文承仕）・沙汰承仕、そして八嶋屋において座成する宮仕によって構成されていた。またその中で宮仕は、北野社境内・門前に集住しながら座成・年齢階梯による「八嶋座」を運営し八嶋屋に関与していた。また彼らは、門跡や社家に対して「八嶋屋」として御供不参を

[表1]

月日	内	喜	御供の種類
1月1日	西京より御神供・御菓子が出来。八嶋から御供上膳・御菓子を政所へ持参する。		三旬御供
1月2日	内陣御供が出来。悉く八嶋が政所へ持参する。		内陣御供
1月3日	内陣御供が出来。宮仕へ支配される。		内陣御供
1月7日	慶御供が出来。朝日寺修正仏供米が政所から目代へ下りされる。八嶋より受け取る。明日八嶋が上膳一膳を政所へ進上する。		慶御供
1月14日	法花堂修正仏供米が政所から目代へ下りされる。八嶋より受け取る。八嶋が上膳一膳を政所へ進上する。		法花堂修正米
1月15日	社頭へ御粥が出来。八嶋が上膳一膳を政所へ進上する。		社頭御粥
2月1日	忌御供が出来。八嶋が上膳一膳を政所へ進上する。		忌御供
3月3日	御饗供が出来。八嶋が上膳一膳を(政所カへ)進上する。		御饗供
4月29日	御柏御供が出来。八嶋へ雑事裁・杉原祇・常申を下り。明日、八嶋が政所へ上膳一膳を進上する。		御柏御供
5月5日	能喜が饗供を参らせる。八嶋が上膳を(政所カへ)進上する。		饗供
7月7日	御供索細が出来。八嶋が上膳を(政所カへ)進上する。		御供
9月9日	西京から饗供の御供が参る。八嶋が上膳一膳を政所へ進上する。		饗供
11月11日	西京から御供が参る。政所から八嶋へ執行の御供の得分について御せ出される。		御供
11月29日	御柏御供の御雑事裁・杉原が八嶋へ下りされる。八嶋が上膳一膳を政所へ進上する。		御柏御供
12月18日	八嶋屋根修復料足を渡迎孫左衛門から受け取る。		
12月20日	八嶋屋根修復料足を渡迎孫左衛門から受け取る。		
12月22日	八嶋屋の屋根葺きのため、七人分七百文払われる。		

訴えるなど、その両者と一定の距離を持ちながら、北野社を構成するいち集団でもあったともいえよう。

第二節 中世後期北野社における八嶋屋の機能と西京

〈1〉 八嶋屋の御供調進

さて、ここまで八嶋屋の空間や組織について述べてきた。次に本節では八嶋屋への御供貢納について、特に北野社門前に拡がる膝下領西京との関係について考察する。

ここで中世後期北野社への御供貢納と調進について検討する前に、近世京都の年中行事を記した『日次紀事』を手掛かりに紐解くことにしよう。そこには北野社への御供調進について、三月三日・四月晦日・八月一日・九月九日・十一月晦日に、西京から北野社へ御供が貢納されていた様子が読み取れる⁽²²⁾。とりわけ四月晦日の調進は「北野社青柏御供北野地^(神)人預御供田之

家調進」といわゆる「西京神人」の関与が明らかである。では、中世後期における実態はどうであったのか⁽²³⁾。以下では、御供所八嶋屋における御供調進の具体相を、西京から貢納される三旬御供を中心に考えることにしたい⁽²⁴⁾。まず八嶋屋の御供調進の実態である。日常の御供調進・貢納の記事は『目代日記』に散見される。ここで試みに『目代日記』の初年記事である長享二年（一四八八）の八嶋屋と御供・料足に関する箇所のみをまとめて「表1」にした。「表1」より西京から北野社へ各年中行事や仏神事にあわせて三旬御供・内陣御供・霞御供・忌御供・朝日寺修正米・法花堂修正米などが到来し、八嶋屋が取り集めて調進・差配していたことがうかがえる⁽²⁵⁾。また「表1」の三旬御供に関わる史料として長享二年正月一日条を取り上げれば、

【史料8】

一、從⁽²⁶⁾西京御神并御菓子参候、并御供上膳御菓子いつものことく政所殿へ参、八嶋ヨリ持参候、

と、西京から八嶋屋に到来した御神供・御菓子が、「上膳」に調進されて政所へ進上されている。さらに政所以外の配分については、『目代日記』永正三年（一五一六）四月条に「政所殿正月四日御せち注文」として御前⁽²⁷⁾一膳・目代一膳・承仕五六膳・主典一膳・維那一膳・しゅけん一膳の合計六三膳の配分が列記されている。また社頭へ上げられた「つみ物一せん へんし⁽²⁸⁾一ツ さかな二色」はその後、上膳として神子に下行されていることを記している。こうした西京からの貢納、八嶋屋での「膳」への調進、そして各所へ備進は、中世後期・近世を通じて見られる⁽²⁶⁾。

また、八嶋屋に集積された御供調進の作法については、『目代日記』明応九年（一五〇〇）一二月三日条にその様子がうかがえる。この日、八嶋屋へ柏神供御米が下行されなかったが、既に八嶋屋では「御米を水ニ入候てはや悉々其用意仕候、此米水ニ入」れて準備をしていた。また「八嶋屋を悉々御供調進以前に水ニてきよめ候」と、八嶋屋の清浄が保たれている事実が判明する⁽²⁷⁾。ここで用いられる水は、先に見た「北野宮曼荼羅図」および「洛中洛外図屏風」（歴博甲本）の八嶋屋前に描かれた井戸の水であったと考えられる⁽²⁸⁾。

以上より八嶋屋の持つ御供所としての性格が確認できたが、一方でこうした施設や御供調進にかかる道具等はど

のように維持されていたのだろうか。実はこうした八嶋屋の道具類や畳張り替えの修復など役負担は曼殊院門跡にあった。『北野社家日記』明応八年（一四九九）二月二日条には次のようにある。

【史料9】

一、就八嶋屋畳儀社家奉行へ申状調被参、其状文言

当社御供所八嶋屋修理雑具・畳以下之事、為社務御役被仰付儀社例候、然間今度畳及朽損候条、可有御沙汰旨教度雖申入之候上、猶以不被及承引候間、於御供調進儀者不参勤旨宮仕等申之候、然上者至年始御供可及退転候、神慮尤難測以外次第候、所詮、任先規為社務被仰付候様被遂御糺明御成敗可目出候、此旨宜預御披露候、恐々謹言、十二月十九日 松梅院代禪慶判 小島書状相副之、

これは、八嶋屋の修理雑具や畳にかかる経費は門跡の役であることが「社例」であったにも関わらず、今回の朽損に対する費用負担に門跡がなかなか承引しない。これによって御供調進を行うべき宮仕が参勤せず、このままでは年始の御供調進が退転してしまう。そこで先規のように門跡に仰せ付けてほしいと松梅院が幕府に訴え出たものである。⁽²⁹⁾これは宮仕らが「御供調進儀について参勤できない」と目代へ訴えてきたことから、八嶋屋において宮仕が御供調進を担っていたことが明らかであるが、これら主張に対して幕府からの裁定は下らなかった。結局、八日後に松梅院が「以御心遣古畳三帖八嶋屋二借シ敷せ年始御供以下如此儀可致調進由」を宮仕中へ沙汰することになった（『北野社家日記』明応八年二月二十九日条）。

このように八嶋屋修理に関わる役の負担は曼殊院門跡にあったものの、その費用負担は必ずしも問題なく沙汰されていたわけではなかった。北野社における仏神事が滞りなく執り行われるため、それに必要な御供調進が滞ることなく行われるためにも神事奉行である松梅院が沙汰をすることになったのであろう。

ところで、八嶋屋の空間自体に問題があり、御供調進が行えなくなった場合、その対処はどうなっていたのであ

ろうか。次にで八嶋屋が大破した事例を取り上げる。

【史料10】

一、八嶋屋就_二修理_一、如_二先例_一西京仁反錢於雖_レ被_二相懸_一不_二承引_一間、既八嶋屋及_二大破_一、一向御供等難_二調進_一間、先_三ケ日中事於_二法花堂_一可_二調進_一由申付令_二沙汰_一畢、門_主へ案内申、尤可_レ然由被_レ仰也、出仕如_レ例宮仕悉奉行之迎_二来也_一、

この『北野社家日記』永正三年（一五〇六）正月一日条によれば、このとき西京側が八嶋屋修理のための段錢賦課を拒否したことによって、八嶋屋は大破に及び御供調進が不可能な状態に陥った。そこで直ちに正月の三旬御供の調進が問題となったが、松梅院は八嶋屋ではなく法花堂にて調進することを沙汰し、門跡もこれを了承している。⁽³⁰⁾

この臨時の沙汰によって三旬御供の調進は退転無く終わったが、その後、引き続き法花堂を使用することについて曼殊院門跡が難色を示している。その様子を『北野社家日記』永正三年正月四日条は次のように書き記している。

【史料11】

自_二社務_一被_レ仰様、三ケ日御供於_二法花堂_一調進先以無_二退転_一之儀目出候、雖_レ然_勤行所事候間_二叵_一意_一間、所詮幸古屋在_レ之間、於_二彼所_一令_二調進_一者可_レ然歟由被_レ仰云々、尤同心之間、即宝成院_{明順}当時造_{榮奉}行間、申遣_レ致_二其沙汰_一也、宮仕へ申付也、

法花堂は「_勤行所」であり継続的な使用は「_勤意」に測りがたい。幸いにも古屋があるので、そこで調進すべきだとしている。これによって一日の御供調進は、「御供於_二古屋_一其沙汰也、珍重々々」と問題なく調進がおこなわれた。

以上の経過から、八嶋屋が大破した場合、御供調進が滞らぬように別の空間が用意されていたことがわかる。また御供調進は八嶋職に補任される神子のみの職掌ではなく、実際には宮仕が御供調進に関与していたのである。こ

これは八嶋屋大破や御供不参に伴う宮仕から曼殊院門跡・社家への訴えからも明らかであろう。

このように宮仕や曼殊院門跡・社家による八嶋屋維持のありようが浮かび上がってきたが、冒頭で示したような八嶋屋の竈鳴響という怪異現象も、八嶋屋自体および御供退転に関わる問題で起こったと捉えることができるのではないだろうか。すなわちこの鳴響が八嶋屋大破や御供貢納、調進の退転に対する宮仕らの「訴え」であったと思えるのである。

〈2〉 八嶋屋への御供貢納と段銭賦課

さて、八嶋屋は西京から貢納されてきた御供を調進して各所へ備進し、また「膳」に調進して各人へ支配していたが、こうした八嶋屋と西京を繋ぐ具体的様相はうかがえるのだろうか。先に見た『日次紀事』の記述では、その関係は窺えず、『目代日記』においても、単に御供が「参る」や、もしくは「御供不参」であった場合、八嶋屋から門跡や松梅院へ訴えるのみを記しているに過ぎない。ここではかかる問題に迫るため次の【史料12・13】から考察しよう。

【史料12】 「北野社家禪專・承舜連署状案」 (『北野天満宮文書』一三八号文書)
(端裏書)

「就御供^一之儀、一社中申状案文、天文八^己亥」

伊勢守代官職被存知候、然共

北野社領西京二三条事、毎月三旬為御供料所^一、自^二往古^一嚴重之処、当勢州從^三天文五年^一至^二当年^一、及三五
 十余ヶ度^一闕怠^一并^レ候殊^一、正月三ヶ度参御菓^〇、十余ヶ度退転候、言語同断余以神慮難^レ測次第候、所詮、
 急度被^二仰出^一、未進^〇有^二備進^一之様、宜^レ預^二御披露^一候、恐々謹言、

〔天文八年〕
五月廿六日

禪專（花押）

承舜（花押）

松田丹後守殿
〔春秀〕

天文八年（一五三九）、北野社には毎月一旬毎に御供が「御供料所」二三条保より貢納されていた。ところが、その二三条保を「おとし」とつた幕府政所方伊勢氏が毎月の御供が合わせて五〇ケ度、正月に貢納される御供に至っては一〇ケ度も懈怠するに及んでいる。⁽³¹⁾ また、この端裏書より、御供未進・懈怠が一社を挙げた問題であり、それは同時に神事そのものと御供支配（下行）の退転を示していたといえる。⁽³²⁾

【史料13】「松梅院禅興書状案」（『北野天満宮古文書』一六二号文書）

北野宮寺御供料所西京二三條保内社納事、

一、正月三ケ日内陣御くた錢^{〔供駄〕}三ケ度之分、貳貫百文宛并小豆かうの物代百五十文宛、

一、正月七日御供上白米五斗あかます^{〔赤升〕}にて（付御鏡五まい十二月廿六日二まいる）

一、毎月三旬の御供米貳石七斗、料足貳貫七百文宛、八嶋屋へ社納事、

一、正月三ケ度之御くた錢、一ケ度三貫文宛、以上九貫文事、

一、九月九日御供之内、野依次郎左衛門尉沙汰之分、御供卅壺合之内、西米貳合役錢三百卅二文、無退転
参候也、

一、法花三昧堂御浄供参石事、

一、当社修正大道^{〔所カ〕} □ 米三石事、

以上、

三旬御く^{〔供〕}うの事、明応年中下代蒲生安秀与申仁、永正年中社家直務事、石河主計丞職春出状在^レ之、古市次郎・

同古市弾正東郷兩代之時も三ヶ度之御供毎月嚴重之事、其後地藏院代官如^レ形、野依筑後守・同子次郎左衛門時者、毎月一ヶ度宛二候、ほしきま^{〔悉〕}のやうたいにて候、此度如^二先々^一嚴重二おほせつけらるゝにおゐてハ、天下大平之御きた^{〔祈禱〕}うの可^{〔五〕}レ為^二専一^一候、このむねしかるへきやうに御取合たのミたてまつり候、

永祿五

松梅院禪興

八月五日

御ちやくくの御かたへまいる

この【史料13】は御供料所である西京二三条保内で北野社へ「社納」されるべき御供について書き上げたものである。七箇条においてその内訳を明示し、次いで二三条保の知行関係の経緯が記される。この史料から永祿期の西京から八嶋屋へ貢納される御供の様子が読み取れる。この書き上げられた箇条書の要点を示せば、①正月三ヶ日の内陣御供の駄銭、②正月七日の御供白米を赤升（これが八嶋屋の升か）にて受け取ること、③毎月三旬御供と料足を八嶋屋へ社納すること、④正月三度の御供駄銭は全部で九貫文、⑤九月九日の御供、⑥法花三昧堂御浄供米は三石、⑦修正会にかかる米は三石、の七ヶ条について取り決めたことがわかる。このうち特に③が注目される。御供料所である西京二三条保は、毎月三度の御供貢納について、米二石七斗・料足二貫七百文を八嶋屋へ社納することとなっていた。また内陣御供や神供など、三旬御供以外にも代銭納で西京から北野社へ公事物として貢納されていた事実はあきらかである。したがって、上下保・二三条保という保の違いによる御供種類・貢納時期が異なる点する点は、「西京」という範囲を含めて再検討する余地がある。

これを西京に賦課される八嶋屋修復のための段銭から考えておきたい。先ほど八嶋屋大破時の御供調進に関する史料に触れたが、そこでは「西京」へ段銭が賦課されていた。これを『目代日記』明応八年正月二九日条からみておこう。

【史料14】

廿九日、一、当社八嶋屋修理段銭事、上下保并二三条・同栖霞寺田・太嘗野畠段別百文宛、来月十日以前可補^{〔無〕}
二沙汰^一之由、御代官沙汰人等可^レ被^二仰付^一由可^レ申旨、恐々謹言、

明応八

大蔵卿好慶

正月廿八日

政所法印御房

曼殊院門跡からの御教書によつて政所へと指示が出され、賦課範囲として西京の中の上下保・二三条保・栖霞寺田保などの御代官沙汰人へ命令が通達される。ここで注目したいのは、賦課範囲が上下保・二三条保等であることである。また『目代日記』永祿六年十一月二十七日条では次のようにある。

【史料15】

一、八嶋屋修理料段銭之事、

西京二三条上下保・馬代保地口等田壹段別式拾疋宛・畠壹段別參拾疋宛・巷所壹段別肆拾疋宛、来十二日以前可^二執沙汰^一旨、可^レ致下^二知西京上下保兩人沙汰人^一之由、被^二仰下^一候也、恐々謹言、

閏十二月八日

栄村

政所御房

此御教書御門跡様より申出し候て、政所殿へ付候へハ、御教書と各御加候て、則沙汰承仕公文承仕能哲・能福同道仕、西京おかた方へ付申、其以後吉積民部方へ付すて申也、
ことごと

ここでは門跡から政所への指示が、御教書として公文承仕を通じて西京方に沙汰される具体的伝達経過がうかがえる。この時の段銭賦課範囲は西京二三条保・上下保・馬代保となっている。このように段銭が賦課される保は、西京のなかでも三つに限定されているようである。

この中で二三条保は伊勢氏およびその代官等によつて公事物たる御供貢納が不参の状態に陥っていくが、しか

し、『日次紀事』からも伺えたように御供調進は住人、とりわけ神人たちによって継続されていたと考えられ、近世に入ってなおも御供所である八嶋屋を通じて御供が差配されていたのである。

こうした事実は、「西京神人」が北野社の神人であるという由緒形成の前提となると考えられる一方で、御供所が北野社と繋がり続ける回路ともなり、そうした点からも八嶋屋の存在と機能は看過できないものであったといえる。

おわりに

中世後期の北野社と西京を具体的に結び交錯点はどこにあったのか。本章では、それを御供調進を担う御供所八嶋屋の存在形態を通じて分析した。中世後期の八嶋屋は、八嶋職に補任される神子、座成を通じ活動する宮仕、その中で神供の差配を行う沙汰承仕や公文承仕によって組織されていた。御供調進は西京から貢納される神供や御供を調進して本殿をはじめとして境内摂社・末社等に備進され、また「上膳」として門跡や政所をはじめ各人へ配分されていた。さらに西京からの御供貢納が滞った場合、八嶋屋として文書を発給し、社家や別当曼殊院へ頻繁に訴えていた。

御供所とは単なる御供調進の場ではなく、北野社における仏神事・年中行事を支え維持するための重要な空間であり、同時に、曼殊院門跡・社家とも一定の距離を置きつつ、宮仕が座成をして活動する、北野社組織の要の場であったと指摘できよう。

このような御供所の存在形態の解明は、単なる組織内部の問題に止まらず、膝下および所領下における神人との関係を含め、地域を取り結ぶ重要な要素となりうるはずである。

その上で改めて問われるべきは、これまで指摘されてきた「西京七保」それぞれに存在したとされる寺院名を併

せ持つ「保社」の存在である。これは『北野誌』や川井銀之助氏の研究以来「川井一九三四」、西京神人が御供を北野社へ貢納するための地域のセンターとして考えられてきた。すなわち、一保安楽寺・二保東光寺・三保長宝寺・四保新長谷寺・五保満願寺・六保阿弥陀寺・七保成願寺である。しかし、この七つの内で史料的に遡ることのできるのは、元禄期にみえる五つの保である⁽³³⁾。はたして、中世後期において寺院名をもつ「西京七保」の各「社」からの御供貢納は確認できるのであろうか。本章で触れた【史料13】によって西京から「社納」される関係は明らかであるが、「七保」の「保社」から貢納されたことは、他の史料からも全く窺えない。むしろ貝氏が明らかにしたように「西京七保」は幕府側や北野社側の段銭を賦課する際の想定範囲の呼称であり、その実態は必ずしも七つとは限らないのではないか【頁二〇〇三】。この点に関しては、ひとまず段銭が賦課され、御供が貢納される二三条保・上下保・馬代保が、その範囲と実態を指し示していると考えておきたい。

このように中世後期において確かに「西京七保」の空間認識は存在するが、そもそもそれを現実の保として、しかも七つの保それぞれの「御供所」より御供が貢納されていたという点について疑問が生じてくるのである。その際、「保御供所」の成立が少なくとも近世以降である点、および元禄期に「五保」と明確に史料に見出せる点を考えれば、七つの保という「西京七保」の認識は、神人らが自らの由緒を創成・主張していく過程と不即不離の関係で成立してくるのではないだろうか。つまり、西京の上下保・二三条保・馬代保などいくつかの「五保」であった「西京七保」が、「西京七保」という七つという数に見合う形で成立していくと考えられるのである。もちろんこれは推測の域を出ず、具体的な検討は後日の課題とせねばならない。ただし、川井氏が指摘する「西京七保」の七つの「保社」が廃絶していく中で、そこでの御供調進と貢納が、御供所八嶋屋へ移っていく点が事実とするならば「川井一九三四」、北野社御供所八嶋屋の重要性と、そこを介して結ばれる北野社と西京・神人の歴史的関係は注目される。

そこでやはり重要となるのは寺院名の付く保と北野社との貢納を介した関わりの成立と変遷である。これを端的

に示す史料がある。

【史料16】

一、九日、御神供参候、能乗〔歎〕觀樂仕候間、我等西京へ参候、東光寺より壹貫文請取候、去年之未遣〔進〕三百三十拾式文請取申候、両内三百三十拾式文少間之わひ事二候間、未遣〔進〕候分也

これは『北野天満宮史料』（古記録）永禄四年（一五六一）古記録乙の九月九日条における、神供到来に関する記事である。能乗の病気を理由に沙汰承仕が代わりに西京へ参り、この時に東光寺から一貫文を受け取っている。しかもこの分は去年の未進分であり、東光寺より北野社八嶋屋へ御供銭が貢納されていたと考えられる。すでに永禄期になると御供は現物でなく代納銭であったことが八嶋屋の請状からも判明〔34〕し、ここに「東光寺保」の「御供所」と呼ばれる原形がみてとれよう。ここで、中近世移行期の寺院「再興」と、神人との寺檀関係の成立およびその在り方〔35〕、そして北野社御供所との貢納を介した関わりは、北野社と西京を考えるにあたって非常に重要であるが、これらの考察は次章において検討することにした。

〔註〕

（1）『北野社家日記』永正一二年五月一三日条（『史料纂集』続群書類従完成会）。以下、同史料の引用については註記を省略する。なお、八嶋屋の竈鳴動については、「預記録」（『北野天満宮史料』古記録）にも「一、八嶋大竈鳴事、文安四年〔潤〕二月廿八日寅時、御祈祷〔眞〕信誦大般若經一七ヶ日、毎日御宝前御千度在レ之」とある。また『目代日記』永正一三年二月に「八嶋屋竈鳴」に対して、松梅院へ一社による大般若經転誦および百座仁王講の参勤を命じている。宝前御千度は宮仕によつて執り行われているようであり、そうした八嶋屋の組織についても着目したい。

（2）『文徳実録』齋衡二年（八五五）一二月丙子朔には「大炊寮大八嶋竈神」とみえ、『名語記』（鎌倉期）人には「家家の竈神をやしまとなつく如何、家中にさしあかりたれば八嶋敷、又やかすみまさの反はやしま也、やかは家也、

すみは住也、まさは祇也、祇は地神の名也」とある。また『伊呂波字類抄』（平安末期）には「竈神 ヤシマ」として、竈神が八嶋であるとしている。さらに『色葉和難集』五でも同様に「かまをばやしまと云ふなり。大嘗祭の行幸にも、かまのわたるをばやしまのわたるというなり」と竈を八嶋としている（以上、『日本国語大辞典』に拠る）。すなわち、八嶋屋とは「竈神」を祀る屋ということになる。

(3) 北野社と膝下西京（とりわけ「西京七保」）に関する研究は、小野晃嗣氏や網野善彦氏の研究があり「小野一九八七、網野一九九六」、近年では西京地域の特質を考察した貝英幸氏の言及「貝二〇〇三・二〇〇四」、また酒麴座を構成する西京神人と西京の分析をおこなった三枝暁子氏の研究がある「三枝二〇一一」。ここでは「西京七保」の範囲が議論されているが、「西京七保」が大きく「上下保」と「二三条保」に分かれ、伊勢氏による「二三条保」の押領によって、実質的には「上下保」が「西京七保」に相当するという。しかし、本章で考察する御供貢納・調進の分析から、「西京」や「西京七保」の認識や範囲など不分明な点もあり、改めて再検討する余地はある。

(4) 『京都坊目誌』上京第五学区之部（『新修京都叢書』第一八巻、臨川書店）。

(5) 北野神社社務所編『北野誌』首巻（國學院大學出版部、一九〇九年）。

(6) 竹内秀雄氏の『天満宮』に「一〇、近代の天満宮」が立項されているが「竹内一九六八」、北野社の神仏分離については全く触れられていない。

(7) 川井銀之助氏は、西京にあったとされる七保の各「保御供所」（西京神人らの御供貢納の単位とする）は、近世中後期にかけて衰微・廃絶していき、明治六年に北野社御供所（おそらく八嶋屋のことであろう）に機能が移行したことを指摘しているが、その論拠は明らかでない「川井一九三四」。

(8) 「北野曼陀羅」に関する年代比定などについては西山克氏の論考による「西山一九九八」。

(9) 野地秀俊氏の北野社宮仕が黄衣を纏っていたとする指摘を参考にすれば「野地二〇〇二」、この「洛中洛外図屏風」（歴博甲本）に描かれた坊主は宮仕である可能性が高く、併せて八嶋屋との関係を強く意味づけるものといえよ

う。

(10) 近世北野社の境内を描いた絵図として「北野社堂舎絵図」(元禄一四年(一七〇一))、「北野天満宮地図」(宝暦七年(一七五七))、「北野天満宮社頭図」(天保一〇年(一八三九))があり、そのいずれにおいても位置は変わっていない。この絵図三点は国立歴史民俗博物館編『なにが分かるか、社寺境内図』(平成一三年十月、国立歴史民俗博物館)に紹介されている。

(11) 細川氏はこのほかに、台所仕事を職掌とする厨女と、神子(巫女)職に補任される「左神女」「右神女」の存在を史料から析出しているが「細川二〇一三B」、八嶋屋との関係については不明である。

(12) 『目代日記』(『北野天満宮史料』北野天満宮史料刊行会)。以下、同書の引用については註記を省略する。

(13) 八嶋屋における神子の存在に関する類例として、南都春日社の事例がある。時代を遡る弘安八年(二二八五)、添上郡の横井の「キヤウフ房」なる人物が、今在家に住む「成仏」と「又」の二人を殺害した。その顛末を記した告発文ともいべき起請落書には「キヤウフ房」について「件女人ハ八嶋ノ御子タル上、春日番ヲ勤メ候キ、彼キヤウフワ、八嶋ノト子トシテ、同所ノ御子ヲコロス條、不便也」としている(『鎌倉遺文』一五五一八号「某起請落書」大和大東家文書)。この事件の因果関係は不明であるが、春日社の御供所であろう八嶋において御子が活動していたことがうかがえる。また、さらに石清水八幡宮においても、竹中友里代氏が紹介された「八幡宮筆記」に、「竈神ノ

社(末社記ニ曰鳥居ノ内或ハ号ス八島殿ト末社記ニ曰齋主ノ命御供所鎮守也)」とあり興味深い「竹中二〇〇八」。

(14) 『目代日記』延徳二年(一四九〇)一月二四日条「今出川殿様御祈禱之御教書御門跡様ヨリ松梅院〔足利義視〕被_レ仰出候、松梅院の奏者国分」。

(15) この番承仕は、承仕中から選ばれて五日毎の輪番制をとり、社家・門跡・八嶋屋などの中で折衝や取次などを行う存在である「鍋田一九九七」。つまり、承仕を含めた宮仕が八嶋屋に詰めているので、先に紹介した湯浅氏の「八嶋は番承仕」という指摘は正確ではない。

(16) 古代の巫女の職掌については、すでに西口順子氏が煮る・炊く・織るという視点から神子の御供調進など職掌の分析を行っている「西口二〇〇六」。

(17) 『北野社日記』慶長三年一月一六日条には、「能金入公八嶋座敷今宵仕、八嶋座敷後、能金所にて衆中二者共喧嘩仕、トウ人能金方ヨリ能閑・能源案内ニ来、夜半過ノ事也」と能金の入公が八嶋座敷においてなされていた事実が確認できる。

(18) かつて瀬田勝哉氏は、中世祇園会の考察に当たって、大政所を在地のセンターとして、有徳人を中心に御供調進に参加する宮座的様相を明らかにされている「瀬田二〇〇九」。こうした在り方は、北野社境内に集住していた宮仕中においても想定することは可能であると考えられる。

(19) 西京と瑞饋祭については貝氏論文参照「貝二〇〇四」。

(20) 『北野天満宮史料』古文書(北野天満宮史料刊行会)。以下、同書の引用に関しては、注記を省略する。

(21) 宮仕の境内・門前集住は、寛永一四年(一六三七)に描かれた「洛中絵図」にみえるところである。ここでは「能」を通字とする宮仕の集住が確認でき、また「御供所」の箇所には「能賀」なる人名が記されている。この能賀が宮仕の中でのどのような位置にあるのかは、現在のところ明らかではない。

(22) 大阪女子大学近世文学研究会編『日次記事―本文と索引』(前田書店 一九八二年)。
①「三月三日 北野社神供自西京調進」、②「四月晦日 北野社 青柏御供北野地人預御供田之家調進」、③「八月一日 北野神供」、④「九月九日 北野社 神供自西京調進」、⑤「十一月晦日 北野社 赤柏葉御供」。

(23) かつて貝氏は瑞饋祭を事例に、公事から貢納物への変化を村落構造の変容から論じている「貝二〇〇四」。また近年では北野の神人について、特に翹座神人の系統を引く西京神人について三枝暁子氏の論究がある「三枝二〇〇一」。

(24) 竹内秀雄氏『天満宮』「五、北野宮寺領」には西京以外に御供料所として河内国八箇所(日供)・美作国吉

野林野両保（四季御供）が定置されていたことが指摘されている。

(25) 貝氏は御供に「饌供」と「神供」の別があったと指摘している〔貝二〇〇四〕。三枝氏は三旬御供を二三条保が、その外を上下保が貢納を担っているとす〔三枝二〇一一〕。しかし、後述するように、二三条保は、三旬御供以外の御供貢納もおこなっている。

(26) この具体的な配分はその変遷については、別に検討を要するが、たとえば近世における御供調進については『宮仕記録』などに散見される。

(27) 『目代日記』永正六年三月二八日にはこの調進に関わって、松梅院より門跡へ八嶋屋の「御供なへ」が盗人によって取られたことを注進している。また、御供調進にあたっては、八嶋屋の清浄性を保つために、注連縄と水によるキヨメが行われていることが確認できる（「預記録」『北野天満宮史料』）。

(28) この井戸は、細川氏や山本尚友氏も指摘する「八嶋井」と呼ばれる八嶋屋の井戸である〔細川二〇一三A、山本二〇〇四〕。『北野社家日記』長享三年（一四八八）七月六日条には「今日社頭八嶋井、為御手水」毎年今日水ヲ替云々、仍為二当坊一綱十束出レ之、桶ハ八嶋出云々、先例未聞、但昔者社頭阿闍井別在レ之、近年用八嶋御供井之間、不レ能二是非一也、為二後証一注レ之、殊預法師井替之由、注進在レ之」とある。御手水神事に用いる八嶋屋の井戸の水を替えるという記事であり、かつて御手水神事には闍伽井を用いていたが、近年は「八嶋御供」に用いる八嶋井を使用していたようである。この史料から、この八嶋屋に附属する井戸があり、御供調進に不可欠であったことがうかがえる。

(29) 御供調進にかかる道具の費用負担については、延徳二年七月に起きた争論によって明らかとなる。すなわち、日供は神事奉行が、三旬御供は三旬御供方が負担するという松梅院の主張である。しかし、それに対して二三条保を実質的に知行している伊勢氏側との争論となり、やがて曼殊院門跡・八嶋屋を巻き込んだものに発展している（『目代日記』）。

(30) 法花堂については、延徳の焼亡に際し、松梅院前庭に仮屋造立を主張する宝成院と、法花堂(境内)への造立を主張する松梅院との間で相論となった。この点を含めて、法花堂と松梅院の関係も考慮する必要がある。

(31) こうした伊勢氏の二三条保の「押領」は、史料には「落とし」と表現される(『目代日記』)。これは貝氏が指摘するように、単なる押領ではなく、その後、御供貢納の負担があった点から合法的手段によって二三条保が合法的に領有されたと考えられるべきである。「貝二〇〇三」。また、伊勢氏に御供負担が課されつつも、実際の貢納は二三条保の住人が担っていたと考えるのが妥当であろう。

(32) 「一社」の理解については、鍋田氏論文参照「鍋田一九九七」。

(33) 「西京神人御補任之事」(『目代記録』北野天満宮史料)。

(34) 『北野天満宮史料』古文書一七〇号「八嶋屋供錢請取状案」。

(35) これについても三枝氏が『京都坊目誌』を用いながら神人と天神祭祀にかかる場としての寺院の機能を指摘している。「三枝二〇一一」。こうした点を含め、西京における地域寺院の成立と変遷および寺檀関係の有様、さらには宮仕や目代などの寺檀関係も考慮して論及していく必要がある。

第三章 「西京七保」御供所の近世 —御供所寺院とその維持・管理—

はじめに

「当社鎮座以来、永禄以前、社領西京七保之封疆、并洛中洛外之麴役之得利被^二成下^一、神事祭祀已下、嚴重^二被^二仰付^一候」。宝暦二年（一七六二）、北野社に奉仕する西京社人（神人）らは、自らの由緒をこう述べた上で、八百年続いてきた社人職の退転を歎き訴えた。⁽¹⁾

ここで社人らという「西京七保之封疆^(ほっきょう)（国境の意）」とは、自らが住居する北野社膝下西京の範囲を示すだけでなく、北野社との関係が連続と続いてきたという歴史と由緒が込められた言葉である。すなわち、彼らは「西京七保」の各保に住居し、各御供所を通じて北野社へ御供を貢納しつつ、北野社の神事や祭祀に参仕し、北野社から酒麴役の利益や社人としての特権を付与されてきたという認識を持っていた。北野社膝下西京の歴史は、まさに北野社と社人（神人）との関係史といっても過言ではないだろう。

なかでも、「西京七保之封疆」、つまりその範囲や理解については、これまで議論が積み重ねられてきている⁽²⁾。それを踏まえ本章で検討したいのは、北野社御供所八嶋屋へ御供を貢納する社人らの活動の拠点となる、「西京七保」御供所の近世における様相である。それ以前の実態は、『北野社家日記』や『目代日記』などの史料からほとんど見出すことはできず、まずは近世の様相を明らかにした上で、そこから遡及的に検討していくという視点も必要であると考ええる。

文政一〇年（一八二七）六月、北野社社人と宮仕・松梅院の間で確認された条々には、「安楽寺縁起之内ニ、御本社方以前、七保御供所建立之起在^レ之」と北野社創建以前に「西京七保」の御供所が建立されたとの由緒が問題となり、「七保乃神供所七ヶ寺を建立与相認」と修正された⁽³⁾。これら古い由緒をもつとされる「西京七保」の各保

は、元禄期に寺院名が付されており、御供調進の場⁽⁴⁾というだけでなく、寺院としての性格を持ちながら社人結集の場として機能していたとも考えられる。

前章(第二章)で、中世後期に「西京七保」から北野社へ貢納される御供の調進・備進・支配の実態を、社内御供所八嶋屋の存在形態を通じて検討したが、「西京七保」に存在した各御供所の歴史の変遷および維持・運営などはさらに検討を要しよう。

そこで本章は第一節で「西京七保」御供所について、これまでの理解を整理し、元禄年間頃から明記される寺院名・保名について、『北野誌』の記述から遡及的に検討する。第二節では、それらを踏まえ、「西京七保」御供所の一つである第三保長宝寺を具体的な事例として、維持・運営の実態を明らかにし、第三節で社人仲間と各御供所の関係を検討したい。なお、本論では以下「西京七保」の各保御供所の寺院を指して「御供所寺院」と使用する。

第一節 「西京七保之封疆」と御供所

〈1〉『北野誌』叙述の検討

まず、北野社および西京研究においてしばしば参照されてきた明治四二年(一九〇九)編纂の『北野誌』に、西京はどのように説明されているのか。次にその関係箇所を引用しよう。

【史料1】『北野誌』(北野神社社務所編纂・國學院大學出版部発行)

祠官宮仕の外に、西京に住める社人と称するものありき、これは初め、**A**北野社創立の時、右京一条より二条までの地に於て七ヶ所の御供所を建てたり、これを七保といひき、(中略)保とは平安城大内裏を起されし時、京城を区画せられし名称にして、壹町即ち四十丈四方を四目結の如く四つ合せて、貳町四方を一保といひ、保

を又四目結の如く四つ合せて四町、四方十六町を一坊といひ、坊をまたかくのごとくして、四つ合せたるを一
 条といひたり、**B**その保を七つの御供所に充てられし故に七保の称は起これり(ママ)その保名は一保安楽寺、二保
 東光寺、三保長宝寺、四保新長谷寺、五保満願寺、六保阿弥陀寺、七保成願寺と称せり、その一保安楽寺は即
 ち延喜五年二月に社人の祖先等神像を宰府より奉祀し来れる処にて、京都にて公を祭りし最初の地なりとい
 ふ、

かく定まりては、従来安楽寺に奉仕せしものどもを、北野神人と称せしめ、七組に分ち神事に奉仕せしめたり、
 この神人は均しく曼殊院に属すと雖も、祠官宮仕等と異なりて法躰にあらず、宮の執奏に依りて、従六位下国
 の介より従四位下国の守に叙任せらるゝを例とせり、(中略)

C年中六ヶ度に(正月元旦、同七日、二月廿五日、三月三日、七月七日、九月九日)七保の御供所に於て神饌
 を調理し、本社に献せしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺天満宮に勤仕し、その余暇は各農商の業
 を営み奉りしが、延享四年に至りて神人の称を廢して、社人と称せしめらるゝ事となりぬ、(後略)

まず傍線部**A**で、社人と七保の来歴が述べられている。すなわち、北野社が創建されたとき、右京一条から二
 条に七ヶ所の御供所を建て、七保といったといい、傍線部**B**でその七つの名称を記す。傍線部**C**では、その七保
 の御供所で神饌を調理して、本社に献上するという。また、かかる七つ保の御供所に奉仕する神人らは延享四年(一
 七四七)に改称して社人となったと説明する。

では、これらの説明を具体的に別の史料から明らかにできるのであろうか。傍線部**A**については、中世段階に
 おける西京の「御供所」に関する記述は管見のかぎり具体的に見出すことはできない。ただし、前章(第二章)で
 明らかにしたとおり、永祿年間、御供は上下保だけでなく、「二三条保内社」からも北野社御供所八嶋屋へ貢納さ
 れていた。

また三枝暁子氏は、文安二年(一四四五)の「祭札引付」の記事から、「馬上七騎」と「七保」の対応関係を指

摘しつつ、「七保」の各「保」を特定することはできないものの、西京の「保」が、節句ごとに神供を負担する土地区画をさすものであったこと、鎌倉期以降、様々な呼称で呼ばれた「保」が存在したが、室町期以降、それらの「保」の中から「七保」という新たな編成単位が生まれた可能性が高い」とする「三枝二〇一一」。「西京七保」の存在自体について、慎重な姿勢であった小野氏の見解から踏み込んだものといえる「小野一九八七」。

しかし、「西京七保」が延徳三年（一四九一）から存在していたとしても、その範囲を具体的に比定することは難しい。例えば、貝英幸氏はそれを段銭賦課の際に用いられるものと指摘しており「貝二〇〇三・二〇〇四」、確かに前章（第二章）で検討したように八嶋修復の段銭賦課の際にも「西京七保」という呼称が使用されている「高橋二〇一〇」。

さらに、慶長七年の神人等交名である「社人連氏」には、「西京七保」神人らがすでに五つに編成されており、中近世移行期における「西京七保」の変遷を考える上で重要である⁽⁵⁾。

では一方で、傍線部[B]で説明される保名と寺院名の淵源はいつまで遡れるのか。例えば、東光寺保の東光寺が、既に中世末期に見出せるのは確かであり、特に次の記述は注目してよい。

【史料2】「永祿四年古記録乙」九月九日条（『北野天満宮史料 古文書』）

一、九日、御神供参候、能乗^(感)觀樂仕候間、我等西京へ参候、東光寺より老貫文請取候、去年之未遣^(進)三百三拾式文請取申候、両内三百三拾式文少間之わひ事二候間、未遣候分也、

右により永祿四年（一五六一）九月九日、「我等（宮仕）」が病気にかかった能乗の代わりに西京へ参り、東光寺から一貫文を受け取り、それが去年の未進分であったことがわかる。つまり、東光寺という寺院を通じて、北野社八嶋屋へ御供銭が貢納されていたことになる。

このように戦国期の寺院名と、後世の「〇〇保」に冠せられた寺院名を直線で結びつけるには、西京の近世的展開を検討する必要があると考えられるが、ここでも三枝氏の次の指摘が重要である「三枝二〇一一」。

各保の名に付されている寺院の成り立ちは必ずしも明確でないが、例えば東光寺保の「東光寺」が戦国期には確認されることから、いずれも中世末期から近世初期にかけて西京神人によって建立されたものでないかと推察される。寺院は、神人によって天神を独自に祀り御供を備えるための重要な場。

確かに近世の新長谷寺や長宝寺の指図には、観音堂が描かれており、天神が祀られていた可能性が高い⁽⁶⁾。ちなみに、新長谷寺は文明一五年（一四八三）に三条西実隆が参詣しており、当時すでに建立されていたことがわかる⁽⁷⁾。また、実態は不明だが天正期には満願寺の存在も見出せ⁽⁸⁾、「西京七保」に冠せられる寺院はいくつか存在していた。しかし、このほかに「七つの保」と「七つの御供所」を具体的に繋げる史料を見出すことは難しく、また慶長七年の段階で、五つの保であることを踏まえると⁽⁹⁾、「七つ」という数字に当てはめて考えることに慎重にならざるを得ない。

〈2〉「西京七保」御供所の理解

次に「西京七保」御供所の理解について、『京都坊目誌』（大正五年⁽¹⁰⁾）および昭和九年（一九三四）の川井銀之助氏の論文「北野天満宮と七保御供所攷」での説明を確認しておく⁽¹¹⁾。「川井一九三四」。そこで記述され整理された保・寺院名などを「表1」にまとめた。

この「表1」により、具体的な七つに比定する「西京七保」の御供所寺院も、その大半が廃絶や移転を経て、明治期を迎えていることがわかる。ただ、これら『京都坊目誌』および川井氏の説明にある、各寺院を中世以来連続と続いてきたとするにはやはり無理があるろう。

では、この七つの保、七つの御供所という捉え方は、『北野誌』以外に見出せるのであろうか。そこで注目したのは、近世後期に記された神宮寺由緒書である。そこに当該期の御供所および「保」、また西京社人らの歴史認

識を伺い知る上で重要な記述を見出すことができる。

【史料3】 「安楽寺修復由緒書」〔本郷家文書三九二号〕

由緒之儀者、從_二往古_一申伝処、

朱雀天皇御宇、天慶四年辛丑年 勅命よつて長安之西、右近馬場辺ニ、八町四面ニ七所之神宮寺ヲ御建立、

一保 安楽寺 二保 東光寺

三保 長宝寺 中保 新長谷寺

五保 満願寺 六保 阿弥陀寺

七保 成願寺

右宰府被_レ為_二准_一挙_(准拠)、表門通_二、筑紫町与唱、当社安楽寺、_(以下虫損)「本朝天満宮」

この史料は後半部および年紀を欠くが、安楽寺修復にかかる天保一四年（一八四三）の北野社人物代川井但馬介の書付に付随したものであり、本史料も同時期以降の成立と推定できる。⁽¹⁾ここに「西京七保」御供所が「七所」の神宮寺として創建されたことが記されている。この記述と認識が、後の『北野誌』の記述へと繋がっていくのではないだろうか。「西京七保」が七つの保として確定していく過程は、ある意味で「七保」に整合性を持たせるため七つの寺院を当てはめ、由緒を確認していく状況と期を一にする。社人（神人）らが、自らの由緒を再生成していく際の歴史的な認識であったということもできよう。

[表1]

	「京都坊目誌」		川井銀之助氏論文
七保社址	北野神社神供所。七保は伝て天曆年中の創設と云ふ。皆明治六年七月に廢せられ、祭神を北野に移し末社とす		
一ノ保社	北町にあり。菅神を祭る。安楽寺天神と号す。延喜五年二月九日、筑紫より之に移すと云ふ。また子規天神と呼ぶ。中世社殿に子規の彫刻物を装置せしより合(号)とす。今、彫刻物は北野神社に蔵す。	一保 安楽寺	末社に白太夫、福部、稲荷、猿田彦、御霊の五社。地藏堂に地藏尊(明治二年に川井家保管→大正九年に浄土宗弘誓寺に安置)・不動石を安置。明治六年上地、宝物は北野本社に遷座。明治八年に民有地(選佛寺所有)。明治三十九年に御供所跡に「一之保神社」を祭祀。
二ノ保社	堀河町にあり。文政九年四月廢す。	二保 東光寺	土蔵に薬師如来木像・十二神像(川井家保管→浄土宗弘誓寺に安置)。明治六年上地、明治八年民有地。
三ノ保社	西町にあり。野見宿祢を祀る。菅神の作と云ふ梅樹を以て彫刻せる十一面観音像を安置す。之を長宝寺と号す。	三保 長宝寺	十一面観音を安置。木造は明治二年に向南側の浄土宗成願寺に遷座。明治六年上地、明治八年に民有地。(後述・検討)
四之保社	仲保社にあり。今葛野郡に属す。元文五年三月廢社す。之を新長谷寺と云へり。菅神作の枕箱観世音を安す。此堂を捨衣堂と称す。中古此所を以て北野旅所とす。乃ち神輿行在の地也。後世神輿岡を以て旅所とす。康富記に、宝徳二年八月一日、北野神輿令出西京御旅所とあるは之とす。	四保 新長谷寺	捨衣堂・麗衣堂とも。菅原道真作という枕箱観世音を安置。元文五年の取壊し時に第一保御供所に遷座。(御前十一面千手観音は川井家保管→弘誓寺に安置)。明治六年上地、同十二年払下。
五之保社	行衛町にあり。満願寺と号す。元禄十五年岡崎に移す。	五保 満願寺	薬師仏安置。元禄十五年に寺号・仏像・敷地と共に他に譲る。(→洛東岡崎町法華宗満願寺は寺号を移したものの)
六之保社	同町にあり。阿弥陀寺と号す。寛保三年御供所を廢す。	六保 阿彌陀寺	阿弥陀安置。寛保三年に廢絶。現在の跡地の石碑には「元阿弥陀寺跡、慈雲尊者遷化之霊地」
七ノ保社	葛野郡花園村字込にあり。菅神を祀る。成願寺と号す。元和二年、仏像、寺号、及敷地一反五畝十六歩日蓮宗に譲る。今の成願寺是也。	七保 成願寺	元和元年に寺号(某法華宗僧)・仏像(浄土宗西蓮寺へ)を譲る。三井家菩提寺。明治六年上地、神殿・拝殿は北野社御旅所へ移し、御輿岡神社に改めて鎮祭。明治十二年民有地。

ここで、先に触れた御供所の由緒をめぐる争論の史料を改めて検討しておこう。

【史料4】「安楽寺縁起宝物争論一札」〔本郷家文書二四六号〕

為取替一札

一、社人支配西京安楽寺、為_レ拜仕度奉_レ願候処、縁起其外宝物之内、并御祓札守、社人方差出候二付、宮仕中方差支申立候二付、社人方宮仕中相手取、今般御願申上、既 御裏判頂戴仕候処、下二而及_二対談_一、左之通、示談相調候二付、後々故障為_レ無_レ之、為_二取替置_一候箇条書、

一、安楽寺縁起之内二、御本社方以前、七保御供所建立之起在_レ之候得共、此義於_二本社_一差支候事故、相改後、七保乃神供所七ヶ寺を建立与相認、文面如_二別帳_一、

一、啼郭公木作

啼郭公之義、本社宝物差支二付、称号相改、縁起建札并絵図等二茂、郭公之神宝と計相記申候事、尤縁起建札等如_二別帳_一、

一、神事祭礼之古画、右者、御本社御祭礼之図二而茂無_レ之、御旅所御規式二而茂無_レ之候事、

一、御絵伝、右者、世間流布之御伝記二御座候事、

一、靈仏靈宝之義者、別紙之通、記置候内、為_二取替_一状員数之外、由来等御座候共、板行等無_レ之候、尤 御本社二差支無_レ之様、可_二申述_一候事、

一、御札守之義者、差出シ不_レ申候、御祓之義者、文化八年濟状面之通、相心得可_レ申候事、

但、右之通二候得共、今度格別之対談を以、開帳為_レ拜_レ之節々、参詣之内乞請度旨申もの計_江者、御祓相授可_レ申候、右開帳為_レ拜中二限り、其余例二者、相成間鋪候事、

右之通、熟談相懸、双方申分無_レ之候、以来、為_レ拜等仕候節々、宝物増減在_レ之候て、社人中_江方宮仕中_江、御本社差支無_レ之様、対談可_レ申候、然ル上者、少も異乱申分無_二御座_一候、尤梅松院役人_江茂申談、取噉仕候

義も御座候ニ付、松梅院ニおゐても、承知罷在候義ニ御座候ニ付、松梅院役人河合謙助義も連印仕候而、永世互ニ争論ケ間鋪義不_レ仕、諸事為_二取替_一一札通ニ、無_二懈怠_一永續可_レ仕候、為_二後日_一為_二取替_一一札、仍而如_レ件、

文政十亥年六月

社人惣代

神部長門守(印)

緒方金吾(印)

宮仕年預

松栄坊(印)

梅深坊(印)

同 役者

玉鳳坊(印)

松梅院役人

河合謙助(印)

文政一〇年(一八二七)、文政年間に宮仕中と社人による争論が起こった。その原因は、安楽寺の縁起・宝物・祓札を差し出すことについて、宮仕中らが「差支」を申ししたことによる。社人らが、訴えの中で由緒を確認し、そこで「七保」御供所について語り、その中で由緒が訂正され再確認されていく過程が興味深い。傍線部にあるように、安楽寺の縁起で、本社北野社創建以前に七保御供所が建立したということが、北野社にとって差支えのある内容であり、それを七保の神供所七ヶ寺を建立したという記述に改めたという。七ヶ寺という、いわば先の【史料3】の前提となる神宮寺としての建立へと由緒が再編成されたことになり、以後、しきりに「七保」や御供所寺院の由来が願書や訴状において引用されることになる。ここで、第二節で維持・運営の実態を検討する長宝寺に関わる社

人仲間の再興を訴える願書をみておこう。

【史料5】 「長宝寺保社人絶家株相続願書」〔本郷家文書三八八号〕

乍レ恐口上書を以奉願上候

一、**1**当御支配社人仲間之儀者、往古七保有之、其の向も都合仕、**2**八十四家七組ニ相分り、**3**連続仕来り候所、就中、式ヶ寺絶転仕候而、**3**其之後、五保を以五ツ組ニ相分り、相続仕来り候所、追々仲間絶家の者、数多有之候二付、只今ニ而者、**4**五保之内安楽寺・保長宝寺保、右式ヶ保可成ニ相続仕居候、然ル処、右**5**長宝寺保、往古仲間十三家有之相続仕来り候処、追々絶家仕候而、只今ニ而者、**6**長宝寺保私老人ニ相成り、殊ニ多病ニ付、御社用向ニも難ニ相立ニ奉恐入候、右ニ付、長宝寺保老人乃私、万一不相続之儀茂御座候時者、既ニ長宝寺保、悉々絶転ニも可ニ相成ニ哉ニ奉察入、左様ニ候得者、社人者勿論、**7**保々の衰微ニも相成候段、重々乍レ恐歎ヶ敷奉存候ニ付、此度長宝寺保組内より、分家の者、其の末々吟味仕候所、幸イ慥成ル血脉の者両三人御座候ニ付、銘々名前書頭シ、則仲間一統相談ニ及申、何分長宝寺保方絶家ニ付数多有之ニ付次第ニ及ニ衰微ニ候段、甚以歎ヶ敷存候ニ付、分家の内、慥成血脉の者兩人相見立、此度長宝寺保組為致加入、絶家為致相続申度旨、相頼及申出テ候所、彼是不承知、申立ニ付取り合不申候段、難ニ相分リニ義ニ奉存候、先年奉蒙御裁許已後社人一統和熟相調後、五保一体ニ何事も申談事可ニ相成様、可致相続旨被仰渡奉畏御請可仕候、尤も其砌社人仲間、為ニ取替ニ一札仕置候得者、此度長宝寺保絶家取立相続仕候義ハ、於テ

ニ御寺務所様ニ茂、勤功ニ被ニ思召候事ニ相心得、深心配仕、漸々出来仕処、追而社人仲間不承知、申立候儀者、先年之御裁許、如何相心得違可仕候哉、乍レ恐語言同断之事ニ奉存候、乍レ併、何分長宝寺保私老人ニ而、御社用向等何も行届不申儀も有之候哉ニ而、仲間の宿意を以、不承知申置候事ニ、乍レ恐推察可仕候、何分ニも多勢の下組を相手取り、上組老人の私ニ而、利解申聞候とも納得不仕候間、

何卒恐多奉_レ存候得共、此上の御慈悲を以、宝曆年中之 御裁許通、并社人仲間為_レ替約定通、相互二保々相續仕、追々取り立、絶家無_レ之様、速ニ被_二仰付_一被_レ下候得者、保々社人仲間の繁栄之元意ニも相成、且ハ御社用ニも相立、御神慮ニも相叶可_レ申哉ニ、乍_レ恐奉_レ存候間、幾重ニも此段御憐愍の御沙汰を以、右願之通、被_二仰付_一被_レ下候得者、偏難_レ有仕合奉_レ存候、何分宜敷御取成之程、伏而奉_二願上_一候、以上、

文政十二年十一月廿三日

これは、文政一二年（一八二九）一月に社人らが、分家筋の者を新たに社人仲間株へ加入させ、相續させることとの追認を歎願したものである。下書のためか、宛先は不明であるが、社人仲間同士の争論の裁定を願ひ、かつ「御社用向」にも叶うとしている点、また文中の平出表現から別当曼殊院へ出されたものだろう。

その内容について、傍線部に対応させながら読み解いてみると、**1**社人仲間は、往古から七保あり、**2**八四家を七組にわけて続いてきたが二ヶ寺が絶転し、**3**以後五保となり相續。**4**いまは五保のうち安楽寺・長宝寺の二保となった。**5**長宝寺保は往古より一三家で続いていたが、**6**一人（本郷家）のみになったという。**7**そしてそれが保々全体の衰微に繋がっているとす。

これら七保と御供所の由緒を述べた部分から、七保から五保、五保から二保へと衰微し、それが「西京七保」全体の衰微に繋がるとの認識をもっていたことがわかる。そこで、保内の分家から血脈の確かな者を絶家へ差し入れて相續させることを訴願した。

ここで五保、二保と衰退していく中で、保々社人が御供調進に関わってきた御供所寺院も当然廃絶していったと想像できる。安楽寺・長宝寺以外の御供所寺院が廃絶していく過程は、『京都坊目誌』や川井論文で示された四保から七保の廃絶・衰退と重なる。本章で使用している本郷家文書には、これら新長谷寺や東光寺の管理に関わる史料が散見されるが、なぜ第三保長宝寺以外の御供所寺院の維持・管理を示す史料が伝存するかという問題は重要である。ただそれを考える前に、まずは近世後期まで存続してきた安楽寺保・長宝寺保の御供所寺院がどのように維

持・運営されてきたのかを明らかにしておきたい。そこで安樂寺保・長宝寺保の二ヶ寺に収斂していくうち、第三保長宝寺について節を改めて検討する。

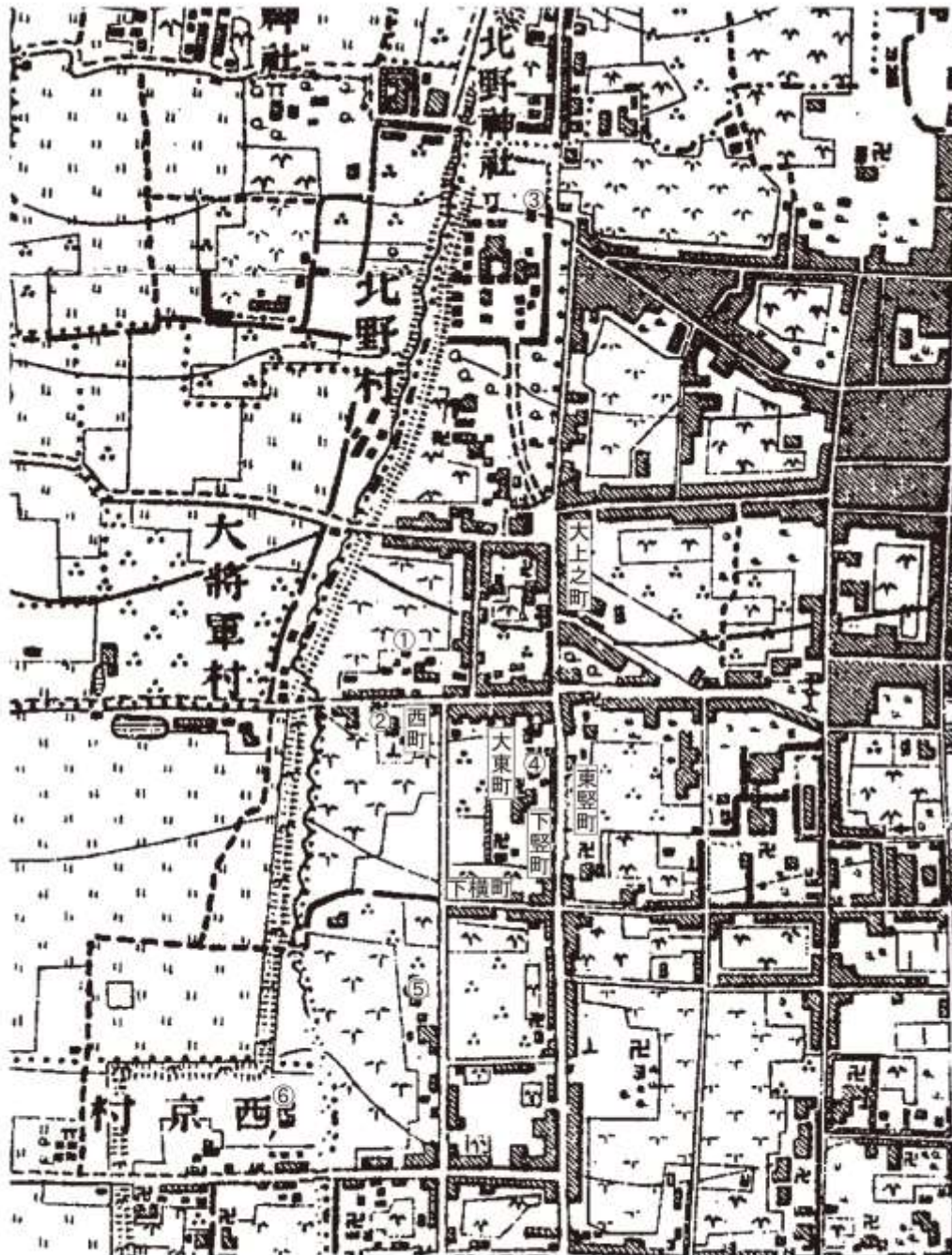
第二節 御供所寺院の存在形態

〈1〉 第三保長宝寺の維持と運営

ここで、「西京七保」御供所寺院の存在形態を考えるために、第三保御供所であったとされる長宝寺の維持・運営について検討したい。検討を進める前に、長宝寺が所在した大將軍村について、その概要を確認しておく。

大將軍村は、紙屋川の西、木辻村、西京村、北野・等持院村に接し、その村名は大將軍八神社に由来する。村域は、かつての平城京城に含まれており、中世初期には官衙町、左大臣源融領であった。近世には幕府直轄領として京都代官支配をうけ、享保一四年（一七二九）の村高は三九石九斗八斗余で、典型的な近郊農村であり、明治一〇年代には一二戸七六人の村落であった。また、村の東部には、東堅町・下堅町・大東町・大上之町・西町・下横町の六町が早くから形成されており、寛永一四年（一六三七）の「洛中絵図」には「大將軍屋敷」とある紙屋川の一面に建並ぶ町屋にあたる。また、元禄末期洛中絵図には「辻子」、天明六年（一七八六）京都洛中洛外絵図には「西丁」と表記され、長宝寺はこの西町に所在していた⁽¹²⁾（位置関係は「図1」参照）。

その長宝寺は地誌類にどのように記されているか。『京羽二重』⁽¹³⁾には、洛陽三十三観音の二九番所とあり、『都すゞめ案内者』には「大じやうぐんの丁」にあるとする⁽¹⁴⁾。また、『雍州府志』には「本尊観音、菅神之所作也、真言宗僧寺守之」とあり⁽¹⁵⁾、『拾遺都名所図会』・『山州名跡志』・『山域名跡巡行志』も同様に管神御作の観音と、洛陽三十三所巡礼の一つであることを記す⁽¹⁶⁾。



〔図1〕大將軍村関係図

①大將軍八神社、②成願寺、③北野社御供所八嶋屋（籠社）、④東光寺、⑤選佛寺、⑥弘誓寺

※注：明治22年大日本帝国陸地測量部仮製地形図2万分の1（京都）を使用した。

また、『京都坊目誌』には「三保社址」の項に、野見宿禰を祭り、「守僧を長宝寺と号す」と記し、明治六年（一八七三）に「祠宇」が北野神社境内へ移ったとする⁽¹⁷⁾。

さて、正徳四年（一七一四）に作成された「寺社御改帳」には次のように記されている。

【史料6】 「寺社御改帳」〔本郷家文書五五四号〕

一、北野御供所 長宝寺

境内〈東西拾弍間／南北拾五間〉 観音堂〈弍間／三間〉 瓦葺

客殿〈四間／五間〉 板葺

是者、七百七拾年余、天慶年中朱雀院御宇、北野ニ垂跡已後、御供所と相極ル、

長宝寺が北野社御供所として位置付けられ、境内に観音堂・客殿を備え、天慶年中の「垂跡」以後に成立した御供所であったとする。この記述の後に貼り付けられた付箋には「文化九申年迄、八百六拾七年也」とあり、常に天慶年中が意識されていたこともわかる。また、その規模や配置については、寛政年間の長宝寺修造訴願に付された指図からある程度推察することができる⁽¹⁸⁾（〔図2〕）。

ところで、この長宝寺に冠せられる「北野御供所」は、しばしば他の史料にも散見され、長宝寺だけでなく安楽寺や東光寺も同じように記されている史料を見出すこともできる⁽¹⁹⁾。創建以来、御供所であったという歴史や由緒は、おそらく各保の御供所寺院に共通する認識と推測される。

また、長宝寺の寺院としての性格は、享和三年（一八〇三）七月の口上書からもうかがうことができる。

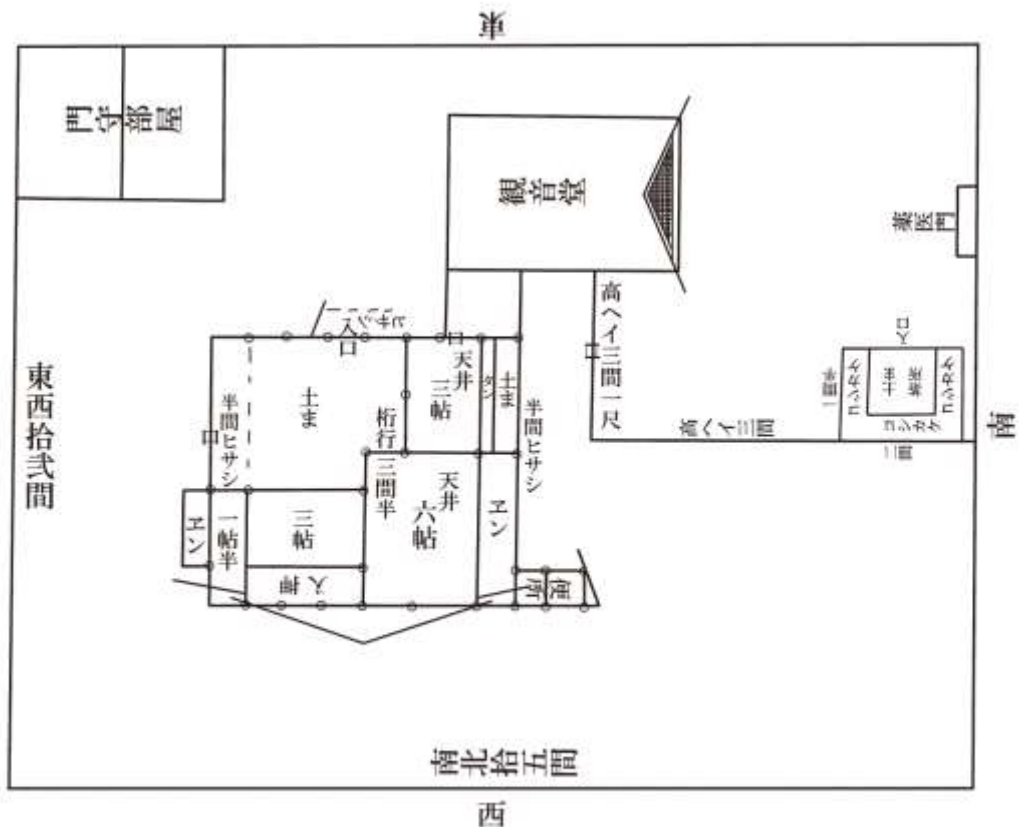
【史料7】 「北野天満宮御供所長宝寺覚」〔本郷家文書二八二号〕

（表紙） 「享和三年亥七月

就御触口上覚

大將軍村北野天満宮御供所長宝寺

- 一、御朱印無^レ御座^一候、
- 一、御宮有^レ之、御位牌等御公儀様^方御安置被^レ成候儀、無^レ御座^一候、
- 一、御公儀様其外^方葵御紋附之品、御寄附有^レ之候訳、此儀一切無^レ御座^一候、
- 一、御所司様、并^両御奉行様^へ、御物入并継目御札等之儀、無^レ御座^一候、
- 一、関東^江、從^二前々^一諸御札・其外差定参上仕候義、無^レ御座^一候、
- 一、勅願所^二而者無^レ御座^一候、
- 一、官位之儀無^レ御座^一候、
- 一、紫衣色衣等無^レ御座^一候、
- 一、住職之儀者社人^方帰依之僧請待仕候、
- 一、無住之節者社人^方支配仕候、
- 一、組寺無^レ御座^一候、
- 一、隱居所塔頭無^レ御座^一候、
- 一、堂上方猶子^二者無^レ御座^一候、
- 一、山号・院号無^レ御座^一、寺号計^二御座^一候、
- 一、無本寺^二御座^一候、



〔図2〕長宝寺普請願（指図部分）〔本郷家文書195号〕よりトレース

一、真言宗二而、山城国葛野郡大將軍村二御座候、

一、諸御願御届等之節、御廊下へ罷出申候、

右之通、相違無^三御座^一候、以上、

大將軍村天満宮御供所

長宝寺無住^二付

北野社人

本郷喜平次

御奉行様

ここでも「北野天満宮御供所」であることが明記されているが、朱印地ほか天皇家・將軍家との由緒、京都所司代・町奉行への継目の礼などもなく、真言宗の無本寺であった。その中で、長宝寺の維持・運営に関する条目として、九箇条目・一〇箇条目が注目される。すなわち、住職は社人が帰依する僧を招請し、無住であった場合は社人が差配するなど、寺院所在村である大將軍村ではなく社人によって管理・運営がなされている。

また、後掲【史料12】には「大將軍村保長宝寺之義、居村社人并堂衆中間無^{〔仲〕}差別^一立会」と、社人と並んで「堂衆」も御供所寺院の長宝寺の維持・運営に関わっていた⁽²⁰⁾。この「堂衆」は、延宝五年（一六七七）の「大將軍村家数間尺改帳」に「大將軍村神主、神主生嶋右京」と記される存在であり⁽²¹⁾、宝暦年中の長宝寺普請争論の際に村方と共に連署する存在であった⁽²²⁾。

しかし、このように社人・堂衆の管理下にあつた長宝寺は、近世後期を通じて無住であり、常に留主居が置かれていた。

〈2〉 長宝寺の留守居

ここで長宝寺の留守居について、長宝寺の宗門人別改帳の記載および寺預り証文から分析してみよう。

まず、宗門人別改帳は、安永八年（一七七九）から嘉永二年（一八四九）のうち一九年分が残されている⁽²³⁾。記載方式はどの年次もほぼ同様のもので、例えば天明二年（一七六五）の宗門人別改帳を示せば、

【史料8】「宗門人別改帳」〔本郷家文書四〇六号〕

山城国葛野郡大將軍村

北野天満宮御神供所真言宗（無本寺）長宝寺、当時留守居無御座候間、右段御断申上候、

真言宗長宝寺

と北野社御供所であることが明記され、この時は存在していないが「留守居」の有無が記される。この後段には切支丹宗門の吟味などの文言が付され、京都町奉行に提出されたことがわかる。作成者は「長宝寺北野社社人本郷方右衛門」である。この「留守居」の存在は、先の長宝寺の性格を規定した【史料7】にある「住職之儀者社人方帰依之僧請待仕候」あるいは「無住之節者社人方支配仕候」と関わっている。残存分の宗門人別改帳を見る限り、すべてにおいて長宝寺は無住であり、留守居を置いて管理していたことがわかる。この留守居のあり方は、寛政元年（一七八九）の留守居差入証文からうかがうことができる⁽²⁴⁾。これは、社中総代本郷郡次と堂衆生嶋右京が惠菊尼に宛てたもので、近年留守居もなく、長宝寺普請を願うにあたって費用一貫目を渡して、「永世留守居相頼」むとした。もともと長宝寺は「往古方社中并堂衆支配ニ紛無」いので、留守居を置くにあたっては、「其元弟子之内江永代見立」とし、「不如法又ハ社法・村法等」を背く時は「退去之義」を申し入れるとしている。

これら宗門人別改帳および留主居請証文を一覧にしたのが「表2」である。安永八年の恵奘、および天明三年（一七八三）の隆賢は男僧であると思われるが、ここで特徴的なのは、天明五年（一七八五）から嘉永元年（一八四八）

[表2] 「宗門人別改帳」・「寺預り証文」にみえる長宝寺留主居

年号	西暦	住持	留主居	備考	作成者	本郷家文書
安永8年	1779	--	留守居恵奘(坊)	天台律宗山門西教寺末寺上善寺法縁之僧	--	170号・403号
天明2年	1782	無住	留守居無	--	長宝寺保北野社人本郷万右衛門	404～406号
天明3年	1783	--	留守居隆賢	圓通寺法縁之僧	--	173号
天明5年	1785	--	留守居(尼)清与	禪宗	市原村補陀落寺	175号
天明8年	1788	無住	留守居無	--	長宝寺代北野社人本郷郡次	407号
寛政元年	1789	無住	願中	--	恵翁尼弟子中	194号
寛政元年	1789	無住	留守居無	--	北野御神供所無本寺長宝代本郷郡次	408号
寛政3年	1791	無住	留守居無	--	北野御神供所無本寺長宝代本郷郡次	409号
寛政4年	1792	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	410号
寛政7年	1795	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	197号
寛政10年	1798	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	411号
享和1年	1800	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	412号
享和2年	1802	無住	留守居尼光照	弟子智照・恵林(浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那)	北野社人惣代本郷喜平次	413号
享和3年	1803	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清涼寺末千本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	414号
文化1年	1804	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清涼寺末千本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	415号
文化2年	1805	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清涼寺末千本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	416号
文化5年	1808	--	留主居尼僧明亀尼	禪宗北町蓮佛寺弟子	--	203号・204号・207号
文化9年	1812	--	留守居	--	--	210号
文化10年	1813	無住	留守居尼宣詔	禪宗西京村無本寺撰佛寺旦那、弟子尼宣哉	北野社人惣代本郷郡次	417号
文政4年	1821	無住	留守居尼本明	禪宗愛宕郡鷹峯源光庵末寺同郡小出石村正圓寺弟子尼、智見	北野社人惣代本郷郡次	418号
文政6年	1823	--	留守居尼妙蓮	--	--	228号
文政7年	1824	無住	留守居尼美順	浄土宗金戒光明寺中西雲院旦那	北野社人惣代本郷郡次	241号・419号
文政9年	1826	無住	留守居尼宣玲	禪宗無本寺西京北町蓮佛寺弟子、弟子尼宣哉・弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	420号
文政11年	1828	無住	留守居尼宣瑠	禪宗無本寺西京北町蓮佛寺弟子、弟子尼宣哉・弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	421～423号
天保2年	1831	無住	留守居尼宣瑠	禪宗無本寺西京北町蓮佛寺弟子、弟子尼宣哉・弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	424号
嘉永1年	1848	無住	留主居尼僧宣哉尼・宣鏡尼	禪宗蓮佛寺弟子	--	255号
嘉永2年	1849	無住	留守居無	--	北野社人惣代本郷郡次	402号

※網掛けは「宗門人別改帳」より、その他は「寺預り証文」など他の史料よりデータ化した。

の留主居がみな尼僧であったことである。また宗旨も浄土宗・禅宗と一定ではなく、たとえば享和二年（一八〇二）の宗門人別改帳をみると、理由は定かではないが、浄土宗知恩院末泉州中庄村大光寺旦那であった留主居尼光照が、同宗嵯峨清涼寺末千本一条佛性寺旦那へと同宗内で変更されている。⁽²⁵⁾

ここで寺預り証文の中で、文化五年（一八〇八）の留主居交代を検討してみよう。このとき尼僧光照から、尼僧明亀に交代することになり、明亀は禅宗北町選佛寺の弟子であったことが次の史料からわかる。⁽²⁶⁾

【史料9】「長宝寺留主居寺預り証文」〔本郷家文書二〇三号〕

一札

北野天満宮御供所大將軍長宝寺、**觀音**^(天)■**土御守護**、今般留主居仕候明亀与申尼、■**先祖方能存知慥成仁**ニ候故、我等請人ニ罷■**申候**、宗門者、**禅宗北町選佛寺**弟子ニ紛無^(立)、御座^(立)候、然ル上者、■**公儀様法度**ハ勿論、諸事大切ニ為^(可)ニ相守^(可)一■**申候**、万^(一)病身ニ而、仏像前御守護難^(候)ニ相勤^(候)一■**ハ、**何時成共、拙者方へ引取可^(候)申候、若此仁ニ付、■**様之六ヶ敷儀**出来候共、拙者罷出、急度埒■^(明)、社人惣中^(江)少茂懸^(二)御難^(一)申間敷候、為^(二)後日之^(一)、寺預り証文依如^(レ)件、

上御霊中町藪内町

文化五戊辰年 引取請人佐藤和藤太（印）

正月 留主居尼僧明亀尼（印）

御社中参

惣代本郷喜平治殿

明亀は長宝寺留主居として、上御霊中町藪内町の佐藤和藤太を引受人に招請された。「先祖方能存知慥成仁」という文言は、引受人側の常套句であろうが、先の【史料7】九・一〇箇条目を念頭におけば、「社人らにとつての」という含意もあろう。つまり、社人らにとつて重要なのは、宗旨や宗派性でなく、尼僧を留主居として招請すると

いうことにあつたといえよう。では、なぜ尼僧でなければなかつたのか。それを考える手掛かりとして、この明亀入寺の際の道具引継に関する史料をみておこう。

【史料10】「長宝寺道具引継一札」〔本郷家文書二〇四号〕

一札

一、北野天満宮御供所大將軍長宝寺留主居之儀、是迄我等相勤居候処、勝手二付、此度致_二退去_一候、依_レ之、
跡留主居之儀、貴僧様御勤可_レ被_レ成候、右二付、我等在寺中買調候品、左之通、

障子拾枚、畳式拾四畳半、戸拾六枚、舞羅戸三枚、襖七枚、走り壺ツ、竈壺ツ、押入并棚枚、其外磬子大
小式ツ、靈膳三ツ、茶碗付茶湯、茶碗茶台一对、三具足、小折敷式ツ

右之品々、我等所持ニ御座候処、此度金四両ニ売渡申候処実正明白也、然ル上者、右等之品々ニ付、社人中
其外他方違乱妨け少茂無_二御座_一候、万一彼是之義御座候共、御難掛申間敷候、尤売渡し候品ハ、貴僧様如何
様共、御勝手ニ可_レ被_レ成候、先者為_二後証_一道具類売渡シ、代金請取証文依而如_レ件、

文化五年正月 光照

留主居尼

明亀殿

このとき、前留主居光照の買い集めた諸道具が、四両で明亀へ売り渡されることになった。障子や畳、戸といつた建具だけでなく、竈や押入、茶碗など生活用具も含まれるが、光照にとっては必要なく、新しい「御供所大將軍長宝寺留主居」明亀にとって必要な道具であつたといえる。

ところが、この諸道具売り渡しが順調に進まなかつたのか、翌文化六年に【史料10】と同様の留主居請一札が作成された。この時、「諸道具渡し」た後に留主居明亀を据えるとの文言が新たに加わっている⁽²⁷⁾。

この留主居光照(浄土宗)から明亀(禅宗)への留主居交代からみえてくる、長宝寺留主居の性格は、あくまで

寺院本末関係などに規定されるのではなく、「社人之帰依」あるいは「社人方支配仕候」という点にあり、宗派・留主居が替わっても、そこに社人の意図が明確に入り込むものであったといえる。

では、尼僧を入れ置くことの意味は何であったのだろうか。言い換えれば、尼僧が御供所長宝寺に関与することの意味である。長宝寺が単なる寺院ではなく、「御供所」であったことを考えると、そこに尼僧を差し入れる必要は、本社御供所八嶋屋の職掌を担った神子と同様に、御供調進における女性の役割が重視されたためとも考えることもできる⁽²⁸⁾。仮に長宝寺留主居が職化して、得分化・売買する対象であったとしても、そこに約六〇年も尼僧を差し入れ続けた社人の意図を看過することはできない。

また、同時に考えなければならないのは、この留主居の出自である。「表2」を見ると、寛政四年から文化三年の光照と、それ以降の選佛寺など禅宗寺院から入寺した留主居の間には、何らかの差異があるように思われる。想像を逞しくするならば、前者は大將軍保社人の関係者（社人の娘・叔母など）を、後者は選佛寺等の禅宗寺院の関係が働いた可能性があるろう。

いずれにせよ、先に触れた『雍州府志』の「真言宗僧寺守之」、あるいは『京都坊目誌』の「守僧を長宝寺と号す」との記述もあるように、この留主居が社人による御供所寺院の維持・運営の一端として差し入れられたことがわかるだろう。

〈3〉長宝寺の造立・修復

では次に、長宝寺の維持・管理に関して、その修復・造立に関する史料から、社人との関与・関係についてみておきたい。時期は遡って宝暦元年から同七年、長宝寺造立（再建普請）にかかわって、大將軍保社人は西京保社人と争論を繰り返していた。その原因は、長宝寺修造の費用をめぐるものであった。

【史料11】「長宝寺造立につき口上書」⁽²⁹⁾〔本郷家文書一四〇号〕

乍レ恐口上書

一、去ル未年、大將軍村保長宝寺之義ニ付、西京保社人中与及^レ争論^一、再三御吟味之上、先々双方共致^レ和睦^一、長宝寺造立ニ取掛り可^レ申旨、其外者、追而御下知可有^レ之与被^レ仰渡^一、双方奉^レ畏候、其砌、村方方も委細書付を以申上候通、往古^一一村限り之建立地ニ候得者、普請一通之儀、弥古格之通、村中打寄り助勢可^レ仕覚悟ニ御座候、且又、観音参銭之義者、普請料之義ニ候得者、双方立会相改メ、証印を以普請方商人^江相渡し、早速造作ニ取掛り申度奉^レ存候、何分大破之事ニ候得者、往来之怪我も無^レ心元^一、村内之御公用筋も勤り不^レ申候ニ付、乍レ恐為^レ御届^一参上仕候、以上、

大將軍保社人惣代

宝曆二年申九月廿日

本郷嘉兵衛(印)

本郷文左衛門(印)

御寺務様

御役人中様

この【史料11】より、長宝寺造立に関わる争論が去未年(宝暦元年)に大將軍保と西京保の社人ら間で起^レり、再三の吟味を経て和睦したことがわかる。その中で、長宝寺は「一村限り之建立」であり、村方も「助勢」することになっていた。また、その普請料には、観音の参銭(賽銭)が充てられることになっており、大將軍保・西京保双方の社人が立ち会って管理をすることになっていた。

ここで正確な時期は不明ながら、同時期に作成された次の史料がある。

【史料12】「長宝寺建立由緒書上」〔本郷家文書二八五号〕

乍レ恐御窺申上候

一、大將軍村保長宝寺之義、居村社人并堂衆中間無^(種)差別立会、一村限り建立仕り、前々方御公用筋等も相勤、延宝年中石川主殿頭様、御檢地御奉行、其以^(後力)、御巡見様方、御公儀御目付御役人中御代官所、例年御見分御巡御在御泊り、或ハ御中食御休息所ニ相用ひ、依^レ之、豊表替、戸障子張替等迄、往古方^レ今大將軍村方^方無^レ滞仕来候、尤五ヶ年内、毎々神供も調進仕候而、寺社御改之節、北野神供所と村方^方言上来り候、尤修復之義ハ、宝永年中^方五保之神供所徳用物一統に村込積りニ而、夫^方長宝寺参錢、五保一所ニ打込修復之義、社人中へ任せ置候処、都而修復ニ手詰候、一保ハ正明シ取荒地ニ相成、一保ハ売払被^レ申、昨今ニ而ハ三保相残有^レ之候、此内ニ保ハ、時当神供所、又ハ社人参^(各)所ニ極メ有^レ之ニ付、相応ニ修復も加へ被^レ申候得共、当村長宝寺之義■壞ニ付、造立之義^方、両村社人中及^ニ争論^一候、尤造立之寄進人も是迄有^レ之候得共、如何敬念ニ候哉、西京保^方相妨^ケ被^レ申相廻シ候段、当村社人^方被^ニ申上^一候通ニ(以下記述なし)

ここでは、長宝寺が居村の社人と堂衆仲間によつて建立され、延宝年間には檢地奉行の巡檢などの際に昼食休憩所となつており、そのための豊・障子替えは大將軍村方が勤めていた。また、社人による神供調進の場でもあり、村方からも「北野神供所」と位置付けられていた。その後、修復に充てられる費用は、宝永年中から五保の神供所の徳用物を「村込」にするとなつており、その時から長宝寺賽錢も社人仲間による五保一所の「打込(無秩序・入り乱れること)」の管理となり、修繕が思うように進まず「手詰」状態に陥る。また、五保神供所のうち、一保は荒廢し、一保は売り払われる始末で、三保へと減少傾向をたどる。さらに、この内の二保は、神供所・社人参会所となつていて、修復を行うべきところ、この長宝寺の修復造立については、西京保からの「妨^ケ」により両村社人の争論に発展する。この争論の原因は、明確ではないが、修復入用に関する問題であつたと推察される。

さて、争論の端緒を記したこの【史料12】の記述で重要な点は、第一に「大將軍村保」と「大將軍村」が書き分けられていることであり、それがそのまま「北野神供所」と「村方」のそれぞれに対応しているということであ

る。村落と保は同じものではなく、大將軍村内に大將軍村保が存在し、保は社人ら人的集団を指すものであったと考えられる。また第二に、各御供所寺院の運営方法と社人仲間の関係である。争論の要因ともなった修繕を含めた各御供所寺院の維持・運営費は、各保の独立会計ではなく、社人仲間による運営が図られていた。

この後、争論は和睦を経て収束に向かい、宝暦四年（一七五四）一〇月四日、曼殊院から和睦を仰せ付けられたが、その後、大將軍村方より、長宝寺普請について他郷から加印して処理すること（西京村保社人らの加印）へ難色を示し、従来通りの「古格」による再建方法を探ろうと訴願した。

【史料13】「長宝寺普請願につき口上書」〔本郷家文書一四一号〕

乍レ恐口上書

一、大將軍村保長宝寺大破ニ付、普請之義より事起り、種々西京村保と及「争論」候処、双方和睦被_レ 仰付_レ、奉_レ畏事相治り難_レ有奉_レ存候、且又、右長宝寺普請願之義、先達而申上候通、他郷方加印と申事例格無_レ之、新規之義故、村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被_レ為_レ 仰付_レ被_レ下候様奉_レ願候、以上、

大將軍村保社人

本郷頼母印

宝暦四年戊十月四日

本郷丹宮印

本郷文左衛門印

高部梅之丞印

本郷善之丞印

御寺務様

御役人中

このように、長宝寺をめぐる維持・運営において、宝暦年間に起こった争論より、宝永年間からの社人仲間の結

合形態および村方との関係の変化によって、その財源運用も変わり、各保のみの問題ではなくなり、社人仲間全体の共有問題として把握されるようになった。

では、そうした西京「五保」および御供所寺院をめぐる社人仲間の関与とは如何なるものであったのか。次節でそれら大將軍村・社人仲間・御供所寺院の関係を、長宝寺以外も視野にいれつつ検討したい。

第三節 御供所寺院と保社人

〈1〉大將軍村保と寺院

これまでの検討によって、長宝寺の維持・経営が、大將軍村保の社人だけでなく、西京社人が関与する余地があったことが判明した。これは、諸保御供所が廃絶していくなか、第一節で検討したように、社人仲間が再編されていく過程で、残る御供所を社人仲間全体で維持しようとするあらわれでもあったともいえる。

先の宝暦争論は、次に示す宝暦五年の取り換え証文によって、その普請のあり方だけでなく、彼ら社人仲間と御供所寺院との関わり方がよくわかる。

【史料14】「諸保神供所普請取替証文」〔本郷家文書四三九号〕

（端裏書）「社人中取替之控」

為取替証文

一、諸保神供所等普請願之儀、其保々社人与時之社人惣代連印致し、則惣代を以公辺江願出可申候、尤五保社人一統之儀ニ候得者、万事無滞様可申合一事、

一、当時光宝寺及大破一有之候得者、惣中申合、早く可致修造候、散錢明マツケ候差者其序ニ而、立会員数

相改可_レ申候事、

一、諸保神供諸在来候納方物等、向後弥評議所_江立会、遂_ニ勘定_一、諸保之修補無_ニ油断_一取計、錢物有_レ之候者、一統之社用_ニ加_ヘ可_レ申候事、

一、保々社人、并京地散在之仲間_ニ至迄、以_ニ和順_一、社役致_ニ参会_一、互_ニ古格を相守、容易_ニ不座等申付候義、出来不_レ致候様_ニ心伐付合相勤可_レ申候、就_レ中、保々神供所、并五保之社人家筋類_{〔掛丸〕}無_レ之様、中絶之社人株者、筋目を正シ相考、互_ニ致_ニ補闕_一、社人減少無_レ之様_ニ、兼而心懸ケ、自他之無_ニ差別_一_{〔卷〕}不安内之筋者助合、時之裁判人之指図を以、社役大切可_ニ相頼_一候事、

右者、長宝寺大破修復之義_ニ付、近年仲間及_ニ争論_一、於_ニ御寺務_ニ御吟味之上、宝永二年被_ニ仰渡_一候御条目を以、宝曆三年御裁断被_ニ成下_一、御下知之趣奉_レ畏、一統_ニ御書付奉_ニ指上_一候、其後普請願之儀_ニ付、難渋之子細有_レ之、從_ニ御寺務_ニ北野目代孝世_江取扱被_ニ仰付_一、各和順致し候、弥先規之通、社法相守、五保之裁判人一統_ニ万事申合取計致し、一分之謀計堅仕間敷候、尤兼而從_ニ御寺務様_一被_ニ仰下_一候通、保々元来神供所之事_ニ候得者、他事用ひ申間敷候、乍_レ然無_レ抛公用筋、亦者保々向々之諸用之義、是迄用入来候義者、有来候通_ニ可_レ致候、為_ニ後観_一、此度惣社人連判証文、依而如_レ件、

宝曆五年亥九月

竹岡玄蕃判

数谷左衛門

橋本六兵衛

〔以下三〇人署名略〕

右

まず、長宝寺の修復を進める中で争論が起き、曼殊院の吟味を経て、宝永二年の条目を基に宝曆三年に再び裁断が下された。ところがそれで解決せず、北野社目代の取扱いによってようやく和順となった。ここで確認された四

箇条のうち三箇条目までは、保神供所の普請願・費用勘定・貢納物に関する確認事項である。さらに四箇条目は、それら保神供所を維持・管理する社人の関与の在り方を明文化したものである。すなわち、保々社人と京地散在の仲間、和順して社役を勤め、互に古格を守り、容易に不座等のないように心懸け、また保々神供所と五保社人の家筋が類転ないように、中絶の社人株については筋目を正し、互に補闕して社人が減少しないようにすることを確認したのである。社人株の相続は、先に触れた【史料5】（文政一二年）の長宝寺保株相続の在り方と共通する点があり、どちらも五保あるいは「西京七保」の衰退へ繋がるのと共通認識を持っていたことがわかる。それは大將軍保（長宝寺保）の社人だけでなく、社人仲間三三名の連印による総意であったことからもうかがえよう。

この取り決めは、宝暦七年二月になって決着したようで、大將軍村庄屋七左衛門と堂衆生嶋右京が天満宮社人中へ、長宝寺普請を社人仲間連印で願書作成すること、そして観音賽銭を修復料に充てることを決めた証文を提出した。⁽³⁰⁾

また、同月に普請願について、その保社人と時の惣代による印形と、大將軍村役人の連印によって願い出ることとする証文が、天満宮社人惣代三名から庄屋七左衛門と堂衆生嶋右京へ提出された。⁽³¹⁾そしてこの後、同年四月に大將軍保（長宝寺保）社人本郷・山西らは「北野天満宮御供所大將軍長宝寺」修繕願を、別紙絵図を添えて京都町奉行へ提出した。⁽³²⁾

〈2〉 「西京七保」御供所の維持と社人

この宝暦争論以降、社人の衰微は一層意識されていく。それが【史料5】（文政一二年）の社人仲間株相続問題であった。この宝暦争論に前後して、『北野誌』にも記されているように、延享四年（一七四七）に神人の称号に代わって「社人」が使用されるようになる。また、保名も使用されなくなっていく。延享二年の「社人連氏」には、

一保・采町保・堀川保・中保・大將軍保の神人名、および神人未補任の人名が列挙されていたが、翌三年の「社人連氏」にはそうした保名がなくなり、神人が列挙されることとなった。⁽³³⁾ こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の背景には、これまで述べてきたような、社人仲間の再編成と、神人の未補任に代わる新たな称号の使用が意図されると同時に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」(【史料14】)でなされるようになることと不即不離の関係にあった。

本節の最後に、長宝寺以外の御供所寺院の維持・運営について触れる前に、それ以外の御供所寺院の維持・管理に関わる史料の伝来の経緯を明らかにしておきたい。これは前節で検討したように、御供所寺院の衰退の中で、五保社人らによる維持・管理が志向されていたことの証左ともなる。

すでに【史料4】で触れたように安楽寺の宝物争論の史料は、本郷家文書に伝来されていた。これは、宝暦争論以降、各保の御供所寺院への関与が社人仲間全体で行われていたことによる。したがって本郷家文書には、宝暦年間以降の安楽寺・東光寺・新長谷寺の維持・管理に関する史料が散見される。

例えば、宝暦三年(一七五三)七月、「西京御供所安楽寺留主居役」を沢有という僧に任せるということで、請人を西京河瀬町菱屋源七、寄人を屋祢屋市兵衛に、留主居証文が社人に提出された。⁽³⁴⁾ 同様に明和七年(一七七〇)には「針医常春」が留主居に差し入れられ、文化二年(一八〇五)には「西京北町安楽寺門守部屋」を「借宅」に「広嶋屋七兵衛」を差し置くとの引取証文が提出された。⁽³⁶⁾

また、東光寺に付属した御供所は、明和九年(一七七二)に「社中会所東光寺門主役」として「百姓五郎左衛門」が、北山村の百姓善四郎を引請人に勤めることになり、⁽³⁷⁾ 文化五年(一八〇八)には、「西京堀河町御供所東光寺家」に百姓和七が借屋に入っている。⁽³⁸⁾

ところで、御供所寺院東光寺の修繕・普請を示す事例に、安永七年(一七七八)の紙屋川洪水に伴う東光寺堤の損壊修繕がある。土砂流れ込みによって台所が損壊し、北野社社人から「衰微之社人」では取り繕うことはできず、

曼殊院へ一貫五百目の拝借を願い出ており、やはり社人総代（仲間）としての関与が確認できる。⁽³⁹⁾
 さらに年未詳ながら近世後期の史料として、東光寺伝来の抱え地の寄進に関する史料がある。

【史料15】「東光寺抱地寄進状下書」〔本郷家文書三〇一号〕

寄附状之事

一、東光寺伝来之抱地之内

壺ヶ所（東西何間 紙屋川筋／南北何間 西へり藪地）

壺ヶ所 同断 〈紙屋川筋／東へり林地〉

右式ヶ所年貢米五升

右之地面、東光寺伝来之抱地ニ候得共ニ而、是迄中間方直支配致来り候得共、貴寺兼而御望ニ付、此度致ニ寄附ニ候、永代心俣ニ貴寺方支配可レ被レ出候、此地ニ付外方妨申者一切無レ之候、年貢米之義、毎年五升宛、社中へ可被ニ相納⁽⁴⁰⁾、為ニ後日ニ寄附状仍如レ件、

門守部屋 九月四日神事前是非建直申度存候へ共、社人中間此節事多、且又造作料惣而——惣中致ニ歎悦⁽⁴¹⁾候、以上、

この【史料15】は、東光寺抱え地の支配が社人仲間によってなされてきたが、これを東光寺へ寄附するという寄進状の下書である。門守部屋を九月四日の神事までに立て直すことや、社人仲間の関わりが想定される。このほか、安楽寺の普請⁽⁴⁰⁾や、北野社御旅所境内門守部屋造作⁽⁴¹⁾にも社人惣代が訴願⁽⁴²⁾をしている。

これら長宝寺以外の御供所寺院の門主〔守〕や修造普請に関する史料が本郷家文書に含まれるのは、御供所寺院の維持が、保毎に完結するのではなく、特に参銭運用のあり方をめぐって社人仲間全体の管理へとその体制が変化したことによる。そこには衰微・廃絶していく社人が、保を超えて新たに社人仲間として結束し、また御供所寺院の維持・管理のあり方を通じて、「西京七保」の歴史と由緒が再生成されていくと考えられる。それは言い換えられ

ば、近世でもなお御供調進が、北野社との繋がりと社人身分を保障するための根幹の行為であり、それにかかわる御供所の運営は、その衰微・廃絶に直結する問題であったといえるだろう。

おわりに

以上、本章では「西京七保」の御供所寺院の近世における様相を明らかにしてきた。すでに中世末期の段階で、西京「五保」であったものが、徐々に衰退・廃絶へと向かい、宝暦年間の長宝寺普請、文政年間の社人仲間相続の問題などを通じて、社人による御供所寺院の維持・管理が模索されていった。ただ、そうした御供所寺院は、個別の保毎に維持・管理されてきたわけではなく、宝暦年間の大將軍保と西京保の争論からうかがえるように、五保社人による関与が認められる。したがって大將軍保社人本郷家に長宝寺以外の維持・管理・修造に関する史料が伝存していくのはそのためである。

そうした中で、彼ら社人仲間は、「西京七保」に関する歴史を、神宮寺あるいは御供所寺院の創建として、また七つの保が原初形態であったと記しはじめ、やがて近代を迎え、「西京七保」は、社人仲間の活動と由緒、また北野社とのつながりを歴史的に説明するための用語として意味を与えられるにいたる。

このように御供所寺院は、天神を祀る観音堂を擁し、御供調進を行う場として、近世を通じて社人らの活動の拠点であり、近世村落寺院一般とはやや異なった位置にあった。

では、それら御供所寺院は近代化によって、どのような変転をたどるのか。それに示す興味深い史料がある。

【史料16】「寺号儀口達」(明治初年カ)〔本郷家文書二九八号〕

口達

乍^一「早速」申入候、今日安楽寺始其外寺号之儀、不^二相成^一様、今朝中求馬様京都府^江御出勤之処、右寺号相改、

社号願可_レ致様との被_二仰渡_一ニ付、急速御談し申度候間、無_二御不参_一、御集会早刻頼上候、以上、昼飯早々御集會可_レ被_レ下候、

極月八日 社家年番

〔社人二人宛、省略〕

明治初年（一八六八）、安楽寺など寺号を付す「西京七保」の御供所寺院（安楽寺・長宝寺）は、京都府より寺号使用を改め、社号での使用で願い出るように指示があったという。これはおそらく廃仏毀釈、あるいは近世「西京七保」御供所を寺院とは認めず、神社として認識され直したものであったと考えられる。

また、明治二年には、北野社祢宜惣代から神祇官に対して次のような願書が提出された。

【史料17】「北野社祢宜惣代願書」明治二年〔本郷家文書二七二号〕

為_レ窺

二天氣_一、昨年来七社之神主祢宜等、其余諸神社之輩、参 朝被_レ為 二仰下_一候之旨難_レ有奉_レ存候、当北野社祢宜、為_二年始御礼_一、参 朝被_レ為 二仰下_一候様奉_レ願候、何卒格別之御憐愍以、右之通被_レ為 二仰下_一候者、祢宜一同難_レ有奉_レ存候、此旨宜敷御沙汰奉_二願上_一候、以上、

明治二年巳正月 北野社祢宜惣代

神部能登介

神祇御官

この【史料17】は年頭に際して、「七社之神主・祢宜」らが参内の許可を願い出したものである。ここではすでに前年の寺号廃止・改称に連動して、社人らの称号が祢宜惣代へ変化していることがわかる。⁽⁴³⁾その後、「西京七保」御供所寺院はさらに衰退・廃絶の道を辿り、明治六年（一八七三）年には上地となり、什物や仏像などは関係寺院へ移ることとなった。第二節で検討した長宝寺は、すでに明治二年に大將軍保社人本郷家の菩提寺である浄土宗成

願寺⁽⁴⁴⁾に十一面観音像が遷座し、また同六年には、その御供調進機能が本社北野社天満宮の御供所八嶋屋(竈社)へと統合された⁽⁴⁵⁾。その後、「西京七保」は、御旅所での祭祀・祭礼(瑞饋神輿巡幸など)において新たな再生を遂げる一方で、近世を通じて社人によって維持されてきた御供所寺院はここに完全に意味を失ったのである。

〔註〕

(1) 本郷家文書二八四号(京都府立総合資料館寄託)。以下、本章で用いる本郷家文書は、西京社人(神人)本郷家に伝来した史料群であり、使用する際には、旧字を新字に改め、適宜読点を付した。なお、京都府立総合資料館の目録番号を示した。また、二八四号文書は無年号であるが、端裏書に「閏四月廿一日御門主之源内持参候処、御^(加)か筆之願事」とあること、また北野社の創建年九四八年から八百余年であることを考えると、宝暦一二年と推定できる。さらに本章で考察するように、長宝寺保社人らにとって宝暦年間は、社人職衰退や御供所修繕に関わり、由緒を語り出す時期にもあたる。

(2) 北野社膝下西京は、かつて小野晃嗣氏や竹内秀雄氏が指摘したように、そこに居住する神人らが酒麴業を営んでいた「竹内一九六八、小野一九八七」。ただし小野氏はその範囲とされる「七保」について、北野社創建時から存在したことに慎重な姿勢をみせている。また、網野善彦氏は弘安九年の祈禱帳から七保の比定を試み、西京が「都市的な場」であったとする「網野一九九五」。また貝英幸氏は、西京における闕所の在り方を通じて北野社膝下領支配を考察し、併せて西京神人らによる祭礼―瑞饋御輿の歴史的变化を遡及的に検討した「貝二〇〇三・二〇〇四」。その中で最も重要な点は、これまで「西京七保」を具体的な七つの保に措定されてきたことへの疑義を提示した点にあり、併せてこれまで西京研究で参照されてきた『北野誌』の記述を再検討しながら、秀吉による御土居造成による西京地域の変容を論じた点にある。また、それに批判を加えつつ、西京神人の存在形態から検討を加えた三枝暁子氏は、「西京七保」が鎌倉期に神供備進のために設定された「保」を室町幕府が祭礼負担の単位として七つに編成して成立した

とし、その後、繰り返される押領や領有関係の変遷を経て上下保と比定している「三枝二〇一一」。ただ二三条保が幕府政所伊勢氏によって押領された後も御供が貢納されていた（もしくははされようとしていた）点に注目するならば「貝二〇〇三・二〇〇四、高橋二〇一〇」、その範囲を具体的な七つ及び特定の範囲に限定するには、なお検討の余地があるように思われる。

- (3) 「安楽寺縁起宝物争論一札」文政一〇年（一八二七）〔本郷家文書二四六号〕、後掲【史料4】。
- (4) 「西京神人御補任之事」元禄二年（一六八九）『北野天満宮史料 目代日記』。
- (5) 「社人連氏」慶長七年（一六〇二）二月九日〔本郷家文書一号〕。
- (6) 「新長谷寺観音堂引直し願」元禄八年（一六九五）六月〔本郷家文書二二八号〕、「長宝寺普請願」文政五年（一八二二）二月一二日〔本郷家文書一九五号〕。
- (7) 『実隆公記』文明一五年九月八日条「則西京新長谷観^{〔音〕}□、□^{〔六道〕}阿弥陀堂（生齒靈像也）、太秦広隆寺、桂宮院等、抑桂宮院八角堂、」。
- (8) 「西京惣使日記」天正七年（一五七九）『北野天満宮史料 古文書』。
- (9) 「社人連氏」慶長七年二月九日〔本郷家文書一号〕。
- (10) 『京都坊目誌』上京第十学区之部、大正五年（一九一六）刊、『新修京都叢書』第一八卷 臨川書店。
 (11) ただし、本文書前半部には「安楽寺」は「北野祢宜中支配」との記述もあり、近世において「祢宜」の称号が使用されていたかは定かではないが、それが社人に代わる称号であるとすれば（後掲【史料17】〈明治二年〉）、本文書の成立年代は明治期とも推定できる。
- (12) 『京都市の地名』平凡社。
- (13) 『京羽二重』巻二、明暦四年（一六五八）刊、『新修京都叢書』第二卷 臨川書店。
- (14) 『都すゝめ案内者』上、寛文五年（一六六五）刊、『新修京都叢書』第三卷 臨川書店。

- (15) 『雍州府志』卷五寺院門下、貞享三年(一六八六)刊、『新修京都叢書』第一〇巻 臨川書店。
- (16) 『拾遺都名所図会』巻一 安永九年(一七八〇)刊、『新修京都叢書』第七巻 臨川書店。『山州名跡志』巻之八、正徳元年(一七一二)刊、『新修京都叢書』第一五巻 臨川書店。『山城名跡巡行志』第一、宝暦四年(一七五四)刊、『新修京都叢書』第二二巻 臨川書店。
- (17) 『京都坊目誌』上京第十学区之部、大正五年(一九一六)刊、『新修京都叢書』第一八巻 臨川書店。
- (18) 「長宝寺普請願」文政五年二月二日〔本郷家文書一九五号〕。このほかにも、文政年間の指図は三点確認できる。〔本郷家文書一九七号・三九三号・二七七号〕。
- (19) 安楽寺・東光寺も北野御供所と記されている〔本郷家文書一四八・二二七号〕。
- (20) 「長宝寺建立由緒書上」(近世後期)〔本郷家文書二八五号〕、後掲【史料12】。
- (21) 「大將軍村家数間尺改帳」延宝五年(一六七七)七月〔本郷家文書五五三号〕。同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大將軍村」(平凡社 平成五年)第二五号として所収・翻刻。同史料には本郷晴之丞を「愛宕奉公人神主」、本郷伝内も「神主」として記載している。これは三枝氏が指摘する西京神人(社人)が祈祷を職掌とした表記だと思われる〔三枝二〇一一〕。
- (22) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月(一七五七)〔本郷家文書一四五号〕。同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大將軍村」(平凡社 平成五年)第三〇号として所収・翻刻。
- (23) 「宗門人別改帳」〔本郷家文書〕四〇二号〜四二六号。
- (24) 「留主居差入証文」文化五年(一八〇八)十一月〔本郷家文書一九四号〕。
- (25) 「宗門人別改帳」享和二年(一八〇二)九月〔本郷家文書四一三号〕。
- (26) 選佛寺は臨濟宗建長寺派の寺院。宝暦十一年(一七六一)、仏日が洛西念仏寺の譲与を受けた仏日が改宗し現在地に移転した(『京都坊目誌』上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、『新修京都叢書』第一八巻 臨川書

店)。

(27) 「留主居寺預り証文」文化六年(一八〇九)三月〔本郷家文書二〇七号〕。

(28) 北野社御供所八嶋屋は、膝下西京より貢納される御供を調進・支配し、それは御子・宮仕によって担われていた。詳細は本論第二章参照。なお、炊く・織る・縫うといった職掌に関しては、西口順子氏論文を参照のこと〔西口二〇〇六〕。

(29) 同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大將軍村」(平凡社 平成五年)第二九号として所収・翻刻。

(30) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年(一七五七)二月〔本郷家文書一四五号〕。

(31) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月〔本郷家文書一四六号〕。

(32) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年四月〔本郷家文書一四七号〕。

(33) 「社人連氏」延享二年(一七四五)二月九日〔本郷家文書四八号〕、「同」延享三年(一七五六)二月九日〔本郷家文書四九号〕。

(34) 「安楽寺留主居証文」宝暦三年(一七五三)七月〔本郷家文書四三八号〕。

(35) 「御供所安楽寺留主居引請証文」明和七年(一七七〇)七月〔本郷家文書一六一号〕。

(36) 「西京北町安楽寺門守部屋引取証文」文化二年(一八〇五)七月〔本郷家文書二〇二号〕。

(37) 「東光寺門主役請状」明和九年(一七七二)五月三日〔本郷家文書一六三号〕。

(38) 「東光寺借家引取請状」文化五年(一八〇八)三月〔本郷家文書二二七号〕。

(39) 「銀子借用願」安永七年(一七七八)七月〔本郷家文書一六六号〕。

(40) 「北野天満宮御供所西京北町安楽寺繕普請御願」宝暦八年(一七五八)二月八日〔本郷家文書一四八号〕、文政三(四年)の安楽寺建物大破・修復に関する訴願史料〔本郷家文書二二一号ほか〕。

(41) 「北野旅所境内門守部屋造作御願」寛保元年(一七四一)八月〔本郷家文書一三六号〕。

(42) 本郷家文書の中には、元禄八年(一六九五)二月に「天神御供所西京新長谷寺」の「観音守り」であった直心が、観音堂の造作・拡張を京都町奉行へ願ひ出た文書がある〔本郷家文書一二八号〕。この訴願は直心以外にも、東隣の者、組・年寄・庄屋が連名で訴願している。本郷家に当文書が残る経緯は不明だが、本郷家が庄屋を勤めていた可能性はある。いずれにせよ、本郷家文書の分析を通じて見出せる社人(神人)の訴願や由緒を含めた史料論の検討は後日を期したい。

(43) 「掟」明治元年(一八六八)九月〔本郷家文書三九九号〕。ここでは「祢宜家年番」として社人らが連署し、本社参拝・定式の集会への参加、また祢宜家互いの親睦を図ることが確認された。

(44) 「宗旨請状」宝暦七年八月〔本郷家文書四四一号〕。これは『北野誌』および【史料3】に記される「西京七保」のうちの成願寺とは異なる寺院である。

(45) 『京都坊目誌』上京第十学区之部、大正五年(一九一六)刊、『新修京都叢書』第一八卷 臨川書店。なお、現在長宝寺は、浄土宗成願寺(大將軍西町)境内に「長宝堂」として存在し、その額には「洛陽廿九 長宝寺」と記されている。

第四章 近世京都における融通念佛宗寺院の展開 —京都里坊北野圓滿寺の創建—

はじめに

▲三番町 此町の南の方向がは寺也、東側慈眼寺薬師堂也、大念佛寺圓滿寺、西側松月院、正覚寺、いづれも浄土宗也、此南の辻下立売にて行当也、

(【史料1】『京町鑑』「三番町」)

これは、宝暦一二年(一七六二)に編纂された京都の地誌『京町鑑』の「三番町」の記述である。京都西京を南北に貫く七本松通りにある三番町は、天正一五年(一五八七)に豊臣秀吉による聚楽第造成に際して設定された一番町から七番町のひとつで、以降、右の『京町鑑』の記述にもあるように寺町の様相を呈していた。

本章は、『京町鑑』に記された寺院のうち、「大念佛寺圓滿寺」の歴史の変遷について検討を加えるものである。この「大念佛寺圓滿寺」は、『京町鑑』の記述にしたがえば、慈眼寺・松月院・正覚寺と並ぶ「いづれも浄土宗」の一カ寺だったことになる。しかし、周知のように大念佛寺は近世に一宗として確立する融通念佛宗の本山であり、圓滿寺は本章にて考察を進めるように、近世中期に創建された融通念佛宗の関係寺院であった。したがって、圓滿寺は大念佛寺と並列の関係にあるのではなく、また単なる末寺として記された訳でもない、「大念佛寺の圓滿寺」という意味である点に注意を要する。

すでに近世における融通念佛宗の確立過程については研究の蓄積があり、寛文元年(一六六一)に起こった大念佛寺の末寺化を図る天台宗大原来迎院子院南之坊との争論、それに対する幕府の裁定によって、大念佛寺は本寺としての位置を確立していく。その後、一宗としての再興を目指す大念佛寺第四六世の融観大通による一連の活動(住持の選定方法の変革、檀林・教学の整備)によって、融通念佛宗教団として更なる整備が進められていった「塩野

一九九五、松浦一九九二・一九九六、大澤一九九六・二〇〇〇】。

また、融通念佛宗の本末関係についても、中・近世において広く展開した摂河地域を中心に、教団の母体となった講集団である六別時の分析、また大和国における展開などの考察が進んでいる〔大澤一九九二・一九九八、稻城二〇〇四〕。その一方で、洛中洛外・山城国の融通念佛宗およびその末寺の展開をみてみると、その数は教線が拡大した摂河や大和国と比べてはるかに少なく、論及も皆無に等しい。もちろん、中世以来、京都では融通念佛信仰が広く展開していたものの、圓滿寺創建以前において融通念佛宗寺院の京都における教線拡大はほとんど見られないのである。

本章で取り上げる圓滿寺は、京都における融通念佛宗の教線拡大の要となるにもかかわらず、大通による同宗再興の事蹟において触れられるのみで、その創建の経緯や位置付け、またその展開を検討した研究はない。そこで本章では、第一節において圓滿寺創建の経緯を明らかにし、第二節で宗内での位置付けおよび京都における融通念佛宗寺院の展開について検討したい。

第一節 融通念佛寺院圓滿寺の創建

〈1〉 圓滿寺の創建と融通念仏の興隆

圓滿寺の創建は、近世融通念佛宗の再興を図った大通による活動の一つに位置づけられる。大通は、これまで在俗講集団である六別時の中から鬮によって上人を選出する方法を改変するだけでなく、幕府の寺院統制の基調に沿いながら〔杣田二〇〇三〕、檀林・教学を整備して、末寺関係を再編していく。圓滿寺は、そうした宗の確立を目指す中で創建されたものであり、その創建経緯や大通の意図、その位置付けを考えていく必要がある。ここでは

そうした圓滿寺の位置付けを考えるとともに、その創建の経緯について明らかにしておきたい。

まず『融通念佛宗年表』（以下『年表』と略）の元禄一五年（一七〇二）の項をみると、「大通上人京都に円満寺を建てここに盛んに融通念仏を勧進せらる（寺誌・尊略）」とあり、大通による圓滿寺創建と勧進活動の事績が記されている⁽³⁾。以下、まずはその創建の事情をいくつかの記録類からみておきたい。大通入寂後に編纂された事績記録である『賜紫大通上人行実年譜』（以下、『行実年譜』と略す）には次のように記されている⁽⁴⁾。

【史料2】

此年、^(元禄一五年)於^二洛陽北野天神靈廟之側^一、建^二立大祥山圓滿寺^一、永為^二融通念佛之場^一、冬十二月廿二日、修^二落成入佛之法会^一、

これによれば、元禄一五年、洛中「北野天神靈廟」の側に「大祥山圓滿寺」が、永く融通念仏の場として建立されたのである。圓滿寺は、冒頭に示した『京町鑑』にある三番町ではなく、もともとは北野社の側に創建されたのである。この『行実年譜』の史料性は厳密に検討されねばならないが、他の史料にはみえない一二月二日に落成の入仏法会があったことを伝える唯一の記述であるといつてよい。

次に「大念佛寺記録」（徳融寺所蔵）には次の様にある⁽⁵⁾。

【史料3】

△洛陽末寺無^レ之、念佛弘通難^レ成故、元禄十五年冬、公儀願^レ之、大祥山圓滿寺新一寺預^二許容^一、則於^二北野一^一宇建立、

「愚和案、老上人京都無^レ寺曰者、撰州大念佛寺一流無^レ寺事曰、先洛陽永觀堂、嵯峨清涼寺、寺院数多皆以良忍上人有縁之寺、于^レ今融通弘通道場也、雖^レ然當時非^二唯当宗寺^一、各自他門兼寺迄也、元当山之因縁無^レ之、悉良鎮上人已前大念佛宗也、然第六代良鎮上人迄、融通本山京都成分明也、其故鞍馬山、大原山、信州善光寺血脉及諸国諸山融通念佛之血脉拝見、自^二元祖^一六代上人迄、撰州本山同從^二神明^一再授、法明上人以来我

本寺大念佛寺代々^而已、

然者津^{（マ）}本山宗門元祖良人上人、寺開基法明上人哉、

これは大通が自ら記したといわれる記録で、右は圓滿寺創建に関する部分にあたる。傍線部によると、洛陽には融通念佛（宗）の末寺がなく、念仏の弘通ために、元禄一五年に公儀へ願い出て、大祥山圓滿寺という新たな一寺建立の許可を得、京都北野に一字を建立したという。また、傍線部以降（「」部分）は、文政二二年（一八二九）の「大念佛寺記録」写本に記されている筆写者の注釈部分で、ここでは、京都における摂州大念佛寺一流の寺院がないことを確認し、永観堂や嵯峨清凉寺の融通念仏との差異を明記して「因縁」がないこと、自宗大念佛寺こそが良忍上人の系譜を引く法門であることを記す^{（6）}。

したがって、この「洛陽末寺無^レ之」は、あくまでも融通念佛宗の末寺の状況を指摘したものであり、京都における融通念佛信仰は、禅林寺（永観堂）、嵯峨清凉寺、壬生において広く展開していた^{（7）}。これを裏付けるように、延宝五年（一六七七）に作成された歴代住持の来歴と末寺を書上げた「大念佛寺四十五代記録并末寺帳」をみてみると、山城国の末寺はわずか五ヶ寺（いずれも綴喜郡）で、洛中・洛外には一寺も確認できない。その中で大通は元禄一五年に洛中における「念仏弘通」、あるいは融通念仏宗寺院の展開の端緒とするために圓滿寺を創建したのである。また、「末寺がない」という記述に対照させるならば、圓滿寺は末寺として創建されたともいえよう。

このように、大通による圓滿寺の創建は、中世以来、京都において融通念仏信仰が展開する中で末寺がないという認識のもと、洛中での融通念佛宗の伸展を意図したものであった。その元禄期の融通念佛宗の展開を確認しておく、これまでの研究でも明らかのように、まず元禄七年五月一七日に紫衣の着用を許され、元禄九年九月六日には本山大念佛寺が一宗の檀林となった。そして元禄一五年一月には、かつての第一四世道音への融通念佛勧進帳御序（後小松院宸筆）下賜を先蹤として、大通による「天下之人民」への「念佛勧進」のため、靈元上皇より融通念佛勧進帳の御序・院宣を賜っている。そして同年一二月に圓滿寺が創建される。さらに元禄一六年（一七〇三）

に「大念佛宗」から「融通念佛宗」となり、宝永元年には三条西実教の息豊丸公を後継（忍通）に迎える⁽⁹⁾。また、松浦清氏が指摘したように、大通は一宗再興を進める中で、王家葬礼仏事への参与し、朝廷・公家との関係を深めていった「松浦一九九二・一九九六」。すなわち、圓滿寺は、近世における大念佛寺の寺格の整備、融通念佛宗の確立、紫衣勅許や住持の貴種招請にかかる京都（朝廷・公家）との関係において、その拠点となっていたことが指摘できよう。

〈2〉 圓滿寺普請と「吾宗開発之末寺」

では、圓滿寺は京都北野のどこに創建されたのか。具体的な経緯とともに、その立地について、大念佛寺文書を通じて検討したい。次に示すのがその創建にかかる「圓滿寺普請請文」である。⁽¹⁰⁾

【史料4】

〔包紙上書〕京都圓滿寺普請二付、元禄十六年癸未年二月六日大工吉兵衛方取置候一札

一札

今度圓滿寺御普請、拙者ニ被_レ仰下_一候付、忝奉_レ存候、随分精出働可_レ申候、若御心ニ叶不_レ申候ハ、不_レ依_二何時ニ_一、何方之大工_江成共、御申付可_レ被_レ成候、其時一言之御恨申間敷候、尤後之大工_江差構之儀、毛頭仕間敷候、為_二後日_一仍而如_レ件、

元禄十六年

大工

未二月六日

吉兵衛（印）

大念佛寺御役人

和田式部殿

須藤外記殿

右は大工吉兵衛が大念佛寺役人の和田・須藤に宛てたもので、圓滿寺は元禄一五年冬に幕府の許可を得て翌一六年二月にかけて普請が行われたことが明らかとなる。

だが、その圓滿寺が創建された場所は、先に示した「大念佛寺記録」では「於北野一宇建立」とあり、『行実年譜』には「洛陽北野天神靈廟之側」とあるのみで、具体的な位置は不明である。ところが、より具体的な創建の経緯やその位置を次の史料から知ることができる。

【史料5】

洛陽北野圓滿寺、依_レ為_二無本寺之古跡_一、時ノ奉行安藤駿河守殿〔次行〕也、公儀江相達、元禄十五年極月廿二日ニ於_二洛陽_一、始_レ而_レ吾宗開_レ発_レ之_レ末寺_ニ蒙_二許容_一候ニ付、先住春盛方_方請取候附属状、并礼銀遣_レ之候ニ付、請取状等以上三通、此内ニ有り、撰之平野融通本山大通老人

これは、後掲の〔1〕「愛染院付属状」、〔2〕「銀子請取状」、〔3〕「愛染院境内堂舎指図」（〔図1〕）を一括した包紙に記された上書である。⁽¹⁾元禄一六年の圓滿寺創建・普請に係する書付をまとめて付したものと判断できる。その記述によれば、「無本寺之古跡」である北野圓滿寺は、京都町奉行安藤次行へ願い出て、元禄一五年一二月二日に洛中における、融通念佛宗の初めての末寺として許可された。そして、これら包紙に入る〔1〕〔3〕の「以上三通」の史料から圓滿寺の創建・普請の具体的な手続きと経緯を知ることができる。

【史料6】〔1〕「愛染院付属状」

一札

一、今度当院義、大念仏寺_江附属仕候儀美正也、以来此寺ニ付拙僧ハ不_レ及_レ申、外方一言之子細申候者毛頭無_二御座_一候、若不_レ埒御座候ハ、証人罷出埒明、御町中へも御苦勞掛申間敷候、仍而為_二後日_一如_レ件、

証人

三条神泉院下ル町

元禄十六癸未年二月朔日

浅田太郎右衛門印

愛染院

春盛印

御町中

御年寄

右之通り春盛方取遣候証文之控也、

〔2〕「銀子請取状」

請取申銀子之事

一、合丁銀五貫目者

此度愛染院、上人様へ附属仕候ニ付、為ニ礼物ニ被レ遣、請取申所実正也、右之寺ニ付、借銀、或ハ買懸リ等之滞毛頭無ニ御座ニ候、為ニ後証ニ仍而如レ件、

愛染院先住、

元禄十六^{癸未}年二月朔日

春盛(印)

三条神泉院下町

浅田太郎右衛門(印)

摂州平野融通念仏宗

本山大念佛寺役者

貞松院

〔1〕は、圓滿寺普請の五日前、同年二月一日付けの愛染院春盛が真盛町年寄に宛てて出した一札の控で、大念

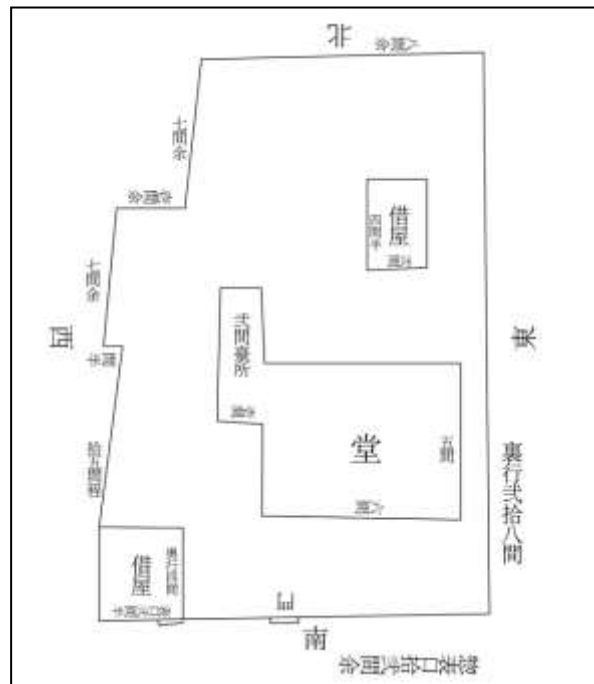
佛寺へ当院（Ⅱ愛染院）を「附属」するという証文である。これによって愛染院が大念佛寺の「付属」となり、院主春盛は、以後その差配について関知しないことを確認した。また、この付属は本末関係や同宗門内における関係でなく、売買によって成立したものであったことが〔2〕から判明する。

この〔2〕に見える「上人様」は大念仏上人である大通のことで、その付属にあたっては大念佛寺から礼物丁銀五貫目の受け渡しがあった。この時、すでに春盛は「先住」となっており、その寺地・堂舎の受け渡しがこの請取状をもって成立したものと考えることができよう。すなわち、寺地・堂舎の権利が春盛から大通へと委譲されたことになり、その上で五日後に圓滿寺の普請が始まったのである。

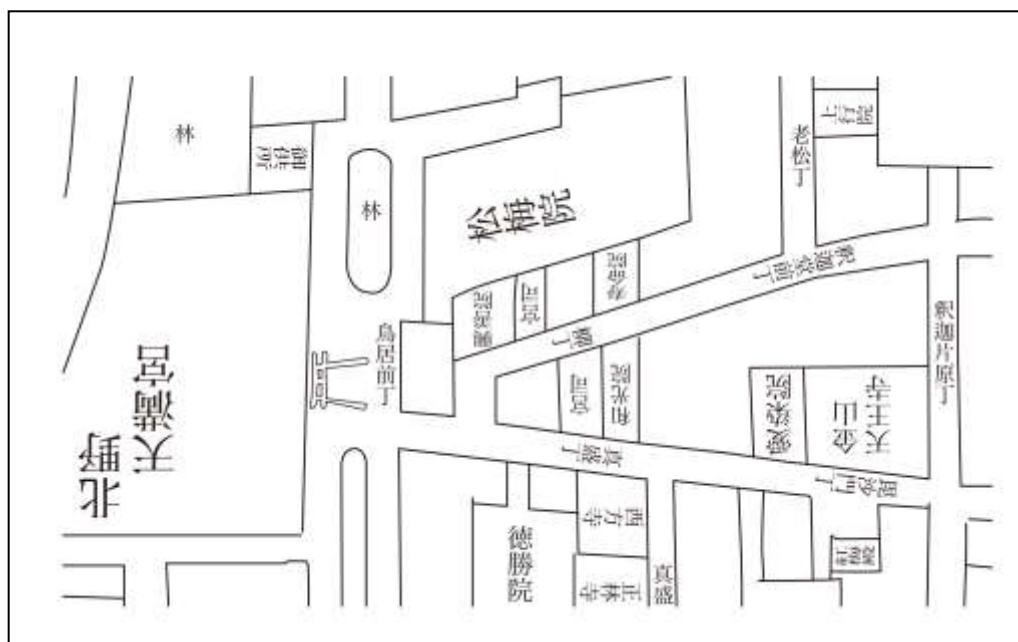
そして〔3〕は、その付属となった愛染院の境内指図である（〔図1〕）。この指図には春盛が大念佛寺御役者へ宛てたもので、「今度大通上人様江附属仕候愛染院境内并堂之図」とあり、真盛町の通りに南面して、境内には堂・借家二カ所があったことがわかる。

さらに「京師大絵図（元禄十四年実測京大絵図）」（〔図2〕）によって、この愛染院が北野社の東にある真盛町に位置し、「金山天王寺」の西側に存在した寺院であったことが確かとなる。すなわち、「洛陽北野天神靈廟之側」（『行実年譜』）とは真盛町であった。

なお、北野天満宮の目代の記録である「目代諸事留書」（明暦三年（一六五七））には、洛中の三十三所観音の参詣順を示した「京辺卅三所観音道筋」が記されており、そのうち二八番「天王寺北野紅梅殿向」、二九番「能円寺北野也」、三〇番「愛染堂」、三一番「朝日寺ノ観音」、三二番「東向ノ観音」、三三番「大將軍寺」となっている。⁽¹²⁾道筋を順に追い、北野社周辺の関係寺社である点を考えると、この「愛染堂」が愛染院であることは間違いないだろう。



[図1] 「愛染院境内堂舎指図」指図部分トレース
(元禄16年2月1日付 大念佛寺文書仮0034-2号 大念佛寺蔵)



[図2] 「京師大絵図(元禄十四年実測大絵図)」(慶應義塾大学文学部古文書室蔵)
北野真盛町附近部分トレース
大塚隆編『慶長昭和京都地区集成—1611(慶長16)年—1940(昭和15)年—』
(柏書房、1994年)をもとに作図。

〈3〉 「北野天神靈廟之側」と圓滿寺移転

以上のように、京都北野圓滿寺は、北野社の東に位置する真盛町の愛染院を買得るかたちで創建された。ただし、ここで問題となるのは、『行実年譜』にも記される「北野天神靈廟之側」に創建された理由である。これは単なる偶然によるものだろうか。

真盛町は、大正五年（一九一六）に刊行された『京都坊目誌』によると、近江坂本西教寺の開祖真盛が創建した西方尼寺の存在にちなんでいるという。⁽¹³⁾ この西方尼寺については、当麻曼茶羅の文亀曼茶羅制作説話を『月庵醉醒記』により分析した日沖敦子氏が、その制作に携わった説話中の「まんだらの尼」の活動と「北野の三昧に入て、よるく念仏をぞ申ける」との関連性から、「北野には三昧が処々に点在し、念仏比丘尼の集う場所としても機能していたことが推察される」として、その拠点たる西方尼寺の存在と、北野三昧の念仏比丘尼の活動を指摘する「日沖二〇〇六」。もちろん、これらを北野社と直接的に結びつけることには慎重でなければならぬが、北野社東方の真盛町は、念仏興行の地として認識されていた可能性がある。この点は、北野社門前研究の進展とともに、念仏興隆の地としての性格を考えていく必要があるか。

さて、こうして真盛町に創建された圓滿寺であったが、創建から二八年後の享保一五年（一七三〇）六月二〇日に起こった「西陣焼け」の大火によって類焼してしまふ。⁽¹⁴⁾ 本島知辰が記した見聞録『月堂見聞集』には、その様子が記され、とりわけ焼失した寺社を書き上げた中に「真盛町 圓滿寺」が確認できる。⁽¹⁵⁾

そして、この五年後の享保末年、圓滿寺は七本松下立売上ルへと移転した。すなわち、冒頭で掲げた『京町鑑』にもあるように、三番町に再建されたのである。『年表』元文元年（一七三六）正月二五日の項には「京都圓滿寺真盛町より七本松下立売上ルへ引移したことを奉行所へ届ける。旧冬」とある。この典拠は管見の限り不明である

が、この移転地が選定された背景を大念佛寺『日鑑』享保一六年四月八日条にうかがうことができる。⁽¹⁶⁾

【史料7】

△京都下僕共下ル、山主御旅舎千本通方壺丁西出水上ル東側与申參、圓應書中ニ申越、水口弾正屋敷也、

この記事の二日前にあたる四月六日、方丈(信海)は夜舟にて役者・下人とともに上洛した。右の史料は、京都から大念佛寺に下僕が下向し、僧圓應の書中によって山主(方丈・信海)の滞在先である「御旅舎」の位置を知らせたものである。そこは、千本通より一町西の出水上東側で水口弾正の屋敷であった。この屋敷は、「西陣焼け」で圓滿寺が焼亡したのち、山主の滞在地(宿所)として機能していたと考えられる。そして、この水口弾正屋敷付近こそが圓滿寺再建の地であり、冒頭の示した『京町鑑』の三番町であった。⁽¹⁷⁾

以上の経緯を考えると、焼亡・移転し再建された圓滿寺は、山主が逗留する単なる「御旅舎」などではなく、恒常的な「里坊」として機能していたことは間違いない。その意味で、一宗再興に尽力した大通の〈融通念佛宗の末寺がない〉という認識のもと(「大念佛寺記録」)、京都における融通念佛宗の興隆を意図して圓滿寺が創建されたことも確かである。ただ、より具体的な創建意図を探れば、一宗として確立していくために、紫衣勅許や王家葬礼への参与など、朝廷・公家社会との関わりの中で拠点として創建された〈末寺〉であったといえよう。⁽¹⁸⁾

第二節 「里坊」圓滿寺と融通念佛宗の末寺

〈1〉 圓滿寺の維持と管理

これまでみてきたように、圓滿寺は元禄一五年(一七〇二)に創建され、享保一五年(一七三〇)の大火によって類焼し三番町へ移転した。



〔図3〕「北野天満宮地図」（部分）トレース（上が南）（宝暦7年、森幸安筆。北野天満宮蔵）

この融通念佛宗興隆の寺院として創建された圓滿寺は、山主（大念佛寺上人）の京都における「里坊」として機能していた。これは宝暦七年（一七五七）に作成された「北野天満宮地図」（森幸安筆）〔図3〕の「愛染院」の箇所〔境〕に「界内二撰州平野融通大念佛寺ノ里坊圓滿院有リ、享保ノ末、其ノ里坊ヲ下立売ノ北、千本ノ西ニ移ス」とあり、洛中において圓滿寺が広く大念佛寺の「里坊」として認識されていたことが知られる。^{〔19〕}

では、その「里坊」圓滿寺は、どのように維持・管理されていたのだろうか。たとえば『年表』宝永元年（一七〇四）四月二一日の項に、「青谷村極楽寺慶覚、京都円満寺留守居を命ぜらる」とあり、青谷村極楽寺の慶覚が留守居に命じられている。圓滿寺には留守居が置かれていたことがわかる。

こうした留守居や圓滿寺の管理、京都と本山のやり取りなどは、大念佛寺の役僧日記『日鑑』に多く記録されている。ここで、現存する『日鑑』の中で圓滿寺創建から移転にかかる享保年間（一

七一六―三六)の記述を確認し、圓滿寺の管理・運営を検討しよう。

享保九年正月一四日、京都圓滿寺の弁瑞から「了通戢化之由有⁽²⁰⁾訃音」との内容の書簡が到来した。了通は、当該期大念佛寺の役者の一人であり、圓滿寺創建後、先の極楽寺慶覚のように留守居を務めていたと思われる。それは、弁瑞の書簡が到来した一日後に「惠流義圓滿寺留守居被⁽²¹⁾仰付」、今日上京」と了通に代わって惠流が留守居に命じられて上京し、圓滿寺に入寺した記述からうかがえる。ちなみに、これら訃報を伝達してきた弁瑞は、圓滿寺の留守居ではなく、その管理にかかる大念佛寺役者の一人であった。⁽²²⁾

この後、現存する大念佛寺『日鑑』をみると、享保九・一〇年には義猛、享保一六・一七年には義関が留守居であったことが確認できる。⁽²³⁾特に義関は、「洛之圓滿寺看守義関下向」、「京圓滿寺看守主義関下向、逗留」とあるように、⁽²⁴⁾「看守(主)」として山主に代わって寺院運営を担っていた。

さらに、圓滿寺には留守居・看守のもとで世話方だけでなく、しばしば大念佛寺に下向する連絡役を務めた圓滿寺付きの下人・下男がいた。『日鑑』享保九年三月九日には「京北野圓滿寺市兵衛病氣二付、義猛方より出札到来、九兵衛交二出」と大念佛寺へ義猛から圓滿寺の市兵衛が病氣になった知らせがあり、九兵衛が交替に立出した。四日後の一二日には九兵衛の交替に素平が圓滿寺に立出している。⁽²⁵⁾このさらに三日後の一六日には、「京都圓滿寺下人市兵衛一昨日晚相果候由申来ル」と「下人市兵衛」の死去が伝えられている。⁽²⁶⁾

また、享保一二年七月二八日には「京都圓滿寺御状一通、今在家次兵衛方届ヶ被⁽²⁷⁾申候」と圓滿寺の書状を今在家次兵衛が大念佛寺に届けている。

さらに同年八月五日には「京都圓滿寺方書中并下人作兵衛御使二下り申候、方丈十日二御下り之由申来ル、毘沙門并臺邪鬼持セ上セ申候」と、圓滿寺の知らせを下人作兵衛が持参し、五日後の一〇日に方丈(山主信海上人)が大念佛寺へ帰寺する旨を伝えた。それに対し、下人作兵衛に毘沙門と台邪鬼を持たせて帰らせたとある。この作兵衛も圓滿寺下人である。⁽²⁸⁾

以上のように、圓滿寺の管理・運営には、留守居・看守・看主といった僧が務め、留守居の関係者（了通の内縁尼僧など）も居住していた。⁽²⁹⁾ さらに、本山との音信・伝達等を下僕・下男が担い、大念佛寺は、その動向を細かく『日鑑』に記録していた。

つまり、大念佛寺役者が有力末寺に留守居として入寺するように、圓滿寺も末寺一般ではなく、有力な役者を留守居とすることで、大念佛寺の京都における朝廷や公家社会との折衝において重要な位置付けにあったことがうかがえよう。

〈2〉 洛中における融通念佛宗の展開

さて、これまで圓滿寺の創建・移転、またその管理・運営について明らかにしてきた。次に、ここでは元禄一五年の圓滿寺創建以降の、洛中の融通念佛宗寺院の展開を検討したい。

先にも述べたように、元禄一五年に永く融通念佛の場として落成した圓滿寺は、融通念佛宗興隆の拠点として位置付けられたが、しかし以後、洛中において末寺が拡大したわけではなかった。ただ、その拡大の動向を確認できないわけではない。ここで二つの洛中における融通念佛宗の末寺の動向について、大念佛寺『日鑑』に記載される二点の史料を検討したい。

〔A〕 壬生の宗旨手形

大念佛寺『日鑑』享保一二年（一七二七）一月二日条に、宝永四年（一七〇七）、京都壬生の林清およびその組下からの願いに対し、本山大念佛寺役者が近江国滋賀郡大津町代衆中に出した宗旨手形が写されている。⁽³⁰⁾

【史料8】

△京壬生林清宗旨手形願来、即認遣候文言

証文

一、京壬生林清并組下融通念仏宗ニ紛無^二御座^一候、若後日宗旨之儀ニ付、出入御座候ハ、從^二此方^一可^三申明
候、為^二後日^一仍而如^レ件、

宝永四丁亥十月朔日 撰^二平野融通念仏宗

本山大念仏寺役者 貞松院

大津御町代衆中

この宗旨手形より、壬生の林清と組下が、何らかの理由で近江国滋賀郡大津町に移住することになり⁽³¹⁾、いずれも融通念佛宗であることが確認された。

ここで注意したいのは、中世以来、壬生（および壬生寺）が融通念仏信仰の拠り所をみせる地域として在俗講集団の存在が想定できることであり、大和・河内と同様に、壬生の清林・組下の講集団も元禄期以降の幕府による寺院統制が進む中で、大念仏寺との本末関係が取り結ばれていったといえようか。

実はこの林清について興味深い記録が残っている。宝永四年の宗旨手形が写し留められた享保一二年の記事の二年後、享保一四年（一七二九）六月二六日、京極楽寺住持となっていた林清が弟子林覚を後住にする旨を、圓滿寺に滞在していた山主信海に願ひ出ている⁽³²⁾。この願ひは許可されたようで、今度は翌七月一日、京極楽寺の林覚・宗林が、先住^レ林清の大通からの色袈裟拝領の由緒、および檀那方の信を得たことにより、当住へも着用の許可を願ひ大念仏寺に来た。大通は拝領の由緒によって林覚のみに許可した⁽³³⁾。

これらの一連の流れをみると、宝永四年の宗旨手形は、享保一二から一四年にかけて、後住林覚への色袈裟許可申請のためだけでなく、林清との本末関係および大通との由緒を再確認するために留められたと考えられる。この壬生林清の事例は、元禄一五年の圓滿寺創建以降、洛中の融通念佛宗寺院の本末関係を示す一事例であり、これ以

前において、洛中における融通念佛宗寺院は管見の限り見出すことはできない。これはそれまで存在しなかったというよりは、寺格が整った融通念佛宗寺院（末寺）がなかったという意味を含めて、洛中における末寺の展開を考えるにあたっては、やはり元禄一五年の圓滿寺創建に面期があったといわねばなるまい。

〔B〕玉蔵院買得一件

次に西陣焼けの翌年、享保一六年（一七三一）の京都玉蔵院の売り渡しに関する事例である。⁽³⁴⁾

【史料9】

京都玉蔵院売渡候節一札之覚

譲証文之事

一、京都若狹通下立売上ル町真言宗無本寺玉蔵院、寺地間口式拾五間半、奥行式拾五間、表側二式間二四間之長屋、内二三間二六間之^(符)庵有^レ之、伏見様御領分ニ而年貢式石壹斗六升也、其外寺地ニ付、掛物少も無^レ御座^レ候、此度依^レ有^レ縁^レ貴僧へ永代譲り申候処実正也、此寺地ニ付外方障り候事毛頭無^レ之候、為^レ後日^レ譲証文如^レ件、

摂州平野大念仏寺役者

享保十六辛亥年九月十二日

貞松院 大坂判

〃

才松院 〈帳場／赤印〉

江州大萱村住僧

郭随老袖

右玉蔵院譲候節、銀子請取申候一札之覚

一札

一、銀子壹貫三百目新銀也、

右者、此度玉蔵院寺地・庵・長屋共ニ其元へ有故ニ付讓候処、為ニ冥加銀一、右之銀子被レ送候処、慥ニ受取申候、為ニ後日一請取証文如レ件、

撰州平野大念仏寺役者

享保十六辛亥年九月十二日

貞松院 印

〃

才松院 印

江州大萱村住僧

郭随老袖

右地・院共年来持来り候処、別而土地悪敷、又ハ破損修理等物入口□□借家等之世話多ク難儀筋候故、右之趣方丈へ申達シ、右証文之通売渡シ、此度一札登ス、尤貞松院於ニ京都一埒明方候筈、
右の史料は、大念佛寺が近江国栗太郡大萱村の住僧郭随へ宛てたもので、玉蔵院の讓状と讓与にかかる銀子請取状である。この玉蔵院は、大念佛寺が「地・院共」に「年来持」つてきたものであり、「土地悪敷」また破損・修理が多いので、方丈へ報告して売却したという。

この一件で注目したいのは、玉蔵院が融通念佛宗の末寺ではなく、「真言宗無本寺」として記されている点であり、この売買を通じて大念佛寺が管轄していたという事実である。おそらく有縁の僧とされる郭随も融通念佛宗とは直接的に関わりのない、圓滿寺の前身愛染院の春盛と同様に、真言僧であったと推測される。

〈3〉 融通念佛宗の末寺と「無本寺之古跡」

以上の「A」京壬生林清并組下（在地の講集団の存在）、「B」玉蔵院（無本寺寺院の買得）は、いずれも京都における事例ではあるが、圓滿寺創建を含めた元禄期以降の融通念佛宗の末寺編成を考える上で欠かせないものである。

これまで塩野芳夫氏が指摘しているように、融通念佛宗の末寺については延宝五年（一六七七）の末寺帳に詳しく、特に末寺の元宗旨については、元浄土宗四一・〇％、元真言宗二二・四％（ただし錦別時が中心）にのぼるという「塩野一九九五」。すなわち、融通念佛宗寺院の大半は、他宗からの改宗によって成立していたことがうかがえる。そして、この融通念佛宗への改宗は、元禄期の末寺編成を通じてさらに多くなると考えられる。

また、杣田善雄氏が指摘するように、幕府の寺院行政・宗教政策は、元禄期に寺院・僧侶の位置・役割を確認し、本寺と末寺の宗旨の一致に関心を払うようになり、さらに元禄五年五月の幕令を契機とする寺院改めの実施によって、よりいっそう地域寺院の宗旨・本末関係が精査され、末寺は奉行所による掌握体制下に置かれていった「杣田二〇〇三」。

こうした本末関係の錯綜を是正していく中で、融通念佛宗において「無本寺」を末寺に取り込んでいく事例が散見される。たとえば元禄八年（一六九五）七月、「無本寺」であった大和国山辺郡荒蒔村成福寺が大念佛寺の末寺化願いを出しており、元禄五年以降の融通念佛宗の末寺編成を示すいち事例であるといえる⁽³⁵⁾。また、現存する大念佛寺『日鑑』元禄一二年以降の記事においても、大和・河内国の末寺を中心に本末証文を取り交わす記事が散見されるのも注目される。

だが、これら本末関係は、なお流動的で、場合によっては容易に元の宗派に立ち戻る可能性を含んでいた。たとえば、大念佛寺『日鑑』元禄一二年閏九月二日条によると、河内国下太子堂村にあった融通念佛宗末寺（道場）に

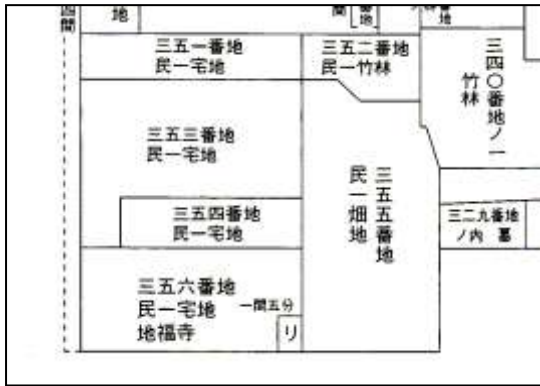
いつの頃か真言宗僧が差し置かれるようになった状況に対して、大念佛寺は寺と寺地を返還し、「其上且中も古宗之融通宗門ニ立歸」るように庄屋藤兵衛へ通達している。⁽³⁶⁾ また翌月にも、もともと融通念佛宗門であった大和国山辺郡笠間村のうち下村の者が、いつのころから「真言宗ニ罷成」っていたことに対して、再び改宗させる動きがあった。その改宗には、「村之菩提所善福寺無本寺ニ而御座候故、当山御末寺ニ奉願候御許容之上」⁽³⁷⁾ として、寺院と寺地、および檀那中が融通念佛宗であったとしても、そこが無本寺寺院であるかぎり、在地や檀那中との寺檀関係や意向、さらには競合する宗教者（ここでは真言宗僧）との関係において容易に改宗する可能性があったといえよう。⁽³⁸⁾

ここで改めて、圓滿寺の場合を考えてみると、先に取り上げた圓滿寺創建に関する史料のうち包紙上書には、圓滿寺が「無本寺之古跡」であったことにより、京都町奉行へ届け出て、新たに「吾宗（融通念佛宗）」の末寺として「許可」されたという記述が注目される。この京都町奉行への届け出は、元禄一五年の京都町奉行の洛中洛外社寺社に対する触れに対応したものであり、幕府の寺院統制に即応したものと見える。「杣田二〇〇三」。

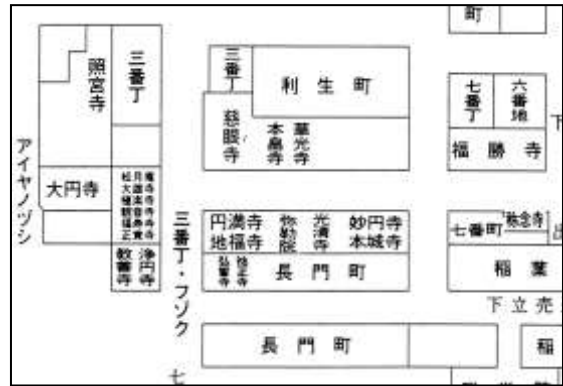
したがって、圓滿寺の創建は、「A」京壬生林清・組下の事例や、右でみた在地や檀那らの帰依に支えられた無本寺寺院の末寺編成ではなく、「B」玉蔵院の事例と同じく無本寺寺院を買得することで新たに創建されたものであり、それを末寺と位置づけることによって、これまでみてきたように、融通念佛宗が京都進出を意図したものであったということができるだろう。

おわりに — 圓滿寺の変転 —

大正五年（一九一六）『京都坊目誌』には「圓滿寺所在不詳」⁽³⁹⁾とあって、すでにその所在は不明となり、その形跡を追うことは難しい。この前後を精査してみると、明治二年（一八六九）の段階では、まだ地福寺の北に「円満



〔図5〕明治17年元圓滿寺附近図



〔図4〕明治2年圓滿寺附近図

寺」の存在が確認できる⁽⁴⁰⁾。〔図4〕。しかし、明治一七年（一八八四）、圓滿寺の位置に該当する三五三番地民一宅地（一部）・三五四番地民一宅地は、隣接する地福寺（三五六番地民一宅地）が明記されていることに対して、圓滿寺の寺名は記されていない⁽⁴¹⁾。〔図5〕。おそらく明治六年の廃寺令によって寺地等の権利を喪失して廃寺となったと思われる。また、大正元年（一九一二）では、その三五四番地が個人の所有となり、現在にいたっては、完全に跡を残さず、圓滿寺の形跡たどることはできない⁽⁴²⁾。以上が本章での検討を含めて、圓滿寺の創建から廃絶にいたる変転である。

本章で検討を重ねてきた圓滿寺創建と融通念佛宗内での位置付けを、いまだ一度整理しておきたい。

元禄一五年、圓滿寺は京都における融通念佛宗興隆の拠点として、また朝廷・公家社会との折衝のために大通以降の歴代山主の「里坊」として機能した。圓滿寺創建は、まさに融通念佛「宗」の確立過程に位置付けられるものであったが、間もなく享保一五年の「西陣焼け」によつて類焼にあつて三番町に移転する。冒頭の『京町鑑』三番町の記述にあつた「大念仏寺圓滿寺」は、〈大念佛寺と円満寺〉という並列関係でも〈大念佛寺の末寺円満寺〉という単なる末寺関係でもない、「里坊」としての位置付けに注意する必要がある。

また、圓滿寺創建以降、洛中における融通念佛宗の末寺の展開は、第二章で検討したように大きく進展が見られなかった。それは洛外、山城国でも同

様であった。

圓滿寺および京都の融通念佛宗の動静を知る上で欠かせない大念佛寺『日鑑』も、宝暦年間（一七五一—一七五二）を境にその記述方式が変化し、本山における行事記録が中心となり、圓滿寺関係の記述が激減する。そこから、大念佛寺の対朝廷・公家社会との関係の変化を読み取ることもできるかもしれないが、それは同時に京都における融通念佛信仰、すなわち融通念佛関係寺院や講集団と融通念佛宗がどのように近世後期を迎えるのかという、寺院・教団史、信仰史、あるいは寺院行政史の問題とも関わるだろう。それら元禄期以降の本末関係の展開も含めた説明は後日の課題である。

〔註〕

（1）『京町鑑』縦町、宝暦一二年（一七六二）刊（『新修 京都叢書』第三卷、臨川書店、一九九五年）。

（2）田代尚光氏は次のように記している「田代一九八一」。「元禄十五年（一七〇二）、この年の特記すべき事柄として、京都北野の地に大禪山（マツヤマ）圓滿寺が建立され、永く融通念佛弘通の場となったことをあげねばなるまい。融通念佛は、ひろく民衆済度の念仏として弘通したわけであるが、一方、後小松院の宸翰を染めて道音に賜った勸進帳の御序にも示されるように、古来宮廷との御縁の浅からぬ一面を持っていた。大通はまたこれによって、この年の十一月、院宣を蒙って、名帳御序の宸翰を賜ることがあったのである、これを期に、圓滿寺を建て、冬十二月二十二日、落成入仏の法会を修することになったのである。現在多くの圓滿寺関係史料の所蔵されていることを付記しておく」。また、塩野芳夫氏も田代氏の言及を再確認し「塩野一九九五」、松浦清氏は「この年に京都の北野に融通念佛弘通のための拠点として圓滿寺を建立するもののような宮廷との関係を背景としてみるとみられる」と、京都における朝廷との関係のために建立されたとする重要な指摘を行っている「松浦一九九二・一九九六」。なお、稲城信子氏は、圓滿寺を「京都別院」としている「稲城一九八三」。

- (3) 融通念佛宗教学研究編『融通念佛宗年表』（大念佛寺、一九八二年）。
- (4) 吉井良顕編『再興賜紫大通上人行実年譜』（大念佛寺、一九六五年）。
- (5) 元興寺文化財研究所編『法会（御回在）の調査研究報告』（昭和五七年日本自転車振興会補助事業、元興寺文化財研究所、一九八三年）に所収。
- (6) 融通念佛宗義における良忍の位置付けについては、西口順子氏論文を参照のこと「西口二〇〇四」。
- (7) 洛中の融通念仏の拡がりは、近年発見された導御上人による融通念仏勧進の軌跡から、ある程度類推することができる「井上二〇〇四」。
- (8) 「大念仏寺四十五代記録并末寺帳」（『融通念佛宗年表』（大念佛寺、一九八二年）に所収）。
- (9) 吉井良顕編『再興賜紫大通上人行実年譜』（大念佛寺、一九六五年）。「大念佛寺記録」（元興寺文化財研究所編『法会（御回在）の調査研究報告』（昭和五七年日本自転車振興会補助事業、元興寺文化財研究所、一九八三年）に所収）。なお、三条西家から大念佛寺への融海忍通の入寺、その後の住持招請および妙法院門跡院家の兼帯に関しては、神崎壽弘氏論文「神崎二〇一一」参照のこと。
- (10) 「圓滿寺普請請文」（大念佛寺文書仮〇〇三〇号、大念佛寺蔵）。
- (11) 「愛染院付属状等包紙上書」（大念佛寺文書仮〇〇三四号包紙・大念佛寺蔵）、〔1〕「愛染院付属状」（大念佛寺文書仮〇〇三四—1号、大念佛寺蔵）、〔2〕「銀子請取状」（大念佛寺文書仮〇〇三四—3号、大念佛寺蔵）、〔3〕「愛染院境内堂舎指図」（大念佛寺文書仮〇〇三四—2号、大念佛寺蔵）。
- (12) 「目代諸事留書」（『北野天満宮史料 目代記録』北野天満宮、一九八四年）。
- (13) 『京都坊目誌』上京第五学区之部（『新修 京都叢書』第一七卷、臨川書店、一九九五年）。
- (14) 融通念佛宗教学研究編『融通念佛宗年表』（大念佛寺、一九八二年）に「京東大火にて円満寺類焼する」とあり。

- (15) 『月堂見聞集』卷之二二(『続日本随筆大成』別巻四 近世風俗見聞集四、一九八二年)。
- (16) 大念佛寺『日鑑』享保一六年四月八日条。
- (17) 融通念佛宗教学研究所編『融通念佛宗年表』(大念佛寺、一九八二年)の享保二〇年一月の項には、方丈が一月六日に上洛し、一五日に「地福寺」から帰院したことを記す。地福寺は、三番町に移転した圓滿寺の南隣の寺院であり、再建前にすでに寺地は選定されていたと考えられる。
- (18) 融通念佛宗教学研究所編『融通念佛宗年表』(大念佛寺、一九八二年)には、宝永二年以降の山主上京の記事を細かく採録している。
- (19) 北野天満宮所蔵。国立歴史民俗博物館図録『なにが分かるか、社寺境内図』(二〇〇一年)、辻垣晃一・森洋久編『森幸安の描いた地図』(日文研叢書二九、国際日本文化センター、二〇〇三年)に所収。図の表記に従えば、愛染院の境内に圓滿寺が存在したことになるが、元禄一六年に寺地と共に大念佛寺に譲与売却されているので、森幸安は元禄一六年以前から享保末年の移転までの情報を絵図に描き込んだものだと考えられる。なお、大念佛寺『日鑑』文政八年一〇月一七日条には「里坊、圓滿寺」の記述が確認できる。
- (20) 大念佛寺『日鑑』享保九年正月一四日条。また翌日(一五日)には「酉上刻、於二本堂了通師葬送之儀式、山主御出勤」と了通の葬送が執り行われた。「了通師」とも表記されているように、本山内で重要な位置を占めていたことは想像に難くない。なお、この日、同日条には「和刃猶村了通師内縁尼式人京圓滿寺方直二登山」とある。
- (21) 大念佛寺『日鑑』享保九年正月二五日条。
- (22) 「忍海遺告」大念佛寺文書仮〇〇〇二号。
- (23) 大念佛寺『日鑑』享保九年三月九日・二九日、享保十年正月晦日・二月六日、享保一六年正月二二日条・二月三日条ほか。
- (24) 大念佛寺『日鑑』享保一六年三月一七日条、享保一六年五月晦日条。

- (25) 大念佛寺『日鑑』享保九年三月九日条、享保九年三月一三日条「素平、京都圓滿寺へ九兵衛交ニ参、」。
- (26) 大念佛寺『日鑑』享保九年三月一六日条。
- (27) 大念佛寺『日鑑』享保一二年七月二八日条。この翌日条には、「京都円満寺へ書状遣ス、御覧申義在レ之故、」と伺いに対する返信の記述がある(大念佛寺『日鑑』享保一二年七月二九日条)。
- (28) 大念佛寺『日鑑』享保一二年八月五日条。
- (29) 大念佛寺『日鑑』享保九年正月一四日条。
- (30) 大念佛寺『日鑑』享保一二年一月二日条。
- (31) 大津町の町代は、大津町全体を統括する惣年寄を補佐役であり、代官所からの触れ書の宛先にも惣年寄と並んで記されることが多く、実務を担うと同時に、惣年寄と並んで重要な位置にあった「大津市役所一九八〇」。
- (32) 融通念佛宗教学研究編『融通念佛宗年表』(大念佛寺、一九八二年)の享保一四年(一七二九)六月二六日の項に「京極楽寺後住林清、弟子林覚・門弟共後住に仕度くと京円満寺滞在の山主へ願出につき使者本山へ吟味願くる。吟味の上、入院格式の一札の下書を遣す」とある。この時、山主信海は六月十八日に上洛し、二八日に帰院している(いずれも融通念佛宗教学研究編『融通念佛宗年表』(大念佛寺、一九八二年)による)。
- (33) 融通念佛宗教学研究編『融通念佛宗年表』(大念佛寺、一九八二年)の享保一四年(一七二九)七月一日の項。
- (34) 大念佛寺『日鑑』享保一六年一〇月六日条。
- (35) 「無本寺につき末寺化願」元禄八年七月付、大念佛寺蔵。その文面には「從レ往古」無本寺ニ而御座候ニ付、今度融通派貴寺之御末寺ニ罷成申候所紛無レ御座候」とある。大阪市立博物館図録『融通念佛宗—その歴史と遺宝—』(一九九一年)に収載。
- (36) 大念佛寺『日鑑』元禄一二年閏九月二日条「△潮水植松へ宗旨判形ニ参候、因ニ下太子堂村庄屋藤兵衛方へ被レ

遣候御口上、其後ハ久敷御対面も〇^不被^レ遊候、弥堅固役儀御勤候哉、随而其村ニ有^レ之候当山之末寺并寺地之義、先年方御公儀御帳面ニも有^レ之候処、いつ時分方か真言宗之僧を被^レ指置^レ候由、末寺・寺地共ニ此方へ相返可^レ被^レ申^レ候哉、左候ハ、方丈ニも御満足ニ可^レ被^レ進召^レ候、其上且中も古宗之融通宗門ニ立帰候ハ、是以御悦喜可^レ被^レ遊候、右口上藤兵衛留主ニ而弟清左衛門へ申置候、○近日一応之御返事可^レ被^レ申候由申入候所、藤兵衛大坂へ罷越候間、御口上之趣帰宅之節具ニ申聞セ、近日御返答可^レ申上^レ候由被^レ申候、」。

(37) 大念佛寺『日鑑』一〇月一八日条「△和叡山邊郡上笠間村之内下村之者共、以前ハ当宗門ニ而御座候処、中比方真言宗ニ罷成居申処、此度致^レ改宗^レ、則村之菩提所善福寺無本寺ニ而御座候故、当山御末寺ニ奉^レ願候御許容之上、庄屋年寄判形ニ而証文上ル、登山之人^(タカ)■甚四郎、九右衛門、尤川上村次兵衛最初方御願申上、依^レ之今日も被^レ致^レ同道^レ証文加判有^レ之候、」。

(38) なお、近年朴澤直秀氏が無檀・無本寺寺院の廃寺法令に関する再検討、さらに本末帳などに記載されない無本寺寺院の考察を行われている「朴澤二〇一五A・B」。融通念佛宗における無本寺寺院の末寺化についても、朴澤氏が指摘するように、宗派に把握されず、村や檀中の支配・管理にかかる無本寺の競合・本末争論が推測される。こうした近世中後期における融通念佛宗末寺の展開については機会を改めて検討したい。

(39) 『京都坊目誌』上京第八学区之部（『新修 京都叢書』第一七巻、臨川書店、一九九五年）。

(40) 松本利治『京都市町名変遷史3 聚楽周辺（上京区）』（京都市町名変遷史研究所、一九九一年）所載「仁和（殷富）元学区町別表」（明治二年、上京一四区）。

(41) 松本利治『京都市町名変遷史3 聚楽周辺（上京区）』（京都市町名変遷史研究所、一九九一年）「七番町」の項所載図。

(42) 松本利治『京都市町名変遷史3 聚楽周辺（上京区）』（京都市町名変遷史研究所、一九九一年）「七番町」の項所載大正元年・平成二年の図。

第二部 近世近江における村落社会と寺院

第五章 近世村落寺院の維持・管理と檀那 — 一年中行事・生業・生活空間 —

はじめに

「大般若二付故障有^レ之、依^レ之相改、此書付通式ヶ寺^江、壹卷ツ、相渡置」。天保四年（一八三三）、近江国の湖北に位置する高島郡知内村で、村の五穀豊穰を祈る大般若経転読会をめぐって争論が起こった。この一文は、その裁定の末尾に付されたもので、この裁定書は、大般若経転読会の内容をめぐって知内村と真言宗安養寺・禅宗海蔵院の間で確認されて知内村『記録』に綴じ込まれるとともに、同じ「書付」が二ヶ寺でも保管されることになるという、村と寺をめぐる村政・宗教・年中行事、そして史料の相関関係がよくわかる一件である。

本章は、このような近世知内村における寺院の位置や機能、施設としての寺院の維持・管理、住持交代や年中行事・法会、そして寺物運用をめぐる村・寺・檀那の相互関係などを検討し明らかにするものである。

村落⁽¹⁾における寺院の位置・機能は、寺請制度や宗門改め帳への寺印など行政的側面、また個人・家の葬祭や先祖供養にかかる仏事のみならず、仲裁機能や駆け込み寺など地域にとって多様な側面がある。しかし、それらの諸側面は、寺院文書のみ分析では断片的であるなど史料制約もあり、村方文書や諸記録から村落と寺院の諸関係を拾い上げることによってより豊かな全体像を明らかにすることができる⁽²⁾と考える。

こうした視角については、すでに一九七五年、竹田聴洲氏によって近世仏教史を日常生活レベルから捉え直そうとする提言がなされ「竹田一九九七」、それを受けつつ、二〇〇〇年代以降、近世宗教社会史研究において村落と宗教者・宗教施設⁽²⁾など、地域社会の中での位置付けを考察する研究が盛んとなってきた。特に近年では朴澤直秀氏が、寺院在所村の寺院維持・住職交代に関する進退権の在り方を分析している「朴澤二〇〇四A・B」。

本章では、序章で示した知内村の史の変遷及び知内村研究史において触れたように、近世村落における寺院・仏教、

また檀中や村との関係を読み解くに際して、共有文書や地方文書のみならず、その伝来・整理の来歴等にも注目しながら、近世知内村を事例に寺院と地域社会の様相を検討したい。

そこで第一節では、近世知内村の三ヶ寺（真言宗安養寺・禅宗海蔵院・真宗光傳寺）について概観し、第二節で住持交代とそれに関わる住持交代証文をめぐる知内村『記録』の問題を検討する。そして第三節では、寺院跡式をめぐる村と寺院、さらに檀中との関係について争論史料の分析を通じて検討し、第四章において、冒頭で示した大般若経会争論を通じて、寺院間、あるいは寺院と村の関係について考察を加える。

第一節 近世知内村と寺院

まずここでは、近世知内村と寺院のありようを考察する前に、村内に所在する真言宗智山派安養寺、曹洞宗海蔵院、真宗大谷派光傳寺の三ヶ寺について概観する（近世の位置は「図1」、現在の位置は序章「図1」参照）。まず、『マキノ町誌』では三ヶ寺を次のように説明している「マキノ町教育委員会一九八七」。

安養寺 天平元年（七二九）に泰澄によって開創。保元年間に本堂が建立され、以来、唐崎大明神（現…唐崎神社）・十禅師社（現…日吉神社）と強く関わりを持つ³⁾。寛永年間に実恵が水害を恐れて湖辺から現在の地に移転させる。

海蔵院 慶長二年（一五九七）に宇畑から現在の地に移される。開基は南江宗意（俗名高田長左衛門）。その他は一切不明。

光傳寺 寛永年間に慶念によって開基。天和三年（一六八三）に本山からの木仏・寺号が下付され寺格が整う。

これら記述の具体的根拠の一部は、後掲の知内区有文書「近江国高嶋郡知内村寺社并高外除地帳」（享保七年（一七二二））と思われるが、ここでは安養寺（寛永年間）・海蔵院（慶長二年）が湖辺から上知内に移ったという点に

注目しておきたい。

次に、知内区有文書から三ヶ寺の成立過程について考えてみよう。三ヶ寺の史料上の初見は、管見の限り慶長七年（一六〇二）の知内村検地帳である。そこには安養寺だけでなく、寺格が整う以前の「海皆蔵庵」（海蔵院）、「道場」（光傳寺）を見出すことができる。⁽⁴⁾ また、寛文七年（一六六七）の検地帳では、「安養寺」「海蔵庵」「道場」の屋敷地が「字吉右衛門川原」に所在していることが確認できる。⁽⁵⁾ この字吉右衛門川原は「蔵屋敷」をはじめ、村人の屋敷地が存在し、地理的にも明治六年（一八七三）「知内村地租改正地引絵図」より、現在の知内に位置していることも確認できるので、寛文七年の段階で三ヶ寺が上知内に存在していたことは間違いない「図1」。

この近世における三ヶ寺の様相については、享保七年（一七二二）の「近江国高嶋郡知内村寺社并高外除地帳」（以下「6社帳」）に詳しい。⁽⁶⁾ この史料は、知内村庄屋・年寄によって大津役所（代官）に差し出されたもので、寺社の石高と除地が書き上げられ、特に寺院に関しては宗派・本寺・住持・来歴が記されている。その内容をまとめると以下の通りである。

真言宗 安養寺（近江国高嶋郡海津宝幢院末寺）、住持寛恵

往古より「有来」りとするが開基は不明とし、寛永十三（一六三六）年に阿闍梨實宥が中興開山として古寺を新敷・造立した。

禅宗 海蔵院（近江国高嶋郡今津曹沢寺末寺）、住持柏舟

往古より「有来」り、開山は泰悦だが年代は不明。泰作を中興として寛永五年（一六二八）に古寺を立て替えて以来、住持が福寄・清厳・泰作・養雲・良順・智泉・良意・嶺意・異春・宗順と継承されてきた。しかし、記録を失い、開山・代々住持の在任期間は不明。

一向宗 光傳寺（近江国高嶋郡海津西栄寺末寺）、住持慶應

寛永一四年（一六三七）に祐誓を開基とし、二代慶味・三代慶可が住持となっている。⁽⁷⁾



〔図1〕 知内村地租改正地引絵図
 (「知内区有文書」29〔絵図〕28)

これらの記述の中で注目されるのは各寺の開基年次である。先に触れた『マキノ町誌』の説明にあったように、安養寺・光傳寺だけでなく、海蔵院も含めた三ヶ寺すべてが寛永年間に「中興」あるいは「古寺」を新たに造立したとする。これは、それまで寺・庵・道場であった三ヶ寺が、寛永年間にそれぞれ檀那らによって上知内の集落域に移され、菩提所として再興・開基されて整備されたものと考えられる⁸⁾。

また、その立地についても、安養寺・海蔵院は現在と同様に隣接し、光傳寺も大正五年(一九一六)に下知内(南向)に移転するまで非常に近い場所に存在していた。この立地についても、単なる偶然と捉えるか、村寺としての何らかの意図が働いていたか、これ以上、史料的にも明らかにすることはできない。

しかし、この点を知内村の寺檀関係から考えた時、村と三ヶ寺との歴史的関係を考える上で重要な示唆を与えてくれる。その近世知内村の寺檀関係については次章で詳しく検討するが、大桑齊氏が文化一一年(一八一四)の宗門改帳から明らかにしたように、いわゆる男女別半檀家が見られる地域であった「大桑一九八六」。そして大桑氏は、その半檀家成立の背景を「檀家のみでは存立基盤の弱い海蔵院・光傳寺に、

優勢な安養寺檀家を半檀家として付けることによって、在村三ヶ寺の経済的基盤の平均化をはかったものではなかっただろうか」とした上で、それが「地縁の論理Ⅱ村落共同体の意志」に基づくものだと指摘している。

ここに、三ヶ寺の立地条件や成立過程、また第四節で検討するように三ヶ寺が、村方祈禱である大般若経会など出仕している点をも含めて考えると、この三ヶ寺は、村の自治や習俗、一年中行事の諸関係において成立・機能していた村落寺院であった。

そして、このような近世知内村と三ヶ寺、あるいは三ヶ寺内の関係などを考える上で、時代は随分と下るものの、大正八年（一九一九）に記されていた安養寺由緒書が重要な意味を持つ。その由緒書とは、知内村『記録』に「安養寺ノ古書ニ有リのま々之ヲ記ス」として知内村真言宗安養寺を説明するために当時の区長・住持によって記されたものである⁽⁹⁾。

【史料1】知内村『記録』大正八年

安養寺ノ古書ニ有リのま々之ヲ記ス

知内村真言宗安養寺

一、保元年中建立之由、然ル処三代將軍家光公三男清和院殿、甲府中納言様御領ノ御時、^(檢)ケン地御改メ御用ニ付、知内村^江御発行ニ被^レ為^レ在候処、外ニ美々敷御宿モ無^レ之、安養寺ニ而長々御逗留被^レ遊、村々夫々御改ニ付而モ格別御慈悲深キケンヲノバシ、尤御逗留ノ内御位^江揮ヲキサミ被^レ置御引取被^レ遊、夫方江戸表^江御発興相成、サヲ々ノバサレシ次第為^レ申^二披^一之^二御切腹被^レ遊候由、其後清和院殿御位^江揮前へ毎日茶柴ヲ以テ為^二御^一呉養^(供)之^一參詣ス、又其後寛政年中大津表御屋敷^江山田氏卯左衛門ト申御代^(官)管様、三人連ニて知内村安養寺^江御越被^レ遊被^レ申候様を承リ候処、清和院殿御位^江揮^(禮)当寺ニ有^レ之由^二揮^一礼致度旨被^レ頼候処、其時之住職寺奉界ケサコロモヲ着シ御前へ直シ候処、誠成哉清和院殿ノ御位^江揮^(禮)トキヨテン被^レ致三間計リ床より飛下リ恐入テ揮ヲナサレ、御引取ノ節^(供)ブク料トシテ金二疋、講中^江元米一升苑下シ置キ候事、又安政五年四月八日焼失致シ、同午

年六月二飯堂建事、并二安養寺観音堂、文政七甲申二月建立成、同寺薬医門、寛政甲寅年四月建立成

一、一尚^(四)宗光傳寺ハ、元地藏堂ニテ、今本堂ハ正徳年中建立相成候由、

一、禅宗海蔵院者、元海蔵庵、御代^(五)管者、多羅尾四郎右衛門様ノ御支配之御時、正徳六申年正月立替り、然ル処、安政五年四月八日焼失致シ、夫より安政七申年三月飯堂建立成事、

右ハ立替と書シ候得ども、元庵地之処、畢竟建立同様之事、

水春日社

一、享保二年酉正月立直シ、尤御代^(六)管ハ多羅尾四郎右衛門様之御時、扱又古堂ノ儀ハ海津宝^(七)堂院二日和龍神ト号ス神有リ其龍神ノ堂ニ成事

大正八年六月二十八日之ヲ記ス

時ノ区長 中川源一

安養寺住職 竹田隆晴

この知内村『記録』に写された安養寺由緒書は、①安養寺の創建、徳川綱重と検地の事績、位牌飛行譚、堂舎普請の年号、②光傳寺の創建、③海蔵院の創建、④水春日社の由緒で構成される。しかし、この「安養寺ノ古書」と記される原本が現存しないことから、その内容を直ちに事実と認めることには慎重でなければならない。特に前半の徳川綱重検地の説話は、後世に知内村で人口に膾炙した伝承であった「マキノ町教育委員会 一九八〇」。

ところで、この由緒書全体が、安養寺を説明する内容であるはずにも関わらず、後段に②光傳寺・③海蔵院の由緒が併せて記されているのが注目される。「禅宗海蔵院」は「元海蔵庵」という記述は検地帳などにも記されている事実であるが、「一向宗光傳寺」が「元地藏堂」という情報は他の史料からは確認ができない。これらの記述内容が事実かどうかを判断することは史料的に難しく、また、特に前段の内容を荒唐無稽な記述として却けることの方が容易い。

しかし、重要なのは「安養寺ノ古書」が、村の要職の者の手によって代々引き継がれてきた知内村『記録』に写された背景と意味である。この大正年間の安養寺をめぐる歴史叙述の問題は、第七章で詳述するが、安養寺を中心に三ヶ寺の歴史情報をまとめたこの史料は、当時、村が把握すべき寺院の由緒・情報として書写されたものであったと考えられる。

なお、「安養寺観音堂、文政七甲申二月建立成」の記述は、安養寺の中に観音堂があるように読めるが、もともと水玄堂と呼ばれた観音堂は、明治二六年に唐崎大明神（唐崎神社）から移転してきたものである。その情報が錯綜して記されている。また「水春日社」の記述は、その文面から安養寺の本寺宝幢院の日和龍神を指す。いずれも安養寺を通じて、村方と関わってきた寺社である。

このように「安養寺ノ古書」の記述自体には、情報の錯綜や誤りが認められるもの、近世における検地帳や「寺社帳」、明治・大正期の「安養寺ノ古書」など、村の自治という側面から村内の寺院がどのように把握されてきたのかを示す史料として注目できよう。

以上、村からみた三ヶ寺の概要であるが、以下では、知内村『記録』や区有文書を手がかりにしながら、住持交代の記述と村の問題（第二節）、寺物相続の差配をめぐる住持・檀中・村の様相（第三節）、そして現在も「お祈祷さん」と呼び習わされている大般若経会をめぐる村落と寺院の関係・関与（第四節）を具体的にみていく。

第二節 寺院の住持交代と知内村『記録』

知内村『記録』における三ヶ寺に関する記録・記述は、住持交代や年中行事など、村の自治に関する事項に集中する。本節では、知内村と三ヶ寺の諸関係を探るために、まずは各寺院の住持交代の記録・記述を検討したい。

ところで、近江国の村落寺院の住持交代をめぐる在り方については、滋賀県五箇荘町を事例に考察した今堀太逸氏

の研究がある「今堀一九九九」。今堀氏は、五個荘町区有文書の住持請合証文の分析から、氏神である天満宮の社坊・安福寺・浄栄寺・勝徳寺それぞれの住持の交代について考察している。そこでは、村や村人が選定した住持を「頼入」れたり「願入」れ、村落寺院の経営・維持・管理が、村や檀中によってなされている点を指摘している。もちろん、住持任命に関する最終的な決定権が、近世の本末体制や檀林の修学関係に規定されることも事実であるが、一方どういった住持が選定されるかは自明ではない。⁽¹⁰⁾ 本節では、村の自治との関心から、知内村『記録』などの記録に書写された住持交代の史料を通じてその問題を考えてみたい。

まず、近世後期の知内村『記録』では、知内村各寺院の住持交代にあたり、庄屋・年寄・組頭総代から大和国郡山藩の寺社奉行に提出された願書が写されている。まずは真言宗安養寺の事例からみてみよう。⁽¹¹⁾

【史料2】

乍^レ恐以^ニ書付^ニ奉^ニ願上^ニ候

一、当村安養寺儀、此節無住^ニ御座候^ニ付、此度何郡何村何寺弟子何と申、如何様何歳罷成申候僧^ニ御座候、右安養寺看主^ニ指入^ニ申度奉^ニ願上^ニ候、尤も本寺高島郡海津宝幢院^江茂相頼候処、被^レ致^ニ許容^ニ候間、右何と申僧看主住之儀、何卒願之通、御慈悲を以御聞濟被^ニ成下^ニ候ハ、村中旦那一統、難^レ有可^ニ奉存^ニ候、以上、

江州高島郡知内村

庄屋 印

年寄 印

組頭総代 印

寺社御奉行様

これは、庄屋・年寄・組頭総代が連判で大和国郡山藩寺社奉行に提出した書付の雛形で、知内村『記録』文化一一年（一八一四）に留められたものである。文面より、無住となった安養寺に、新たに住持を「看主」として差し入れ

る旨を、本寺の「許容」を得たうえで願い出たようとしていたことがわかる。この二年後の文化一三年（一八一六）、
に実際に提出されたと思われる次の書付が知内村『記録』に写されている。⁽¹²⁾

【史料3】

乍レ恐書付を以奉_二願上_一候

一、当村安養寺儀、去ル戊年住持病死被_レ致候_二付、直様御願申上、音教与申僧、看主_二差入申候_一処、右音教此
度住持_二相立申度奉_二願上_一候、則此段本寺当郡海津宝幢院_江茂相達候_一処聞届被_レ申候間、何卒御聞濟被_二成
下_一願之通、被_レ為_二仰付_一被_二下置_一候ハ、一同難_レ有仕合可_二奉存_一候、以上、

江州高島郡知内村

文化十三年

庄屋

旦那惣代

寺社御奉行

去る戊年（＝文化一一年）、安養寺住持が病死したことにより、代わって音教という僧を「看主」として差し入れ
たいとある。おそらく、この願書によって音教が新たな住持として知内村安養寺に迎えられたと考えられるが、文化
一一年・一三年の願書は共に内容は対応するものの、最終署名者が組頭総代と檀那総代という違いがある。組頭は、
後にも触れるように、知内村では「長分（おさぶん）」とも呼ばれる、実質的な村落運営の主体者である。つまり、
安養寺住持の交代は、村の政事として捉えられていたことになる。

また、願書の文面に表れる「頼」「看主」「差入」という文言にも注目しておきたい。つまり、新しい住持は「看
主」として村・檀中に迎え入れられたのである。ここに、村・檀中が「看主」を差し入れるという主体性がうかがえ
る。

次に海蔵院の事例をみておこう。知内村『記録』文化一四年（一八一七）に写された届書である。⁽¹³⁾

【史料4】

乍^レ恐^レ以^二書付^一御届奉^二申上^一候

一、当村海蔵院住持花山儀、去子年十一月、御願被^二申上^一退去被^レ致候^二付、無住中、本役・宗判等本寺近江国高島郡今津曹沢寺より被^二相勤^一申候^二付、右之段御届ケ奉^二申上^一候、以上、

文化十四丁丑年三月 近江高島郡知内村

庄屋 印

年寄 印

旦那総代印

寺社御奉行様

これは、文化一三年の海蔵院住持花山の退去を受けて、無住中の「本役・宗判等」を本寺の今津曹沢寺が勤めることになったことを、庄屋・年寄・檀那総代が大和国郡山藩寺社奉行に届け出たものである。その後、村側は、文政三年にも住持であった流室が退去するので、後住が決定するまでの無住の間は、寺什物その外の諸道具を立ち会いの上で相改め、「非常之儀」や「風雨等之節」は心付け大切に預かる、という請書を寺社奉行所に提出している。⁽¹⁴⁾ これら本寺への宗判の依頼や寺什物の管理は、檀中・村が確認・維持したという実態が見えてくる。⁽¹⁵⁾ さらに光傳寺においても同様に退寺に関する書付が提出されている。

【史料5】

乍^レ恐^レ書付を以奉^二願上^一候

一、拙僧儀、昨卯十二月、同郡牧野村明意寺方入寺仕候処、当春^二至り病氣^一罷成、寺役難^二相勤^一御座候^二付、親元明意寺^江罷歸り養生仕度候間、光伝寺退寺之儀奉^二願上^一候、尤此段本寺同郡西浜村西栄寺^江茂相達候処、聞濟被^レ下申候間、何卒願之通、退寺被^二仰付^一被^二下置^一候様奉^二願上^一候、以上、

文政三辰年二月

江州高島郡知内村

光伝寺

寺社御奉行所

右光伝寺御願被_二申上_二候通、相違無_二御座_一候間、願之通、被_二仰付_一被_二下置_一候様、一統奉_二願上_一候、以上、

同村兼帯庄屋

石庭村

庄屋善兵衛

年寄孫四郎

市郎右衛門

左次郎

市左衛門

文政二年（一八一九）、牧野村明意寺から入寺してきた光傳寺住職某は当春に病気になる、本寺西浜村西栄寺に親元明意寺へ退寺する許可を得て寺社奉行に願い出た。この史料は、以上の光傳寺の願書を、庄屋・年寄ら（以下三人は檀那総代か）が奥印・確認しているもので、この後、後住が入寺するまでの無住中は、寺什物を預かり管理するという、海蔵院と同じ文面の書付が庄屋・檀那総代らによって提出⁽¹⁶⁾されている。

このように安養寺や光傳寺において、後住が入寺するまでという記述から、村として選定した僧（安養寺では音教）を本寺・寺社奉行に追認してもらおうという手続きを取ることがわかる。本山・寺社奉行所に対しては、「御願」する形式をとりつつ、住持の実質的な任命には村と檀那の意向が大きく働き、村落寺院の住持交代が村の政事であったことが知内村『記録』に写されたことからもうかがえよう。

次に知内村『記録』以外の共有文書の中にも住持交代の史料を見出すことができる。それは、「永代附留帳」という表題を持つ寛政三年（一七九一）から同四年の記録である。⁽¹⁷⁾この史料は、滋賀県立図書館による調査の際、知内村『記録』とは別に分類されている。ただし、知内村『記録』が延享二年からの記録といいながら、実際には享和二年以降の記録によって構成されていることを考えれば、「永代附留帳」はそれ以前の知内村『記録』ともいえようか。さて、その「永代附留帳」には、やはり寛政四年の海蔵院・光傳寺の住持交代に関する願書が写されている。

【史料6】 「永代附留帳」

乍レ恐書附を以奉ニ願上ニ候

一、拙僧儀、今般勢刃飯室郡七ヶ市林洞谷寺江罷越申度奉レ存候ニ付、此段本寺同郡今津曹沢寺江茂相願候処、被レ致

ニ訴容^(許)候間、右願之通退院被レ為ニ仰付ニ被レ下候ハ、難レ有奉レ存候、以上、

近江国高嶋郡知内村

寛政四年子ノ二月 海蔵院

春江書印

寺社御奉行所

右海蔵院御願被ニ申上ニ候通相違無ニ御座ニ候、尤後住之儀者追而御願可ニ申上ニ候、願之通退院被レ為ニ仰付ニ被レ下候ハ、惣檀那共一流難レ有奉レ存候、以上、

庄屋藤助印

年寄宇右衛門印

〃 喜大夫印

惣旦那惣左衛門印

【史料7】 「永代附留帳」

乍^レ恐書付を以御届奉^ニ申上^一候

一、当村光傳寺住持、先達而病氣ニ而御座候処、段々相重り、今七日死去被^レ致候ニ付、此段御届ケ奉^ニ申上^一候、尤
 寺役并宗判之事者、右寺新發^{〔衍〕}発意泰了相勤被^レ申候、乍^レ恐此段御聞濟被^ニ成下^一候様奉^ニ願上^一候、以上、
 寛政四壬子年三月七日 江苧高嶋郡知内村

庄屋藤助

年寄卯兵衛

旦那惣代

五右衛門

寺社御奉行様

【史料6】は海蔵院住持春江が、伊勢飯室郡洞谷寺へ転住するにあたっての寺社奉行への願書に、庄屋・年寄・惣
 旦那が奥書を付して提出されたものの写しである。そして、後住については、追って願い出るともある。

【史料7】は、前々から病気を患っていた光傳寺住持が三月七日に死去し、直ちに庄屋・年寄・檀那総代が寺社奉
 行所へ届け出たものである。そして、寺役と宗判については新發意の泰了が勤めることも併願した。

いずれも、新たな住持については、本山などの通達によつて一方的に来院するのではなく、村や檀中の選定・帰依
 した人物が入寺することを予想させる文面である。なお、これは明治初年まで続き、明治期の知内村で庄屋を務めた
 家文書に住持交代の願書二通が伝来している⁽¹⁸⁾。

さて、以上の住持交代以外にも知内村『記録』や「永代附留帳」には断片的にはあるが、各寺院に関わる届出が
 みえる。後者には、安養寺本寺宝幢院を通じて京都智積院僧が安養寺に宿泊した記録、また越後苅羽郡北久木村普廣
 寺首座を勤め、五ヶ月後に帰院した海蔵院住持祖山が寺社奉行に提出した届出の写し、さらには安養寺門修復のため
 の勧進相撲の興行の届け出などが留められている。

このように、知内村『記録』など共有文書から、村の自治より庄屋・年寄を通じて寺院住持の交代などが管理されていた実態が読み解けるとともに、実際の住持選定には檀中や村の意向が働いているなど、日常生活史の中での地域と寺院の姿が浮かび上がってくるのである。

次節では、住持交代にも関連して、寺院附属の田地の差配をめぐる檀中と寺と村の関係を考察する。

第二節 寺物運用をめぐる村・寺・檀那

さてここでは、寺院所有地の差配をめぐる檀中・住持・寺院、そして村の関係についてみておきたい。

近年、寺院運営の基盤となる経済的根拠、すなわち檀那中よりの費用拠出の史的考察が進んでいる⁽¹⁹⁾。ここでは、前節で検討した知内村・寺・檀那中の関係史めぐる問題を、知内区有文書に残る「海蔵院隠居跡出入諸色書拔帳」（以下、「書拔帳」と略）という一冊の記録史料を通じて検討する。⁽²⁰⁾

「書拔帳」は、寛延四年（一七五二）・宝暦二年（一七五二）に起こった海蔵院附属の田地の差配をめぐる争論記録および願書写をまとめたもので、具体的には（1）海蔵院住持柏舟の跡式をめぐる檀中内の争論経過（貼紙で一番く八番と整理）、（2）訴状等写一〇通（以下〈一〉〈二〉と表記）で構成されている。

また、争論に関わる人物関係を整理しておく、「書拔帳」表題に「知内村三京伊予・次郎右衛門・久左衛門・新左衛門与相手同村源左衛門」とあり、三京伊予ら四人が源左衛門を訴えたものであったことがわかる。さらに、訴人の四人は、「三京伊予一家」（五番）や「三京伊予甥久左衛門・伊予弟新左衛門・伊予」（六番）といった記述から、次郎右衛門を除く三人が親類関係にあったことが判明する。

ところでこの争論は、七番の箇所に「海蔵院旦那共三拾式人御座候由、右之内式拾八人之者者、右出入之義如何様ニ被_二仰付_一候共、少も申分無_二御座_一候由ニ而連判之書付庄屋方_江取_レ之差出申」と、海蔵院檀那全三二人のうち二

八人が「申分」はない、との立場を明確にしている。これは、残る四人の出訴人を代表とし、同じく海蔵院「檀家之内源左衛門・孫右衛門」（八番）を訴えたものであると思われる。すなわち、この柏舟跡式をめぐる争論は、海蔵院檀那の内で起こったものであったということができる。

以上を踏まえ以下では、問題となる田地の争論と跡式の争論について整理しながら分析したい。

〈1〉 田地争論の経緯

「書拔帳」の一番から三番が、海蔵院田地跡式に関する争論の経緯を書き上げたものである。訴状の写も併せて検討したい。

まずその発端は、源左衛門所持の字ゑんどへ・ミそじの田地を下作していた次郎右衛門と久左衛門が、午年（寛延三年〔一七五〇〕）から下作米を納めなくなったことに始まった。それを納めるようにしてほしいと源左衛門が訴えたのである（「書拔帳」一番）。

そこで、次郎右衛門・久左衛門を呼び出して詮議したところ、その返答は次のようなものであった。

【史料8】「書拔帳」二番

次郎右衛門・久左衛門返答仕候者、私共下作仕候田地之義ハ、当村海蔵院先住柏舟所持之田地ニ而、字ゑんどへ与申所者、先年当村次郎大夫持高之節ハ次郎右衛門小作仕候、尤源左衛門名代ニ而柏舟被_二買求_一候、且又久左衛門作来候田地者、孫右衛門与申者去年作申候所、柏舟之田地ニて源左衛門預罷有候付、已年迄ハ小作年貢無_レ滞相納申候、然所去年方源左衛門田地之由申候付、其子細庄屋_江吟味請候様ニ願候へハ、六月勘定迄相待居被_二申聞_一候付、当正月廿三日私共兩人庄屋方へ罷越、柏舟方源左衛門方_江讓状無_レ之候得者、海蔵院附之田地ニ而_レ之候付、小作米源左衛門ニ相渡候義者難_レ成旨相届申候、右柏舟田地源左衛門高二入申候義ハ、海蔵院且那

之内存知候者、老人も無御座候間、讓状又者売券状等御座候哉、急度御吟味可被下候、下作年貢之義海蔵院へ相納度旨返答書指出申候、

右の内容の要点は二点である。

〈1〉次郎右衛門が下作していた田地は、源左衛門を名代にして海蔵院住職の柏舟が買い求めたものであり、同じく久左衛門が下作している田地は、かつては孫右衛門が去年まで耕作していたが、柏舟の田地ということで源左衛門が預かり、下作年貢を滞りなく納めていた。

〈2〉ところが、去年（寛延三年「一七五〇」）から、源左衛門が自分の田地であると申したので、その経緯を庄屋に吟味してもらうように願った。さらに庄屋に向き、「柏舟から源左衛門方へ讓状が無ければ、海蔵院の田地である。したがって、小作米を源左衛門には渡せない」と申し届けた。また、柏舟の田地を源左衛門高に入れることについても「海蔵院且那之内」で誰も存知していないし、讓状や売券の有無を含めて吟味し、下作年貢は海蔵院へ納めるものであると主張した。

これら次郎右衛門・久左衛門の主張に対する源左衛門の返答が「書拔帳」三番であり、それは源左衛門から代官宛ての訴状がもたになっている（訴状〈一〉）。訴状は前半部で源左衛門所持の田地の字名・等級・面積・石高・耕作者・旧所持者を書き上げ、その後半部で讓与経緯が述べられている。以下、まず訴状の讓与経緯の部分、続いて「書拔帳」三番の記述を示す。

【史料9】「書拔帳」訴状〈一〉

右私所持高如_レ斯御座候、尤柏舟存命之内、讓り請候田地三ヶ所御座候、是者当村孫右衛門并与惣左衛門与申者、
 二為_レ作申候、次郎右衛門・久左衛門二為_レ作置、此度年貢滞候田地者、柏舟方讓請候田地二而者無_二御座_一候、
 尤久左衛門_江作らせ候田地者、七年以前丑年買請申候、次郎左衛門_江作らせ候田地者、六年以前寅年私買請申候、
 右兩人_江下作為_レ致候二付及_二出入_一候可_レ申子細無_二御座_一候、

源左衛門が所持する田地のうち、柏舟から譲られた田地は三箇所であり、これらは孫右衛門・与惣左衛門に下作させていた。次郎右衛門・久左衛門に下作している田地は、柏舟から譲けた田地ではないとする。しかも、久左衛門下作の田地は七年前、治郎右衛門下作の田地は六年前に買請けたもので、訴えられるいわれはないとする。この訴状をもとにまとめられた「抜書帳」三番は次の通りである。

【史料10】「抜書帳」三番

相手久左衛門・次郎右衛門小作仕候田地之義、柏舟所持之田地与申上候得共、私所持之田地式拾五ヶ所之内、字ゑんどへ与申所者、六年前寅年次郎大夫与申者を買請、同年次郎右衛門方へ下作為仕候、久左衛門方へ作らせ候田地之義者、太郎介与申もの之田二而御座候処、七年前丑年孫右衛門挨拶にて私買請、同年久左衛門二為作申候、柏舟方讓請候義二而無御座候、併右式ヶ所之外二柏舟所持之田地五ヶ所讓請申候、然共讓狀又者売券狀之義ハ無御座候、当村田地売買之義者、惣而証文無御座候、庄屋方へ寄合之節、名前帳面書替申候、右田地之義も五年以前方私名前二罷成候間、庄屋方御吟味可被下段申候、

源左衛門は、久左衛門・次郎右衛門小作の田地が柏舟所持の田地であるという主張の反証として、字ゑんどへの田地が六年前に次郎大夫から、字みそじの田地が七年前に孫右衛門から買得したものであると反論する。さらに、それら二ヶ所の田畑とは別に、柏舟から田地五箇所を譲り受けたことに触れつつ、争点にもなっている讓狀・売券の有無について説明を加えている(傍線部)。すなわち、知内村において田地が売買される際、讓狀・売券等の証文の取り交しはなく、庄屋が「名前帳面」を書き替えることになっており、柏舟より譲与された田地は、五年以前から源左衛門の名前になっているので庄屋方で確認してほしいと主張しているのである。

〈2〉 柏舟隠居と跡式争論への展開

これまでみてきたように、下作年貢の納入をめぐる争論は、反証を提示した源左衛門に理があるようにみえたが、それは発端でしかなく、続けて海蔵院跡式全体の差配をめぐる争論に発展していく。その過程は「書拔帳」四番から八番にあたる。

まず、訴えた次郎右衛門・三京伊予・久左衛門・新左衛門の主張を次に整理する（「書拔帳」四番）。

〈1〉「私共頼寺」（＝菩提寺）の海蔵院先住柏舟が病身となり、玉光という僧に（住職を）譲って隠居した。檀那は昼夜交代して柏舟を見回った。看病については（檀中として）源左衛門に頼んでいたが、辰十月に柏舟が病死。柏舟跡式は源左衛門が預かっていた。その後、海蔵院椀・家具が必要になり、取りにいったところ、源左衛門は「柏舟の隠居跡式の遺言がある」として受け渡しを拒否する。そこで「且中老人も不_レ残受取二参候へハ可_レ渡」と要求したものの、源左衛門とその一家親類が一味して、檀中の総意として要求はできなかった。

〈2〉柏舟が買得した田地一箇所は、孫右衛門・源左衛門が世話し、卯年（延享四年〔一七四七〕）からは源左衛門が一人で世話をしている。

〈3〉字大町の田地一箇所は、本物返（買戻権留保の売買）のつもりで柏舟が買得し、辰年（寛延元年〔一七四八〕）に銀六二八匁三分で田主方へ返した。この時、檀那中へ相談せず、銀子を孫右衛門（被訴人の一人）が受け取った。これを源左衛門に尋ねたところ「遺書有_レ之候付、右銀旦那中^江相渡候事難_レ成」と拒否。

〈4〉柏舟の田地一ヶ所は、死去後、徳米をもとに田地を買い集めて一八ヶ所になった。二ヶ所は寺（海蔵院）へ付け、残り一六ヶ所と跡式については遺言があるのか。吟味の上で海蔵院破損料に付けてほしい。

〈5〉（寛延四年〔一七五二〕）正月二四日、庄屋からの差図ということで、柏舟隠居家の本尊・袈裟衣以下の法具類を源左衛門・孫右衛門が「我俣」に引き取ったので、檀那共へ召し出して吟味してほしい。

〈6〉柏舟所持の田地があり、（そこからの費用を捻出して）中興開山とするため本寺へ願い出て「中興開山之格

「二法名等御免」となったが、本寺へは柏舟田地（からの費用）を上げず、孫右衛門・源左衛門分として配分。また、字みぞじの田地は一四年前の洪水の時、砂入りとなり檀那共が開発した。その他の「柏舟田地」については「惣旦那共能存知」し、海蔵院破損料に付けるべきである。

以上、六点にわたる主張に対し、源左衛門の主張をまとめると次の通りになる（「書拔帳」五番）。

〈1〉柏舟は病身であり、一代限りで孫右衛門小屋へ隠居した。私（源左衛門）は柏舟の依頼で看病し、他の檀那らが看病に来ることはなかった。また、道具を渡さなかった訳は、神主三京伊予兄弟・甥久左衛門・次郎右衛門の四人が夜中に取りに来たが、夜中に対応することはできず、明日に檀那中で相談の上で来るように言ったが、四人の外は来なかった。

〈2〉柏舟田地は一ヶ所ではなく五ヶ所。孫右衛門・源左衛門が世話してきたが、孫右衛門が病身となり源左衛門が世話。やがて病気が重くなった柏舟から田地を譲られ、「其段庄屋・年寄へ相届、柏舟存命之内二村方名寄帳書替」えた。その五ヶ所のうちの二ヶ所は、柏舟父母・柏舟のため海蔵院日供料のために寄進。残る三ヶ所の田地は遺言に従って（源左衛門の）持高に入れて、その作徳米を柏舟年忌命日吊料とした。これについて「何方」より差支えはなかったが、三京伊予が「難題」を申し懸けて迷惑している。

〈3〉字大町の田地は、海蔵院修理料にすることを柏舟存命中に檀中は聞いており、その田地は年明けに田主方から本物返となり、その銀子で他の田地を買い集めて寺に付けることを檀中に相談し、皆が納得したけれども、四人（訴人）は銀子で渡す様に要求した。しかし、「銀二而渡候へ者紛失御座候付、田地二而附置」との柏舟の遺言があった。

〈4〉柏舟田地一ヶ所は、徳米で田地七ヶ所を買うつもりが、五ヶ所だったので請け取らなかった。また、本物返の田地は、柏舟が存命中に銀子を請け取り、田地は田主方へ返したので作徳米はない。譲り請けた五ヶ所の内の二ヶ所は、遺言はないが懇志で日牌料に海蔵院へ寄進した。

〈5〉 柏舟の隠居家にあった本尊・袈裟衣等は、死去の節に「向々出家衆」へ遺物として遣わした。

〈6〉 柏舟存命中に中興開山の望みがあったと四人は主張するがこれは偽り。柏舟一周忌を務め、当住玉光と相談し、本寺へ同道して中興開山を願ひ許可。本寺へは私方（源左衛門）から日牌料を差し上げ、位牌・石塔・布施物等も差し出して法事を勤めた。海蔵院・本寺は何の差し構えもない。しかし、三京伊予一家が難題を付けてきた。柏舟から譲状はないが、「存命之内より村方名寄帳面私名前二仕置候上ハ、下作年貢相渡」すように仰せ付けてほしい。

〈7〉 孫右衛門が言うには、柏舟小屋は柏舟存命中に私（孫右衛門）が貰った。これに柏舟が隠居願ひを出した際もその小屋に差し置くことが許された。もともと一代切の隠居家なので、（柏舟の）死後は潰します。

以上の論点をまとめると以下のようなになる。〈1〉先住柏舟の遺言が重視されつつも、檀家中の総意があれば道具の譲渡が可能であり、〈2〉田地譲与においては柏舟が存命中に名前帳を書き替えてもらうという村方のルールによって譲与が完了しているとする。〈3〉柏舟の具体的な遺言に従って銀子を渡せないとし、それは柏舟存命中に檀中とも相談済であるということ。〈4〉源左衛門は譲与された二ヶ所を海蔵院へ寄進したことがわかる。〈5〉本尊や袈裟等を檀中へ差し出すことについても、すでに「向々出家衆」に渡したとする。〈6〉では、本寺へ田地（日牌料）を上げていないことや、檀家で柏舟の田地を開発した経緯を説明し、破損料に付けることを要求したが、改めて名寄帳の書き替えという方法を持ち出し柏舟の田地でないことを主張している。そして〈7〉は柏舟隠居家の所有をめぐる経緯の整理である。

〈3〉 檀中と村と住持

ここで問題となるのは、譲状や売券がなく、それらが村側の帳面書き換えによって契約が確認されることであり、

その意味で村側の対応は重要である。「書拔帳」六番が知内村庄屋太郎兵衛・年寄市左衛門・組頭の吟味・対応部分にあたる。

【史料11】「書拔帳」六番

柏舟義病身二付六年以前寅年奉願、当村孫右衛門屋敷へ隠居被_レ致候所、孫右衛門・源左衛門長々之看病万端世話仕候処、寅辰十月被_レ致_二病死_一、其節之入用命日仏事等之義、孫右衛門法躰以後源左衛門相勤申候、尤柏舟所持之田地且方引請候筋二御座候ハ、死後早速諸且傍立会相談之上、田地下作等も相究可_レ申処、寅年以來源左衛門支配仕候、当村之義ハ売買証文と申義無_二御座_一、双方庄屋方へ相届候へハ、名寄帳名前認替申候、右柏舟田地之義者、五年以前方源左衛門名前二相成御年貢源左衛門方相納申候、海蔵院旦那式拾八人ハ差構不_レ申候所、神主兄弟・甥久左衛門并次郎右衛門四人二而公事工仕私共迄難義仕候、右田地寺付二可_二罷成_一筋二御座候ハ、当住玉光方方可_レ被_二相願_一候へ共、前々より寺附之諸色ハ無_二相違_一被_二相殘_一、外二破損料田地も被_二付置_一候義と御座候、**A**源左衛門讓請候田地之義者、柏舟一生之余力二付、存命之内方寺方田地被_二持通_一在家_口被_レ出候上ハ、寺へ可_レ被_レ附田地二而ハ無_二御座_一候間、下作年貢急度相立候様被_二仰付_一可_レ被_レ下旨口上書差出候二付、**B**私申渡候者、田地売買之儀者、御定茂有_レ之義二候所、証文も不_レ致村役人計吞込候義、乍_二村法_一も甚不念至極二候、向後者田畑家屋敷売買之義、証文為_レ致村役人共加判可_レ仕段申渡口上書被_レ置申候、

まず、柏舟が隠居した寅年（延享三年（一七四六））以降、孫右衛門・源左衛門が看病・世話を引き受けたが、柏舟は辰年（寛延元年（一七四八））に死去する。その上で、①柏舟所持の田地の差配は檀中で決定されるものであり、柏舟死後は早速檀中が立会って田地の下作まで決定した。②ただし、知内村は売買証文を取り交わすことはなく、名前を書き換え、庄屋がそれら情報を把握している。そして、③柏舟田地は五年以前から源左衛門となっていて、四人を除いた二八人の檀那からの差構えはないとする。

そして、庄屋・年寄・組頭の判断は、柏舟から在家（源左衛門など）へ譲与されたのであれば、寺へ付けるもので

はないとした（傍線部A）。

もつともこの一件は、証文の有無が争点の一つとなっていたが、その「村法」を改める意味を込めて、以後は証文と取り交わし、村役人らの加判することとなった（傍線部B）。

次に住職の反応・対応をみておく。この時、住職は柏舟から玉光に交代し、同じく訴訟について尋ねた内容が「書き抜帳八番である」。

【史料12】「書抜帳」八番

海蔵院当住玉光与申僧、宗旨証文持参之節、右田地出入之義、如何被_レ存候哉之旨、相尋申候所、柏舟存命之内、拙僧方_江何之遺言も無_二御座_一候二付、源左衛門支配仕候、田地之儀、子細一切不_レ存候二付、拙僧方より御願筋、一切無_二御座_一候、

玉光が村方へ宗旨証文を持参した際、争論について尋ねたところ、玉光への柏舟の遺言はないので田地のことは一切存知せず、願い出ることも無いとしている。それはこの「書抜帳」の八番の元になった玉光が代官へ差し出した二通の書付からもうかがえる。

宝暦元年（一七五二）一月付の玉光書付には、海蔵院として「構無_二御座_一候由、申上_レ」げたけれど、訴人である次郎右衛門以下の三人が一緒に訴えて欲しいとの願いを断り、とにかく「旦那共御願之趣御吟味之上、双方得心仕候様被_レ為_二仰付_一」と懇願している（「書抜帳」訴状〈九〉）。

また宝暦二年（一七五二）二月付の玉光書付では、「天津御役人中様御賢慮を以、双方無難ニ相済可_レ申与奉_レ存候」としたところ、双方が納得せずに争論に及んでしまったことを、「拙寺難渋至極奉_レ存候」とし、先住が「数年寄附施物之余力」をもって、海蔵院が「永々相続のため」に田地を買い集め、その際に「沙門之者」である故に源左衛門にその差配を頼み置いた経緯を述べている。さらに、先住の柏舟が源左衛門に田地を譲与したことも併せて説明し、源左衛門が預かっている「掛置候本尊・雪舟之真筆如来像・隠居四拾年来之帳面・諸道具等」が、拙寺に還って

きていない状況で、夜中に源左衛門方へ取りに行ったことは「不屈之致方」とはいえ、「旦那之義」であるので、「申儀も気毒ニ奉_レ存差扣申候」としている。また中興開山の許可申請においても、「本寺へ御願申上候而、再中興と御許容被_二成下_一候処ニ、田地又隠居諸帳面・諸道具等由緒もなく候、源左衛門へ相渡し候而分、当寺不相続之墓と何分歎ケ敷奉_レ存、亡師存心ニも相叶申間敷候」とし、それらを吟味して還付して欲しいことを述べるのみであった（「書拔帳」訴状（一〇））。

さて、以上の訴訟からうかがえる檀那と村落寺院の在り方、またそれを取り巻く村社会との関わり方についてまとめておきたい。

まず一点目に、「書拔帳」の「一番」から「三番」における田地争論は、源左衛門の個人持ちか、それとも檀那寺である海蔵院柏舟の田地であるのが主な争点であり、源左衛門はあくまでも檀中の差配・影響が及ぶ海蔵院田地でないことを強調していた。その上で、譲与や売買については、村の慣習ともいえる「当村田地売買之義者、惣而証文無_二御座_一候、庄屋方へ参会之節名前帳面書替申候、右田地之義も五年以前より私名前ニ罷成候」という状況が優先されつつ、一方で次郎右衛門・久左衛門の主張した「旦那之内存知」するべきだという檀中の総意を強調する点も注目しなければいけない。さらに加えて、海蔵院柏舟の意向（「遺言」）を含めながらも、最終的に檀中の総意が優先されていく志向性が読み取れるのである。

二点目は、「書拔帳」四番から八番に整理された、法具や柏舟の田地に関わる具体的な跡職の争論で、同じく柏舟の遺言より檀中の総意が優先されていることである。次郎右衛門以下三人の主張のうち、③「右銀旦那中_江相渡候事難_レ成」とあくまでも受け取るべきは檀那中であるという点や、⑥「柏舟田地之義者惣旦那共能存知」と言ったような海蔵院の所有する田地は檀中の存知があつてはじめて差配できるといった点である。

そして源左衛門の返答において、跡式は檀中の総意で差配されるという主張は次郎右衛門以下三人と同様であり、加えて譲与された田地は「村の論理」に則つて処理されたもので、檀那個人の差配が及ばない点の強調が重要なので

あり、海蔵院住持の遺言に決定権があるのではなく、それを行使する檀那と、それを認める檀中の総意こそが重要な決定権を有していたと考えるほうが妥当であろう。

こうした檀中に対して、海蔵院住持となった玉光の庄屋・年寄への返答にあった「拙僧方^江何之遺言も無^二御座^一候」や「田地之儀、子細一切不^レ存候」との対応、また柏舟跡式や海蔵院に関わる寺什物は、住持の玉光が差配できるものではなかったことがうかがえよう。

なお、第七章との関わりでいえば、右で見てきた争論の主体となった檀那三二人とあり、夫（安養寺）・妻・娘（海蔵院）という寺檀関係の檀那は争論に関わっていない。次郎右衛門・久左衛門が主張し、争論の主体となった「旦家之内存知」の範囲は、海蔵院檀那のみの丸檀家であったと考えられる。

第四節 大般若経会をめぐる村落と寺院

〈1〉知内村と大般若経会争論

さて、本章の最後に本節では、知内村と三ヶ寺の関係を年中行事の視点から考察する。具体的には、本章冒頭でも触れた天保四年（一八三三）に起こった大般若経転読をめぐる争論を事例に検討したい。

大般若経会は、大般若波羅蜜多経全六〇〇巻を真読もしくは転読する、古代・中世においては国家安泰や五穀豊穡を祈願する国家的行事として執行され、また寺社莊園の存続を祈願するために行われた寺社の法会である。それが近世になると、村落においては虫払や祈雨のための民俗的な年中行事へと変化するといわれている。つまり、大般若経会は、五穀豊穡・天下泰平のための祈願、天災異変の除去、追善・算賀のための祈祷、異国降伏のための祈祷、神前法楽のための読経といった目的から、村落レベルの虫払や祈雨といった村落の共同性を体现する年中行事へと変容し

ながら地域社会に受容され、その意義は変化しつつも、現在にいたるまで行われている〔稲城二〇〇五〕。

考察対象となる知内を含む近江国では、中世・近世村落における大般若経の護持の事例が多く確認されている〔滋賀県教育委員会一九八九、同一九九四、大河内二〇一六〕。しかし一方で、具体的に村落の行事としての大般若経会と寺院との関わりを検討したものはそれほど多くない⁽²¹⁾。

知内村の大般若経会については、知内村を事例に村落の災害観を論じた古川彰氏が次のように指摘している。すなわち、大般若経会で祈禱された札を、「虫送りの祈禱」のために村境に貼り付けられたものとし、それが「防除と注射」へと切り替わるという淡々とした知内村『記録』の記述の中に、村落の習俗が近代化によって変容いく過程を、また知内における自然認識の大きな変化として見出す〔古川二〇〇四〕。

確かに大般若経会が村落における虫送りと併せて認識されていたことは重要である。しかし、この祈禱札は虫送りのためだけにあったのではない。これは、現在も正月・五月の大般若経転読によって村落結界のために境界に傍示された木札であり、自然観が変化しつつも、現在に至るまで継続されている、村落の宗教や習俗を考える上で重要な行事なのである。⁽²²⁾

本節では、そうした近世村落に関わる村方祈禱としての大般若経会の姿と、先にみた三ヶ寺との関わりを明らかにする。またその際、現行の大般若経会にも触れながらその具体相に迫ってみたい。

知内村の村方祈禱と位置付けられる大般若経会は、安養寺を中心とした三ヶ寺で、おそらく近世を通じて行われていたと考えられる。しかし、史料上の初見は、知内村『記録』の天保四年（一八三三）の記録である。しかも、それは大般若経会の維持・執行に関わる争論史料であり、その裁定・再規定の内容から、それらをめぐる村落と寺院の関係についても読み解くことができる⁽²³⁾と考える。次に具体的にその記録箇所を示してみよう。

【史料13】

大般若御祈禱之事改

- 一、正月十六日早朝、安養寺ニ而村方荒増衆参詣有レ之候処、海蔵院・光傳寺相見得候、導師安養寺役也、
 - 一、道場莊嚴之事、本尊之前、護摩壇之前上ニ般若之御本尊様奉レ掛也、導師者本檀ニ而法則等勤行有レ之、開經以後、中之間配卷之処ニ着座ニ而、御経転読可レ被レ申候、般若相濟候テ後、御神酒御座候事、
 - 一、御札前方ニ板札六枚、村方方安養寺へ相渡ル、紙札茂前方ニ貳百六、七十枚安養寺へ相渡候事、
 - 一、札中之札配者、村方より世話ニ而相濟也、
 - 一、大般若転読者、安養寺・海蔵院両寺ニて相勤候事、
 - 一、大般若義ハ、座敷上敷まで可レ被レ申候事、
 - 一、五月始頃大般若有レ之、当月者海蔵院ニて有レ之、安養寺方札拵、導師相勤正月之通り也、相濟後、御神酒之事、
 - 一、大般若転読之間、前札^{〔机カ〕}両寺共脇へ除ル事、
 - 一、御札之義ハ、先例之通、年号山号寺号なし、
 - 一、子僧有レ之候節ハ、両寺共勝手ニ助任可レ有レ之候、御布施者、村方方少茂出不レ申候事、
- 右先例之通、組頭一統相談之上、相改置候者也、

高島郡知内村

安養寺(印)

海蔵院(印)

庄兵衛

半兵衛

太郎兵衛

権左衛門

市右衛門

天保四癸巳年

五月

又助

右者大般若二付故障有^レ之、依^レ之相改、此書付通式ヶ寺^江卷ツ、相渡置如^レ此候、

一〇ヶ条の内容については後に分析するとして、ここではまず表題・末尾の文言より、この書付が作成された過程と争論の背景を考えてみたい。

まず、知内村『記録』に書き留められた大般若経会に関する「改」は、それまでの大般若経会の内容を改めたことを、安養寺・海蔵院の署判に加えて、六人の「組頭」が相談の上で作成したものであり、その背景には「故障」と表現される争論があったと推測される。また同時に、この「改」で決定された内容が、天保四年以降の知内村の大般若経会を規定したという点でも、重要な書付であったことが指摘できる。

そして、この史料のもうひとつの留意点は「先例の通り、組頭一統相談の上、相改め置き候者也」という文言にある組頭の位置付けである。

知内村の組頭は、知内村『記録』に、例えば「村役人ヲ初メ組頭一統」などとしば見られるように、村落全体に関わる事項の決定（庄屋退役、廻り神主の交代、橋の普請など）においてその関与が確認できる。⁽²⁴⁾ こうした組頭の裁定に関わる様々な事例に照らし合わせて考えると、大般若経会の争論も村落全体に関わる問題として組頭が裁定したものと考えられる。

事実、署名者六人のうち、庄兵衛（庄屋）・半兵衛（年寄）・太郎兵衛（年寄）・権左衛門（組頭惣代）の四人が、それぞれ括弧で示したように、他の文書からも村役人であるにも関わらず、その署名を副えていない。⁽²⁵⁾ 天保四年の知内村では、権左衛門を組頭惣代としながらも、村役人を兼ねる者を含めて六人が組頭であったが、彼らは村役人としてではなく、組頭として署判していたのである。この点は非常に重要である。

ここで、知内村の大般若経会を検討する上で、その「改」に重要な位置を占める組頭について、知内村の「政事」と「神事」を論じた古川彰氏の指摘が重要であることに気付く。すなわち、

知内村は大正期まで神事組織である「諸頭」（宮座）が村の支配的な政治組織でもある「長分（おさぶん）」と重なっていた。つまり、神事と政事とが一致していたのである。しかし、内庄・外庄のなかで政事と神事とが分離し、かつての「長分」支配はかたちを変えていった。実は「長分」支配のもとでは神事と政事とがそのまま村の政治であった。

という指摘である「古川二〇〇四」。これは知内村の政事や年中行事と組頭との関係をみる上で重要な指摘である。実はこの「長分」を歴史的に見た場合、近世「組頭」と関係する興味深い記事がある。すなわち、明治一八年（一八五五）の知内村『記録』の「組頭」に「オサフン」と読み仮名を付している箇所である。⁽²⁶⁾

この記述により、近世知内村における組頭が、近代になり「長分」と明記されるようになることが判明する。つまり、明治・大正期知内村の「政事」と「神事」を差配する存在である長分の存在から遡及して考えると、近世における組頭は近世知内村の政事と神事を掌る存在であったといえよう。

さらにここで知内村の大般若経会を、古川氏がいう村落に関わる「神事」として位置付けたとき、それは三ヶ寺が関与する年中行事（「神事」）であるとともに、同時に村落全体にかかわる「政事」でもあり、村方が主導する祈禱（「仏事」）であったことがわかる。したがって、この大般若経会の「改」への騒動と、文末にある「故障」の内実は、寺院間に止まる問題ではなく、村落全体の問題に関わるものであったのである。

〈2〉大般若経会の「故障」と寺院

次に三ヶ寺がどの様に大般若経会に関わってきたかに留意しながら、「大般若御祈禱之事故」の文末にある「故障」について検討したい。まずは条目の各内容を読み解いてみよう。

①正月十六日早朝、安養寺に「村方荒増衆」が参詣し、海蔵院・光傳寺も参加する。導師役は安養寺が勤める。

ここにある「荒増衆」とは、知内村のあらまし（ひととおりの「衆」という意味であろう⁽²⁷⁾）。また、この条目より近世において正月の大般若経会に真宗寺院である光傳寺も何らかの形で参加していた点がうかがえる。

②道場の莊嚴について、本尊の前の護摩壇に「般若経の本尊」を掛ける。導師は護摩壇で法則等の勤行を行う。開経以後に「中の間配巻の処」に着座して転読し、転読が終わると「御神酒」がある。

この般若の本尊とは「十六善神像」を指す⁽²⁸⁾。「中の間配巻の処」が具体的に何を指すかは不明であるが、現行の大般若転読においては区長によつて転読が終わった経典を参詣者に見せて回る場面があるが、それと関わるものとも考えられる。

③御礼前に板札六枚を村方から安養寺へ渡す。紙札も二六〇枚ほどを安養寺へ渡す。

④法会中の札は村方から世話（＝用意）する。

この「板札六枚」は祈禱後に村落の入口に傍示されていたことが、現行の大般若経会から推測できる⁽²⁹⁾（「図2」参照）。かつて原田敏明氏は、村の出入口（境界）がそのまま村組などに関係することを指摘されているが「原田一九五七」、さきの組頭六人と木札六枚の数が合致することからも、何らかの関連性をもつ可能性もある。また紙札についても各家の入り口に貼り付けられていることが現行よりわかる⁽³⁰⁾。また④にある札を村方で用意することは、この大般若経会が、村落の行事であることを何よりも示している。

⑤大般若経転読は安養寺と海蔵院の両寺が勤める。

⑥大般若転読については座敷の上座まで使用する。

⑦五月始め頃にも大般若経があり、当月（五月）は海蔵院にて行う。安養寺が札を拵え、導師を正月通りに勤める。また転読が終わった後に御神酒がある。

この三箇条は争論裁定において重要な意味を持つ。まず一条目との関係で述べれば、⑤でわざわざ安養寺・海蔵院のを限定していることから、この天保四年以降、光傳寺の参加は法会への主体的な出仕でないことがわかる。⑥は法



※本図は昭和46年発行の都市計画図を基に作成したものである。

図2 大般若経転読札位置図（2006年5月14日調査・撮影）

会における空間利用の問題である。⑦は正月は安養寺、五月は海蔵院で行う、いわば場所の規定である。しかし、導師役は安養寺であったという点は注目される。

⑧ 大般若経転読の間、札を両寺脇に除く。

⑨ 札については先例の通りに年号・山号・寺号は入れない。

⑩ 子僧がいるときは、両寺共が自由に助任してよい。なお布施については村からは少しも出さない。

これら残りの三箇条は、村落側から寺院への要求に近い内容を含んでいる。特に⑨の村落内に配られる札に年号・山号・寺号を入れないという規定は、どちらかの寺院名等が入ることを避けるためのものであったといえよう。また⑩はこの祈禱にかかる村入用以外に、布施としては各寺院へ出さないとする。わざわざこの規定を示したのは、それまでは布施も出されていたと考えられ、その取り分をめぐって二ヶ寺の中で問題となったからかも知れない。これは本史料文末の「故障」の背景とおそらく関わっていると考えられる。

以上、この天保四年以前の様相については十分に知ることができないが、この「改」によって、現在に至る大般若

経会の作法がおおよそ定まったことを知ることができる。ただし、問題はやはり最後の一文にある、この大般若経の「故障」が具体的に何を指すかである。

「改」の書付の通りに、安養寺・海蔵院に送った「老卷ツ」とは、この「改」そのものを指すと思われる。とするならば「故障」とは、安養寺・海蔵院の大般若経会をめぐり何らかの対立があったと想定できる。その原因は明らかではないものの、例えば①や⑦にある導師役の勤仕役の在り方や、⑩の寺院側の布施めぐったものなど、大般若経会のイニシアチブをめぐり問題があったと考えられる。

ただ、全条目において村落主導の作法が確定されたこと、および寺院間の軋轢から端を発した争論が、寺社奉行所などの裁定を経ずに組頭の裁定という形で内済された事実は重要であり、この大般若経会が寺院・住僧（住持）を招請する村方の年中行事であったといえるだろう。

ところが、こうして天保四年に改定された大般若経会は、二〇年後に再び改められる。その史料を以下にあげよう。

【史料14】

一、正月五月大般若御祈祷之儀者、正月安養寺、五月海蔵院ニ而有之候処、此度相改、両度共下地之通、祈祷

所安養寺方ニ而相勤被_レ下候様相究可_レ申候、尤海蔵院方も安養寺方_江被_レ罷出_一、相勤可_レ被_レ申候事、

右之通り、組頭一統相談之上、取究可_レ申候間、後日彼是申間敷ため書記シ_可申事、

嘉永五壬子年

庄屋新左衛門

正月十一日

年寄権兵衛

同宇左衛門

組頭惣代佐次郎

同七郎左衛門

これは、嘉永六年（一八五三）の知内村『記録』の記述³¹で、正月は安養寺、五月は海蔵院でおこなっていた大般若

若御祈祷を改めて、両度とも「祈祷所」である安養寺で勤めるように定め、海蔵院は安養寺方に出仕すると、組頭一統で相談した上で取り決めたものである。すでにこの段階で光傳寺の関与は確認されないが、安養寺を祈祷所として、両寺が勤める年中行事であることを再規定したことが読み取れる。この記述から、知内村における大般若経会は、天保四年の「改」によって規定されたにも関わらず、安養寺・海蔵院の間でその後約二〇年に及び争論が続いていたとも考えられる。しかも、今回の裁定も「組頭一統」にかかり、村役人がその内容を公文書化したものであって、組頭の位置がよくわかる。なお、この史料だけでは嘉永の争論の背景ははっきりとは分らないが、いずれにせよ、天保四年以降、嘉永六年に至って再び規約が定められたことによって争論は解決をみたのである。そして、ここで規定された大般若経会は、現在に至るまでその形態をほぼ変えずに存続している。

〈3〉村方祈祷をめぐる「記録」と「記憶」

さて、以上が知内村の大般若経会をめぐる争論の経過と内実である。これ以後、知内村『記録』にも他の区有文書にも争論に関する記述は見当たらない。しかも、大般若経会の記事自体、天保四年まで史料上にもその存在が記されなかったが、争論以降も再び史料上からその記述はみえなくなる。もちろん記述がないからといって、行事が廃止された訳ではなかったが、再び史料上にみえるようになるのは昭和三〇年代になってからである。しかもその記述は単に日下に「御祈祷」などと執行の事実を記すだけで、他に具体的な記述はない。

ところで、こうした村方祈祷として位置付けられる大般若経会の争論は、その後、村側ではどのように認識されていたのだろうか。本節では最後に、明治・大正期の史料からその点を補足的に見ておきたい。

この点について、明治・大正期知内の知識人・事業家であった中川源吾（嘉永元年（一八四八）〜大正一二年（一九二三））が記した注目すべき次の二つの史料を残している。一つは「中川源太夫私有記録」（明治三八年（一九〇

五)、以下「私有記録」と略)であり、もう一つが「寺有記録原稿」(大正八年(一九一九)、以下「寺有原稿」と略)である。⁽³²⁾前者は中川家の家史でありながら、前半部に村の歴史を調べ記述したもので、後者は源吾によって檀那寺である安養寺の来歴について調べ上げられた下書きである。実はこの両史料の中に、大般若経会争論の点に関して、特に嘉永五年の裁定に関する記述がある。

【史料15】「私有記録」

正月五日大般若祈禱ノ儀、正月ハ安養寺ニ於テ五月ハ海蔵院ニ於テ執行ノ処、組頭協議ノ結果、兩度共安養寺ニ於テ執行ノ事ニ確定シ、尤兩度共海蔵院ヨリハ勤メニ参ラルル事、

【史料16】「寺有原稿」

正月五月大般若祈禱ノ義、既往正月ハ安養寺、五月ハ海蔵院ニテ執行ノ処、海蔵院ヨリ被断、組頭協議ノ上、兩度共安養寺ニ於テ執行ノ事ニ確定シ、尤モ海蔵院ヨリハ勤読ニ出席スル事、

一見して分かるように、この両者の記述は、明らかに知内村『記録』からの引き写しである。しかも、「寺有原稿」には明らかに、当時の状況を物語る記述が付加されていることに注意したい。すなわち、「海蔵院ヨリ被断」という一文である。この一文は知内村『記録』に書き残されなかった事実を考える上で重要な意味を持つ。

天保四年の「改」を読み解く限り、大般若経祈禱の主催の施主は村方であり、その開催内容の改変をめぐることは、寺院側に主導権はないように思われる。つまり、組頭一統が示すような村方主導による改変であったことは間違いないだろう。しかし、嘉永五年の裁定段階で海蔵院側が何らかの理由で反発があり、それが「寺有原稿」の「海蔵院ヨリ被断」の一文がわずかながら示しているよう。

また、この史料から読み解くもうひとつの重要な点は、二つの争論裁定のうち、後者の嘉永五年の史料(『記録』)が、その後の村方祈禱を規定したものととして認識されただけでなく、それが〈村の歴史〉として選択され記述されたという事実である。中川源吾は、同時代という眼を通して、生活知としての歴史、すなわち現行(大正期)の村方祈

持を維持・運営していくための由緒として、また重要な歴史として嘉永五年の裁定史料を読み直したのである。

歴史は事実がすべて記述されるわけでない。むしろ、記述されない多くの事実が、後に口伝や伝承、また幼き日の「記憶」として新たに何らかの形で記録されていったとき、彼らにとつての「歴史」が成立し再生されて「今」に繋がっていく。知内の村方祈禱の「歴史」は、村の自治と寺院・宗教、そして信仰や習俗を考える上でも重要な年中行事であったといえよう。

おわりに

以上、本章では近世知内村と宗派の異なる三つの寺院の関係について、①区有文書における寺院の捉えられ方（第一節）、②住持交代（第二節）、③寺物の管理と寺院運営（第三節）、④村方祈禱（大般若経会）（第四節）を分析しつつ考察を加えた。また、いずれも村の自治、そして村方文書にどのように記録・記述されるかという史料論に関する問題として論じてきた。

①・②・③では、近世後期から明治初年に至るまで村側の作成による文書史料の中で寺院がどの様に認識されてきたのか、また住持交代にかかわる「看主」としての位置について考察した。さらに跡式争論史料の分析を通じて、寺物の檀中による差配や、住持の関与するの度合い、そして村方の田地売買の方法や組頭の役割（仲介者）の様子をみてきた。

そして、④では村方祈禱である大般若経会の争論の分析を通じて、村落の年中行事の維持や、村落と寺院との関係について検討した。また、近代における大般若経会争論の記録と記憶についても論究した。

知内村の大般若経会は、単なる寺院の仏事という性格にとどまらず、村落の年中行事として寺院や住僧（住持）が重要な役割を果たしていたことは間違いない。しかし、それは組頭を中心とした村内組織によって政事・神事として

運営・差配されるものであり、寺院間の争論によって端を発したと考えられる天保四年の「故障」は、そのまま村落全体の問題に及ぶものであった。それゆえに村として規定し直す必要があったのである。

村落と寺院の関係は、特に区有文書を読み解く限り、寺請・宗門帳作成など行政上、また檀那との先祖供養や葬送の関係のみで成立しただけではなく、村落の年中行事や祭祀に欠かすことのできない存在として、現在にまでその関係が継続してきた事実を看過することはできない。

また、その継続されてきた歴史的背景には、今堀氏が指摘するように「村の力」「檀家の力」があり「今堀一九九九」、宗旨による対立、檀中の争論など、寺院・檀那をめぐる様々な問題に対処するため、村役人や指導層（知内村の場合は組頭・諸頭）は住職だけでなく、財産（田地）や由緒、年中行事までも管理する必要があったのである。

さて、本章では、村落寺院の位置や機能に関する分析に終始したが、知内村の宗教をめぐるモノグラフを明らかにしていくには、以上の検討では不十分である。また本章において、村落の年中行事や維持の実態についての組頭の位置が明らかとなったが、今後は本章でも触れたように、檀那（檀中）・組頭（長分）・宮座（知内では「諸頭」といった重なり合いを具体的に視野に入れて、村落との関係について説明していく必要がある。

〔註〕

（1）本章で用いる「村落」とは、福田アジオ氏が述べているように「農林漁業を生産活動とする人々が地域的にまとまり、一つの社会組織を作っている状態の通時代的・通文化的な把握の語であり、集落は家屋が集合分布して空間的に他と区別されて一つの地域になっているという形態を把握する語」という捉え方に依っている「福田一九八二」。つまり、村落は、生活空間としてのムラ、生産活動の場としてのノラ、共有地を含めたヤマを包括・想定した用語であり、村落の寺院とは、そうしたムラにおける檀那と檀那寺の関係で完結するのではなく、ムラ周辺であるノラ・ヤマに対する豊作祈願・結界祈祷を含めた祭祀を行う存在を想定して使用する。

(2) 近世村落における宗教、とりわけ村落と寺院の関係やそこで営まれる檀那の信仰生活を考える場合、これまで大きく分けて次の二つの視点・視角がある。①檀那寺を、本末制度や寺請制など教団史や制度史の中で捉える視点〔辻一九五四、大桑一九八五、圭室一九九九〕。②村内の宗教者や宗教施設を地域社会との関わりで捉え直す視点・視角〔竹田一九九四、今堀一九九九〕である。近年では「宗教的社会関係」を通じて地域社会を考究する視点〔澤一九九九・二〇〇七〕、また仏教教団・僧侶集団・檀家組織を寺院在所村の中で総体的に描く視点〔朴澤二〇〇四A〕など近年の近世宗教社会史研究の成果がある。本章では特に後者の視点に学んでいる。

(3) 安養寺と唐崎大明神の関係については、現在配布されている唐崎神社のパンフレットに「由緒略記」とあるのが参考になる。そこには「天文年間(一五三二〜一五五五)に当地は兵火にかけ、社傍の大川堂に安置されていた大川神社本地仏は水玄堂に移され、無事であったが、古器物は殆どが鳥有に記したと伝えられている。その本地仏は水玄堂の火災(明治二六年)により、現在は上知内の安養寺内の観音堂に、唐崎神社奥の院として、祀られている」と記している。また、知内村『記録』(「知内区有文書」二一一「記録」二二)の挟み込みメモに、「昭和五十三年八月安養寺境内にある唐崎奥の院と伝えられる観音堂のお祭りが近年淋しくなつてゐるためこれらの復興をめざして知内老人クラブ有志相募り観音堂の古事について調べてゐた」と、観音堂を奥の院として認識している。安養寺には観音堂が存在し(もしくは観音堂が安養寺の前身であった可能性がある)、唐崎大明神とその奥院「水玄堂」とかわる存在であった。かかる様相は、また明治二六年(一八九三)の知内村『記録』(「知内共有文書」二一一「記録」四)に「安養寺境内村中共有建物観音堂」に「消失セシ祭りタル仏像」として、「唐崎神社奥院」本尊千手観世音木立像・「脇立」天照大神・「脇立」持国天名、貴船大神木立像、役行者木立像・「脇立」前鬼後鬼「厨子入」(二体)、准四国七十四番弘法大師木立像「厨子入」、弘法大師木立像「厨子入」、鎮守天満宮木座像「水言堂御宝ト云フ」「厨子入」、阿弥陀如来伽羅木立像・「脇立」能作性宝塔滅金「厨子入」・「脇立」仏舎利塔滅金「厨子入」を書き上げている点からもうかがうことができる。

(4) 「慶長検地帳」(「知内区有文書」五—一「土地」一)。

(5) 「検地帳」(寛文七年八月)(「知内区有文書」五—一「土地」三)。

(6) 「近江国高嶋郡知内村寺社并高外除地帳」享保七年(二七二二)(「知内区有文書」二五—一「宗教」一)。

真言宗同国同郡海津宝幢院末寺

一、御年貢地 真言宗 安養寺 住持覚恵

境内 東西十四間・南北十六間

寺 桁行四間半・梁行三間、葭葺

右之寺從「往古」有来候、寺開基知不_レ申候、中興開山阿闍梨實有、寛永十三丙子年古寺を新敷造立仕候故、中興開山と各申候、

権大僧都法印舜雄

権大僧都法印頼雄

禅宗同国同郡今津曹沢寺末寺

一、御年貢地 禅宗 海蔵院住持柏舟

境内 東西十式間・南北十五間

寺 桁行五間・梁行三間 葭葺

右之寺從「往古」有来候、開山泰悦年代知不_レ申候、中興泰作、寛永五年戊辰年古寺立替申し覺え来候、住持福寄、清
巖、泰作、養雲、良順、智泉、良意、嶺意、異春、宗順、傳察二而御座候、記録失申候而、開山年代并二代々住持何
ヶ年住と申事知不申候、

一向宗同国同郡海津西永寺末寺

一、御年貢地 一向宗光傳寺住持慶應

境内 東西八間半・南北六間半 葭葺

寺 桁行四間・梁行式間半

右之寺、寛永十四年丁丑二祐誓開基仕候、次慶味三代慶可住持仕候、覚来候通り如^レ此御座候、

(7) 真宗大谷派光傳寺に所蔵される文書には木仏・寺号下賜の御印書をはじめとした古文書がある。詳しくは古文書の内容及び略史・解説を参照「高橋・鎌谷・郡山二〇一〇」。なお、序章「図1」にもあるように、光傳寺は大正五年（一九一六）には下知内の現在の位置に移転している。これは文化二年（一八〇四）の知内村『記録』からも確認できる。すなわち、文化元年付「乍恐勢田川請書奉差上候写」に、知内村の村高が列記されたあとで、三ヶ寺それぞれが「御触書之趣奉拝見候、尤御朱印并除地ニ而者無御座候」と除地でないことを記している（「知内共有文書」二一一「記録」一）。これら寺地が除地でなく年貢地であったことは、その寺院やその土地の経営が檀那によって担われていたためと思われる。この点について、朴澤直秀氏は、宗教施設をめぐる権利・義務関係を展望する中で、寺院所在町村の関与を一般的原則的なものとするに慎重としつつも、寺院・土地・堂舎の進退権が狭義の寺院であるか、村持ちの堂舎であるのか、寺院本末関係に編成されているか否かが重要な点であることを指摘されている「朴澤二〇〇四A」。また併せて本末体制後の住持の決定について、寺院在所村の村役人や檀中惣代が手続きや決定に関与し、同時にその寺院の維持が寺請に加えて鎮守の別当寺・寄合の場・村全体の祈禱といった村の「惣堂」的宗教施設であったことを想定されている「朴澤二〇〇四B」。

(8) 「知内村絵図」元禄五年（一六九二）（「知内区有文書」二九「絵図」一）によれば、近世知内村において、下知

内の集落の形成は元禄期以降であり、元禄五年の知内村の集落区域は、上知内のみである。下知内が形成された時期については詳しくはわからない。ただし、現在の下知内（南向）に「濱村」とあり、他の絵図においても「浜居村」などと確認できることから、元禄期以降、下知内の集落が次第に形成されたことは確かであろう。

(9) 知内村『記録』（「知内区有文書」二一一「記録」六）。

(10) 住持交代については、先に挙げた今堀氏の研究の他に、朴澤直秀氏による教団組織や本末関係の視点からの研究がある〔朴澤二〇一五Dなど〕。

(11) 知内村『記録』（「知内共有文書」二一一「記録」一）。

(12) 知内村『記録』（「知内共有文書」二一一「記録」一）。

(13) 知内村『記録』（「知内共有文書」二一一「記録」一）。

(14) 知内村『記録』（「知内共有文書」二一一「記録」一）。

奉_二指上_一御請書之事

一、当村海蔵院住持流室儀、先達御願申上退院被_レ致、此節無住_二御座候、依_レ之_二、追而後住奉_レ願候迄、無住中寺所什物其外諸道具等立会相改、非常之儀、風雨等之節、心付大切_二預り置可_レ申旨、被_二仰渡_一奉_レ畏候、為_レ其御請書奉_二差上_一候、以上、

文政三辰年九月 江州高島郡知内村兼帯庄屋

同郡石庭村庄屋 善兵衛

寺社御奉行所 年寄 孫四郎

市郎右衛門

左次郎

且那総代五郎左衛門

- (15) 知内村『記録』(「知内共有文書」二一一「記録」一)。
- (16) 知内村『記録』(「知内共有文書」二一一「記録」一)。
- (17) 「永代附留帳」(「知内共有文書」二一二「村政」一)。
- (18) 「海蔵院住職願書」(「中川功家文書」一一二「村政」三)。

乍レ恐以三書附一奉三願上二候

一、当村海蔵院住持潮音義、昨午年九月御願奉三申上二退寺被レ致、此節無住ニ罷在候ニ付、今般右寺本寺金沢藩御支配所当郡今津村曹沢寺弟子巨禪与申僧、当未四十三才ニ罷成、実躰之僧ニ御座候間、右寺住持ニ差入申度奉三願上二候、尤此段本寺右曹沢寺江茂相達候処、聞届被レ申候間、何卒御許容被三成下二、願之通被レ為三仰付二被三下置一候ハ、一同難レ有仕合ニ可レ奉レ存候、以上、

高嶋郡知内村

庄屋源五郎(印)

明治四未年正月 年寄市才茂(印)

同七次郎(印)

旦那惣代宗七(印)

海津郡山藩御出張所

(付箋) 「願之趣聞届候事」

「光傳寺住職願書」(「中川功家文書」一一二「村政」一一)

乍レ恐以三書附一奉三願上二候

一、当村光傳寺住持玄端義、去年六月病死被_レ致候二付、寺役法用之儀者、右寺本寺当郡西浜村西栄寺引請罷在候、然ル処、此度同郡小荒路村名願寺弟諦了^{〔子脱カ〕}当未二十一才ニ罷成実躰之僧ニ御座候間、右寺住持ニ差入申度奉_二願上_一候、尤此段、本寺西栄寺^江も相達候処、承知被_レ致候間、何卒御許容被_レ為_二成下_一、願之通被_レ為_二仰付_一候ハ、一同難_レ有仕合ニ可_レ奉_レ存候、以上、

高嶋郡知内村

庄屋中川源五郎（印）

明治四未年七月 年寄鳥居市才茂（印）

同鳥居七次郎（印）

旦那惣代中川吉次郎（印）

郡山県海津御出張所

（付箋） 「願之通聞届候間入籍可_レ致候也」

（19） 朴澤氏による一連の研究を参照「朴澤二〇〇四B」。また近年、外山徹氏による寺院所有田畑をめぐる檀那中の関与（下作等）についての論究がなされている「外山二〇一五」。

（20） 「海蔵院隠居跡職諸色書抜帳」（「知内区有文書」二五—「宗教」一二）。

（21） 例えば、藤田励夫氏は、菅浦にある阿弥陀寺と村民による大般若経の将来を明らかにし「藤田一九九五」、また今堀氏は、五個荘町小幡地区の行事として行われている正眼寺での大般若経会において、本尊として祀られる十六善神像が区有で、二月の祈祷会が村方祈祷として今日に至っていることを明らかにしている。そこから檀那寺が檀家に葬式と先祖供養のみに存在するのではなく、宗派や檀家組織の枠をこえて、村の自治や村人の信心と深く結びついていることを指摘している「今堀一九九九」。

- (22) 二〇〇六年五月一四日に安養寺において大般若経会の聞き調査および記録化をおこなった。
- (23) 知内村『記録』（「知内区有文書」二一一「記録」一）。
- (24) 知内村『記録』（「知内区有文書」二一一「記録」四）の埋樋普請の「長分」の関与、および知内村『記録』（「知内区有文書」二一一「記録」七）にある「諸頭」による暴風雨による日吉神社の修繕の記事など。
- (25) 当該期の区有文書からそれぞれの役職を確認した。「大川筋字上栗駒御普請目論見帳」（「知内区有文書」一五「土地」五二など）。ちなみに、知内村の庄屋・年寄は、年番で交代している事実が、区有文書等より確認できる。この点についてはもう少し細かな分析が必要であるが、この点は近世知内村の実質的な運営・決定権は誰が持つのかを考える上でも重要な点であるが、今は指摘に留める。
- (26) 知内村『記録』（「知内区有文書」二一一「記録」四）「一、全九月村民水害ニ罹リ糊口ヲ凌ク稼方無之ニ付、三ヶ村立会字平戸山下苧ノ協議ヲ致、三ヶ村ニ割合、当村ハ組頭ハ除キ一^{オサフシ}同立込、之レ亦格別ノ救助ニ相成候、立木ニ不拘様長分ニ名隔日見付ニ出張候コト、」。
- (27) この「荒増」の「衆」の具体的範囲が、宮座の「老衆」「上座衆」（「烏帽子覚帳綴」「知内区有文書」一一「戸口」一など）と重なる可能性もあるが、現在のところ判然としない。
- (28) 大般若経会に掛ける十六善神像とは、大般若経読誦によって守護する夜叉神・釈迦十六善神のことで「中野一九八八」、今堀氏の指摘「今堀一九九九」や、中世での事例「中野一九八八、豊島修二〇〇五」などその事例は多く確認されている。
- (29) 村境に御札を立てることについては、中野豊任氏が「大般若経転読札」としてその事例を検討している「中野一九八八」。特に近世近江の例として、滋賀県甲賀郡水口町松尾の願隆寺の大般若経会、近江八幡市馬淵千僧供の冬祈祷と夏祈祷（この事例に関して、近年『近江八幡の歴史』でも説明されている）、蒲生郡安土町下豊浦の「大般若のゴキトウ」のそれぞれにおいて、大般若経会と木札・摺札について検討し、木札が村落共同体の安全と五穀豊穰を祈願する

ために村境や辻に立てられ、摺札が家内安全を守るために共同体の構成員である各家の戸口に貼れることを指摘している。

(30) この紙札二六〇枚という数であるが、区有文書に残る宗門改帳によれば知内村のおよそ一〇〇軒程である。したがって、これは各家の母屋以外の建物および各家の入り口以外に貼札するなどが想定される。また、紙札それ自体の効力については、知内に伝わる「ゆうれいが人を殺したはなし」という昔話に興味ある内容が盛り込まれている。その内容は、ご祈禱札によって家に入れない幽霊が、旅人に頼み札が剥がしてもらい家の中にいた人を殺してしまうという話である。「マキノ町教育委員会一九八〇」。ここから、各家にご祈禱札が配布されていたこと、および家を護るという具体的な役割や習俗についてうかがうことができる。

(31) 知内村『記録』（「知内区有文書」二一一「記録」一）。

(32) 中川源吾は、近代孵化事業等に尽力し、「淡海水産翁」と呼ばれている。共著に『琵琶湖水産誌』があり、その他にも著作がある。現在、それらは中川家文書として伝来するが、「私有記録」・「寺有記録」もまた同じである。なお、その一部については、かつて滋賀県立図書館が調査・整理している。

(33) 源吾は「寺有記録」の中で唐崎神社奥院の縁起を掲載しているが、それは「唐崎神社奥院縁記」と題される史料からの引き写しであり、この史料の末尾には「中川源吾九才ノ時ナリシ気億ノ俣ヲ記ス」と幼き日の記述であることを吐露した一文がある。これらの点を含めた「寺有記録」の成立過程とその記述性については、知内村『記録』との関係も含めて、第七章にて論じる。

第六章 近世知内村の「半檀家」と寺檀関係 —村・檀那・菩提所—

はじめに —近世近江の「半檀家」—

「高島郡知内村之儀者、惣而夫婦両宗多ク他所、或同村方嫁取有^レ之候而茂、其家母方之宗門を継候、村例ニ御座候」。これは享保二一年、知内村で起こった半檀家争論の際、光傳寺・檀那総代による郡山藩寺社奉行への訴願文書に含まれる一文である。⁽¹⁾ 知内村は、近世を通じて村内で男女が別々の檀那寺の檀那になるという半檀家が展開していた。本章の考察は、これら知内村の寺檀関係史であり、さらにいえば近江国高嶋郡知内村の「半檀家」争論を通じてみえてくる、家や個人についての信仰史の検討である。

「半檀家」とは、一家内のうちで構成員が複数の異なる檀那寺の檀那となっている形態を指す用語であり、論者によつて「複檀家」や「一家複数寺的寺檀関係」などと呼ばれる。半檀家家内の男女がそれぞれ決まった別の檀那になる場合と、嫁入家族が実家の寺檀関係を婚家に持ち込む場合など様々な様態が見られ、その用語の議論から、半檀家の形成・展開、一家一寺制へ至る解消過程など、論点も多岐にわたっている。その研究史については、森本一彦氏や朴澤直秀氏による詳細な整理がなされており「森本二〇〇六、朴澤二〇一五C」、近年では蒲池勢至氏が福田アジオ・大桑齊両氏による学説の整理がなされている「蒲池二〇一三」。

ここでは、大桑氏が、近世寺檀関係は一家一寺を基調とし、小農自立論とイエ研究と深く関連して展開したとすることに對し「大桑一九八六」、福田氏は一家一寺も複数檀家(半檀家)も、類型の一つとして捉える「福田二〇〇四」。その後、森本氏は歴史人口学的手法から、系譜論・類型論、また分布や宗門改め帳の記載問題を踏まえつつ、近代「家」

の成立、生家との繋がりからの視点より、半檀家から一家一寺の歴史的変遷を追究し「森本二〇〇六」、朴澤氏は一家一寺の促進が幕府側・村側（宗判事務の混雑化回避・寺檀争論の回避）の論理によって進んだことなどを、一家一寺法令の分析を中心に行い、個々の半檀家の成立や解消が、教団や寺院、地域社会や幕府権力などに左右されることを改めて指摘しながら論究している「朴澤二〇〇四、二〇一五」。

また、福田・大桑論争を整理した蒲池氏は、福田氏の分類によるA Y型（男女固定型半檀家）の成立要因を、大桑説による地縁的原理（「ムラ付男女別形態」という「村とイエと寺」の関係から、現行も半檀家が継続されている尾張国八開村の民俗・文献調査の総合的研究から検討している「蒲池二〇一三」）。

本章では、地域社会の中で寺院や檀那、村社会との関係を明らかにしていくために近世知内村半檀家の成立・解消過程の解明を課題としており、考察を進める上で蒲池氏の方法論から多くを学んでいる。

なお、「半檀家」を使用することについては、それが「家」の成立を前提とした用語であり、その使用については慎重でありたいと考えているが、以下では便宜的に括弧なしの半檀家を用いることを予め断っておく。

ところで、半檀家の全国分布を示した森本氏による「宗門改帳に記載された半檀家一覧表」などによれば「森本二〇〇六」、近江国の半檀家は、浅井郡大浜村と高島郡の西浜村の二件が上げられている。これら二村については、すでに原田敏丸氏による紹介があり、大浜村は宝暦一二年（一七六二）〜弘化五年（一八四八）の宗門改め帳の分析より、男子を禅宗安養寺・天台律玉仙寺、女子を唯行寺に付属する半檀家が展開していたことを指摘する。また、西浜村は、元治元年（一八六四）〜明治三年（一八七〇）の宗門改帳の分析より、男女別の半檀家が展開し、幕末まで一家一寺とはならなかった「原田一九八三」。

また、森本氏による一覧には取り上げられていないが、大桑氏が本章で考察する知内村以外に、高島郡落合村の寛

文一一年と享保一三年の寺檀争論を取り上げ男女別の半檀家を分析し、寺檀関係（半檀家）が血縁の論理↓「家」の論理↓地縁の論理が働いたとする「大桑一九八六」。

このように、地域的には美濃を中心に浅井・高島郡にわたる範囲で半檀家がみられることが注目され、今後、知内村周辺を含めた近江国の半檀家がみられる地域を範囲・視点に置いて検討することも課題ではあるが、本章では、これまで半檀家研究を踏まえつつ、大桑氏以降の文書調査によって新たに発見された史料により、知内村半檀家の成立要因や展開、また終焉について検討し、地縁の論理で男女別半檀家が展開した知内村が一家一寺を志向したのかという大桑氏の指摘も含めて再検討をおこなう。

そこで第一節「近世知内村の寺檀関係と半檀家」において、近世後期の知内村半檀家について、宗門改め帳を中心に静態的分析をおこなう。その上で第二節「知内村半檀家争論と信心」では、これまで知られていた半檀家争論史料に加え、新たな史料を検討しつつ、争論の推移と個人の信心・信仰と半檀家の実態に迫る。そして第三節「知内村「半檀家」の近代―その解消過程―」では、村内の中で半檀家がどの様に受け止められ認識されていたのかも含め、近世知内村半檀家の近代化、すなわちその終焉について検討する。

第一節 近世知内村の寺檀関係と半檀家

知内村の寺檀関係（半檀家）については、すでに大桑齊氏による専論があり「大桑一九八六」、また『マキノ町誌』でも触れられているとおり、村内で男女別半檀家が展開していた「マキノ町史編纂委員会一九八七」。

大桑氏は、文化一一年（一八一四）の宗門改め帳（知内村三ヶ寺分）と、宗旨替えに関する争論史料の分析を中心

[表1]

年代	西暦	安養寺		海蔵院		光傳寺		合計		総
		男	女	男	女	男	女	男	女	
文化11年	1814	113	8	64	137	25	57	202	202	404
天保3年	1833	134	14	—	—	—	—	238	241	479
天保7年	1837	—	—	76	135	—	—	—	—	—
慶応4年	1868	123	22	73	146	36	90	232	258	490
明治3年	1871	125	23	—	—	—	—	235	272	507
明治4年	1872	128	22	66	150	40	92	234	364	498

に、知内村の半檀家の様相とその成立・展開について言及している。本節では大桑氏による考察を踏まえつつ、調査の過程で新たに発見した史料を紹介しながら、知内村の半檀家について考察を加える。

まずは知内村の半檀家について、大桑氏が紹介した文化十一年の宗門改め帳と、知内区有文書に残る慶応四年（一八六八）の宗門改め帳³からみておこう。次に示した「表1・2」、「図1」は、それら宗門改め帳の内容をまとめたものである。「表1」は檀那寺ごとに人数を集計したもので、「表2」は檀家の戸数、丸・半檀家の状況等を集計したものである。

「表1」によれば文化十一年（一八一四）の知内村の人口は四〇四人で、そのうち男二〇二人、女二〇二人であった。また、男女別の檀那は、安養寺の男子檀那が村全体の男子の半数以上の一一三人となっており、女子檀那は八人に過ぎない。一方、海蔵院では男子が六人で、女子が一三七人となっており、安養寺とは逆に女子が圧倒的に多数を占める。

[表2]

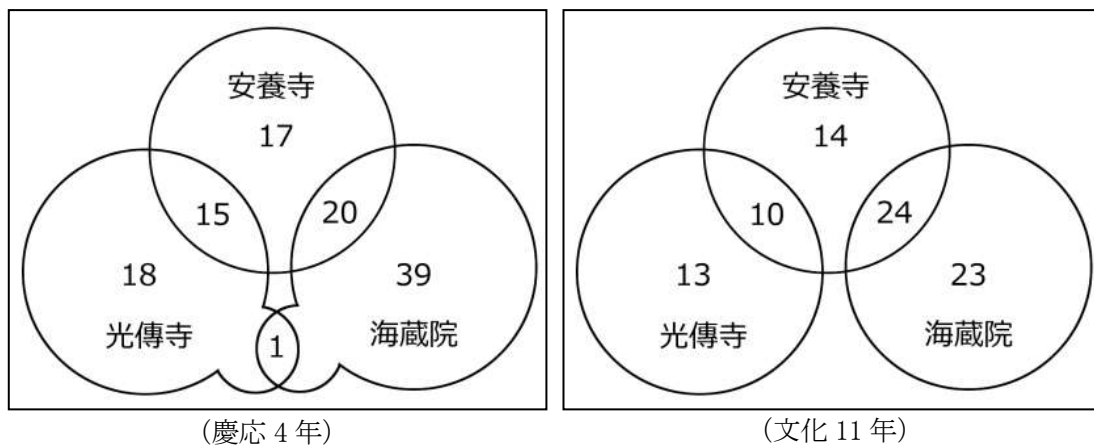
文化11年

旦那寺	丸檀家 (女系なし)	半檀家の女の旦那寺		半檀家合計	総檀家数
		海蔵院	光傳寺		
安養寺	14(9)	24	10	34	48
海蔵院	23(3)	0	0	0	47
光傳寺	13(0)	0	0	0	23
合計	50(12)	24	10	34	118

慶応4年

旦那寺	丸檀家 (女系なし)	半檀家の女の旦那寺		半檀家合計	総檀家数
		海蔵院	光傳寺		
安養寺	17(7)	20	15	35	52
海蔵院	39(5)	0	1	1	60
光傳寺	18(0)	0	0	0	34
合計	74(0)	20	16	36	146

文化11年は大桑論文から引用。慶応4年はそれを参考に作成した。



[図1] 知内村半檀家概念図 (重なり合う部分が半檀家)

さらに光傳寺では男子檀那二五人、女子は五七人で、男子の倍ほどの人数となっている。以上のことから知内村では宗派を異にする三ヶ寺で、男女別による半檀家の寺檀関係が展開していたことがわかる。また「表2」をみてみると、知内村全八四戸のうち丸檀家が五〇戸、半檀家は三四戸となっており、半檀家数は丸檀家数を上回るほどではない。しかし、ここで注目すべきは半檀家三四戸のうち、海蔵院二四戸・光傳寺一〇戸のいずれもが女檀那寺として、安養寺を男檀那寺に半檀家を形成している点である。

こうした状況は、五四年後の慶応四年（一八六八）においても、人口の増加はあるものの、基本的な構造は変わっていない。「表1」から慶応四年の知内村の人口は四九〇人で、男二三一人・女二五八人となっていることがわかる。また安養寺の檀那は男子一二三人、女子二二人であり、また海蔵院も男子七三人、女子一四六人となっている。どちらも文化一一年と比べて割合に大きな変化はみられない。一方で光傳寺に目を転じてみると、男子三六人に対して女子九〇人と文化一一年に比べて増加傾向にある。

さらに「表2」からうかがえる慶応四年の知内村の戸数についても、一一〇戸と増加している。特に、海蔵院の戸数は増加傾向にあり、かつ安養寺との半檀家戸数は減少をみせる。対して光傳寺は安養寺との半檀家の割合が増加している。

以上の宗門改め帳にみえる実態を踏まえ、次に実際の村入り（縁付）によって宗旨が確定していく過程を、他の部分的に残る宗門改め帳や宗旨手形から確認しておきたい。

天保七年（一八三六）の宗門改め帳⁴に記載される、知内村源次郎（安養寺檀那）の妻きさ（源二五才）は、「去未御改以後」（文政六年「一八二三」）に「石原清左衛門様御支配所同郡枝村惣兵衛方より縁二来り候者」であり、海蔵院檀那として記載されている。実家の寺檀関係・宗旨を持ち込まず、禅宗海蔵院檀那へと宗旨替えしたと考えら

れる。

次に同じく天保七年の宗門改め帳で、海蔵院檀那（丸檀家）であった半兵衛・い、わの娘くらが同村内の庄兵衛家に嫁ぐことになった。その後、安政二年（一八五五）三月の宗門手形には、「庄兵衛妻くら」が「去寅御改以後」（＝安政元年（一八五六））に「当村半兵衛方縁付仕候者」として光傳寺檀那として登録されている。⁵⁾この庄兵衛家の寺檀関係は、文化十一年・慶応四年の宗門改め帳をみると、いずれも安養寺（男）・光傳寺（女）となっている。すなわち、実家の宗旨を持ち込まずに、男女別半檀家に従ってそれぞれ記載・登録されたといえるだろう。

また、出生した場合も、宗門改め帳や宗門手形の記載から裏付けることができる。与三郎家では、安養寺（男）・光傳寺（女）であり（慶応四年宗門改め帳⁶⁾）、「去辰御改後」に娘たつが生れ、その宗旨は光傳寺檀那として登録された（安政四年宗旨手形⁷⁾）。

一方、海蔵院・光傳寺の丸檀家の場合、縁付・出生があっても半檀家とまらない。その一例を挙げておく。安政六年（一八五九）の宗門手形⁸⁾によれば、「去午御改以後」（＝安政五年（一八五八））に「居村与惣次郎方」からゆりが、甚六家（海蔵院丸檀家）の長男甚蔵の妻となり、海蔵院檀那として登録された。実家の同村内与惣次郎家が年次の近い慶応四年宗門改め帳に見いだせず不明であるが、文化十一年宗門改め帳の与惣左衛門家が与惣次郎家かと思われる。ここでは、安養寺檀那（男）・光傳寺檀那（女）の半檀家であり、おそらく光傳寺檀那ゆりが、甚六家の宗旨である海蔵院檀那に替えられたと考えられる。

このように知内村の寺檀関係（特に近世後期）は、三ヶ寺の丸檀家・半檀家が錯綜しながら展開していた。その際、基本的には、安養寺を優位にして、海蔵院・光傳寺に女子を檀那として付ける半檀家として、幕末まで継承されたと見える。

なお、ただ一例のみ、慶応四年の宗門改め帳において海蔵院檀那（男）と光傳寺檀那（女）の半檀家が確認できるが、その成立要因・背景は不明である。

こうした知内村の半檀家の在り方に関して、大桑氏は次のように指摘する「大桑一九八六」。

丸檀家のみでは存立基盤の弱い海蔵院・光傳寺に、優勢な安養寺檀家を半檀家として付けることによって、在村三ヶ寺の経済的基盤の平均化をはかったものではなかつただろうか。個々の家が丸檀家のままであつたり、半檀家になつたり、さらに海蔵院と光傳寺に分属した事情については明らかにしえないけれど、それは個々の家を越えた地縁の論理¹¹村落共同体の意志によってなされていることは明らかであろう。

特に男女別に檀那が分かれた要因を「個々の家を越えた地縁の論理¹¹村落共同体の意志」に求められるとする指摘は、従来までの半檀家の発生要因として言われてきた、「家」の所属・論理とは別次元の論理が働いていたとするもので傾聴すべき点である。

また、確かに知内村の半檀家のうち、安養寺に男子檀那を付け、海蔵院・光傳寺に女子檀那を付けるというのは、大桑氏がいうように海蔵院・光傳寺を経済的に存続させようという意図があると思われる。しかし、安養寺に男子檀那が付く積極的な根拠は一体何に求められるのだろうか。

現段階で、その背景を説明する直接的な史料を提示することはできないが、第五章でみたように安養寺は、保元年間の創建の由緒をもち、中世以来、村の鎮守である唐崎・十禅師社の祈禱所として機能し、それを維持するために宮座（モロト）を運営する村の有力者¹²宮座の老衆・上座衆を中心とした家が、家督を継承する男系の檀那寺院となつたのではないかと考えられる。

こうした点を顧みれば、知内村においての各寺院の経営は、檀那との関係を含めた上で、さらに村の行事に関わる

重要な機能をもつが故に、村として寺院を維持していこうとする意識が強かったと考えられる。これはまた、海蔵院・光傳寺についても同様に、先章で述べたように、寺院成立以前の村堂の機能や水春日社の存在など、宗旨を超えて村・檀那・寺院の中世以来の在り方を軸としながら、信仰を支える場として機能していたことも背景にあったと推測される。

次節では、これら知内村における檀家の様相を踏まえた上で、檀那寺をめぐる檀那と村の争論を通じて、いま少し知内村の半檀家を考察する。

第二節 知内村「半檀家」争論と信心―「片門徒旦那」「半旦那」をめぐる―

前節までみてきたように、知内村の寺檀関係は、近世後期から慶応年間に至るまで一家一寺の丸檀家と、男女別の半檀家が村内で錯綜しながら展開・維持されてきた。この半檀家が成立し、解消されなかった要因は何か。本節では、大桑氏が取り上げた享保年間に起こった安養寺・光傳寺の離檀争論に加え、新たに発見された宝暦年間の再争論史料（光傳寺文書）を検討し、知内村半檀家の実態（村方と寺・檀那の関係）に迫ることにしたい。

〈1〉 享保二二年の半檀家争論

まず争論の発端となった享保二二年（一七三六）三月の争論からみていこう。

【史料1】

乍_レ恐口上書を以御願申上候事

江州高島郡知内村

訴訟人 光傳寺

一、拙寺旦那当村仁右衛門嫁、当年宗旨御改御帳面より夫同宗真言宗ニ替宗仕度由ニ而、庄屋太郎兵衛方へ申断候、依_レ之、庄屋太郎兵衛、当月十七日拙僧方へ申達候、同日拙僧方へ使僧を以返答仕候ハ、右之仁右衛門嫁他寺方宗旨印形請させ申儀不_ニ罷成一候旨申遣候、太郎兵衛被_レ申候ハ、此義ハ仁右衛門へ直談可_レ被_レ致与申候、依仁右衛門方へ右之旨申遣候処、仁右衛門返答申候ハ、此義ハ先達而庄屋太郎兵衛へ相断安養寺旦那ニ帳面相認申候、最早立帰儀不_ニ罷成一と申候、右之仁右衛門代、男子之分ハ安養寺旦那ニ御座候、婦人之分ハ老若共ニ拙寺旦那ニ累年宗門御改之時分印形仕候義実正ニ御座候、此度俄ニ改宗仕候、万一外之片門徒、旦那之分我儘を見習申候様ニ罷成候ハ、拙寺寺務相続仕候義難_レ成、難義千万奉_レ存候、乍_レ恐右仁右衛門被_レ為_ニ召出一、無_ニ違乱ニ拙僧印形致申様ニ被_レ為_ニ仰付一被_レ下候ハ、難_レ有奉_レ存候事、右之通被_レ為_ニ聞召一、無_ニ違乱ニ拙寺旦那ニ判形請申様ニ被_レ為_ニ仰付一可_レ被_レ下候、勿論京都本山東本願寺御役人中_江茂、中本寺西浜村西栄寺添簡を以申達置候、御慈悲を以筋目ニ被_レ為_ニ聞召上_一被_レ下候ハ、難_レ有奉_レ存候、以上、

江州高島郡知内村

享保二十一年丙辰年三月

光傳寺 印

檀那総代

五右衛門印

寺社御奉行様

【史料1】は、大桑氏が紹介した光傳寺の中本寺海津である西栄寺文書に残るもので、享保二十一年（一七三六）三月に光傳寺・檀那総代らが郡山藩寺社奉行へ提出した願書の写である。⁽¹⁰⁾

それよれば、問題の発端は、享保二十一年の宗門改め帳から仁右衛門嫁の宗旨を、夫（安養寺檀那）と同宗に変更してほしいと庄屋太郎兵衛に願い出したことにある。その後、光傳寺は、「他寺より宗旨印形」を請けさせることは「罷りならない」と拒否。しかし、仁右衛門は、すでに庄屋に断つて安養寺檀那として宗門帳面に記載しており、「もはや立帰ることは罷り成らざる」状態であると主張する。加えて、仁右衛門の代では「男子は安養寺且那」であり、「婦人之は老若共ニ光傳寺且那」であり、「宗門御改の時に光傳寺が印形」を捺すことは間違いないことである。以後このような事態をほかの「片門徒且那」が「我儘を見習」うようになってしまえば「寺務が相続しがたい」としている。この口上書は、本寺西栄寺の添状と共に郡山藩寺社奉行へ提出されたが、その添状でも「婦人の方ハ代々光傳寺檀那ニ無紛」く、宗旨を替えて安養寺に改宗はできないとする光傳寺側の主張を追認している。⁽¹¹⁾

なお、この【史料1】の下書きとも考えられる書付（本章冒頭で示した史料）では、郡山藩寺社奉行に提出される添削前の文面となっており、知内村半檀家を「村例」「古来之作法」などと認識している点など、やや詳しくその経緯が記されている。⁽¹²⁾

こうして展開した享保争論であったが、この後の同年四月、詮議を受けていた仁右衛門は夫婦同宗（安養寺檀那）の主張を翻意し、「嫁せき義向後拙寺且那ニ可レ仕旨申上候」と嫁せきを従来通りに光傳寺檀那と認めるので、詮議を御免してほしいと申し出たことにより解決に向かった。⁽¹³⁾

さて、この享保争論の背景や経過は、従来これ以上明らかとなっていないが、次の光傳寺文書に伝来する庄屋・

年寄が郡山藩寺社奉行に提出した「口上書写」⁽¹⁴⁾によって明らかとなる。

【史料2】

乍_レ恐口上書を以申上候

高島郡知内村

仁右衛門

一、高島郡知内村光傳寺御願被_二申上_一候、私嫁旦那寺之義二付、昨五日御召呼御詮義二御座候、私嫁せき義同郡新保村太郎右衛門娘、去卯年十一月呼迎申候、其節嫁親元方真言宗二仕くれ候様申_レ之、致_二約束_一呼取申候二付、当村安養寺旦那二仕候段庄屋方へも相断り申候、然処母方宗門之為_レ繼、光傳寺旦那二仕度由光傳寺御願被_二申上_一候二付御詮義二御座候、

右申上候通り、嫁呼取候節約束仕候二付、安養寺旦那二仕候段申上候所、双方相論候ハ者、郡山_江可_レ被_レ遣旨被_二仰渡_一奉_レ畏候、就_レ夫、当津_江宿大坂や市兵衛・村方庄や・年寄申候者、光傳寺者私家母方之菩提寺二有_レ之候得ハ光傳寺門徒二致シ可_レ然候、只今耕作最中之砌郡山_江罷出、御詮義奉_レ願候義難義可_レ仕旨、江宿市兵衛・村方役人挨拶致シ候、尤御上_江奉_レ願候義恐多奉_レ存候二付、嫁親元へ者右段相断候而、向後嫁せき義光傳寺旦那二可_レ仕候、郡山へ被_レ遣候義御免被_レ為_二成下_一候様奉_レ願候、尤光傳寺へも嫁せき義無_二相違_一光傳寺旦那二可_レ仕旨申達候、右御詮義御赦免奉_レ願候、以上、

高嶋郡知内村

享保廿一辰四月

仁右衛門印

右仁右衛門奉_二申上_一候通、嫁せき義向後光傳寺旦那二仕候二付、右御詮義之義御赦免奉_レ願候、以上、

知内村

庄屋太郎兵衛

年寄源大夫

まず、仁右衛門家嫁せきは、新保村太郎右衛門娘で、昨年(享保二〇年)十一月、その親元から真言宗に付けるといふ「約束」で嫁入りした。しかし、知内村では男女別の半檀家が維持されており、「母方宗門」を継ぐべきだと光傳寺は主張する。こうした光傳寺の「御願」を契機に、仁右衛門は天津にて庄屋・年寄らの詮議を受け、庄屋・年寄らによる「光傳寺は私家母方の菩提寺であるので光傳寺門徒するべきだ」という主張に説得させられ、さらに耕作時期に郡山藩への出頭は難儀であるとして、親元には「相断」って嫁せきを従来通りに光傳寺檀那とすることで詮議の免除を仰いだのである。

このように、嫁せきは新保村では親元とともに真言宗と推測され、婚姻後も真言宗であるようにと、生家の檀那関係を宗旨レベルでのみ継承しようとしたようである。ただしこの主張は、光傳寺だけではなく、庄屋・年寄の主張として否定され、半檀家は継続することになった。先ほどの「光傳寺口上書」は光傳寺・檀那総代の連署であったが、この「口上書写」では庄屋・年寄の意見として宗旨替えを否定したことは注目しなければならない。すなわち、光傳寺も村方も一家一寺を否定し、半檀家の継続を図っていたことが明らかであろう。

以上、この享保争論史料の存在によって、文化十一年(一八一四)・慶応四年(一八六八)の宗門改め帳による近世後期の知内村半檀家は、近世中期から維持されてきたことがわかる。しかも、男子を安養寺に付け、「婦人」「老若共」の女子を光傳寺に付けるといふ在り方が、知内村において「片門徒旦那」として通例化・認識されていたことがわかる。

〈2〉 宝暦一三・一四年の半檀家争論

さて、一家一寺が否定され、半檀家が継続されることになった享保争論は、二九年後の宝暦一四年（一七六四）に問題が再燃する。そのことが確認できる史料を次に示す。⁽¹⁵⁾

【史料3】

一、近江国高嶋郡知内村光傳寺門徒、同村市郎兵衛妻并女子之分ハ、代々当寺旦那紛無御座候、則松平美濃守殿御領分に二而、先祖方拙寺宗旨印形仕来候、

一、当寺之義ハ、惣而夫婦両宗者数多御座候而、市郎兵衛義ハ男子之分ハ真言宗同村安養寺旦那、婦人之ハ代々拙寺旦那御座候、

一、右市郎兵衛妻せきと申者、三十年以前外之年、隣村方呼取申候、其節親仁右衛門在世二而、真言宗夫同宗二仕度段申レ之、不_レ得止_二事候_一二付、郡山寺社御奉行所迄拙寺前住罷出候而、右之誤合申上候処、御聞届ケ被_二成下_一、大津御役所へ被_二仰遣_一、則相手仁右衛門を大津御役所へ被_二召呼_一、御吟味_之被_二仰渡_一、則大津宿并村方役人取扱仁右衛門、心違_二相極り得心仕候上者、古来之通、母方宗門を継、今年迄宗旨印形仕罷在候、然所、此度市郎兵衛、又候先年之義を申出難渋被_二申掛_一、甚難義千万存候、無_レ謂離旦那仕候様相成候而者、寺相續難仕、別而其外旦那敷多御座候得ハ、右之願も後日出来之事も候哉と、千万歎ケ敷存候、依_レ之、御慈悲を以、郡山寺社御奉行所まで改宗止め、何分宜敷様被_二仰遣_一、是迄之通宗門を継事済候様相成候ハ、事務相續も有_レ難仕合奉_レ存候、以上、

近江国高島郡知内村

宝暦十四年甲申年三月

光傳寺

集会所

御役僧中様

これは光傳寺が本寺西栄寺に提出した口上書写である。おそらく、この提出は、享保争論と同様に西栄寺から寺社奉行へ添状を出してもらうためであったと推測できる。この時、仁右衛門は既に死去していたようで、争論の主体は夫市郎兵衛と妻せきである。次に内容を条目ごとに整理した。

①（仁右衛門家）市郎兵衛妻せきと娘は代々光傳寺檀那である。

②光傳寺檀那らは「夫婦両宗者」が多く、市郎兵衛・せき夫婦についても、男子は真言宗安養寺檀那、婦人は代々光傳寺檀那である。

③市郎兵衛の妻せきは三〇年前に隣村から嫁入りし、その時「親仁右衛門在世」で、「真言宗」である夫と「同宗」にしたいと訴えたとする。しかし、その時は「古来之通」に「母方宗門を継ぐことになったが、今回この宝暦一四年（一七六四）に妻せきの夫である市郎兵衛が「又候先年之義を申出難渋被_レ申掛_レ」けた。これは光傳寺にとって「無_レ謂離旦」であり、これが罷り通れば寺務が相続し難く、その他の「半旦那」も多くいるので、同じ様な主張が出て来れば歎かわしいことである。よって「改宗」を止めてほしい。

光傳寺も知内村で「半旦那」が貫かれていることを述べた後で、寺務相続の困難や謂われ無き離檀に対して反対していることが読み取れる。次にこの主張を踏まえた上で、市郎兵衛の主張をみてみよう。

【史料4】

乍レ恐書付を以奉願上候

一、私妻せきと申者、式十九年以前卯年、御領分同郡新保村百性太郎右衛門娘を縁組仕候、**1**其節親元より申聞候者、真言宗当村安養寺旦那二而、夫と同宗仕具候様ニと相極貫申候二付、其段**2**光傳寺へも申聞、庄や方へも相断申候処、光傳寺方被レ申候ハ、代々夫之義ハ真言宗、安養寺女之義ハ浄土真宗ニ有レ之候得ハ、光傳寺旦那二仕度段、翌辰四月御願被レ申上候二付、其節、私親仁右衛門被レ召出、御代官松平本幸左衛門様方被レ仰渡候ハ、双方相争候ハ、御国□^元へ可レ罷遣旨、被レ仰付候処、其節ハ植付耕作指掛り、一日之他行も歎ケ敷奉レ存罷有候処、大津郷宿大坂や市兵衛并村役人共相勸申候ハ、時分柄と申御国元へ罷出御苦勞申上候義、恐多奉レ存候二付、**3**嫁義ハ旦那光傳寺旦那二仕候様ニ申レ之候由二而、私并せきへ其段得心不レ為レ仕、大津表ニおいて親仁右衛門、内濟仕罷帰申候而、せきへ被レ申聞候処、其節甚相歎申候得共、親仁右衛門相濟、書付等指上候上者仕方も無レ御座候得共、**4**女之義ニ御座候故、本願寺を嫌、一向寄^偏寄も不レ仕、親仁右衛門義難義千万奉レ存罷在候而、十九年以前丑之年病死仕候御事ニ御座候、末期迄申寄候者、我等存違二而不得心之処、内濟致レ印形ニ罷帰候義ニ候得ハ、其願も難申上候、過年月過候ハ、何卒**5**せき念願も相違、安信成仏仕候様ニ取計可レ申旨申置候二付、近年段々村役人中迄内願仕候得共、事濟候義故、何分難ニ願上ニ趣被レ申聞、延引仕罷在候得共、**6**妻せき義、昼夜申寄候者、本願寺宗死後取置候義ハ、幾重ニも難請ニ申レ候二付、色々是迄理解仕候得共、一言得心不レ仕難義至極奉レ存候、**7**離縁も仕度奉レ存候得共、大勢之^世子共も御座候得ハ難ニ見放シ奉レ存間、何卒御慈悲を以、私同宗ニ罷成候様被レ仰付被レ下候ハ、人間寺人御救所奉レ存生々世々有かたき所、可レ奉レ存候、以上、

訴人

宝——未六月

百姓

市郎兵衛

御代官様

これは未年（〓宝曆二三年）六月に市郎兵衛から代官に宛てて出された書付の写しで、二九年前の享保争論における経過を記した上で、再び妻せきの宗旨替を訴えたことがわかる。享保争論と比較してもその経過を詳しく追うことができ、注目すべき点が多いので、その詳しい内容と経過を次にまとめた。

①妻せきは親元から真言宗安養寺檀那として、夫と同宗にすることで縁組をした。

②光傳寺・庄屋が主張したのは、代々夫は安養寺に付き、「女之義ハ浄土真宗」であるということ。

③大津郷宿と村役人が仁右衛門に「嫁義ハ旦那光傳寺旦那二仕候様」と説得し、せきを光傳寺檀那に戻すと「内濟」して帰ってきた。

④すでに内済したので仕方がなかったが、せきは「本願寺」を嫌って、一向に帰依しなかった。

⑤仁右衛門が病死し、年月も過ぎたので、せきの念願である「安信成仏」するように「取計」〓安養寺檀家に宗旨替してほしいとの旨を村役人に願い出た。

⑥妻せきは昼夜「本願寺宗」で「死後取置」ことは「幾重ニも」請けがたいと主張した。

⑦もはや離縁も辞さない覚悟だが、大勢の子供もいるので、何卒私と同じ宗にしてほしい。

以上の経過の中でもわかるように、光傳寺や村の主張はあくまでも男女別に檀那を分けることが「代々」の在り方であった。これに対して妻せきは納得せず、光傳寺檀那となりつつも、本願寺への不帰依が続いていた点は注意しなければならぬ。つまり、妻せきの主張は、夫と同宗になることではあるが、決して「一家一寺」という「家」へ帰

属を主張していたわけではなく、あくまでも「安心成仏」のためという点にあり、追善の在り方への願望が大きく作用していたことは見逃せない。先に見た庄屋・年寄の主張にあった「私家母方之菩提寺」とあるように、妻せきにとつて光傳寺の宗旨に入ることは、「本願寺宗」による「死後取置」、つまり一向宗の宗旨による葬送・追善・供養をうけることであり、それを信仰上の問題として受け入れがたいものであったのである。

さて、以上の市郎兵衛と妻せきの訴えに対して、翌月に光傳寺は代官に書付を差し出した様である。そこでは、享保争論における経緯を確認した上で、「仁右衛門之義ハ、先祖方男子之分ハ真言宗安養寺旦那二罷在、婦人之分ハ浄土真宗拙寺旦那二無紛義ニ有レ之」としたあと、「惣而知内村之義ハ、夫婦両宗之者共、数多御座候事ニ而、畢竟古来方仕来」として、市郎兵衛の主張を「無レ謂離旦那改宗仕度旨、御願申上候義」であり心得がたいとする。さらに「夫婦両宗之者共村中数多御座候所、何之無益、我意を以改宗離旦那仕候様ニ相成」すことは寺務を相続し難いことになるので、従来通りにしてほしいと、享保争論と同じ主張を繰り返すにとどまっている。⁽¹⁷⁾

以上のように、享保争論段階で親仁右衛門の内済によって争論は決着していた。しかし、仁右衛門死後に、市郎兵衛・せきの二人が享保争論の裁決に納得せず、さらに妻せきの「信心」を問題として訴訟におよんだ様子がみてとれる。しかし、村や光傳寺は全く取り合うことはなかった。その際に、特に光傳寺が主張したのは寺務が相続し難いというものであり、一家一寺を否定したものと読み取れる。しかも、「半旦那」「片門徒旦那」を維持していくのは、宗判権を軸とし寺院経営への危惧から離旦那を禁止した、というよりはむしろ、光傳寺自身の主張の中にあつたように「村例」「古来方之作法」「知内村の儀」として、あくまでも〈村の意志〉によって貫かれた姿勢であつた。

このように考えると、知内村においては「半旦那」「片門徒」が示す通り、村レベルで各「家」の男女の位牌安置や葬送・追善を異にさせることが〈村の意志〉として明治まで貫徹されていたと考えられる。

以上のような在り方は、従来指摘されてきた半檀家を「家」を前提とした一家一寺への過程で起こったもの「大桑一九八六」、また宗門帳制作過程における問題「森本二〇〇六」とも評価することはできない。半檀家が起こりえる要因として、やはり村落共同体の具体的な在り方や信心や宗派による要因を看過することはできないのである。

〈3〉 もう一群の知内村半檀家史料

近世知内村の半檀家は、その史料の残存状況から、享保年間・宝暦年間の争論史料および文化一一年と慶応四年の宗門改め帳によって明らかであるが、それ以前はどうであろうか。

ここにもう一つ断片的な史料がある。それは、光傳寺文書に残る鳥居家年忌仏事に関する文書群である。これは、鳥居家元祖の道喜・妙圓の田地相伝に関する明暦元年（一六五五）の証文、そして両者の年忌仏事に関する記録類である。この史料の中に、知内村半檀家に関する興味深い記述を見出すことができる。次にその史料を示す。

【史料5】 「鳥居元祖百五十回忌年会帳」 享和四年（一八〇一）

乙未九月六日、樂月道喜禪門、安養寺ニ相勤ル

寛文十庚戌年八月廿五日、法名釈妙圓、光傳寺ニ而相勤ル、

右ハ正月廿七日、則五右衛門方^江 寄合相談之上、心さし次第持寄り相勤申候、

右之通り相勤リ可^レ申候、是々十五年相立候へ者妙圓様之百五十年忌相当リ可^レ申候、其時者光傳寺様ニて相勤ル相談なり、文政元年ガ百五十年当ル

【史料6】 「鳥居元祖二百回忌年会帳」 安政元年（一八五四）

樂月道喜禪定門、安養寺ニ相勤ル筈、

寛文十年庚戌年八月廿五日、法名釈妙圓、光傳寺相勤ル筈、

道喜様年会之次第

右者安政元年甲寅ノ八月六日、五右衛門方ニて弍百年忌相勤申候、尤寄合相談之上、心ざし次第持方相勤申候、
 麴酒耄献相出し候事、

【史料5・6】は、鳥居元祖樂月道喜の一五〇回忌・二〇〇回忌供養に係る経費や参加人名を書き上げた帳面うち、その冒頭部分にあたる。⁽¹⁸⁾ 鳥居道喜は、明暦元年（一六五五）九月六日に遷化した鳥居三郎大夫家の二代目で、知内村鳥居家元祖とされる人物である。⁽¹⁹⁾ としてもう一人の妙圓は、実名は不明であるが寛文一〇年（一六七〇）八月二五日に遷化した人物である。二人はおそらく夫婦であったと思われる、知内村鳥居家の元祖として、この他にも二五〇回忌供養の記録も残されている。⁽²⁰⁾

知内村内の鳥居を同苗とする同族集団による先祖祭祀の実態を知る興味深い史料であるが、注目したいのは没年次・法名の次に記された寺院名である。すなわち、その供養について、道喜は安養寺にて行い、妙圓は光傳寺にて行うというものである。享和四年（一八〇二）の道喜の一五〇回忌の一五年後が妙圓の一五〇回忌にあたり、「其時は光傳寺様にて相勤る相談なり、文政元年が百五十年当る」と確認している点も注目されよう。

また、妙圓の遠忌供養は、実際には文政元年（一八一八）ではなく文政五年に行われたようであるが、残念ながらその記録には会場となる寺院に関する記述はない。⁽²¹⁾

ただし、享和四年の道喜一五〇回忌の記録帳をみると、布施代として安養寺に七百文、光傳寺・海蔵院に各三百文、またこれとは別に卒塔婆として安養寺百文、御飾り代光傳寺百文がそれぞれ渡されている。一方で、文政五年の妙圓

一五〇回忌の記録帳では、布施代として光傳寺三匁（錢立三四一文）、安養寺に一匁八分、海藏院一匁五分が渡されている。ここから類推されることは、特に知内村半檀家についていえば、道喜の供養の主体は安養寺であり、妙圓は光傳寺であつたということである。

この道喜・妙圓は、系譜として鳥居三郎大夫家であるが、文化一一年宗門改め帳に該当者はなく、慶応四年宗門改め帳にはわずかに「三郎右衛門」が一人記載されており、近世を通じて半檀家であつたかはわからない。

しかし、大正四年（一九一五）の安養寺の檀徒帳によれば、「男安養寺・女光傳寺関係檀徒」の項目の中に、「三良右エ門、三良助、三良兵衛共言フ、元海藏院ト関係」として「三良太夫」家が記されている⁽²²⁾（この「元海藏院ト関係」との記述の詳細は不明）。また、同じく檀徒帳の「当山檀徒ノ家系」の項目では、「三良太夫」本家は、檀徒帳がまとめられた大正四年の段階で女性が一人記載されているだけで、かつ「明治五年光傳寺へ合併」とある。なお、「三良太夫」家分家の「庄五郎」家は、慶応四年の宗門改め帳では男四人が安養寺檀那で、女六人が光傳寺檀那となっている。

以上を踏まえると、知内村半檀家は、近世前期から幕末・明治・大正期まで継続されてきたと考えることができる。それでは、その知内村半檀家は、いつまで継続していたのであろうか。最後に次節でこの問題を考えてみたい。

第三節 知内村「半檀家」の近代 ―その解消過程―

現在の知内において、半檀家を確認することはできない。古老への聞き取り調査においても、昔に男寺・女寺といふことがあつた程度の認識である。

知内村の半檀家は、確認できる近世前期、享保年間・宝暦年間（争論の年次）、および天保十一年・慶応四年（宗門改め帳）の近世的状況から現代に至るまでの間に解消したことになる。では、その知内村の半檀家は、どのようにして解消されていったのか。その問題を考えるにあたって、まずは知内村『記録』の明治五年（一八七二）の箇所に記録された寺院と各檀家数に関する記述をみておきたい。⁽²³⁾

【史料7】

安養寺	旦中	五拾軒	規則別印
海蔵院	旦中	三拾貳軒	同断
光伝寺	旦中	拾八軒	同断

先ほど確認してきた慶応四年の宗門改め帳に記載された数と比較すれば、安養寺檀那数は大きな変動はなく、逆に海蔵院は半減、光傳寺も減少していることがわかる。また、明治十一年（一八七八）に作成された知内村戸籍帳においては、記載上、一家一寺としてまとめられている。⁽²⁴⁾ここに、近世から展開した知内村における半檀家は、一応解消したといえなくもない。ただし、家や個人の信仰や墓制の問題から、ただちに一家一寺に移行したかは疑問である。近代初期から、現代の「男寺・女寺」の歴史認識の間には、何らかの変遷があったはずである。

ここで、この問題を紐解くための注目すべき史料がある。それは、幕末〜明治・大正期で知内村において、主導的に村政にも関わった中川源吾の書き残したいくつかの記録類である。特に、中川源吾が大正四年から着手した安養寺史（「寺有記録」）、また同時に作成した「檀徒名簿」、さらには安養寺のみならず、他の海蔵院・光傳寺の檀信徒名簿も残されている。これらの史料から、知内村「半檀家」の解消過程を読み解くことができる。⁽²⁵⁾

まず、中川源吾が編纂した次の二つの記録（いずれも明治五年の箇所）から、知内村半檀家の解消過程の契機を知

ることができる。

【史料8】中川源吾編「中川源太夫私有記録」（明治三十八年編纂（記述）開始）

明治五年壬申、戸籍編成始マル、平民ニ苗字ヲ許ス、宗門自在ノ權ナルヲ以テ村内三ヶ寺ノ内取定メ、戸籍ニ膳記ノ事、村内確定セシハ総戸数百三戸（内寺三戸）、内安養寺五十戸、海蔵院三拾八戸、光伝寺拾八戸ト確定セリ、総人員ハ五百弍拾壹人、内男弍百五拾壹人、女弍百七拾人、妻妾ニ非ラサル兒子ハ私生子トス、

【史料9】中川源吾編「寺有記録原稿」（大正四年、編纂（記述）開始）

明治五年申四月、御一新二付、戸籍改正宗門帳廢止ニ付、村役場ヨリ半檀徒ノ者ハ、自後五十年間、旧来之通両寺へ年忌供養等可レ致旨申渡相成候事、

この【史料8】「中川源太夫私有記録」⁽²⁶⁾からは、知内村『記録』にあつた檀家数の根拠ともいふべき、壬申戸籍の編成に伴う各檀家数の「確定」数を記す。ここで「村内」（知内村）の寺檀関係が整理されたことが読み取れよう。

一方、【史料9】「寺有記録原稿」⁽²⁷⁾（安養寺史草稿）には注目すべき記述がある。すなわち、村役場からの通達により、知内村半檀家について以後五〇年間、それぞれの寺へ年忌仏事を営むようにというものである。これは、明治五年の壬申戸籍編成以降五〇年間半檀家を認めるということであり、また、五〇年かけて知内村半檀家が解消されていくということにもなる。つまり、近世知内村の半檀家は、明治五年に直ちに整理・解消したわけではなかったのである。

次に、「当山（安養寺）檀徒名簿」⁽²⁸⁾にある興味深い記述をみておく。この記録の冒頭には、「従既往、明治五年迄檀徒名前」とあり、「既往」は近世から明治五年までの檀徒名を列記している。また、その際、「当山丸檀徒人名」、「男安養寺・女海蔵院関係檀徒」、「男安養寺・女光傳寺関係檀徒」、「檀徒ノ区分分明ナラサル者」といったよう

に、丸檀家、半檀家の別に名前(家)を列記しているのである。

また、この「当山檀徒名簿」には、【史料9】中川源吾編「寺有記録原稿」とは少し異なった説明が記載される。ほぼ同文ではあるが、次に示しておく。

【史料10】

明治五年、太政官布告ヲ以テ平民ニ苗字許サレ、而シテ戸籍編成ニ際シ、半檀徒ノ者随意合併可致旨ニ抛リ、檀徒姓名左記之通確定相成候事、

明治五年ヨリ向フ五十箇年ハ従来ノ通、半檀徒ハ関係寺院^江法要供養并ニ盆ノ棚経ハ其際限トス、右ハ村中評議決定ノ事、

先の「寺有記録原稿」では、明治五年に「村役場ヨリ」五〇年間は従来どおりの半檀家の在り方が示されたが、右の史料では、それが「村中評議」で決定されたとする。この知内村半檀家の在り方は、「村役場」からの通達であったが、それは近世前期以来の〈村の意志〉であったといえるのではないだろうか。つまり、近世知内村の半檀家は、〈村の意志〉として一家一寺は志向されず、幕末・明治期、その後五〇年先を限りとして半檀家が継続・選択されたのである。

おわりに

以上、本章では近世知内村の寺檀関係史―半檀家の考察をおこなってきた。

これまで知内村半檀家に関する研究は、大桑齊氏によって関係史料が精査されたことにより、八〇年代〜二〇〇〇

年代の半檀家研究で言及されることはなくなる。そのなかで、本章での検討は、新たな史料の紹介・分析を通じて知内村半檀家の再検討をおこなうとともに、その解消という問題も取り上げた。

その結果、知内村の半檀家は、近世前期から大正年間頃まで継続され、完全な一家一寺とはならなかった。また、大桑氏が取り上げた宝暦年間の争論に関する新史料の分析により、争論の論点であった一家一寺になりたいという主張は、夫と同宗という点に焦点があるのではなく、実家が真言宗であり、他宗（の葬法）が受け入れがたいという妻せきの信心上の問題が大きく作用していたといえる。

そして、妻せきの主張を斥け、一家一寺を抑え込み、従来通りの半檀家を継続させたのは、嫁入り当時の家長（仁右衛門）であり、光傳寺であり、そして村であった。冒頭で示した享保二一年争論における光傳寺・檀那総代による、知内村「半檀家」が「村例」であるという主張を踏まえれば⁽²⁹⁾、一家一寺を経済的な問題として拒否する光傳寺だけでなく、「村例」として知内村が（寺檀関係の）秩序維持を重視し、半檀家を選択し続けたという点においても、大桑氏がいうように、確かに「個々の家を越えた地縁の論理＝村落共同体の意志」があったといえよう。

その上で、知内村がなぜ半檀家を継続したのか、という問題がある。換言すれば、村および村人は、なぜ半檀家を必要としたのか。本章では、知内村半檀家の様態と変遷、そして終焉までを考察してきたが、一家一寺と半檀家の混在する背景や要因までは、現段階で史料の制約もあり不明と言わざるを得ない。ただし、見通しを述べておけば、丸檀家となる家は、本分家関係上の本家にあたる家が多く、半檀家は分家筋が多いという印象がある。

また、先にも紹介した大正四年の「当山檀徒帳」⁽³⁰⁾には次の様な記述がある。

【史料11】

明治五年以前ハ丸檀徒些少ナルヲ以テ檀徒総代ナル者ヲシテ檀頭ト唱ヘ有力ナル者総テ総轄シ、半檀徒ト雖トモ

有力又ハ信者ハ立会、寺務ヲ整理シ円満ニ経過ス、維新以来則チ明治五年始メテ檀徒総代三名ヲ選任シ、総テ寺務ヲ委任スルコト一般ノ規則ト相成、其際半檀徒ハ帰依ノ宗派ニ併合確定スルニ至ル、故ニ檀徒総代ヲ三名選任シ、其筋及当山ノ寺務外部ノコトヲ整理ス、其任季ヲ三年トシ、満季ハ三月廿一日総会ニ於テ選挙スルコトニ定マレリ、其総代勤務年限氏名左ノ如シ、

檀徒惣代（檀頭）の役割・任命に関する記述であり、それは丸檀徒で「有力ナル者」がすべてを統括するとある。対して半檀徒であつても有力であれば立会うとあるだけで、檀徒総代に就くといった規定はない。ただし、明治五年に新たに檀徒惣代を選任した経緯と半檀家の解消に触れている。

このように、丸檀家・半檀家には、家格等において差異意識があつたことは間違いない。また、「組頭」やモロトを担う家も、本家に集約されていくとすれば、半檀家の要因は、そうした系譜上と村落運営の問題としても考察する必要がある。

はじめに紹介した蒲池氏は尾張国八開村の半檀家を考察された際、その寺院が成立する背景も合わせて考察している。ここでは、新田開発という視点から、人の移動と寺の移動によつて複雑に入り組んでいく寺檀関係（半檀家）の成立を想定して興味深い。それを「ムラの新田開発にともない入植した者が夫婦別々に出身地の寺檀関係を持ち込んだことに起因しているのではなからうか」と述べている「蒲池二〇一三」。

本章では、近世知内村の寺檀関係たる半檀家の実態と解消過程を明らかにしてきたが、その成立・解消の要因や背景を探るには、知内村の共同体の在り方や村落構造、また鎮守と関わる三ヶ寺の性格や村社会との関わりを含めて考察する必要がある。本章での検討は、その基礎的考察として位置付けられるものである。

〔註〕

(1) 「光傳寺口上書写」(「光傳寺文書」C四八①、目録番号は史料紹介の目録による「高橋他二〇〇九」)。以下同)。

(2) 個別研究はないが滋賀郡北比良村(現在の滋賀県大津市北比良)では、延宝九年(一六八一)の「江州志賀郡之北比良村百姓男女宗旨改帳」(「北比良区有文書」大津市歴史博物館保管紙焼き文書)より、全一六戸全五二三人の七ヶ寺の丸・半檀家が確認できる。そこでは、市左衛門家(四七番)が、福傳寺・安養寺・西福寺の三ヶ寺による半檀家であったことが確認でき、母・女房が安養寺、父親・市左衛門・子息等が福傳寺であった(下人五郎作が西福寺)。ここでは一見、村内における男女別半檀家とも考えられるが、その後、子供全員が福傳寺となっており、一家一寺が浸透しつつあったのかもしれない。また、重林家(九四番)は天台律西福寺・西本願寺宗西福寺による半檀家が見られる家である。そこでは重林以外は全員西本願寺宗西福寺であり、子供出生以後、半檀家が解消されていく。半檀家となる要因は不明ながら、子供出生以前は重林・女房らの男女別半檀家だった可能性もある。このように、北比良村の半檀家はすでに延宝九年段階で宗門改め帳上、半檀家は解消傾向にあり、文政年間の宗門改め帳では一家一寺となって記載されている。

(3) 「近江国高嶋郡知内村宗旨御改帳」(「知内共有文書」一一「戸口」八―三〇五)。区有文書において三ヶ寺分が揃っているのは、管見の限りこの慶応四年分のみである。

(4) 「近江国高嶋郡知内村宗旨御改帳」(「知内区有文書」一一「戸口」八―一)。

(5) 「差上申宗門手形之事」(「知内共有文書」一一「戸口」二二―二)。

(6) 「近江国高嶋郡知内村宗旨御改帳」(「知内共有文書」一一「戸口」八―四)。

(7) 「差上申宗門手形之事」(「知内共有文書」一一「戸口」二二―二)。

(8) 「差上申宗門手形之事」(「知内共有文書」一一「戸口」二四―二)。

(9) 知内村の宮座や村落構造に関しては、古川彰氏の論考で明治前後の論及があるが「古川二〇〇四・二〇〇五」、前近代での様相や、村落寺院との関わりは依然として不明な点が多い。古川氏は次のように指摘している。「知内村は大正期まで神事組織である「諸頭」(宮座)が村の支配的な政治組織でもある「長分(おさぶん)」と重なっていた。つまり、神事と政事とが一致していたのである。しかし、内庄・外庄のなかで政事と神事とが分離し、かつての「長分」支配はかたちを変えていった。実は「長分」支配のもとでは神事と政事とがそのままの政治であった」とされる。ここで村の神事を、村の年中行事として、さらに大般若経会をその一つと捉え直し、前近代において安養寺が最も主たる役割を担っていたとすれば、少なからず村落構造上において、宮座を運営する「諸頭」が安養寺の檀家として重なることも十分に想定できる。しかも現在の大般若経会は安養寺のみが行っているが、区長・副戸長・世話役三人の五人によって執り行われている。これは前近代において五年ごとに五人を選定して輪番していた廻り神主の数と一致するのである。この詳しい分析も稿を改めて考察したい。

(10) 大桑氏史料紹介「大桑一九八六」の二二、知内村仁右衛門嫁半檀家争論史料」⑧「光傳寺口上書写」。

(11) 大桑氏史料紹介「大桑一九八六」の二二、知内村仁右衛門嫁半檀家争論史料」⑨「西栄寺添状」。

(12) 「光傳寺口上書写」(光傳寺文書C四八①)。改めて全文を示しておく。

乍_レ恐口上書を以御願申上候

江洲高嶋郡知内村光傳寺

一、高島郡知内村之儀者、惣而夫婦両宗多ク他所、或同村方嫁取有_レ之候而茂、其家母方之宗門を継候、村例ニ御座候、

一、当村仁右衛門妻・同娘有_レ之、先祖方当寺且那ニ御座候、然処、右仁右衛門方へ、去如年宗旨御改以後嫁を取申候、就_レ夫当年宗旨御改ニ、右嫁を父母之真言宗安養寺且那ニ可_レ致旨庄屋方へ、右仁右衛門断申候由、庄屋太郎兵衛、当月十七日拙僧方へ申達候ニ付、他寺之且那ニ為_レ致申義不_レ罷成_レ候旨、使を以申遣候処、太郎

兵衛被_レ申候者、其段ハ仁右衛門方へ直談可_レ致旨ニ御座候故、則仁右衛門方へ右趣申遣候得ハ、先達而庄屋太郎兵衛へ相断、安養寺旦那^(帳)長面被_二相認_一、最早帰参不_二罷成_一候段、返答申越候二付、下二而兎式角申候得共承引不_レ仕候故、御訴奉_二申上_一候、右申上候通、古来方之作法を、此度仁右衛門我俣之致方其分ニ差置候而ハ、向後右之類出来仕候得ハ、拙僧事務相続難_レ仕迷惑千万奉_レ存候、先格之通、拙寺旦那相成候様、被_二仰付_一被_レ下候様奉_レ願候、

右之趣被_レ為聞召分、右仁右衛門被_レ召出、無違乱前々格式之通、当寺旦那致、宗門御改帳ニ拙僧印形仕候様、被_レ為_二仰付_一被_レ下候ハ、難_レ有奉_レ存候、尤本山東本願寺御役人中へ、中本山同郡西濱村西栄寺添簡を以申達候、以上、享保二十一年辰三月 知内村光傳寺

御奉行様

旦那総代五右衛門

(13) 大桑氏史料紹介「大桑一九八六」の二、知内村仁右衛門嫁半檀家争論史料」⑩「光傳寺注進書」。

(14) 「光傳寺口上書写」(「光傳寺文書」C四八②)。

(15) 「光傳寺口上書写」(「光傳寺文書」C四九)。

(16) 「市郎兵衛書付写」(「光傳寺文書」C五〇①)。

(17) 「光傳寺口上書写」(「光傳寺文書」C四九②)。

(18) 「鳥居元祖百五十回忌年会帳」(享和四年「二八〇一」(「光傳寺文書」〔未紹介史料〕)。「鳥居元祖二百回忌年会帳」(安政元年「一八五四」(「光傳寺文書」〔未紹介史料〕)。

(19) 「光傳寺片檀徒過去帳写」大正四年(「中川功家文書」補遺第三箱六号)。

(20) 中川源吾編「寺有記録原稿」(大正年間成立。「中川功家文書」補遺第三箱一号)には、「知内鳥居五右衛門・鳥居三良右エ門・妙信尼三名樂月道喜五十回忌菩提ノ為メ造修」とあり、五〇回忌からの執行を推測されるが一〇〇回忌の記述はない。

- (21) 「鳥居氏元祖妙園百五拾年会相勤人数覚」(文政五年(二八二二)。「光傳寺文書」〔未紹介史料〕)。
- (22) 「当山檀徒名簿」(大正四年)。「中川市三郎家文書」)。この史料の性格や成立契機は第七章にて触れる。
- (23) 知内村『記録』。「知内区有文書」二一一「記録」四)。
- (24) 明治一二年(一八七九)七月の「戸籍簿」(知内区有文書一一「戸口」四九)では、一家の氏社と共に檀那寺が統一されて記載されている。
- (25) 中川源吾による檀徒名簿を含めた寺史・諸冊編纂の契機・経過については、次章で論じる。
- (26) 「中川源太夫私有記録」。「中川功家文書」〔未番号文書〕)。
- (27) 中川源吾編「寺有記録原稿」(大正年間成立。「中川功家文書」補遺第三箱一号)。
- (28) 「当山檀徒名簿」(大正四年)。「中川市三郎家文書」)。
- (29) 「光傳寺口上書写」。「光傳寺文書」C四八①)。
- (30) 「当山檀徒名簿」(大正四年)。「中川市三郎家文書」)。

第七章 寺誌を識すということ ―明治・大正期知内村と寺院の歴史叙述―

はじめに

安政五年焚掠ノ災ニ遭ヒ、寺有ノ記録殆ンド亡失セリ、サスガニ日操(續)過去帳ノミハ、尽キセヌ法灯ノ光明ニ蔽ハレテ、鳥有ヲ免レタリ、以為ラク今ニシテ補綴ヲ加ヘズンバ、支離滅裂、法花空シク地ニ委スルノ懼アラム、

(【史料1】大正五年一月、中川源吾「回顧記」の一部)

幕末から明治・大正期の近江国高嶋郡知内村に、中川源吾(嘉永元年(一八四八)〜大正十二年(一九二三))という琵琶湖水産養殖の発展に尽力した注目すべき人物がいる。

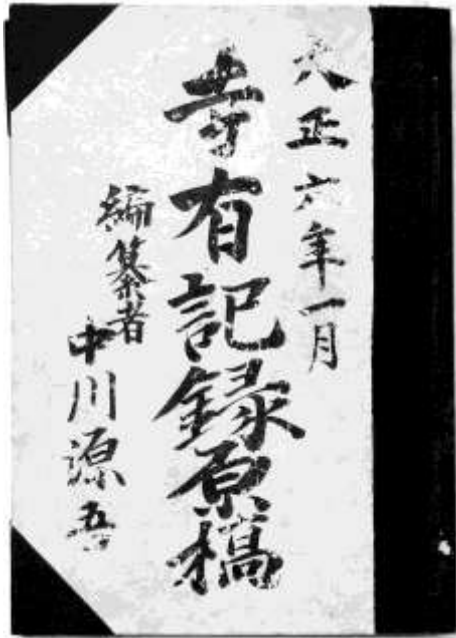
源吾は、琵琶湖の湖魚(特に鱒)孵化産業のために、近江水産組合などを次々に結成し、それら多くの事績から「淡海水産翁」と呼ばれた事業家であり、⁽¹⁾また戸長・村長などを歴任し、その村政においても卓越した指導力を発揮した人物でもある。

冒頭の一節は、大正五年(一九一六)一月、源吾が自らの事績をまとめた「回顧記」と題する備忘録の一部である。⁽²⁾

源吾は、その「回顧記」の中で、①琵琶湖養魚養殖事業、②蚕糸事業、③村政要職の事業・村政と並んで、④菩提所安養寺史編纂の編纂、規定の整備を自身の重要な事績として位置付けていた。

そして、大正四年から「編纂者」として編纂を開始した源吾は、大正六年一月に「寺有記録原稿」という記録をまとめ上げる。これは、菩提所安養寺(真言宗)の「寺誌」ともいえる編纂物であったが、その内容は単なる安養寺の「寺誌」という範疇に止まらず、知内村の歴史・出来事に関する多くの記述・記録が含まれていた。⁽³⁾

本章は、史料論(村のアーカイブ)の視点を踏まえつつ、今後の知内村『記録』を軸とする社会学・歴史学的研究の前提となる史料研究に資するために、その周辺史料ともいえる源吾が記した「寺有記録原稿」の成立過程やそ



「寺有記録原稿」(表紙)



晩年の中川源吾(中川功家蔵)

の内容の検討を通じて、知内の村落寺院の一つである安養寺と檀那中、あるいは村との関係を明らかにする。また、その「寺有記録原稿」の具体的な分析にあたっては、編纂過程における源吾の調査活動に注目するとともに、編纂・記述において参照・利用されたと考えられる知内村の共有文書(帳簿保管の知内区有文書)や、源吾の家(家号・源太夫家)において蓄積・保管された文書との比較検討も行う。

特に、参照・利用されたと考えられる知内区有文書のうち、延享二年(一七四五)から現在に至るまで書き綴られている知内村『記録』⁴⁾には、「寺有記録原稿」の記述やその関係史料から写し込まれたと考えられる箇所がある。これは、知内村『記録』を用いながら知内をフィールドとして展開した一九八〇年代以降の環境社会学の成果「鳥越・嘉田一九八四」、またその後、筆者も関わる知内区有文書や聞き取り調査を中心とした「村の日記」研究会による研究においても、知内村『記録』がどういった記録史料であるのか、という史料的問題を考察する上で欠かせない点であると考える。

第一節 「寺有記録原稿」の成立

〈1〉 寺有記録原稿の起筆

「寺有記録原稿」（以下、「寺有原稿」と略称）の内容を検討する前に、その成立の契機（執筆動機）を確認しておく。中川源吾は「寺有原稿」の「凡例」において次のように説明している。

【史料2】 「寺有原稿」

当山は安政五年四月八日類焼に罹り古書類等無し之、今にして補綴を加へざれば、支離滅烈の恐れあるを以て、無学なるを顧みず編纂したり、此書ハ当山に関する各方面に涉つて材料を蒐集したりと雖ども、甚だ簡短に失し、概況を摘記するにすぎず、年次には世間の出来事、世の変遷等の概況を記載し、書中当山とあるハ安養寺を指す、名づけて寺有記録とす、書中誤字、文章の錯誤、其他不備の点不_レ尠読者、之を諒せよ、

知内村の安養寺は、安政五年（一八五八）八月四日に焼亡⁽⁵⁾し、これによって寺史の拠り所となるべき「古書類」が焼失してしまった。そして、いま寺有記録（安養寺が有していた記録・歴史情報）を「補綴」しなければ、それらは「支離滅烈^(裂)」となってしまうということが強く意識されている。そこで源吾は、安養寺に関わる「材料」を広く蒐集し、編纂・記述の根拠を求めながら寺誌を編纂しようとした。ただし、そこから紡ぎ出された内容は「甚だ簡短」であり、安養寺史を年表風にまとめた「年次」には「世間の出来事、世の変遷等の概況」を併記することで、記述の厚さに配慮するとともに、広く日本に関係する世界の歴史的出来事についても記している。

また、この「凡例」の中にある、源吾が編纂にあたって調査の対象とした「当山に関する各方面」とは、知内村で蓄積されてきた文書群（現帳蔵の区有文書や個人蔵文書）だけではなく、例えば後述するように、安養寺の開基年次を調べるために行ったと思われる安養寺の本寺海津村宝幢院への聞取調査等も含まれている。

このように、「凡例」には源吾による起筆の方針や方法が示されているが、これら寺史消滅への「恐れ」は、檀那中で共有された意識であった。「寺有原稿」大正四年（一九一五）の箇所には、寺史編纂に至る経緯・状況および方法が檀中で共有されていたことがわかる記述がある。

【史料3】「寺有原稿」

三月二十一日、御影供席ニ於テ檀徒へ協議ス、其旨意ハ当山ハ安政五年類焼以来、寺有書類焼失スセシカ、日繰過去帳ノ外無レ之故、今ニシテ補綴ヲ加ヘサレハ支離滅裂ノ恐レアリ、如何ノ評議ノ結果、中川源吾報恩ノ為メ、単独諸冊ヲ編纂スルコトヲ諾ス、則チ、寺有規録、当山住職歴代名簿、当山檀徒名簿、寺有財産台帳、檀徒靈位階級名簿、檀徒戸別過去帳、寄附物件台帳、永代回向台帳、日月牌回向台帳、全法名録、盂蘭盆経木記際法名元帳等各二冊宛、一冊ハ寺ニ、一冊ハ檀徒総代ニ保管、全年ヨリ着手シ、大正五年度ニ於テ編纂終了ノ事トセリ、

この日、御影供という弘法大師を供養する真言宗で最も重要な法要の一つが安養寺でも行われた。その御影供後の席上において、寺史について「補綴ヲ加ヘサレハ支離滅裂ノ恐レアリ」との危惧が共有化され、協議の結果、中川源吾が単独でその編纂にあたることになったとある。しかも、「寺有記録」のほかにも安養寺に関わる簿冊（住職歴代名簿・檀徒名簿・財産台帳など）を二冊ずつ編纂・作製し、安養寺と檀徒総代がそれぞれ「保管」することが取り決められた。つまり、檀中において安養寺に関する様々な情報を記録として残し、共有化しようとしていたことが注目される。

さらに、これら大正四年の寺史編纂開始は、安養寺再建と軌を一にしていた。「寺有原稿」には、御影供後の評議内容を記した後に、次のような記述がある。

【史料4】「寺有原稿」

全席ニ於テ梵鐘々楼堂及本堂御抖新築及修繕工事ノ協議ヲ為シ、其後数回世話方協議ヲ重ネ、其結果檀徒ノ寄

附ヲ始メ、其他ハ村内及親族ノ關係アル人々へ寄附ヲ請フ事ニ評議決定シ、世話方一統寄附ニ着手シ、本年中左記ノ通寄附相成タリ、但、檀徒ノ寄附ハ五ヶ年賦、

すなわち、梵鐘鐘樓堂と本堂の新築・修繕について世話方で協議がなされ、檀徒および村内関係からの寄附を集めて進められることになった。つまり、大正四年の寺史の編纂の開始は、安養寺の寺観復興とともに企図された、それまでの歴史を含めた安養寺の再興に他ならなかったのである。

このように「寺有原稿」に源吾の同時代の安養寺を取り巻く状況が種々記述されているが、寺史編纂についても具体的な経緯が記され、かつ中川源吾の調査者としての方針、具体的な動き、また安養寺と檀那中（総代）間での諸情報（寺史）の「保管」、そして共有という一連の流れを知ることができるのである。

〈2〉 中川源吾と「中川源太夫私有記録」

次に「寺有原稿」の内容検討に入る前に、記主の中川源吾の家「源太夫」（屋号）およびそこで蓄積された文書・記録類の關係に触れておく。

現在、中川源吾の子孫にあたる中川家には、近世後期・幕末から現代にいたる文書群が保管されている。主に源吾（中川家八世）と源一（中川家九世）が知内村の要職を務めたことから、この時期（明治～大正期、昭和初期）の文書・記録類が集中的に残されている。特に中川源吾の時期は、種々の水産組合に関するものが多く、近代琵琶湖養殖史を紐解くにあたって欠かせない史料群となっている。

そして、その中川家文書の中で特に注目すべきものに、源吾が起筆した、中川家の屋号である「源太夫」を書名にした編纂物「中川源太夫私有記録」がある。⁶⁾この記録は、明治三八年（一九〇五）に起筆された、知内村を含めた周辺情報を織り交ぜながら中川源太夫家の「私有記録」、すなわち家史ともいえるべき歴史情報について記述され

たものである「鎌谷編二〇一七」。その記述内容には、源吾亡き後、家督を継いだ源一以降の当主が加筆した部分（特に系図）も見受けられる。

また、中川源吾がこうした様々な記録類を書き継いだことは、明治期以降の知内村共有文書の生成を考える上でも重要である。また、後にも検討するように、本章の結論を先取りすれば、「寺有原稿」の記述内容・編纂方法（項目）は、この「中川源太夫私有記録」を下敷きに成立している。つまり、知内村の歴史情報を含めた中川家の記録物「中川源太夫私有記録」から、安養寺に関わる情報を抽出し、「寺誌」として「寺有原稿」を起筆・加筆・編集したと考えられるのである。

ところで、近世知内村において主に庄屋が担っていた公文書作成機能は、帳蔵（文書保管庫）の在り方を含めて、明治以降に戸長・村総代へと引き継がれていくが、その中で中川源吾が知内村惣代を勤めあげた明治二年（一八七九）の翌年、明治一三年に知内村戸長役場「書役」に就任したことは注目される（任期は翌年七月）。さらに、明治一四年以降、知内川築漁業者総代・養魚場組合総代・村会議員など要職を務めたことにより、「中川源太夫私有記録」には、その時期の漁業や村政に関わる、しかも他の史料（知内村共有文書）にはうかがうことのできない情報が多分に記述されているのである。

「中川源太夫私有記録」と「寺有原稿」は、それぞれ家の歴史情報、菩提寺の歴史情報を記すことを目的としながら、同時に知内村の歴史を書き綴っている史料でもある。しかもその内容は、知内村『記録』には記されていない内容・情報、また知内村『記録』に依拠して記述された箇所など様々である。この知内村『記録』と「中川源太夫私有記録」・「寺有原稿」の相互関係からみてくるのは、中川源吾が自ら調査し自ら記すという調査者としての行動、そして記述された記述・歴史情報の同時代性・史料性である。以下、この点に留意しつつ「寺有原稿」の編纂・内容構成を読み解いていきたい。

第二節 「寺有記録原稿」の記述内容とその生成過程

〈1〉 「寺有記録原稿」の内容とその構成

では、本章の主題である「寺有原稿」の内容について検討していきたい。その内容構成は、「寺有原稿」の小見出しより、①凡例、②知内村御領分の区別、③高嶋郡知内村の石高等、④神社、⑤寺院、⑥共有建物、⑦地価取調書、⑧年次記録、⑨住持歴代記録の以上九つに分けられる。この構成からもわかるように、あえて「寺誌」と呼ぶに相応しい項目を挙げるとすれば、⑤と⑧（一部）と⑨であろう。もちろん、これらの部分がその大半を占めることはいままでもない。ただし、安養寺以外の歴史情報が記述されていることも考えれば、この「寺有原稿」は「寺誌」という性格を越えて、知内村の歴史をも詳述したものであったといえる。それは、源吾が凡例の中で「年次には世間の出来事世の変遷等の概況を記載し書く」とあるように、その記述は日本・世界史に涉り、その態度は知内の歴史を、日本歴史の流れ、世界歴史の中に位置付けようとする姿勢が読み取れよう。

そして、安養寺の歴史についてもっとも記述が割かれているのは、⑧年次記録である。この内容構成を分析すれば、「寺誌」としての性格が浮かび上がるだろう。そこで、⑧年次記録全体における安養寺の記述に注目したい。その記述内容は次の五つに集約される。すなわち、「1」安養寺住職・在住歴・生国等、「2」真言宗祖弘法大師および興教大師（覚鑿）の遠忌年次、「3」安養寺への寄進物・寄進者名、「4」安養寺檀徒への院号・居士号授与年次、「5」安養寺に関する出来事である。

「1」安養寺住職名・在住歴・生国等

この部分は、内容構成のうちの⑨住持歴代記録部分の内容を通史の中に配置・再構成したものと考えられる。た

だし、歴代の住職の中で、在職等年次以上の情報を加えている場合がある。たとえば、第十世實宥の場合、寛永一三年（一六七三）の箇所^{〔寛永〕}に次の様に記している。

【史料5】「寺有原稿」

全十三年、当山住職實宥師古寺ヲ改築シテ大井ニ寺門ノ興隆ヲ図ル、依テ中興開基トス、本堂ハ間口五間、奥行四間半ニ佛間八畳ハ付出シ、瓦屋根余ハ葭葺ナリ、

先に触れたように「寺有原稿」の年次記録冒頭において、安養寺の創建年次・開基を不明とし、本寺宝幢院眞遍方丈の安養寺兼務をもって創建年次としていた。そして、第五章で紹介したように、近世における宗判寺院として、また菩提所としての始まりは、おそらくこの寛永一三年が村の公式見解であり、領主が変わる享保九年に大和国郡山藩に提出した村明細帳に載る情報と一致する。源吾は、この享保期の村明細帳を確認したふしがある。

また、何人かの住職についてその来歴を示す記述がある。たとえば、第二二世頼雄（美濃国）、第一四世清本（知内鳥居利右衛門次男）、第一七世尊秀（常陸水戸）、第一八世實辨（薩摩国）、第一九世隆阿（日向国宮崎郡）、第二一世實祐（近江国東浅井郡逸見村）、第二二世隆恵（高嶋郡石庭村野寄善兵衛弟）、第二三世隆厳（高嶋郡石庭村野崎彦兵衛二男）、第二六世教譽（滋賀県伊香郡菅浦村大橋六三郎次男）、第二七世大管昇龍（伊香郡古橋村山内兵助弟）、第二八世菅野隆本（生国福井県坂井郡金津十日町）、第二九世竹田隆晴（福井県坂井郡三国町字平木竹田善五郎次男）などである。

これら⑨住持歴代記録に記されない諸情報が何に基づくかは不明であるが、近江国のみならず常陸や薩摩からの転住を記録している点^{〔寛永〕}は他の史料からはうかがうことのできないものであり興味深い。また、第一四世清本が知内出身者であることや、第二二世頼雄が示寂した際の記述には、「同師ハ寺門ノ発辰^{〔展〕}ヨ図リ田地ノ寄附アリ、依テ葬式其他法事ハ鄭重ニ供養セリ、生国美濃ノ国也、実弟七良平ナル者、生存中財産ヲ貰ヒ受知内ニ住居セリ、是レ中川七良平ノ先祖ナリ」と田地の寄附や生国に触れつつ、実弟が知内に移住しその後の大正期まで系譜が続いている

情報を記す。さらに第二三世隆厳については「住職ハ貯財ナク真ノ精僧ナルヲ以テ檀徒ノ帰依アリ」など主観や伝聞による情報も含まれていると考えられる記述もある。

〔2〕真言宗祖弘法大師および興教大師（覚鏝）の遠忌年次

次に漏れがなく記述される項目に、宗祖弘法大師空海、興教大師覚鏝（真言宗中興の祖）の遠忌がある。これについては、年次記録の寛永十一年（一六三四）の項に、

【史料6】「寺有原稿」

全寛永十一年ハ、弘法大師八百年忌ヲ、当山ハ十三年ニ法要執行ス、帰依ノ檀徒沢山出来タリ、（中略）、当山ハ宗規ニ基キ開祖派祖本尊ノ迨夜及両季ノ披岸等ノ廻向寺務ノ祈禱等ハ必ス勤行スルニ至ル、

とあり、単に弘法大師空海八〇〇年忌の開催を記すにとどまらず、檀徒を獲得したことや、以後「宗規」に基づいて真言宗安養寺としての年忌法要を執行することを記述している。なお、これ以降の遠忌関係記述には、その執行年次に次いで「当山相当ノ法要ヲ為ス」の文言が入るようになる（例、寛永十九年の項「覚鏝上人五百回忌、当山相当ノ法要ヲ為ス」等）。安養寺の寺院運営、また法要維持において、檀徒の中でも、こうした遠忌の重要度が意識されたともいえよう。

〔3〕安養寺への寄進物・寄進者名

以上の〔1〕住職に関する情報、〔2〕遠忌に関する記述の次に目につくのは、檀徒からの寄進物やその寄附の経緯である。元禄一二年（一六九九）から始まるこれらの記述には、寄進の背景として檀家の先祖供養・菩提のためという文言が多く確認できる。それらをまとめたのが「表1」である。この表を一覧してもわかるように、寄付は仏像や厨子、諸道具の寄進・修復のみならず、表門や境内社の修復も含まれる。また、一例ではあるが、寛政七

年（一七九五）には鳥居七左衛門によって門前の田地を日牌料として寄附され、表門の再建と連動してその田地が道路となったという。この表門移徙については、費用捻出に関わった檀徒四九戸の名前が列記されている。

なお、各代住職も寄進者として主に仏画を中心に寄附している。安養寺に関わる寺物は、住職の所有物とは別にやはり寺の所有として檀信徒が管理するものという意識が共有してあったといえようか。

〔4〕院号・居士号授与年次

ところで、「3」の中で寄附に対しての院号等授与に関する記述がある。

【史料7】「寺有原稿」

弘法大師五具足及鑿台付属品共中川源太郎ヨリ寄附シ、当代一代前ヨリ自後院号ニ居士大姉ヲ授与スルノ契証ヲ渡ス、

つまり、明治一三年（一八八〇）の中川源太郎の寄付に対し、一代前より以後院号・居士・大姉を授与する「契証」を渡すというものである。これ以前の近世における寄附と院号等の授与の関係は明らかではないが、明治期以降の記述ではこれらの院号等の授与に関する記録が散見される。ただ、その記述は明治二三年以降に頻出し、特に死去にあたって一代を限りその院号・居士・大師の靈位を授与するとある。例えば、明治二四年一月二日に中川源吾養母の死去にあつては「既往寺ニ功劳ト現在寄附申出トニ依リ、既往将来ノ靈ニ院号ニ居士・大姉ノ靈位ヲ授与ス」とある。

第7章 「寺誌」を識すということ —明治・大正期知内村と寺院の歴史叙述—

[表1]

年号	西暦	内容	区別	寄進者等
貞享4年	1687	檀徒日繰価湖陵	再製	—
元禄11年	1698	梵鐘一口 口経老尺五廿新鑄治	寄附	知内村総中
元禄12年	1699	弘法大師厨子入り	修復寄附	鳥居五右エ門・鳥居三良右エ門・妙信尼
享保12年9月	1727	聖観世音菩薩立像	寄附	実運社祖南大徳
延享4年	1747	三界万壺塔御影石高八尺巾老尺七寸老基	寄附	鳥居喜右衛門
宝暦11年	1761	興教大師厨子入安置	寄附	檀徒中
寛政6年	1794	表門	修復寄附	檀那中、外
寛政7年	1795	田地(日牌料として)	寄進	鳥居七良左衛門
享和3年7月	1803	本尊前立厨子入十一面千手観音	再興寄附	鳥居七良左衛門
文化元年	1804	厨子入十三仏	寄附	鳥居七良左衛門
文化元年9月	1804	天満宮の境内遷宮	費用寄附	太右衛門
天保3年	1832	本尊前机新調	新調	—
天保3年	1832	銅灯籠1対	寄附	鳥居七良左衛門
天保11年	1840	准提観世音菩薩厨子入老鉢	寄附	鳥居七良左衛門老母・佐治郎
天保11年	1840	西国三十三所ノ観世音菩薩	寄附	村内有志者数名
弘化4年	1847	半鐘老口	寄附	鳥居七良左衛門
安政元年	1854	花鬘七個(真鍮製)	寄附	太郎大夫
安政6年2月	1859	釈迦涅槃像老軸	寄附	住職
安政6年2月	1859	十六善神	寄附	檀徒
万延元年	1860	十三大土老軸	寄附	住職
明治8年	1875	紺地糸蘭水引老組	寄附	総檀徒
明治8年	1875	本尊脇立ノ毘沙門天	寄附	現住有饒師
明治8年	1875	夏七條位牌堂輪燈施餓鬼棚老組	寄附	檀徒中
明治8年	1875	緋羅沙打敷老杖	寄附	中川市治郎
明治10年	1877	小青銅燈籠老対茶瓶貳個・飲食器貳個計三点	寄附	中川市治郎
明治10年	1877	紫檀折木老組	寄附	中川源四郎
明治10年	1877	八祖大師八幅・興行大師老軸・聖法尊師老軸・興正菩薩老軸、計十一幅	寄附	講中
明治11年	1878	本尊前用五具足・花瓶老個・香爐老個	寄附	中川市治郎
明治11年	1878	花瓶老個	寄附	鳥居五右エ門
明治11年	1878	燭台老対、真鍮燈蓋老対	寄附	中川三四郎
明治11年	1878	葬式用三具足	寄附	中川三四郎
明治12年	1879	護摩檀老台、阿字台老個	寄附	鳥居吉良治・鳥居宗治郎
明治13年	1880	檀徒内使用ノ涅槃輿新調	新調	—
明治13年	1880	弘法大師五具足及盤台付属品	寄附	中川源太郎
明治13年	1880	鉦鼓老個	寄附	中川市平
明治13年	1880	日月牌・過去帳折本老分	新調	—
明治16年	1883	青銅台灯籠老対	寄附	中川太七
明治16年	1883	弘法大師行状曼陀羅老軸	寄附	中川七郎平
明治16年	1883	突鉢老双数四個	寄附	鳥居喜市・中川伊助・鳥居為吉・海津村岡本ゆみ
明治16年	1883	本尊脇立不動明王及五胎三胎引盤各老個 杖製・説教用前机等	寄附	住職須賀教善
明治16年	1883	緋羅沙打敷老杖	寄附	中川市平
明治21年	1888	木製三界万壺位牌老個	寄附	中川太七
明治21年	1888	舍利塔老塔	寄附	鳥居専之七
明治21年	1888	両界大日如来各老鉢・花瓶老個	寄附	鳥居吉良治
明治21年	1888	花瓶老個	寄附	鳥居宗治郎
明治22年	1889	興教大師五具足	寄附	鳥居為吉
明治25年	1892	護摩檀金具ト外老点	寄附	中川源吾
明治26年	1893	青銅灯籠老対	寄附	中川七郎
明治26年	1893	霊場石老個	寄附	鳥居喜市
明治26年	1893	施餓鬼棚ニ使用スル打敷ト上板	寄附	上川亀松
明治30年	1870	厨子入薬師如来	寄附	中川六左エ門
明治37年	1904	法服一着	寄附	中川太七妻きみ
明治40年	1907	金八円	寄附	檀徒惣代
明治43年	1910	小打敷服輪老杖	寄附	中川源太郎母
大正4年5月	1915	金百円	寄附	木下武兵衛
大正4年9月	1915	台一個	寄附	中川りよ

なお、これらの院号等の規定が整備されるのは大正四年であり、「寺有原稿」には二月、当山ハ檀徒霊位階級規定ヲ編纂シテ実施」され、「当山檀徒今般ノ寄附ニ依リ霊位規定ニ照シ、左記ノ霊位ヲ授与ス」として、「永代

院号ニ法師法尼ヲ授与センモノ」が列記される。ここで注目したいのは、院号等の靈位は、檀徒の中で「規定」に照らして授与されるものであったという点である。

また、この院号等にも関わり、「寺有原稿」における過去帳の記録も見逃せない。寛永四年（一六二七）の項に「寺ニ過去帳始マル」とその始まりが記され、貞享四年（一六八七）には「檀徒日繰〔過去帳〕湖陵再製ス」とある。その後の記述は大きく隔たりがあるが、明治一三年には「日月牌・過去帳折本壹分」が新調された。大正四年の作成が目指された諸簿冊の中には「檀徒戸別過去帳」がある。凡例冒頭の安政五年（一八五八）の安養寺焼亡の際にもこの過去帳は無事だったという記述も含め、檀徒にとって過去帳とは供養・仏事の対象が記された単なる帳面以上に、その存在自体が重要視されていたといえるのではないか。この過去帳に関する問題は後述する。

〔5〕安養寺に関する出来事

さて、以上で整理した「1」〜「4」は、いわば安養寺と檀徒のデータ集ともいうべきものである。そこで「寺有原稿」の内容について、最後にその出来事について特記すべきものを紹介したい。

まず、安養寺の知内村における性格・位置付けについて記された寛永一七年（一六四〇）の項である。そこでは「疫病流行、当山ハ村内祈願所ナルヲ以テ祈祷ヲ執行、御札御洗米ヲ配与ス」とあり、村の祈願所として機能していたという認識があったことがわかる。この御札・御洗米の説明は、かつて知内村三ヶ寺で執行していた大般若経会で、祈祷し村内への入り口へ貼りつけられる木札、そしてその法会時に配布される洗米を示しているようか。第五章で知内村における大般若経会の問題を検討したが、それがいつから始まったかはまったく手がかりがない。この寛永一七年の記録も疫病にしても根拠は明らかではないが、一つの参照とはなりえようか。

次に享保一十九年（一七三四）九月の本尊寄附に関する記述である。

【史料8】「寺有原稿」

実蓮社祖南大徳ナル者ヨリ当山本尊大破損ニ付、聖觀世音菩薩立像ヲ寄附セラレ、依テ前ノ本尊御手ヲ残シ全厨子内ニ安置ス、

この大破の原因もまた不明である。しかし、この時、大破した本尊に代わって寄付された聖觀世音菩薩立像が本尊となり、大破した前の本尊はその「御手」が厨子に安置されたという。本尊の情報もまた檀徒にとつては重要であり、「寺有原稿」には、その修復・寄附等の情報がつぶさに記されている。

さて、最後に触れておかねばならない「寺有原稿」の記述に、明治四三年（一九一〇）の住職・檀徒の紛議がある。この発端や契機は詳しくは記されていない。わずかに「始メテ住職ト檀徒ノ紛議ヲ生ス、且^檀徒総代ハ鳥居七五郎、中川源一、中川太七ナリ」とあるのみである。

しかし、翌四四年の記録では「住職ト檀徒ノ紛議鎮定ノ為メ本山ヨリ特派員船岡芳信僧正御来寺ノ上、左記ノ通執行、平定セリ、四月十二日当山財産取扱方法左ノ通」とあり、続けて具体的な四箇条を記している。この仲裁役の本山特派員船岡芳信を介して平定した紛議は、その背景に「財産取扱方法」があつたと推察する。その定められた方法は次の通りである。

①安養寺寺有財産から生じた前年度の収入について、毎年三月廿一日に住職・檀徒総代が立会つて収支決算すること。

②安養寺基本財産から生じた利子について、毎年三月廿一日に徴収してこれを二分割し、一分を住職の取扱いでその年度中の各檀徒日月牌永代施主回向費その他の宗費に充て、残りの一分は積立基本金に加算して、将来建物増築や非常時に住職・檀徒総代が協議の上で、さらに本山の認可を経へ使用すること。

③安養寺所有田畑の年度収入は、毎年三月二一日住職・檀徒総代が立会つて精算し、七分を当分住職の生計、法務費、法資教育費等に充て、残りの三分は年度中の修繕費什器新調にあて、余金が生じた場合は基本金に積立てる。

④故先住昇龍師遣金二〇〇円は遺言に従い、年度利子四分の三を高野・根来代参費、残り一分を御影供法要費に充てる。

いずれも住職一人、あるいは檀徒のみでなく、両者の立会いによつて寺財産の運用をするという規定である。その一方で本山の許諾や先住職の遺言などもこの規律に盛り込まれている点が興味深い。しかもこの四箇条は、住職と檀徒惣代の確認・署名捺印のあと本山宗務支所へ提出されたこともわかる。

こうした紛議を経て、大正四年の檀徒総会での諸冊の編纂決定に際して、「寺有財産台帳」もそのうちに含まれている点は、この明治四四年の寺財産管理の問題が影響しているのかもしれない。

〈2〉 「寺有記録原稿」の記述典拠

さて、以上の「寺有原稿」はどういった典拠に基づき記述・記録されたものであろうか。明治・大正期の記述は、編纂者中川源吾にとっては同時代の記述であり、それそのものの史料性は高いと考えてよいだろう。しかし、近世期の記述、あるいは源吾の幼少期についてはどうだろうか。そこには参照すべき資料が必要になると考えられる。すなわち、先に触れた「中川源太夫私有記録」と「寺有原稿」は重複する部分が多く、引き写しも多くみられる。ただし、凡例の「此書ハ当山に関する各方面に涉つて」集めた「材料」、つまりそれら両者の記述の典拠が何であるのかを検討する必要があるだろう。ここではいくつかの記事を検討する。

〔1〕 大般若経会争論の記述

まず、第五章で紹介した知内村の大般若経会争論をめぐる記述である。これは、天保四年（一八三三）に起こった大般若経会の「故障」の解決後、嘉永六年（一八五三）に再燃した争論について、「寺有原稿」の記述が「源太

夫私有記録」からの引き写しであり、かつその典拠が知内村『記録』とほぼ同文であることを検討した（本論第五章）。いま一度、参考にそれぞれの史料を示しておく。

【史料9】「私有記録」

正月五日大般若祈祷ノ儀、正月ハ安養寺ニ於テ五月ハ海蔵院ニ於テ執行ノ処、組頭協議ノ結果、両度共安養寺ニ於テ執行ノ事ニ確定シ、尤両度共海蔵院ヨリハ勤メニ参ラルル事、

【史料10】「寺有記録」

正月五月大般若祈祷ノ義、既往正月ハ安養寺、五月ハ海蔵院ニテ執行ノ處、海蔵院ヨリ被断、組頭協議ノ上、両度共安養寺ニ於テ執行ノ事ニ確定シ、尤モ海蔵院ヨリハ勤讀ニ出席スル事、

【史料11】知内村『記録』嘉永六年

一、正月五月大般若御祈祷之儀者、正月安養寺、五月海蔵院ニ而有之候處、此度相改、両度共下地之通、祈祷所安養寺方ニ而相勤被下候様相究可申候、尤海蔵院方も安養寺方江被罷出、相勤可被申候事、右之通り、組頭一統相談之上、取究可申候間、後日彼是申間敷ため書記シ可申事、

嘉永五壬子年

庄屋新左衛門

正月十一日

年寄権兵衛

同宇左衛門

組頭惣代佐次郎

同七郎左衛門

つまり、ここから「源太夫私有記録」「寺有原稿」の編纂するにあたって史料として知内村『記録』が調査され利用されていたことが明らかである。

【2】安養寺表門再建の記述

次にやや遡って寛政五年（一七九三）の安養寺表門の再建に関する記述である。「寺有原稿」寛政五・六年の項には次の様にある。

【史料12】「寺有原稿」

全五年三月、当山表門再建着手、大工海津仁井田治良兵衛、

全六年、表門移徒、大尊師宝幢院三十三世法印鏝明師、当山住職法印隆門、檀徒八則子七良左工門・甚右工門・権兵衛・六左工門・源助・藤助・庄兵衛・喜大夫・利右工門・源太夫・甚平・藤太夫・太良兵衛・太良太夫・市左工門・與惣左工門・六太夫・利左工門・三左工門・源右工門・長治郎・六兵衛・又右工門・弥右工門・茂兵衛・源兵衛・茂右工門・源吉・又左工門・四良左工門・三太夫・七良平・八良右工門・藤兵衛・清兵衛・長右工門・与兵衛・勘右工門・庄三郎・喜右工門・太治右工門・喜兵衛・又六与左工門・四郎三郎・吉左工門・市太夫・喜助・三良太夫 計四十九戸、寄附総檀徒外二門扉七良左工門、大柱壺本甚右工門、大柱壺本権兵衛、小柱壺本六左工門、全上半兵衛、桁壺本彦左工門、全六左工門、

この記述の典拠と考えられる直接の史料は、知内村『記録』には見当たらない。しかし、知内区有文書のうち、寛政五年の「永代附留帳」にこの表門建替えの記録がある。

【史料13】「永代附留帳」

乍^レ恐書付を以御届奉^ニ申上^一候

一、当村安養寺門去ル九月及^ニ大風^ニ下地有方之通立替仕候^ニ付、進達之寄り角力日数五日之間興行仕度、先達而御願奉^ニ申上^一候、御慈悲を以願之通御聞濟被^ニ成下^一候、且那一流千万難^レ有奉^レ存候、

この海津役所（大和国郡山藩）に提出されたとみえる届書によって、前年の寛政四年に大風によって破損を余儀なくされ、寛政五年に建替えの計画が立ち上がり、その資金調達のために五日間の角力興行の開催許可を願い出た

ことがわかる。寛政五年の安養寺表門再建の記事は、これのみであり、「寺有原稿」に記述される大工や翌寛政六年の表門建替えの完了や住職・檀徒名が何に拠っているか不明ではあるものの、それまでの記述において知内村『記録』を参照していた事実を考えると、同じく区有文書の「永代附留帳」も参考にされていたということも十分に想定される。

〔3〕天満宮遷宮の記述

三つ目に文政九年（一八二六）の安養寺境内への天満宮遷宮についてみておく。

【史料14】「寺有原稿」

全九年、当山檀徒太右エ門ヨリ天満宮ヲ堺内ニ遷宮ス、御社サヤハ奥行六尺間口三尺瓦葺ナリ、

【史料15】「源太夫私有記録」

全九年、安養寺且那太右衛門ヨリ天満宮ヲ境内ニ遷宮ス、七郎左衛門及時ノ住職モ賛成増資ス、
(中略)

全十年、安養寺境内天満宮サヤ立、

いずれも文政九年に安養寺境内に天満宮を遷宮するという記述である。この件については、知内村『記録』に同年の記述は見当たらず、文政一〇年（一八二七）の箇所にもその関係史料を見出すことができる。

【史料16】知内村『記録』

乍レ恐以書付奉ニ願上ニ候

一、拙寺境内江且那之内太右衛門と申すもの親類方天満宮之社、去冬引移義奉ニ願上ニ候処、御聞濟被ニ成下ニ、
則引移シ仕難レ有仕合ニ奉レ存候、然ル処、風雨之節供物等相備へ差支、其上小社之事故朽損シ早々御座候
ニ付、右社者其儘ニ仕置、此度三尺八寸ニ五尺八寸之雨覆屋根瓦普仕、随分手輕修覆仕度奉ニ願上ニ候、

此段御聞濟被_二成下_一候ハ、難_レ有仕合_二奉_レ存候、則別紙墨引奉_レ入_二御高覽_一候、以上、

文政十亥年正月

江州高島郡知内村

安養寺

寺社御奉行所

右安養寺御願被_二申上_一候通、相違無_二御座_一候間、何卒願之通御聞濟被_二成下_一候ハ、於村方難_レ有仕合_二奉_レ存候、以上、

同村兼帯庄屋

石庭村

野崎善兵衛

年寄

中川市郎右衛門

〃 庄兵衛

〃 佐太郎

旦那総代七郎左衛門

(後略〔指図等が図示〕)

これは、安養寺が庄屋・檀那総代らの奥印を添えて大和国郡山藩寺社奉行に提出された文政一〇年の願書の写しである。この文面より、すでに天満宮遷宮は「去冬」(≡文政九年)に許可されて引き移されており、その後、風雨のため供物を備えることに差支え等が起り、「雨覆屋根瓦」の普請を願い出たことがわかる。

この願書で重要な点は、天満宮遷宮を申し出たのが安養寺檀那の太右衛門ら親類であり、それが「去冬」であったという箇所である。これが「寺有原稿」の編纂の約百年前の出来事であったことを考えると、源吾は右の知内村

『記録』の「去冬」の記述から文政九年に天満宮遷宮の出来事を配置し、同願書の内容（文政一〇年の雨覆屋根瓦普請）を「源太夫私有記録」に反映・記述したものと思われる。

以上の「1」〜「3」の比較において、「寺有原稿」が「源太夫私有記録」や知内村『記録』の間で書写・参照関係があったことがわかる⁽⁸⁾。

第三節 つむがれる寺院と村の歴史—調査者の「記録」と「記憶」のあいだ—

〈1〉 安養寺の歴史の描き方と「調査」

ここまで、「寺有原稿」の内容構成やその典拠について考えてきたが、以下ではそれらの記述に至るまでの中川源吾の「調査者」としての考え方や活動について考えてみたい。

そこで、まずは安養寺の創建に関して「寺有原稿」と「私有記録」の記述の中から検討したい。先にも述べたように、「寺有原稿」が「私有記録」の参照・引き写しが多くみられることは確認した。しかし、両者に全く異同がないわけではない。その項目の一つが安養寺創建に関する記述である。

「寺有原稿」小見出しの⑤寺院の項目では次のように記されている。

【史料17】 「寺有原稿」

一、安養寺ハ新義真言宗五百佛智積院ノ末流ナリ、智積院ノ創立年間ハ応永年間ナリシモ、故障アリテ紀伊国郡那賀根来山ニ属セシモ、智豊両山ノ僧徒ニ紛議ヲ生シ、両山共確立セシハ後陽成天皇ノ御宇、智積院ノ中興ハ玄宥僧正ナリ、全玄宥師ハ慶長十年十月四日寂セラレタリ、其当時海津摩尼山宝幢院薬師寺ハ、知内吉祥山宝珠院安養寺ノ本寺ナルヲ以テ、時ノ本寺住職舜瑜師同流ニ確定シタルト見エ、既往ハ宗傳法院

流ナルモ、応永年間以前ハ古義流ト見認〔爾〕自後継続、大正年間ニ至レリ、尚詳細ハ次ニ編纂セシ、次に「中川源太夫私有記録」の該当部分である。

【史料18】「中川源太夫私有記録」

一、安養寺 創立年月不詳、御堂ハ葭葦五間四間間ナリシモ、安政五年四月八日類焼シ、明治七年九月間口五間、奥行五間半ノ御堂再建、瓦葺寺格昇進ハ明治十五年三月二十八日ナリ、明治二十六年七月二十日、安養寺境内ニアル唐寄奥院水源堂〔玄〕焼失ス、明治三十四年十二月十八日再建ス、大正五年三月鐘楼堂新築本堂御拝建、

この「私有記録」は、同様に村内の石高や氏神の説明を列挙したあとに、村内三ヶ寺の説明を付している。構成は「寺有原稿」と同様ではあるものの、その内容が大きく異なる。もちろん、「寺有原稿」がより寺院史的記述が多いことは間違いないが、決定的な違いは、創建年次の評価である。つまり、「源太夫記録」が「不詳」とするのに対して、「寺有原稿」は本寺の創建年次（応永年間）に触れ、後段「年次記録」の項目の冒頭で次のように記す。

【史料19】「寺有原稿」

一、永徳元年ヲ創始トシテ此記録ヲ編纂ス、当山ノ創立、開基年月不詳ナルヲ以テ、本寺宝幢院ノ古書類等ヲ取調ツルモ、確タル開祖分明ナラス故ニ、本寺住職ナル眞遍方丈ハ、当山ヲ兼務セラレタル節アルヲ以テ、第一世トシテ逐次編纂セリ、

つまり、本寺住職の眞遍方丈の安養寺兼務をもって創建年次としたのである。この「源太夫記録」と「寺有原稿」の間には、凡そ一〇年ほど編纂開始の間隔も当然加味しなければならいが、そこには凡例にもあったように「当山に関する各方面に涉つて材料を蒐集」したという、調査者としての活動があったことに留意すべきである。

〔表2〕中川功家文書(安養寺調査書類箱収納文書)

史料番号	文書名	年月日	形態	点数
1	寺有記録原稿	大正6年1月	縦帳	1冊
2	当山住職歴代名簿	大正5年1月	縦帳	1冊
3	当山有縁無縁過去帳写	大正4年3月～	縦帳	1冊
4	海蔵院第二回過去帳写	大正4年6月	縦帳	1冊
5	海蔵院過去帳写(片檀徒分)	大正4年5月	縦帳	1冊
6	光傳寺片檀徒過去帳写	大正4年4月	縦帳	1冊
7	寺有財産帳(滋賀県伊香郡永原村大字黒山東光院)	(大正5年8月)	縦帳	1冊
8	寺有財産調下	大正5年9月	縦帳	1冊
9	塔婆供養導師用(書上)	大正5年～	縦帳	1冊
10-1	[諸事續取調帳](水産業・安養寺他)	(大正年間)	縦帳	1冊
10-2	回顧記	大正5年1月	縦帳	1冊
11	[過去帳取調帳]	(大正年間)	縦帳	1冊
12	日和龍神勸請記	(大正年間)	縦帳	1冊
13	安養寺諸費出納帳	大正2年3月～	横帳	1冊
14	諸振舞入用覚帳(組頭披露日につき)	嘉永2年写	横帳	1冊
15	借用証(什物不足にて罅口借用につき)	明治26年4月21日	一紙	1通
16-1	唐寄神社奥院縁記(起)	(大正年間)	一紙(罨紙)	1通
16-2	請取証書(古建築物売払代金につき)	明治7年9月8日	一紙(罨紙)	1通
16-3	[中川家由緒書]	(宝暦12年)	続紙	1通
16-4	[賤ヶ岳合戦配陣図]	(近世)	続紙	1通
17	[熨斗紙]	(近代)	熨斗	1点
18	[収支決算書付]	(大正5～9年)	折紙	1通
19	御神号(札袋)	(近代)	包紙	1点
20	[寺有記録編纂調査帳]	(大正年間)	冊子	1冊
20-1	預り証(木下武兵衛実父母回向料他につき)	大正5年7月15日	一紙(罨紙)	1通
20-2	[書簡](永代回向法要参詣致せずにつき)	(大正6年3月15日)	葉書	1通
21	[名刺]	(近代)	名刺	1点

〈2〉 中川源吾による調査活動と安養寺調査箱

先節まで、「寺有原稿」の構成や内容について検討してきたが、ここではその編纂がどのようにして可能となったのかを「調査」という視点から考えたい。実はこの「寺有原稿」の編纂にあたっては、参照されたと考えられる

資料群がある。それは、「安養寺の調査書類」と貼紙のある文書箱に収められていた安養寺関係の全二一件の資料群である「表2」。ここには中川源吾の調査した記録や書付のみならず、蒐集したと思われるいくつかの文書原本も含まれていた。そして「寺有原稿」もこの木箱に収められていたのである。さて、この資料群「表2」を一覧するとわかるように、その作成年代は、大正四～六年が中心で、特に注目しなければならぬのは、「当山住職歴代名簿」(史料番号2)や知内村各寺院檀徒の過去帳(史料番号3～6)である。「当山住職歴代名簿」は、「寺有原

「稿」の歴代住持の記述に利用されたことは間違いないが、過去帳もまた檀徒の寄附・院号等のとりまとめの際に確認されたと思われる。すでに六章でも触れたように、海蔵院・光傳寺の半檀家（「片檀徒」）のものが含まれていることは重要であり、知内村半檀家研究にとつては欠かせないものであるが、なぜ安養寺以外の檀徒過去帳が含まれているのか理由は定かではない（光傳寺「片檀徒」過去帳の筆写・作成は、安養寺と光傳寺との半檀家状態であったためかとも思われる）。

「寺有記録編纂調査帳」（史料番号20）は、編纂に関わる書き付けで、創建からの社会一般の出来事・年号、檀徒の死没年次や院号等がメモされていて、「寺有原稿」のもとになる記述を諸資料から抄出したものと考えられる。

〈3〉 安養寺調査箱と近世・明治期の原文書の移動と所在

ところで、安養寺調査箱には、その編纂に直接的に関わらない史料も含まれている。それが宝暦・嘉永・明治期の原文書である。

「中川家由緒書」（史料番号16―2）は、中川（源太夫）家の始祖を中川清秀に置き、その功績を列記した菅浦阿弥陀寺の住職による記録で、「賤ヶ岳合戦配置図」（史料番号16―3）は、中川清秀が奮迅した賤ヶ岳合戦の配置図である。特に由緒書は、「私有記録」の冒頭にそのまま引用されており、この由緒書そのものには、後段に同じく中川清秀を始祖に置く岡藩主中川久貞による宝暦二年（一七六二）の墓参の際の石碑銘文が写されている。料紙などから、この由緒書は宝暦一二年をそれほど下らない時期に作成されたものとみえ、それが代々伝えられてきたと思われる⁹⁾。それが「私有記録」の編纂時に利用されたのだろう。その意味で、源吾の編纂活動は、安養寺史編纂以前から、それとは別に家の歴史を編む活動がすでにあつたといえることができるだろう。

また同じく一括関係となっていた「諸事績取調帳」（史料番号10—1）・「回顧記」（史料10—2）は、安養寺史編纂も含めた中川源吾の事績をまとめたもので、後者の「回顧記」は本章冒頭で紹介したものである。したがって、これら安養寺調査箱の存在は、源吾の安養寺史編纂における調査活動とともに、筆写・蒐集の動きを裏付けるものであるといえる。

ところで、安養寺調査箱には、寺史編纂の資料として特徴的なもう一群の資料を見出すことができる。それが氏神唐崎大明神に関するものである。これは、唐崎大明神の奥院とされる水玄堂が、明治二六年（一八九三）に安養寺境内に移転されたことにその背景があると思われる。

知内村では、明治の神仏分離の余波をうけて、唐崎大明神は唐崎神社と改称され、それまでの扁額や仏具は帳蔵へと移されたようである。次に取り上げる鰐口もその一つである。中川功家文書の安養寺調査箱には、次のような鰐口借用証がある。⁽¹⁰⁾

【史料20】

（包紙上書）「鰐口借用証一札」

借用証

元唐崎大明神御宝前ニ掛ケ有シ

一、鰐口 壹個也

今般当院什品不足ニ付、右之物品永ク借用致度旨相願候処、御当局者御協議^(脇)上貸与許容ニ相成候条、依テ為「後日」借用証一札如件、

吉祥山安養寺住職

明治廿六年

大菅昇龍（朱印）

四月廿一日

右寺惣代

水野藤三郎（朱印）

”

鳥居七五郎（朱印）

”

鳥居喜市（印）

百瀬村大字知内

区長中川市三郎殿

明治二六年、安養寺では什物が不足し、かつて知内村の鎮守「元唐崎大明神」の宝前にあつた鰐口を「大字知内」から永代拝借した。この借用証は、知内村『記録』に次のように記録された後に写されている。

【史料21】知内村『記録』

一、明治二十六年四月二十一日、安養寺住職及壇中総代ヨリ御依頼相成候、元唐崎社ニ用タル鰐口（幅一尺二

寸銘文化六巳六月日活工長浜／唐崎大明神再建知内村氏子中施主古川／治郎太夫目方三貫目）

右組頭協議ノ上貸与ス証書写左ニ

当時の住持と檀家総代三人の連署による区長への依頼は、そのまま村を主導する「組頭（おさぶん）」の協議を経て貸与された。⁽¹⁾ここで、この鰐口貸与をめぐる動向から次のことがいえそうである。

まず、元唐崎大明神に附属していた鰐口は、明治二六年段階において大字知内（村方）側で保管されていたという事実であり、それを「組頭」（宮座を構成するモロト〔諸頭〕とそのメンバーは重なる）にその差配の権限があったということである。現在とはおよそ一〇〇年以上も隔たりがあるが、現在、知内の帳蔵には唐崎大明神の扁額や大般若経が保管されており、廃仏毀釈後、村方（組頭・モロト）の手で帳蔵に保管されたと考えられる。ここに鎮守の什器をめぐる村側の動きが読み取れるのではないだろうか。

そして次に、この借用証の伝来の問題である。この借用書は、知内村『記録』に写されたあと、安養寺や檀家惣代へ返却されたとは考えられず、むしろ村方と寺側との貸借関係を示す支証として帳蔵へ納められていたはずである。おそらくこの源吾による寺史編纂に至るまでは帳蔵にあつたのだろう。それが「寺有原稿」凡例にある「当山に関する各方面に涉つて材料を蒐集した」結果、安養寺調査箱に収められたと考えられるのである。

さて、それでは最後に、こうした編纂・記述をめぐる源吾の「調査者」としての活動を含め、「寺有原稿」・知内村『記録』・周辺史料の相互関係を通して、その記述性・史料性について考えてみたい。取り上げる記述は、唐崎大明神奥院（水玄堂）に関する縁起である。つぎにそれぞれ「寺有原稿」・知内村『記録』の記事を掲げる。

【史料22】「寺有原稿」

水玄堂開扉ノ縁^{〔縁起〕}徧左記通

御厨司の内ニ安置し奉る当社唐崎大明神の神宝にまします両部神道珠玉の神秘なり、右手にましますハ迦羅の阿弥陀仏なり、左手にまします玉塔の仏舍利なり、一度拝するわ現世にハ終命長恩大まんの福利を与へ、未来でハ上品浄土の道引給ふとの御精^{〔誓〕}何レモ眞心ヲ請^{〔清〕}メテ願なり、世に類なき尊きに渡らせ給へハ近くよつ礼拝を遂げられましを、

【史料23】知内村『記録』（大正三年の箇所に記載）

唐崎神社奥院縁記

御厨司ノ内ニ安置シ奉ルハ当社唐崎大明神ノ神宝ニマシマス両部神道珠玉ノ神秘ナリ、左手ニマシマスハ迦羅ノ阿弥陀仏ナリ、右手ニマシマスハ玉塔ノ仏舍利ナリ、一度拝スルトモガラハ現世ニハ寿命長恩大満ノ福利ヲ与へ、未来テハ上品浄土ノ導キ給フトノ御誓願ナリ、世ニ類ナキ尊キニ渡ラセ給ヘバ何レモ眞心ヲ清メテ近フヨリテ来拜ヲ遂ケラレマシヨ

僅かな文字の異同はあるものの、一見の比較でも明らかのように、両者はほぼ同文である。また、知内村『記録』

の記述（記載）箇所は、大正三年という安養寺史編纂開始の直前の年であった。ここで、なぜ知内村『記録』に該当記述を載せる必要があったのか、またそれを書いたのはだれかという問題がある（筆跡は源吾ではない）。これは推測の域を出ないが、大正三年段階の大字知内の中で、知内村『記録』に書き入れることのできる人物は、惣代もしくは書役である。実は、この時の大字知内の総代（二人）は、中川太七と源吾の息子であった源一であった。このことから、大字知内で重要な水玄堂（奥院）の歴史に関わる記述を、源吾が源一に書かせたと考えるのは飛躍しすぎだろうか。

ただ、そう考えた場合もう一つ問題がある。それはこの縁起は何にもとづく記述であるのかという点である。これには、関係する史料がやはり「安養寺調査箱」に収められている（史料16—1）。

【史料24】唐崎神社奥院縁起（「中川功家文書」補遺三函一六一—）

唐崎神社奥院縁起^{〔起〕}

御厨司の内に安置し奉るハ当社唐寄大明神の神宝にまします両部神道珠玉ノ神秘なり、左手^{ゆんで}にましますハ迦羅の阿彌陀佛なり、右手^{めて}にまします玉塔ハ仏舍利なり、一度拝する輩ハ現世にハ壽命長恩■大満の福利を与へ、未来でハ上品浄土の導き給ふとの御制願なり、世二類（たぐい）なき遵きに渡らせ給へハ何れも真心を清めて近ふよつて来拝をとげられましを

右縁記^{〔起〕}ハ安政三年辰八月廿七日・全廿八日・全廿九日三日間、唐寄神社拝殿ニ掛出シ致シ、水玄堂ヨリ宝物ヲ持参シテ開帳ヲ執行セラレタリ、其時湖東西千人講石塔籠^{〔起〕}ノ建設アリ、全時ニ素人狂言（本村青年団）施行セラル、

中川源吾九才ノ時ナリシ氣億^{〔億〕}ノ俣ヲ記ス、

これは源吾が野紙に書かいた書付で、前半部は「寺有原稿」・知内村『記録』と同文であり、そのあとに縁起に関する補足的情報が付されている。それによれば、安政三年（一八五六）八月二七〜二九日の三日間、唐崎神社拝

殿において水玄堂（観音堂）の什宝が持ち出されて「開帳」されることがあった。その際、拝殿に「掛出」されたのがこの縁起であり、その内容は現在、帳蔵で保管されている宝珠・阿弥陀仏・舍利塔の什宝に関するものであることに注意を要する。また、この時、湖東西千人講の石灯籠の建立と、知内村青年団による素人狂言も開帳に合わせ行われたようである。

さて、問題はその後にある「中川源吾九才ノ時ナリシ氣億ノ俣ヲ記ス」という一文である。先にも触れたが、唐崎大明神の観音堂（水玄堂）は、明治二六年の焼亡後、安養寺境内へと移築・再建された。その経緯とともに、おそらく大正四年から六年の「寺有原稿」編纂段階で、かかる縁起原本はすでに存在していなかったと考えられる。そこで源吾は、かつて自身が見聞きした安政三年の開帳とともに、拝殿に掛け出された縁起の内容を「記憶」をもとにして書き残した。それがこの書付（史料16―1）であつたとえる。

そして、大正四年～六年に「寺有原稿」のため、「安養寺調査箱」に収められた書付が関係史料として引用・利用されたということになる。

ただし、それ以上に留意しなければならない問題は、この書付の縁起内容が、寺史編纂開始の前年、それに先行して大正三年段階で知内村『記録』に写されたことの意味である。

知内村の鎮守に関わる歴史的情報、それを共有していこうとする意図があつたと思われるが、厳密に言えばこの記述・記録は、源吾の幼少期の「記憶」である。この記憶が記録として、そして知内村『記録』という公的記録に記載されていくことの意味は、当時の歴史観、そして共有文書や村の公文書に対する意識や評価にかかわる。それは同時に、（ここでは知内村や安養寺の）歴史を手繰り寄せ構成するための依拠してきた史料に対して、大きな再考と再評価を促すものである。それは、知内村の史的研究を進めてきた者にとって、その依拠してきた中心的な史料の一つである知内村『記録』が、何を依拠にして記されているかという史料批判に加えて、明治・大正期の記述が「記憶」をもとにして書き加えられているという新たな史料性の付加の重要性に気付かされるのである。

おわりに

本章では、知内村の史料論ともいえるべき、村が作成・授受してきた共有文書を含め、調査者として自らの菩提寺の歴史を編むという行為を、中川源吾が編纂した「寺有原稿」という史料の成立・記述内容を通じて検討してきた。安養寺檀中からその編纂を委託された中川源吾は、大正六年、蒐集した史料と記憶を往還させ、時を織り交ぜながら安養寺の「歴史」＝寺誌を紡ぎ出した。つまり、「寺有原稿」には、同時代（明治・大正期）に関する史料的な部分と、それ以前の何らかのテキストに基づいた部分に分けられる。そこには家史ともいえるべき「中川源太夫有記録」および知内村『記録』をはじめとした区有文書の相互参照・引用があったのである。

また、「記録」という部分に注目した場合、源吾の幼少期の「記憶」（唐崎神社奥院縁記）や、さらには祖父母・両親、知内の古老といった周辺の聞き取りの「記録」があったのかもしれない。それが「寺有原稿」や「中川源太夫有記録」に記録化されたのである。

このようにして「寺有原稿」は、史料性格を持ちながら（安養寺の歴史）、そして（知内の歴史）が形作られてきたといえよう。

ところで、かつて古川彰氏は、知内村『記録』から水害の記述を析出しつつ、村の無事と近代化、そして紡がれる生活知について論じ、その中で次のように述べている「古川二〇〇四」。

村自身が調査し、記録し、その情報を保持し、伝承することによって、村が近代化を急ぐ国家と交渉しつつ、あらたな自己を形成し続けることが可能になった。

本章で検討してきた「寺有記録原稿」の成立とその記述性について、古川氏の言葉を用いれば、檀中（実際は中川源吾）が調査し、記録し、その情報を檀中で保持し、伝承することによって、先祖祭祀に関わる菩提寺の歴史を

明らかにしつつ、村の歴史の中に位置付けていく、ということになるうか。ただし、実際に本章で分析した「寺有原稿」は下書であり、いまだ原本は見い出せていないことを付言しておく（もしくは清書されるまでに至らなかつたか）。

なお、現在、中川市三郎家には大正四年改訂の「当山檀徒名簿（吉祥山安養寺）」、明治四四年度「御影供会勘定簿」が伝わっている。いずれも中川源吾の筆跡であり、その伝来経緯から檀徒総代の一人であった市三郎家に保管されてきたものと思われる。少なくとも、大正四年に安養寺檀中によって企図された安養寺の記録類の大半は、源吾の手によってなされ、その後、檀那総代によって保管・相伝されてきたといえよう。

ここで、最後に二つ付け加えておくことがある。まず一点が「寺有原稿」における「古書」の位置付けである。第五章で、近世知内村における三ヶ寺の歴史的概要をみる中で、大正八年に書き留められた「古書」と呼ばれた安養寺の歴史的概要を示す書付が、知内村『記録』に書きとめられていたことに触れた。「寺有原稿」でも「古書」という形で多くの史料が引用されていた。現在、この「古書」にあたる原文書は見いだせないが、これもおそらく源吾が「調査者」として蒐集・書写したものと考えられ、それが当該期の知内村『記録』に記録として載せられた影響は大きいといえる。

次に二点として「寺有原稿」が書かれた大正六年前後の知内村周辺をめぐる文書管理や地誌編纂の情勢である。「寺有原稿」等の編纂が郡誌編纂などの動きと全く無関係ではないとも思われるが、知内村に郡誌編纂の波が押し寄せてくるのは、「寺有原稿」や「私有記録」の編纂が終わった後の大正一一年の末からである。知内村『記録』によれば、中川五三郎が大字知内の協議員（組頭・長分の後身）から国郡誌編纂資料蒐集委員に選任されたのが同年一月一三日。翌大正一二年二月には、「郡誌編纂資料蒐集之為、中川与七・上川美代吉立会、大字古文書古器物等蒐集委員ト共ニ調査、爾後蒐集委員ハ社寺及旧家ニ就キ調査ヲ為シ、同月二十四日目錄ヲ調製村役場ニ提出セリ」とある。そして、翌月には「大正十二年三月二十六日二十七日今津尋常高等小学校内ニテ郡誌編纂資料展覧会

開催セラル」とあって、知内村（大字知内）における郡誌や村誌の編纂事業の画期が、大正一一年にあつたといえよう。今後は、こうした村誌編纂との関係も探りつつ、知内村の歴史叙述の問題に迫っていく必要があるだろう。

以上、「寺有原稿」を手がかりに、その史料性だけでなく、知内村『記録』や区有文書の使われ方にも注目してきたが、「寺有原稿」（や「中川源太夫記録」）の存在は、何らかの歴史を書くという、史料に即して時間的・空間的に秩序立てて記述していく行為が、何も歴史研究者の専業ではないことを知らせてくれる。また、自らが自らの地域の歴史を探り記述していく行為が、生活者としての動機・視点だけでなく、まさに「今にして補綴を加へざれば、支離滅烈の恐れあり」という菩提寺の歴史を背負う強い意識の表れでもあつたことは間違いない。

〔註〕

(1) 中川源吾の事績については、特に近代琵琶湖養殖史の視点から、漁業史家の山村金之助氏が明治八年の知内村と西浜村の築争論、中川源吾の県水産試験場創設を含めた事績を概観している「山村一九八六」。

(2) 「回顧記」（中川功家文書補遺第三函一〇―一二号）。中川功家文書番号は、鎌谷かおる編『明治・大正期の中川源吾をめぐる史料と地域社会』（科研報告書）所収目録（二〇一七年三月刊行予定）による。なお、中川功家文書は、滋賀県立図書館整理目録と「村の日記」研究会が新たに整理した補遺整理分に分かれる。引用に「補遺」とある場合は、後者の整理文書群を指す。

(3) 「寺有記録原稿」（中川功家文書補遺三函一号）。「寺有記録原稿」は、厳密にみれば（「寺有記録原稿」内の表現によると）「寺有規〔記〕録」を作成するための下書きといえる。この「寺有規録」の原本は未だ発見されていない。また、安養寺の文書群に関しては、安政五年の焼亡に際したの亡失以降、まとまった文書・記録類は伝存していない。なお、本章で用いる「寺誌」は、「寺有記録原稿」を中心にその過程で編纂された関係簿冊（過去帳・財産台帳などを含むモノ資料）を指し、「寺史」は安養寺にかかわる歴史情報を指す言葉として用

いる。

(4) 知内村『記録』(「知内区有文書」二一一「記録」)。

(5) 安政五年の安養寺焼亡については、「海蔵院・安養寺焼失関係書類」(知内区有文書二五「宗教」二一七)に記録されている。

(6) 「中川源太夫私有記録」(「中川功家文書」[未付番])。

(7) 「永代附留帳」寛政五年(一七九三)(知内区有文書二一二「村政」一)。

(8) なお、「源太夫私有記録」にあり、「寺有原稿」に採用されなかった記述もある。たとえば文化九年(一八一二)の安養寺本尊に関するもので「全九年、安養寺御本尊御厨子ハ金拾九匁ニテ彦根町塗師半右衛門請負成立セリ」とあるものの、知内村『記録』にも関係記録が見い出せず、何を根拠とした記述かは不明である。

(9) 岡藩主中川久貞による中川清秀墓参と記念の建立については、清水邦彦氏の論考に詳しい「清水二〇一五」。

(10) 「借用書」(「中川功家文書」補遺三函一五号)。

(11) 知内村『記録』明治二六年の箇所を示しておく(知内区有文書二一一「記録」四)。

一、明治二十六年四月二十一日、安養寺住職及壇中総代ヨリ御依頼相成候、元唐崎社ニ用タル鰐口(幅一尺二寸

銘文化六巳六月日活工長浜ノ唐崎大明神再建知内村氏子中施主古川ノ治郎太夫目方三貫目)

右組頭協議ノ上貸与ス証書写左ニ

借用書

元唐崎大明神御霊前ニ掛有レ之、

一、鰐口 一個

今般当什器不足ニ付、右ノ物品永ク借用致度相頼候処、御当局者御協議ノ上貸与許容ニ相成候条、後日ノ為

借用証一札如_レ件

明治二十六年四月二十一日

吉禄山安養寺住職

大菅昇竜印

右寺総代

水野藤三郎印

鳥居七五郎印

鳥居喜平印

百瀬村大字知内

区長 中川市三郎殿

終章

本論では二部七章にわたって、中・近世の京都・近江を事例として、寺院再興や地域社会と寺院の結びつきの歴史の変遷を論じてきた。終章では各章を総括し、改めて今後の課題を提示したい。

「1」第一部 中・近世京都の都市社会と寺社

まず、第一部では、室町・戦国期京都における寺社復興と膝下地域の再編を取り扱った。序章で触れたように、南北朝期～戦国時代のいわゆる中世後期の仏教史研究は、近年総括的な研究が相次いで発表され、⁽¹⁾従来からの一向一揆や法華宗、禅宗の個別事例研究も幕府や朝廷などの諸関係を含めて深化している。その一方で、信仰をキーワードに従来の研究視角に囚われるのではなく、社会史研究や経済史研究を踏まえた多角的な研究もなされてきている。⁽²⁾

その中で、特に中・近世の京都における宗教史・寺院史研究を見た場合、まずは藤井学氏が『京都の歴史 第三卷 近世の胎動』の第二章「宗教と商業の都市」第一節「新旧仏教の教線」において、室町將軍家と禅宗、あるいは五山制度や法華宗諸山の成立と動向、さらには浄土宗・時宗・本願寺、旧仏教に目配りし、室町期の仏教史の全体を描いていることに注目しなければならない。「京都市歴史編さん所編（藤井氏執筆）一九六八」。また、同じく藤井氏は、王家菩提寺泉涌寺の創建と再興過程を丹念に追うことで、京都・天皇・寺院の相互関係を詳細に検討された「藤井二〇〇二B」。

本論第一部では、こうした藤井氏による室町期仏教史・宗教史研究視角に学びながら、京都における寺院と王家・公家、あるいは寺社膝下との身分集団の問題を深く掘り下げて検討した。

すなわち、**第一章「室町・戦国期における寺院再興と「勸進」―檀那・菩提所―**」では、二尊院僧の善空・恵教の代に莊園復興策から勸進活動に移行していき、以後公家や朝廷との関係を深めながら法然遺跡寺院として復興してく

歴史的過程を明らかにした。その際、「善空置文」（文明一五年）や「二尊院勸進帳」「二尊院縁起」など、由緒の再編や法会等の再興も含めて復興が進められたことを検討した。

また、その再興過程では、寺院墓所や追善仏事の積極的な関与がみられ、都市社会における法会（下京における恵教による修法）など、京都において都市民を巻き込みながら展開していったことも明らかにした。その背景には、王家の受戒や葬礼仏事への関与・関係の成立も大きな位置を占める。これについては、善空が三鈷寺・般舟三昧院を兼帯したように、当該期の二尊院を含め「門中」とよばれた西山派寺院群が、藤次制をもとに、王家葬礼仏事に関与・出仕していた実態にも触れた。これら門中寺院は、特に般舟三昧院を通じて中陰仏事に仕立てられ、近世初期には二尊院と三鈷寺、あるいは二尊院と泉涌寺の間で般舟三昧院をめぐる幕府や朝廷を巻き込みながら争論が起こっていることも注目される〔泉涌寺一九八四、久水二〇一五〕。

ところで近年、高橋慎一朗氏が、中世浄土宗西山派教団に関する一連の論考を踏まえ、次の様に総括している〔高橋二〇一六〕。

中世の浄土宗西山派教団が公家・武家・他宗寺院などとの間に、さまざまなネットワークを張り巡らせて、諸権力の支援を獲得し、勢力を伸張していった実態が明らかとなった。しかしながら、中世から近世への移行によって起こった権力の大きな交替のなかで、西山派は新たな統一権力とのあいだに強固な関係を構築することができず、結果として近世には東国における勢力を失っていく。その意味で、西山派はきわめて「中世的」な教団であったということができよう。

本論との関係においては、西山派教団がどの様にして「中世的」教団から「近世的」教団へ移行したのか、という問題は未だに未検討である。近世的な「宗派」への前提として、川本慎自氏が説明しているように、その萌芽が室町期にあったとするならば〔川本二〇一四〕、「近世的」教団・宗派の展開をみる上で、二尊院・三鈷寺・廬山寺などが、その後、四宗兼学でありながら、天台宗寺院として展開していく歴史的過程を明らかにする必要がある。もち

ろん、そこには武家・公家の関与・関係も含めて、未だ検討の余地があり、泉涌寺と対峙しながら王都京都における寺院として復興を遂げていく姿を念頭に置いて分析していく必要がある。

その中で、かつて菊地勇次郎氏は法然房源空の門下の動向について詳細に検討され、二尊院創建に関わる嵯峨門徒についても論じられつつあったが未定稿（「嵯峨門徒の成立」）のため詳細は不明である「菊地一九八五A・B」。 「嵯峨門徒」による二尊院の成立に関する史的動向は、なお重要な解明課題であるが、その中世後期における様相について、単なる教団史・門流史に止めず、公家や王家との関係史として近世的展開を明らかにする必要がある。

その意味で、これら中世の西山派寺院が、近世において天台宗寺院（四宗兼学）として展開すると同時に、中世以来の王家との繋がりから、「四箇寺」（黒戸四ヶ院とも俗称される）として、たとえば関係文書の輪番管理がなされていたと考えられる点など、その構造や文書管理の視点からも言及しなければならない。

ここで、それら二尊院文書の研究の展望を述べておきたい。序章でも触れたように鎌倉時代から明治時代の文書群であり、総点数は約四〇〇点に及ぶ。そのうち中世文書は約一〇〇点を数え、二尊院領であった越中国富山柳町関係文書、京都近郊地域文書、そして備前金岡庄関係文書などがそのほとんどを占める。このうち、寺領として出雲国淀新庄に関わる証文は、文明九年（一六七七）に譲与されて文書とともに異動したことが『実隆公記』⁽⁴⁾にうかがえるなど、文書群形成の点からみても興味深い。

一方で、近世文書は、歴代將軍の朱印状や上人号下賜の綸旨、堂舎普請や上申文書の控などから構成される。また、膝下地域との関係では、近世の上嵯峨村絵図や門前町絵図などを含んでいる。

その上で特筆されるのが、「門中紙箱」との墨書のある四一件の文書・記録が伝来していることである（次頁表）。これは、近世初期から明治期までの王家葬礼仏事に関する史料群を納めた箱で、同じく墨書銘に「遣迎院・二尊院・般舟院・廬山寺」とあり、近世に四箇院と呼ばれた寺院群によって保管されていたことがわかる（輪番かは不明）。ただし、この箱以外にも、四箇院と王家葬礼仏事に関する文書が他の箱にも残されており、例えば「後陽成院中陰記

二尊院文書「門中紙箱」収納文書

番号	枝番	文書名(表題・内容)	年月日	形態	頁数
1		後光明院・東福門院・後水尾院・後西院御中陰之記	(貞享2年)	豎帳	1冊
2		新清和院尊儀御中陰記	弘化3歳	豎帳	1冊
3		仁孝天皇御中陰日記(御尊牌并納経 門中用)	弘化3年	豎帳	1冊
4		御盡七日御百ヶ日即導師一件・後桜町院御中陰記	(文化10年カ)	豎帳	1冊
5		桃蘭院尊儀御中陰	(宝暦12年)	豎帳	1冊
6		正親町院御中陰御作善并僧俗参拜次第	文禄2年3月29日	豎帳	1冊
7	1	光格天皇様御凶事一件諸願之写	(天保11年)	豎帳	1冊
7	2	[光格天皇御焼香願写](仙頭御所崩御にて御中陰献経・御焼香相勤めたきにつぎ)	(天保11年12月)	豎帳	1冊
7	2-1	一藪古格仕来之次第(挿入文書)	(天保11年)11月24日	切紙	1通
7	3	光格天皇御中陰日記	(天保11年)	豎帳	1冊
8		[桜町院尊儀御中陰御着座公卿次第]	(寛延3年)	横帳	1冊
9		納経拝願一件	(近世)	綴	1冊
10		後桃蘭院尊儀崩御之写・納経拝願書写・輪王院御上洛之写	(近世)	豎帳	1冊
11		旧記(御中陰=付般舟院之事・紫衣御推叙故之始メ)	(近世)	横帳	1冊
12		泉涌寺御廟所之図	(近世)	絵図	1点
13		太上天皇尊儀御中陰朝夕勤行之次第	(近世)	横帳	1冊
14		於坂本東照宮二百五拾回御神忌記録	元治2年4月	豎帳	1冊
15		[勅書案](中陰を般舟院にて沙汰すべき事)	弘治3年11月21日	一紙	1通
16		称淳信院殿大御所家重公薨去御記録	宝暦11年6月	豎帳	1冊
17		就御觸書之覚・宗旨末寺御改メ御證書	(文化2年2月)	豎帳	1冊
18	1	光格天皇御尊牌被為納扣・嵯峨天皇一千年忌御所江願書留	天保12年4月	豎帳	1冊
18	2	日並書取(御牌御納之願)	(天保12年2月)	豎帳	1冊
19		光格天皇御尊牌被為納扣・嵯峨天皇一千年忌御所江願書留	天保12年4月	豎帳	1冊
20		[御中陰御法事御着座次第]	(近世)	続紙	1冊
21		覚(唐門額・本堂額・本尊等什物書上)	(近世)	切紙	1通
22		[新清和院尊儀着座公卿書上]	(近世)	続紙	1通
23		東照宮式百回御神忌記録	文化12年	豎帳	1冊
24		覚(後堀川院・後柏原院・後奈良院三代遺骨當山に相納めるにつぎ)	(近世)10月2日	一紙	1通
25		[桜町院御中陰仏事次第書上]	(近世)	豎帳	1冊
26		文恭院様納経拝願記	(近世)	豎帳	1冊
27	1	[書付](後桃蘭院尊儀御一聖忌につぎ)	(近世)	折紙	1通
27	2	[書付](御用の儀にて御参殿すべきにつぎ)	(近世)9月26日	折紙	1通
28		[袋]	(近世)	袋	1点
29		大御所吉宗公薨御記	寛延4年6月	豎帳	1冊
30		大御所家齋公薨御記録	天保12年2月	豎帳	1冊
31		慎徳院様御中陰・二尊院代僧金剛院納経拝礼手続	嘉永6年9月	豎帳	1冊
32		桃蘭院尊儀御中陰(堂上方御詰番)	(近世)	豎帳	1冊
33		新中和門院尊儀御中陰之起祿(記録)	(享保5年)	横帳	1冊
34		妙空様御代新中和門院尊儀・承秋門院尊儀御中陰之記	(享保5年)	豎帳	1冊
35		東福門院尊儀御法事記	延宝6年6月15日	豎帳	1冊
36		明正院尊儀御中陰記	(近世)	豎帳	1冊
37		慎徳院様御中陰・二尊院代僧金剛院納経拝礼	嘉永6年9月	豎帳	1冊
38		禁裏御所諸禮・御踐祚・中宮・参内御断書之扣	弘化3年4月	豎帳	1冊
39		般舟院道場由来・正親町院御葬送・二尊院御修行旧記之扣	(近世)	豎帳	1冊
40		旧来御凶事一件故障光格天皇御盡七日御連夜御百ヶ日御導師二付故障就御尋申上候覚	(近世)	豎帳	1冊
41		正親町院御中陰之時遣帳	(文禄2年3月29日)	豎帳	1冊

録」(元和三年一二月)や般舟院をめぐる争論記録(般舟院大体役書、規定書)、また四箇院内の争論関係文書(輪王寺への提出文書など)がある。なお、現在これら二尊院文書全点の目録化と解説を進めており、史料の全体構造や、そこから拓がる個別研究は後日の課題としたい。⁽⁵⁾

次に第二章「中世北野社御供所八嶋考―西京・宮仕・神子―」では、中・近世北野社組織と膝下西京（「西京七保」）の関係を構造的に捉えるべく、御供所八嶋屋を通して、そこに結集する宮仕・御子の存在形態、あるいは北野社別当である曼殊院や社家松梅院との関係を捉えなおして検討してきた。

そこでは、八嶋屋が、北野社の年中行事・仏神事において、御供備進を通じて重要な位置にあったこと、そこに結集する宮仕が座成を経て編成され、座的構造をもっていたことを指摘した。また、八嶋屋それ自体は、別当曼殊院から補任された御子が管掌しており、おそらく近世には神子と宮仕は家を形成し、八嶋屋に関わっていたと思われる。また、御供調進の場としての八嶋屋は、膝下西京から貢納される御神供や菓子等を差配し、施設の維持（畳替え等）において西京に段銭を賦課するなどの関係が見られた。さらに、御供貢納が滞った場合は、八嶋屋として文書発給をおこない曼殊院門跡へ訴えていたのである。

近年、中・近世北野社研究（特に組織論）は、次第に明らかにされつつあるが「佐々木二〇一五、石津二〇一五」、それを踏まえ、近世の八嶋屋の存在形態を明らかにしつつ、近世西京との関係を探る必要がある。その考察は、北野社における様々な身分集団（宮仕・御子など）の歴史の変遷を明らかにすることになると思われる。

そして第三章「『西京七保』御供所の近世―御供所寺院とその維持・管理―」は、第二章を踏まえて、北野社（の御供所八嶋屋）に御供を貢納する膝下「西京七保」の歴史の実態を明らかにするため、近世「西京七保」の各御供所の実態を明らかにした。また、これまで北野社研究で捉えられてきた中世の「西京七保」に関する論究を批判的に検討した。

そこでは、「西京七保」に関する研究は多いが、近世の様態を迫った専論は少なく、わずかに『北野誌』や川井銀之助氏の論考があるものの、由緒と実態が錯綜し再考の必要があった。第三章では、それら歴史叙述の再検討を行い、御供所が寺院として存在し、神人（社人）によって維持・運営されてきたことを明らかにした。

また、事例として注目した第三保（大将軍村保）の長宝寺では、差置かれた留守居がほぼ尼僧であり、修復費用の負担における「保」（人的集団）と村の関係も明らかになった。そして、「西京七保」の神人（社人）らは衰退していく中で、各保御供所寺院の運営に「五保社人一統」として社人全体で関与する体制へと変化したのである。

ここで改めて御供所寺院をめぐる社人や北野社との関わりをみていくと、一般的な村落寺院（菩提追善・寺請）とは異なるものの、社人によって維持・管理される地域寺院の姿が見て取れよう。また、そこには御供貢納を通じて歴史的由緒を形成してきた神人（社人）にとって、御供所寺院が必要不可欠な要素（施設）であり、由緒そのものであったともいえる。

さて、ここで史料的な問題にも触れておきたい。この第三章で使用した本郷家文書は、西京の第三保長宝寺を拠点に活動した神人（社人）の家に伝わる六一九点の文書群である。史料群全体としては、家文書でありながら、大将軍社社人や長宝寺に関わる文書が多い。そして、北野神供所（八嶋屋）の承仕が発給した御供受取書や、北野社神祭に関わる文書もある。しかし、何よりも特徴的なのは、すでに三枝暁子氏「三枝二〇一一」も使用したように、「神人（社人）連氏」の表題を持つ、慶長七年（一六〇二）～慶応二年（一八六六）に至る歴代「西京七保」神人（社人）の名前が書き続けられている史料が残っていることである。この第三章では、神人から社人への改称にも触れたが、この「神人連氏」にはそれが如実に表れている。この史料を踏まえつつ、「西京七保」（その実態はなお検討課題である）神人の歴史の変遷や由緒・伝承の問題など、中世にまで遡ることができるもの、できないものの厳密な検証が必要である。その意味で、もちろん安易に史料上の文言のみを部分引用し利用することには慎重でなければならない。だが、近世文書の中の中世文書写や伝承を史料として遡及的に検討・利用するとともに、同時にそれら史料群の生成・保管体制をも視野に入れた研究が必要である。⁶⁾ なお、中・近世の「西京七保」や「西京神人」の歴史の実態とは別に、由緒や伝承研究という視角から、近代北野社と西京の関係―廃仏毀釈・神仏分離期の歴史の変遷―において、「西京七保」・神人・御供所寺院の由緒が、どう語られ、史料化していったのかという点は非常に重要であると考えている。

次に第四章「近世京都における融通念佛宗寺院の展開——京都里坊北野圓滿寺の創建——」は、一七世紀中頃に教団として体制を整えていく大坂平野の融通念佛宗本山大念佛寺の京都里坊の成立を論じた。元禄一五年（一七〇二）に京都北野に創建された圓滿寺は、大念佛寺の単なる末寺ではなく、はじめて「吾宗開発之末寺」として、また「京都里坊」として創建された。圓滿寺が「北野天神靈廟之側」に創建された理由は定かではないが、融通念佛宗による京都進展（朝廷や公家との折衝）の拠点ともなり、京都里坊として維持・管理の実態がうかがえ、大念佛寺との通信・往来が多くみられた。

また、当該期の融通念佛宗の京都展開について、同じく末寺編成という視点から、講集団の末寺化、もしくは寺院得買による末寺化を示し、圓滿寺は後者のパターンであった。以降、京都において「無本寺」が融通念佛宗の末寺となっていく例を検討したが、今後も大念佛寺『日鑑』の詳細な分析をもつて、融通念佛宗の末寺編成全体を考察する必要がある。その意味で、京都における融通念佛の講集団の近世的様相も明らかにすべき課題である。

「2」第二部 近世近江における村落社会と寺院

次に第二部では、近江国高島郡知内村を事例として、近年の知内村総合研究の成果を踏まえながら、村の宗教的要素（寺社や信心など）を共有文書から明らかにした。

まず第五章「近世村落寺院の維持と管理——年中行事・生業・生活空間——」では、知内村三ヶ寺の概要を確認し、知内村『記録』に記録された関係の記述、すなわち、「1」住持交代、「2」区有文書に含まれる争論史料から住持隠居跡式をめぐる檀中・住持・村の相互関係、「3」そして大般若経会争論を明らかにした。「1」の住持交代は、近世後期から明治初期まで知内村『記録』に写されている。これは、庄屋が村管理上で留め置いたものとも考えられるが、何よりも「組頭」もその署判に加わっている点に注意したい。知内村の「組頭」は近代に「長分」とも呼ばれる宮座組織（モロト）とメンバーが重なる、いわば村の指導層である。その彼らが知内村すべての三ヶ寺の住持交代

を確認・承認している点に留意したいのである。それは、「3」争論の再規定に関する取決め書が、組頭を含めたメンバーと二ヶ寺（安養寺・海蔵院）の署判を据えて、知内村『記録』に綴じ込まれていることからもうかがえる。

次に第六章「近世知内村の「半檀家」と寺檀関係―村・檀那・菩提所―」では、従来から指摘されてきた知内村半檀家の歴史的展開について、新たな史料の紹介と分析を加え、先行研究を批判的に継承しながら検討した。知内村半檀家は、村内で一家一寺と半檀家が錯綜する状態であったが、すべてが一家一寺を志向したわけではなく、明治期までその状況は続いていたことが宗門改め帳や享保争論に続く、宝暦争論史料の分析より明らかとなった。

また、近世前期の知内村半檀家をうかがわせる史料や、明治期に半檀家を段階的に解消していくことが「村中評議」で決定したことを知る史料など、家の系譜や衰退によって半檀家が（結果として）継続・展開する以上に、村による半檀家を維持していかうとする志向が明らかとなった。したがって、これら知内村半檀家が、これまで大桑氏が享保争論を取り上げて指摘する、「多くの半檀家の事例とても、それらが一家一寺制に収斂しあるいはそれが変化してゆく過程の多様性を示すものではない」とし、近世中期に出現した一時的のものであったとはいえない。

とはいえ、知内村の中で一家一寺・半檀家の別がどう生じるのかという詳細な研究は今後の課題であり、おそらく家格や家の系譜を十分に明らかにした上で再考する必要がある。

そして最後の第七章「寺誌を識すということ―明治・大正期知内村と寺院の歴史叙述―」においては、中川源吾という人物（安養寺檀那、知内村要職を歴任）による「寺有記録原稿」の成立過程やその叙述、典拠、さらには史料蒐集、すなわち調査者としての活動から、地域社会における寺誌編纂の意味について考えた。安養寺再建とも連動した「寺有記録」を含めた諸冊の編纂は、檀中内で協議・共有化され、調査人である中川源吾の目を通して描かれることになった。ここでは、先行する家史「中川源太夫私記」からの引き写し、知内区有文書からの引用も多く、その相互関係をみながら「寺有記録（原稿）」の史料性や有効性についても論じた。

ここで本論では触れなかったが、中川源吾の活動は多岐に及び、菩提寺である安養寺以外の知内村の寺院へも様々

な場面で関与した様子がかがえる。例えば、大正五年（一九一六）に光傳寺（真宗）が上知内から下知内（南向）に移転するにあたって檀中で候補地の紛議が起こり、中川源吾が仲介役となり収めたことが記録からうかがえる。⁽⁷⁾当時、源吾はすでに区長など村の要職を退いており、長老的な立場から調停に関与したと思われる。そこには、近世「組頭」や近代「長分」の村内の秩序維持に尽力した帰結点としても評価できるのではないだろうか。

なお、知内村の宗教誌モノグラフとしては、以下のような未解明の史的実事がある。まず、神社関係でいえば、近世「廻り神主」と宮座の問題、唐崎神社（唐崎大明神）と郷祭（かつての龍神祭など）、そして水玄堂（唐崎大明神奥之院）をめぐる地域史である。また、寺院に関しては、近代における寺僧顕彰と村、本末関係が地域に及ぼす諸関係（本寺行事への出仕・参加）など、補足的に追究すべき課題もある。

さらに、個人の信心や習俗に関していえば、宝永四年（一七〇七）六月から同七年（一七一〇）七月にかけての十六部回国納経帳（個人蔵）の分析、近世中期の掟書が残る念仏講の史的展開などがある。これら一つ一つを村との関係で解明していったとき、一つの村の宗教史を通史的・立体的に明らかにできると考える。

だが、ここで改めて考えておかなければならない問題がある。それは、第二部に関わる史料学、つまり地域社会・寺院と史料をめぐる問題・課題である。これについては、やはり原田敏丸氏による次の指摘が重要である「原田二〇一〇」。

共同体意識の強固さというものが、全国的に見て区有文書の豊富な現存、滋賀県は非常に区有文書が豊富に残っているという現状をもたらしたのではないかと私は考えております。この共同体意識の強固さが、先に申しました集落を構成する各戸の個性即ち他と区別する意識が弱い、緩やかであるということが矛盾なく結びついている、言い方を換えますと、「隣近所との境界感が希薄である」、「村と村の外との境界感が強い」というのが、近江の村々の特色ではないかと考えるようになってまいりました。

本論では、共同体意識の強固さと近江の村、そして区有文書が豊富に現存することの意味を地域社会と寺院・仏教・

習俗という視点から考察してきた。

近年、古文書学・古記録学から史料学（アーカイブズ学）の進展により、文書群の全体構成や伝来過程、保管体制などから新たな歴史像を構築する方法論が深化している。その中で、区有文書や村方文書についても、史料保管や「情報」という切り口から研究が進んでいる⁽⁸⁾。

では、その中で特に区有文書などにみる村落寺院史の描き方についてはどうだろうか。史料学・アーカイブズ学が、藩政史や地域社会史における村落や町文書の史料学的検討を進めていったことと対象的に、区有文書を寺社史料と捉え直す論究は決して多くはない。

また、近江の村（特に湖西地域）の調査において感じるのは、村落寺院（菩提寺）個別の寺院文書がそれほど多く残されていないという点である。一方、それとは対照的に、区有文書における寺社の維持や関与に関する史料は豊富に残されていることは特筆される⁽⁹⁾。

そうした中で、本論第二部では、知内区有文書の調査を核としながら、知内村に関わる個人・寺社・講共有、あるいは他地域・機関（に保管されている）関係文書全体を「知内村文書」と総合して位置付け調査を進めてきた成果に依拠している「[村の日記]研究会編二〇一〇」。その分析視角は、個別寺院文書の分析による寺院史（宗派や本末関係）のみでなく、区有文書の中から寺院と村の、いわば村政・行政という村の運営的側面、そして信心や習俗などを総体的に解明していくというものであった。むしろ、個別寺院文書が残らない場合、区有文書は非常に有効な寺社史料ということになる⁽¹⁰⁾。

ところで、現在、全国に約七万七千ヶ寺ある仏教寺院は、「家なき時代」「人口減少社会」という中において、無住や檀家の減少のみならず、菩提寺（檀那寺）に対する日常生活上の日本人の価値観の変貌の中に置かれている「桜井・川又編二〇一六」。また、鵜飼秀徳氏が紹介した『寺院消滅 失われる「地方」と「宗教」』は、その実態に迫った興味深いレポートである「鵜飼二〇一五」。

これを歴史学・史料学の問題として捉えてみると、まず村落寺院の消滅は、什物の流出のみならず、文書など史料も散佚に遭う可能性がある。本論第二部でも触れたように、知内村の場合、廃仏毀釈の際に唐崎大明神に関する宝物・勅額などは、文書蔵である「帳蔵」に移管された経緯がある。村落共同体がその機能を果たす時代はどれほど持続するか見通しは立たない。そして、鵜飼氏のいう寺院消滅によって「地方」と「宗教」が失われるとき、また同時にその地域の歴史も消滅していくことを意味しよう。しかし、それらへの危惧は現代のみならず、地域の村や檀家において常に内在的・歴史的に意識されてきたことでもあったといえる。

それは、本論第七章で紹介したように、現在を遡る約百年前、知内村の中川源吾が、安養寺の歴史を編纂するにあたって、「今にして補綴を加へざれば、支離滅烈【裂】の恐れ」があるとしたように、史料の散佚後、寺院の歴史と由緒を支える寺史の編纂を突き動かした動機がここに読み取れる。

こうした明治・大正期から現代社会の「寺院消滅」という状況をみたととき、特に知内の場合、現在の村落寺院に関わる史料の調査・保管や歴史編纂が、目的は異なるものの、中川源吾から続く長い調査史の延長に位置付くことに気がかされる。

しかし、問題は「寺院消滅」に限らず、地域や檀信徒によって維持されてきた寺院、あるいは鎮守などの神社の歴史の変遷を追う上で欠かせない区有文書等の存在もまた、地域の過疎化や家の継承・維持等の問題で継承が難しくなってきたことである。鵜飼氏は「寺が消えることは、自分につながる『過去』を失うことでもある」と指摘しているが、自分につながる過去とは、寺を介してつながる個人や家や地域社会の歴史であるとも捉えることができる。

本論第二部は、こうした地域社会・家・集団・個人など、様々な単位の人びとが寺院を介して積み重なって来た歴史を、蓄積・保管されてきた史料の調査・整理・保管の実践によって積み重ねてきた研究である。ここでいう実践とは、単なる史料の整理・保存だけでなく、地域とともにそこから紡がれる歴史と価値を共有するための多くの活動も

含まれている「[「村の日記」研究会編二〇一〇]」。

その実践・研究のすべてが直ちに「寺院消滅」を食い止める手立てになるかはわからない。しかし、それらに対して、歴史学や史料学には、現代の「寺院消滅」から、本論のキーワードでもある「寺院再興」への繋げていく糸口、すなわち、その歴史と由緒の再発見と内在化、そして共有化を可能にしていくことができるかと考える。

その意味で、地域社会と寺院をめぐる村・集団(檀中や講集団)・個人の結合・関係のあり方に注目しながら、史料の残存・伝承、そして文書保管史を踏まえつつ、その周辺に広がる地域社会のあり様を明らかにすることは、中・近世史研究の課題であるだけでなく、同時に史料継承の問題など現代における喫緊の課題でもある。

改めて、本論第二部で論じてきたように、村落共同体が伝えてきた区有文書、都市共同体や集団が保管してきた共有文書が、地域の寺院史・仏教史・宗教史研究に資する有効な基礎史料群として位置付けられることを確認し、今後実践的な史料調査と整理・保存活動を通じて、京都・近江の地域社会と寺院をめぐるより多くの具体相を明らかにしていくことを課題としたい。

〔註〕

(1) 序章註1に同じ。

(2) 例えば次の様な研究があげられる。

阿諏訪青美 二〇〇四 『中世庶民信仰経済の研究』校倉書房

大喜直彦 二〇一一 『中世びとの信仰社会史』法蔵館

井原今朝男 二〇一一 『史実中世仏教—今にいたる寺院と葬送の実像—』興山舎

(3) 近年、近世の公家と菩提所寺院に関する積極的な研究を行っているのが、的場匠平氏である[「的場二〇一六」]。的場氏は、考察のまとめにおいて「家と寺院との葬祭を介した関係は解消不可能なものではなかったが、檀家が基

本的に関係の維持を志向したため、関係は固定的様相を見せた。それは、故人の地位・身分に応じた過不足なき葬儀の実践を規範とする葬儀観が近世になって形成されたことで、寺院が葬祭の格式実現のために不可欠な役割を期待されるようになったことを一因とする。第一章で見たような、代々関係する特定の寺院と一代限りの寺院とを区別する観念や、家との由緒を重視する態度は、特定寺院との関係が継続する過程で、徐々に醸成されていったのであろう」とされる。これは非常に重要な指摘である。本論第一章では考察が再興過程のみにとどまったが、多くの公家・豪商の菩提所となる二尊院の菩提所化の成立過程を改めて近世を通じて見通す必要がある。これは今後の課題としておきたい。

(4) 『実隆公記』文明九年(一四七七)七月一七日条。

(5) 本論では、詳細には検討できなかったが、寺院復興や膝下領民との関係の変遷を追う場合、取り扱う史料群(特に寺社文書群)の問題(復興期に関する史料が少ないこと)があり、その意味で、特に本論第一章で取り扱った二尊院研究は、中世に限定せず、中世文書が書写・記録された近世・近代の記録類を含めた寺院文書群の全体構成の把握と説明が課題である。現在、特に日本中世史研究が、たとえば、東寺文書や醍醐寺文書など膨大な寺院文書群から明らかにされ、寺院組織や身分、日常生活史のみならず、その荘園経済や金融史など、あらゆる部門の基礎史料となってきたことは周知の事実である。他方、近年のアーカイブ学・史料学も、それら中世寺院文書群の生成・保管・機能などが改めて注目され、論点が多様に広がっているものの、近世寺院史研究におけるそれはまだ端緒に終わったばかりであると言われている[梅田二〇一〇、幡鎌二〇一四]。今後の進展が期待される。

(6) 近年の由緒研究との接合については、事例研究上、ほとんど触れることができなかったが、関わる文献としては以下のようなものがある。

井上攻二〇〇三『由緒書と近世の村社会』大河書房

岩田清美二〇一〇『近世日本の歴史意識と情報空間』名著出版

若尾政希・菊池勇夫編 二〇一〇『覚醒する地域意識（江戸）の人と身分 5』吉川弘文館

羽賀祥二 一九八八『史蹟論—19世紀日本の地域社会と歴史意識』名古屋大学出版会

白井哲哉他編 二〇一六『地域の記録と記憶を問い直す』八木書店

なお、本論とは直接かわらないが、寺院史料・仏教史料の地域的な利用という点では、古代の寺院縁起を近世後期～幕末・明治期にかけて自らの職能の由緒として再編・機能させた拙稿「長松山万年寺縁起」の歴史的位置—鑄物師田中家の由緒をめぐって—」（枚方市教育委員会・公益財団法人枚方市文化財研究調査会『枚方の鑄物師 2—古文書編—』「高橋二〇一四」）を公表している。また、地域のなかで寺院什宝目録が作成され、村方で管理・参照されてきた背景に、村役人・氏子・檀家総代といった人的重層構造の中で、かかる史料が生成されてきた可能性を論じた拙稿「中近世における新知恩院靈宝の伝来・形成過程」（『大津市歴史博物館研究紀要』（大津寺社宝物調査報告Ⅰ）一九号「高橋二〇一四」）もある。

（7）「光傳寺文書」Ⅰ—8。

（8）たとえば、富善一敏氏や東昇氏による一連の研究がある「富善一九九六、東二〇一六」。

（9）もちろんこれは経験的な印象に過ぎず、当然、寺院史料として多くの文書が残る寺院もあるだろう。一例として、滋賀県大津市の伊香立八所神社・八所神社の例を紹介しておく。新知恩院は、応仁文明の乱のとき、伊香立に疎開した浄土宗寺院であるが、現在新知恩院には織豊期の文書が集中するものの、江戸時代の文書を見出すことができない。当然、何らかの理由で失われた可能性もあるが、実は新知恩院に関する（例えば普請や法要開催にかかるとる経費）文書記録類は、地域の共有文書である八所神社文書に多く残されている「高橋二〇一四」。

（10）安養寺・海蔵院は、安政五年の焼亡によって、文書のほとんどは失われてしまっている。

参考文献

- 阿諏訪青美 二〇〇四 「東寺の宮仕と庶民信仰」 『中世庶民信仰経済の研究』 校倉書房（初出二〇〇〇）
- 阿諏訪青美 二〇〇八 「中世における京都祇園社のさい銭」 高埜利彦・青柳周一・西田かおる編 『近世の宗教と社会』
- 吉川弘文館
- 網野善彦 一九九六 「西の京と北野社」 『日本中世都市の世界』 筑摩書房（初出一九九一）
- 安藤 弥 二〇〇七 「戦国期宗教勢力論」 中世後期研究会編 『室町・戦国期研究を読みなおす』 思文閣出版
- 伊藤康宏 一九八四 「漁場相論―籾の漁業史」 鳥越皓之・嘉田由紀子編 『水と人の環境史―琵琶湖報告書―』 御茶の水書房
- 伊藤唯真 一九九五 「中世葬祭仏教―墓・寺・僧の相互関係― 『師守記』を通してみたる」 『聖仏教史の研究』 下法蔵館
- 石田善人 一九九六 「都鄙民衆の生活と宗教」 『中世村落と仏教』 思文閣出版（初出一九七五）
- 石津裕之 二〇一五 「近世における神社伝奏に関する一考察―北野社を素材として」 『日本史研究』 六三七号
- 稲木信子 一九八三 「融通念仏信仰の展開」 元興寺文化財研究所編 『法会（御回在）の調査研究報告』 昭和五七年日
本自転車振興会補助事業、元興寺文化財研究所
- 稲城信子 二〇〇四 「大和における融通念仏宗の展開―特に宇陀地域を中心に―」 『国立歴史民俗博物館研究報告』
第一一二集
- 稲城信子 二〇〇五 「神仏習合資料としての大般若経」 『日本中世の経典と勸進』 塙書房（初出一九八九）

- 井上幸治二〇〇四「史料紹介 円覚上人導御の「持齋念仏人数目録」」『古文書研究』第五八号
- 今堀太逸一九九九「村落寺院の諸相―滋賀県神崎郡五個荘町を事例として―」『本地垂迹信仰と念仏―日本庶民仏教史の研究―』法蔵館〈初出一九九八〉
- 岩井宏實・日和祐樹二〇〇七『神饌―神と人との饗宴―』ものと人間の文化史一四〇、法政大学出版会
- 岩田重則二〇一〇「葬式仏教」の形成」『新アジア仏教史一三 日本』民衆仏教の定着』佼成出版社
- 鵜飼秀徳二〇一五『寺院消滅 失われる「地方」と「宗教」』日経BP社
- 宇都宮啓吾二〇〇八「西教寺正教蔵の訓点資料について」『比叡山西塔北谷正教坊聖教を巡る訓点資料の基礎的研究』平成一七〜一九年度科学研究費補助金基盤研究C 研究成果報告書
- 梅田千尋二〇一〇「近世寺院史料論の課題―興福寺関連史料を中心に―」『国文学研究資料館紀要 アーカイブス 研究篇』六（通巻四一）
- 大桑 斉一九七九『寺檀の思想』教育社歴史新書
- 大桑 斉一九八六「半檀家の歴史的展開」『近世佛教―史料と研究』第六卷第三・四号
- 大桑 斉一九八六「近江高島郡半檀家史料」『近世佛教―史料と研究』第六卷第三・四号
- 大河内勇介二〇一六「古代・中世近江国の大般若経所持主体」『近江地方史研究』第四六号
- 大阪市立博物館図録 一九九一『融通念佛宗―その歴史と遺宝―』大阪市立博物館
- 大澤研一 一九九二「融通念佛宗の六別時について」『大阪市立博物館研究紀要』二四冊
- 大澤研一 一九九六「融通念仏宗成立過程の研究における一視点―『融通念仏寺記録抜書』の紹介を通じて―」『大阪市立博物館研究紀要』二八冊

- 大澤研一 一九九八「融通念仏宗の大和国への勢力伸長について」融通念佛宗教学研究研究所編『法明上人六百五十回御遠忌記念論集』大念佛寺
- 大澤研一 二〇〇〇「近世融通念仏宗における舜空期の意義」伊藤唯真監修・融通念仏宗教学研究研究所編集『融通念仏信仰の歴史と美術 論考編』東京美術
- 大田壮一郎 二〇〇七「室町幕府宗教政策論」中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版
- 太田直之 二〇〇八「中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代」弘文堂
- 太田直之 二〇〇八「北野社の勸進と造営」『中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代―』弘文堂〈初出二〇〇〇〉
- 大塚紀弘 二〇〇六「三鈷寺流による教院興行の思想」『中世禅律仏教論』山川出版社〈初出二〇〇六〉
- 大塚紀弘 二〇一三「東山御文庫蔵『二尊院仏閣以下事』の紹介と分析」田島公編『目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一一―三（科学研究費補助金報告書）
- 大津市役所 一九八〇『新修大津市史 近世前期』第三卷、大津市役所
- 大山喬平編 一九九二『浄土宗西山派と三鈷寺文書』博物館の古文書 思文閣出版
- 小野晃嗣 一九八七「北野翹座に就きて」『日本中世商業史の研究』法政大学出版局〈初出一九三二〉
- 貝 英幸 二〇〇三「応仁文明乱後における膝下領の支配とその変質」『鷹陵史学』第二九号
- 貝 英幸 二〇〇四「中世末期村落の変質と祭礼」『京都民俗』第二〇・二一号
- 蒲池勢至 二〇一三「尾張の寺檀関係と複檀家」『真宗民俗史論』法蔵館〈初出二〇〇三・二〇〇四〉
- 鎌谷かおる 二〇〇八「近世における村の文書管理と情報の記録化について―知内村「村の日記」を事例に―」古川

- 彰編『ローカルな知の伝承と環境保全方法に関する研究―資料化の可能性とデータ共有の方法を視野に入れて―』平成一七年度～平成一九年度科学研究費補助金、基盤研究（C）研究成果報告書（課題番号一七五三〇四〇三）
- 鎌谷かおる編二〇一七『明治・大正期の中川源吾をめぐる史料と地域社会』（『日本近世近代移行期における内水面漁業の研究―琵琶湖を対象に―』（課題番号二五七七〇二四七）平成二六年～平成二八年度科学研究費補助金（若手研究B 研究代表者 鎌谷かおる）研究成果報告書）
- 苅米一志二〇〇四『莊園社会における宗教構造』校倉書房
- 苅米一志二〇〇六『中世前期における地域社会と宗教秩序』『歴史学研究』八二〇号
- 川井銀之助一九三四『北野天満宮と七保御所攷』『史迹と美術』第四一・四二号
- 河内将芳二〇〇六『中世京都の都市と宗教』思文閣出版
- 河内将芳二〇〇九『天正四年の洛中勸進』再考―救済、勸進、経済―『立命館文学』第六一四号
- 河内将芳二〇一五『戦国仏教』論再考―京都と日蓮宗を中心に―『佛教史学研究』五八卷一号
- 川本慎自二〇〇五『室町期における將軍一門菩提料所と禅宗寺院』『寺院史研究』第九号
- 川本慎自二〇一四『室町幕府と仏教』『岩波講座 日本歴史』中世四（八卷）岩波書店
- 元興寺文化財研究所編一九八二『比良山系における山岳宗教の調査報告書』（昭和五四年度自転車振興会補助事業による）
- 神崎壽弘二〇一一『大念佛寺と公家―第四十八世信海の妙法院門跡院家兼帯について―』（『宗教文化研究』第五号、融通念佛宗教学研究所）
- 神田千里一九九九『中世後期の公家社会にみる家の信心』『東洋大学文学部紀要』史学科編二四
- 神田千里二〇〇二『戦国乱世を生きる力』日本の中世1、中央公論社

- 菊地勇次郎 A 一九八五 「源空の門下について——とくに天台宗教団との関係」 『源空とその門下』法蔵館（一九五八）
- 菊地勇次郎 B 一九八五 「西山義の成立——西山往生院の展開」 『源空とその門下』法蔵館（一九五五）
- 岸信 宏 一九七六 「知恩の歴史と信仰」 『古寺巡礼 京都一九 知恩院』淡交社
- 木村至宏他 一九八七 「中川源吾」 『近江人物伝（復刻版）』臨川書店
- 京都市歴史編さん所編 一九六八 「宗教と商業の都市」 『京都の歴史』第三卷、京都市史編さん所
- 窪田涼子 一九九五 「描かれた卒塔婆」 『歴史と民俗』一二号
- 窪田涼子 一九九九 「戦国期の在地寺院と地域社会」 『歴史と民俗』一五号
- 黒田一充 二〇〇四 『祭祀空間の伝統と機能』清文堂出版
- 黒田俊雄 一九七五 『日本中世の国家と宗教』岩波書店
- 小泉恵子 一九八七 「松梅院禅能の失脚と北野社御師職」 『遙かなる中世』八号
- 国立歴史民俗博物館図録 二〇〇一 『なにが分かるか、社寺境内図』国立歴史民俗博物館
- 後藤みち子 二〇〇二 「中世後期公家の「家」の先祖祭祀」 『中世公家の家と女性』吉川弘文館（初出一九九七）
- 斎藤悦正 一九九九 「近世新田村における村落寺院——武蔵国小川村の場合——」 『史観』第一四一冊、早稲田大学史学会編
- 斎藤悦正 二〇〇〇 「村の記録にみる寺院と村社会」 『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四六輯、第四分冊
- 斎藤悦正 二〇〇二 「村落寺院と村秩序——下野国河内郡高松村を例として——」 『史料館研究紀要』第三四号、史料館（国文学研究資料館史料館）
- 斎藤悦正 二〇〇五 「近世中期村社会における由緒の形成と寺院」 『史観』第一五二冊、早稲田大学史学会

- 櫻井義秀・川又俊則編 二〇一六 『人口減少社会と寺院—ソーシャルキャピタルの視座から』法蔵館
- 佐々木孝正 一九八七 『仏教民俗史の研究』名著出版
- 佐々木孝正 一九八七 「中世における地方寺社の勸進」 『仏教民俗史の研究』名著出版（初出一九七三）
- 佐々木創二 二〇一五 「北野宮寺法花堂供僧の設置—法螺を喜ぶ北野天神のために」 瀬田勝哉編 『変貌する北野天満宮 中世後期の神仏世界』平凡社
- 佐藤 颯 二〇一六 「一九世紀地方寺院組織の展開—曹洞宗能仁寺を中心に—」 白井哲哉他編 『地域の記録と記憶を問い直す』八木書店
- 澤 博勝 一九九九 『近世の宗教組織と地域社会—教団信仰と民間信仰—』吉川弘文館
- 澤 博勝 二〇〇七 『近世宗教社会論』吉川弘文館
- 三田全信 一九七一 「嵯峨二尊院の法然上人の納骨塔の研究」 『浄土宗史の新研究』隆文館
- 塩野芳夫 一九九五 「近世融通念仏宗の成立—念仏講から一宗独立へ—」 『近世機内の社会と宗教』和泉書院（初出一九九三年）
- 滋賀県高島郡教育会 一九七二年 『高島郡誌』名著出版
- 滋賀県教育委員会 一九九一 『滋賀県中世城郭分布図8』滋賀県教育委員会
- 滋賀県教育委員会事務局 一九八九 『滋賀県大般若波羅蜜多経調査報告書』1 滋賀県教育委員会
- 滋賀県教育委員会事務局 一九九四 『滋賀県大般若波羅蜜多経調査報告書』2 滋賀県教育委員会
- 滋賀の20世紀編集委員会 二〇〇一 「水産組合取締役 中川源吾」 『滋賀の20世紀 ひと・もの・こと』サンライズ出版

- 清水邦彦二〇一五 「山崎通郡山宿における岡藩主中川氏の宿泊」『Musa 博物館学芸員課程年報』第二九号
- 下坂 守 二〇〇三 「中世的「勸進」の変質過程」『描かれた日本の中世―絵図分析論』法蔵館〈初出一九九一〉
- 白井哲哉他編二〇一六 『地域の記録と記憶を問い直す』八木書店
- 鈴木直樹二〇一二 「近世前期～中期における土豪家と村落寺院―武蔵国榛沢郡荒川村を事例に―」『関東近世史研究』第七三号、関東近世史研究会
- 泉涌寺 一九八四 『泉涌寺史』法蔵館
- 外山 徹二〇一五 「近世本末下位寺院の所持地形成に関する一考察」『明治大学博物館研究報告』二〇号
- 柚田善雄二〇〇三 「近世前期の寺院行政」『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版（一九八一年）
- 高岸 輝二〇〇四 「禅林寺本「融通念仏縁起絵巻」と足利義政」『室町王権と絵画』京都大学出版会
- 高田陽介 一九九六 「寺請以前の地域菩提寺とその檀家」勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社
- 高田陽介 一九八六 「境内墓地の経営と触穢思想」『日本歴史』四五六号
- 高田陽介 二〇〇六 「中世後期の近江における寺院と火葬場」多賀町教育委員会編『敏満寺は中世都市か』サンライズ出版
- 高橋慎一朗二〇一六 『日本中世の権力と寺院』吉川弘文館
- 高橋慎一朗二〇一六 A 「往生講の展開と浄土宗西山派」『日本中世の権力と寺院』吉川弘文館〈初出一九九六〉
- 高橋慎一朗二〇一六 B 「如法念仏の芸能的側面」『日本中世の権力と寺院』吉川弘文館〈初出二〇〇〇〉
- 高橋慎一朗二〇一六 C 「武家権力と西山派」『日本中世の権力と寺院』吉川弘文館
- 高橋秀樹 一九九六 『日本中世の家と親族』吉川弘文館

- 高橋大樹二〇〇八「附録 現在の大般若経会―知内「お祈祷さん」2006」古川彰編『ローカルな知の伝承と環境保全方法に関する研究―資料化の可能性とデータ共有の方法を視野に入れて―』平成一七年度〜平成一九年度科学研究費補助金、基盤研究（C）研究成果報告書（課題番号一七五三〇四〇三）
- 高橋大樹二〇一〇「中世北野社御供所八嶋屋と西京」日次紀事研究会編『年中行事論叢―『日次紀事』からの出発』岩田書院（本論第二章）
- 高橋大樹二〇一四「長松山万年寺縁起」の歴史的位置―鑄物師田中家の由緒をめぐって―」枚方市教育委員会・公益財団法人枚方市文化財研究調査会『枚方の鑄物師2―古文書編―』
- 高橋大樹二〇一四「中近世における新知恩院霊宝の伝来・形成過程」『大津市歴史博物館研究紀要（大津社寺宝物調査報告一）』一九号
- 高埜利彦他編二〇〇八『近世の宗教と社会』（1〜3）吉川弘文館
- 竹内秀雄一九六八『天満宮』（日本歴史叢書十九）吉川弘文館
- 竹内秀雄一九六八「北野社の神人」『天満宮』（日本歴史叢書十九）吉川弘文館
- 竹田聰洲一九九四「近世社会と仏教」『葬史と宗史』（国書刊行会竹田聰洲著作集七卷）〈初出一九七五〉
- 竹田聰洲一九九三『民俗仏教と祖先信仰』上・下・補（竹田聰洲著作集一・二・三）国書刊行会）〈初出一九七一〉
- 竹中友里代二〇〇八「近世石清水八幡宮の石高―新史料「八幡宮筆記」を中心に―」『京都府立総合資料館紀要』第三六号
- 田代尚光一九八一『良忍上人と大念仏寺』日本仏教の心8、ぎょうせい一〇六一―一〇七頁
- 田辺隆邦一九七二「善空上人の教化」『西山学報』二二号

- 田辺英夫 一九九三「本山義の軌跡」・「史料紹介 善空置文」『西山学報』四一号
- 田村圓澄 一九六二「尊院と知恩院」『法然上人傳の研究』法蔵館
- 圭室諦成 一九六二「中世後期仏教の研究―特に戦国期を中心として―」『明治大学人文科学研究紀要』一号
- 圭室諦成 一九六三『葬式仏教』大法輪閣
- 圭室文雄 一九九九『葬式と檀家』吉川弘文館。
- 辻垣晃一・森洋久編 二〇〇三『森幸安の描いた地図』（日文研叢書二九）国際日本文化センター
- 辻善之助 一九五四『日本仏教史』第九卷近世編三、岩波書店
- 辻田稔次 一九八三「周防・長門における西山派」『西山禅林学報』第一七号
- 土谷真紀 二〇一〇「初期狩野派絵巻の研究―二尊院縁起絵巻を中心に―」『鹿島美術研究（年報第二七号別冊）鹿島美術財団
- 富善一敏 一九九六『近世中後期の地域社会と村政』東京大学日本史学研究室
- 豊島 修 二〇〇五「近世和州村落寺院の仏教行事―坂合部郷の修正会について―」『熊野信仰史研究と庶民信仰史論』清文堂〈初出二〇〇二〉
- 豊島修・木場明志編 二〇一〇『寺社造営勸進 本願職の研究』清文堂出版
- 豊田元彦 一九九六「近世における西山禅林寺派の動向―『京都永観堂禅林寺文書』から―」『西山学会学報』六号
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編 一九八四『水と人の環境史―琵琶湖報告書―』御茶の水書房
- 中島圭一 二〇一二「中世の寺社金融―高埜利彦・安田次郎編『新日本体系日本史一五宗教社会史』山川出版社
- 中ノ堂二信 二〇一二『中世勸進の研究―その形成と展開』法蔵館

- 中野豈任 一九八八「呪符と境界」『祝儀・吉書・呪符―中世村落の祈りと呪符―』吉川弘文館
- 中野正明 二〇〇一「『実隆公記』に見られる法然上人」大正大学浄土学研究会編『法然浄土教の思想と伝歴』山喜房佛書林
- 永村 眞 二〇〇〇『中世寺院史料論』吉川弘文館
- 夏目琢史 二〇一五『近世の地方寺院と地域社会―遠州井伊谷龍潭寺を中心に―』同成社
- 鍋田英水子 一九九七「中世後期「北野社」神社組織における「一社」」『武蔵大学人文会雑誌』第二九卷第一・二号
- 西口順子 一九九六「禪林寺の歴史」『図録京都・永観堂禪林寺の名宝』展覧会図録作成委員会
- 西口順子 二〇〇四「院政期の大原別所―良忍伝をめぐる―」『平安時代の寺院と民衆』法蔵館（初出一九五九年）
- 西口順子 二〇〇六「巫女の炊事と機織り」『中世の女性と仏教』法蔵館（初出一九九〇）
- 西田圓我 二〇〇〇「室町時代における貴族の浄土信仰―師檀関係の固定化をめぐる―」『古代・中世の浄土教信仰と文化』思文閣出版（初出一九七五）
- 西山 克 一九九八「夢見られた空間テキスト5北野曼陀羅」『聖地の想像力 参詣曼荼羅を読む』法蔵館（初出一九九四）
- 野地秀俊 二〇〇二「中世における寺社参詣と「穢」」伊藤唯真編『日本仏教の形成と展開』法蔵館
- 幡鎌一弘 二〇一四『寺社史料と近世社会』法蔵館
- 原田敏明 一九七二「村境と宗教」『宗教と社会』東海大学出版会（初出一九五七）
- 原田敏丸 一九八三『近世村落の経済と社会』山川出版社
- 原田敏丸 二〇一〇「【講演録】近江の村々」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第四三号

- 原田正俊 二〇一六 「室町仏教を考える」 (入門講座講演録) 『佛教史学研究』 五八卷二号
- 日沖敦子 二〇〇六 「当麻曼荼羅と比丘尼」 『月庵醉醒記』 所収説話を端緒として― (『説話文学研究』 第四一号 東 昇 二〇一六 『近世の村と地域情報』 吉川弘文館)
- 久水俊和 二〇一五 「天皇家の追善仏事と皇統意識―室町後期から中近世移行期の事例を中心に」 『国史学』 二一七号
- 尾藤正英 一九九二 「日本における国民的宗教の成立」 『江戸時代とはなにか―日本史上の近世と近代』 岩波書店
- 福田アジオ 一九八二 『日本村落の民俗的構造』 弘文堂
- 福田アジオ 二〇〇四 『寺・墓・先祖の民俗学』 大河書房
- 藤井 学 二〇〇二A 「近世初期の政治思想と国家意識」 『法華文化の展開』 法蔵館 (初出一九七五)
- 藤井 学 二〇〇二B 『法華衆と町衆』 法蔵館
- 藤田励夫 一九九五 「村落における大般若経の護持―菅浦・阿弥陀寺所有大般若経―」 『大般若経の世界』 滋賀県立琵琶湖文化館図録
- 古川 彰 二〇〇四 『村の生活環境史』 (関西学院大学研究叢書第一〇六編) 世界思想社
- 古川 彰 二〇〇四 「虫送りと生活知の変容」 『村の生活環境史』 (関西学院大学研究叢書第一〇六編) 世界思想社
- 古川 彰 二〇〇五 「生活知のくり出し方―「村の日記」のなかの調査―」 『先端社会研究』 第二号
- 朴澤直秀 二〇〇四A 「近世中後期関東における宗教施設の運営―村・檀家組織・地方教団組織相互関係」 『幕藩権力と寺檀制度』 吉川弘文館 (初出一九九七)
- 朴澤直秀 二〇〇四B 『幕藩権力と寺檀制度』 吉川弘文館
- 朴澤直秀 二〇一五A 「無檀・無本寺寺院の廃寺に関する法令」 『近世仏教の制度と情報』 吉川弘文館 (初出二〇一

三)

朴澤直秀 二〇一五 B 「本末帳に載らない「無本寺」寺院―摂津国八部郡・再度山大龍寺―」『近世仏教の制度と情報』吉川弘文館〈初出二〇一三〉

報』吉川弘文館〈初出二〇一三〉

朴澤直秀 二〇一五 C 「半檀家論の再検討」『近世仏教の制度と情報』吉川弘文館〈初出二〇〇五〉

朴澤直秀 二〇一五 D 「仏教教団の組織と構造」『近世仏教の制度と情報』吉川弘文館〈初出二〇〇七〉

細川涼一 二〇一三 A 「北野社と西京散所」『日本中世の社会と神社』思文閣出版〈初出二〇〇一〉

細川涼一 二〇一三 B 「中世の北野社と宮仕沙汰承仕家―京都橘大学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家文書」の補任状から」『日本中世の社会と神社』思文閣出版〈初出二〇〇二〉

マキノ町誌編さん委員会編 一九八七『マキノ町誌』マキノ町

マキノ町教育委員会 一九八〇『マキノのむかしばなし』ふるさと近江伝承文化叢書 サンブライト出版

松浦 清 一九九二「融通念仏信仰と片袖縁起―大念仏寺所蔵「片袖縁起」を中心に―」『大阪市立博物館研究紀要』

二四冊

松浦 清 一九九六「大念仏寺所蔵「片袖縁起」(土佐光芳本)とその「粉本」について」『大阪市立博物館研究紀要』二八冊

的場匠平 二〇一五 「近世公家社会における葬祭と寺院」『蓮花寺佛教研究所紀要』第八号

村上紀夫 二〇一三 『近世勧進の研究―京都の民間宗教者―』法蔵館

村上紀夫 二〇一六 「聖」再考―中世から近世へ― 『歴史評論』(特集日本中世後期の宗教勢力) 七九七号

三枝暁子 二〇一三 「北野社西京七保神人の成立とその活動」『比叡山と室町幕府 寺家と武家の京都支配』東京大

- 学出版会〈初出二〇〇七〉
- 森本一彦 二〇〇六 『先祖祭祀と家の確立―「半檀家制」から一家一寺へ―』ミネルヴァ書房
- 山村金之助 一九八六 『近江の水産翁 中川源吾』『湖国と文化』第三六号、(財)滋賀県文化体育振興事業団
- 融通念佛宗教学研究所編 一九八二 『融通念佛宗年表』大念佛寺
- 湯之上隆 二〇一四 『日本中世の地域社会と仏教』思文閣出版
- 湯浅治久 二〇〇五 『中世東国の地域社会史』(中世史研究叢書⑤) 岩田書院
- 湯浅治久 二〇〇九 『戦国仏教―中世社会と日蓮宗』中公新書
- 湯川敏治 二〇〇八 『戦国期における商人の側面―小袖屋・袋屋を事例に―』『日本歴史』第七二四号
- 吉井敏幸 一九八四 『近世初期一山寺院の寺僧集団』『日本史研究』二六六号
- 吉井良顕編 一九六五 『再興賜紫大通上人行実年譜』大念佛寺
- 米山俊直 一九六七 『日本のむらの百年』日本放送協会の
- 脇田晴子 一九九九 『中世京都と祇園祭』中公新書
- 渡辺尚志 二〇〇七 『近世の村と寺』『近世の村落と地域社会』〈初出一九九六〉

初出一覧

序章（新稿）

第一部

第一章 室町・戦国期における寺院再興と「勸進」―檀那・菩提所―

原題：「室町・戦国期二尊院の再興と「勸進」―法然廟・檀那・菩提所―

佛教史学会『佛教史学研究』五五巻二号、二〇一三年

第二章 中世北野社御供所八嶋考 ―西京・宮仕・神子―

原題：「中世北野社御供所八嶋屋と西京

日次紀事研究会編『年中行事論叢―『日次紀事』からの出発―』岩田書院 二〇一〇年

第三章 「西京七保」御供所の近世 ―御供所寺院とその維持・管理―

原題：「西京七保」御供所の近世 ―御供所寺院とその維持・管理―

『佛敎大学総合研究所紀要』別冊（洛中周辺地域の歴史的変容に関する総合的研究）二〇一三年

第四章 近世京都における融通念佛宗寺院の展開 ―京都里坊北野圓滿寺の創建―

原題：近世京都における融通念佛宗寺院の展開 — 北野圓滿寺をめぐる —

融通念佛宗開宗九百年記念・大通上人三百回遠忌記念論集『融通念佛宗における信仰と教義の邂逅』法蔵館、二〇一五年

第二部

第五章 近世村落寺院の維持と管理 — 年中行事・生業・生活空間 —

原題：近世村落寺院と檀那 — 近江国高嶋郡知内村を事例として — (第一章・三章)

『鷹陵史学』三三三号、二〇〇七年

近世村方祈祷に関する一考察 — 知内村と大般若経会争論 —

『佛教大学大学院紀要』文学研究科篇三九号、二〇一一年

第六章 近世知内村の「半檀家」と寺檀関係 — 村・檀那・菩提所 —

原題：近世村落寺院と檀那 — 近江国高嶋郡知内村を事例として — (第二章)

『鷹陵史学』三三三号、二〇〇七年

近江の半檀家 — 近世湖西・湖北地域を事例に —

近江地方史研究会大会報告、二〇一二年

第七章 寺誌を識すということ — 明治・大正期知内村と寺院の歴史叙述 —

原題：「寺誌」を識すということ — 知内村記録の「周辺」 —

鎌谷かおる編『明治・大正期の中川源吾をめぐる史料と地域社会』（科研報告書）

「日本近世近代移行期における内水面漁業の研究―琵琶湖を対象に―」（課題番号二五七七〇二四七）

平成二六年～平成二八年度科学研究費補助金（若手研究B 研究代表者 鎌谷かおる）研究成果報告書
（予定）

終章（新稿）

※第一部各章は初出論稿に加筆・修正をほどこし、第二部各章は初出論稿を分割の上、大幅な加筆・修正をおこなっている。